

## 第 4 回 定 例 会 議 録 目 次

### 第 1 号（11月22日）（火曜日）

開 会	9
開 議	9
日程第 1 会議録署名議員の指名	9
日程第 2 会期決定の件	9
日程第 3 諸般の報告（議長・監査結果報告）	9
日程第 4 行政報告（市長報告）	9
永山市長報告	9
日程第 5 承認第 9 号 専決処分（令和 4 年度日置市一般会計補正予算（第 8 号））につき承認 を求めることについて	10
日程第 6 承認第 10 号 専決処分（令和 4 年度日置市一般会計補正予算（第 9 号））につき承認 を求めることについて	10
永山市長提案理由説明	10
日程第 7 議案第 68 号 日置市観光案内所に係る指定管理者の指定について	11
日程第 8 議案第 69 号 日置市森林体験交流センター美山陶遊館及び日置市共同登り窯に係る 指定管理者の指定について	11
永山市長提案理由説明	12
日程第 9 議案第 70 号 日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」に係る指定管理者の指 定について	12
日程第 10 議案第 71 号 日置市伊集院文化会館及び日置市東市来文化交流センターに係る指 定管理者の指定について	12
日程第 11 議案第 72 号 日置市体育施設及び日置市都市公園運動施設に係る指定管理者の指 定について	12
永山市長提案理由説明	12
山口初美さん	12
坂上福祉課長	13
日程第 12 議案第 73 号 日置市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について	13
永山市長提案理由説明	13
上総務企画部長兼総務課長	13
黒田澄子さん	14

上総務企画部長兼総務課長	14
黒田澄子さん	14
上総務企画部長兼総務課長	14
日程第13 議案第74号 日置市国民健康保険税条例の一部改正について	16
永山市長提案理由説明	16
上総務企画部長兼総務課長	16
日程第14 議案第75号 公の施設の使用料等の額の改定のための関係条例の整備に関する条例の制定について	17
永山市長提案理由説明	17
上総務企画部長兼総務課長	18
日程第15 議案第76号 日置市手数料徴収条例の一部改正について	19
永山市長提案理由説明	19
新川市民福祉部長兼市民生活課長	19
日程第16 議案第77号 日置市議会議員又は日置市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について	19
永山市長提案理由説明	19
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	20
休憩	20
日程第17 議案第78号 令和4年度日置市一般会計補正予算(第10号)	21
日程第18 議案第79号 令和4年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	21
日程第19 議案第80号 令和4年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算(第2号)	21
日程第20 議案第81号 令和4年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算(第2号)	21
日程第21 議案第82号 令和4年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算(第3号)	21
日程第22 議案第83号 令和4年度日置市介護保険特別会計補正予算(第3号)	21
日程第23 議案第84号 令和4年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	21
日程第24 議案第85号 令和4年度日置市水道事業会計補正予算(第4号)	21
日程第25 議案第86号 令和4年度日置市下水道事業会計補正予算(第2号)	21
永山市長提案理由説明	21
日程第26 陳情第7号 吹上浜沖洋上風力発電計画を方向付ける占有区域指定を県が国に申請するための情報提供をしないことを要請する陳情	24
散会	24

---

第2号（11月29日）（火曜日）

開 議 .....	2 8
日程第1 一般質問 .....	2 8
中村清栄君 .....	2 8
永山市長 .....	2 8
奥教育長 .....	2 8
中村清栄君 .....	2 9
中鉢学校教育課長 .....	2 9
中村清栄君 .....	2 9
中鉢学校教育課長 .....	2 9
中村清栄君 .....	2 9
奥教育長 .....	3 0
中村清栄君 .....	3 0
奥教育長 .....	3 0
中村清栄君 .....	3 0
中鉢学校教育課長 .....	3 0
中村清栄君 .....	3 0
中鉢学校教育課長 .....	3 0
中村清栄君 .....	3 0
中鉢学校教育課長 .....	3 0
中村清栄君 .....	3 0
中鉢学校教育課長 .....	3 0
中村清栄君 .....	3 1
中鉢学校教育課長 .....	3 1
中村清栄君 .....	3 1
中鉢学校教育課長 .....	3 1
中村清栄君 .....	3 1
中鉢学校教育課長 .....	3 1
中村清栄君 .....	3 1
中鉢学校教育課長 .....	3 1
中村清栄君 .....	3 1

中鉢学校教育課長 .....	3 1
中村清栄君 .....	3 2
中鉢学校教育課長 .....	3 2
中村清栄君 .....	3 2
中鉢学校教育課長 .....	3 2
中村清栄君 .....	3 2
中鉢学校教育課長 .....	3 2
中村清栄君 .....	3 2
中鉢学校教育課長 .....	3 2
中村清栄君 .....	3 2
中鉢学校教育課長 .....	3 2
中村清栄君 .....	3 2
中鉢学校教育課長 .....	3 2
中村清栄君 .....	3 2
中鉢学校教育課長 .....	3 2
中村清栄君 .....	3 3
永山市長 .....	3 3
中村清栄君 .....	3 3
久木崎教育委員会事務局長兼教育総務課長 .....	3 3
中村清栄君 .....	3 3
久木崎教育委員会事務局長兼教育総務課長 .....	3 3
中村清栄君 .....	3 3
久木崎教育委員会事務局長兼教育総務課長 .....	3 3
中村清栄君 .....	3 3
久木崎教育委員会事務局長兼教育総務課長 .....	3 3
中村清栄君 .....	3 3
久木崎教育委員会事務局長兼教育総務課長 .....	3 3
中村清栄君 .....	3 3
奥教育長 .....	3 4
中村清栄君 .....	3 4
久木崎教育委員会事務局長兼教育総務課長 .....	3 4
中村清栄君 .....	3 4
久木崎教育委員会事務局長兼教育総務課長 .....	3 4
中村清栄君 .....	3 4

久木崎教育委員会事務局長兼教育総務課長	3 4
中村清栄君	3 4
奥教育長	3 5
中村清栄君	3 5
奥教育長	3 5
福元 悟君	3 5
永山市長	3 6
奥教育長	3 7
福元 悟君	3 7
東財政管財課長	3 7
福元 悟君	3 7
東財政管財課長	3 8
福元 悟君	3 8
東財政管財課長	3 8
福元 悟君	3 8
東財政管財課長	3 8
休 憩	3 8
福元 悟君	3 8
田口建設課長	3 9
福元 悟君	3 9
田口建設課長	3 9
福元 悟君	4 0
田口建設課長	4 0
福元 悟君	4 0
東財政管財課長	4 0
福元 悟君	4 0
立和名社会教育課長	4 0
福元 悟君	4 0
立和名社会教育課長	4 1
福元 悟君	4 1
立和名社会教育課長	4 1
福元 悟君	4 1

立和名社会教育課長	4 1
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	4 1
福元 悟君	4 2
立和名社会教育課長	4 2
福元 悟君	4 2
新川市民福祉部長兼市民生活課長	4 2
福元 悟君	4 2
田代商工観光課長	4 2
福元 悟君	4 2
田代商工観光課長	4 3
福元 悟君	4 3
永山市長	4 3
福元 悟君	4 3
奥教育長	4 3
福元 悟君	4 3
黒田澄子さん	4 4
永山市長	4 4
奥教育長	4 6
黒田澄子さん	4 6
東財政管財課長	4 7
黒田澄子さん	4 7
東財政管財課長	4 7
黒田澄子さん	4 7
田口建設課長	4 7
黒田澄子さん	4 7
田口建設課長	4 7
黒田澄子さん	4 7
田口建設課長	4 7
黒田澄子さん	4 7
田口建設課長	4 7
黒田澄子さん	4 8
田口建設課長	4 8

	黒田澄子さん	4 8
	東財政管財課長	4 8
	黒田澄子さん	4 8
	東財政管財課長	4 8
休	憩	4 9
	黒田澄子さん	4 9
	馬場口こども未来課長	4 9
	黒田澄子さん	4 9
	馬場口こども未来課長	4 9
	黒田澄子さん	4 9
	馬場口こども未来課長	4 9
	黒田澄子さん	4 9
	馬場口こども未来課長	4 9
	黒田澄子さん	4 9
	馬場口こども未来課長	4 9
	黒田澄子さん	5 0
	馬場口こども未来課長	5 0
	黒田澄子さん	5 0
	馬場口こども未来課長	5 0
	黒田澄子さん	5 0
	馬場口こども未来課長	5 0
	黒田澄子さん	5 0
	永山市長	5 1
	黒田澄子さん	5 1
	田口建設課長	5 2
	黒田澄子さん	5 2
	永山市長	5 2
	黒田澄子さん	5 2
	田口建設課長	5 2
	黒田澄子さん	5 2
	宮前健康保険課長	5 2
	黒田澄子さん	5 2

宮前健康保険課長	5 3
黒田澄子さん	5 3
宮前健康保険課長	5 3
黒田澄子さん	5 3
宮前健康保険課長	5 3
黒田澄子さん	5 3
宮前健康保険課長	5 3
黒田澄子さん	5 4
宮前健康保険課長	5 4
黒田澄子さん	5 4
宮前健康保険課長	5 4
黒田澄子さん	5 4
宮前健康保険課長	5 4
黒田澄子さん	5 4
宮前健康保険課長	5 5
黒田澄子さん	5 5
宮前健康保険課長	5 5
黒田澄子さん	5 5
宮前健康保険課長	5 5
黒田澄子さん	5 6
宮前健康保険課長	5 6
黒田澄子さん	5 6
宮前健康保険課長	5 6
黒田澄子さん	5 6
永山市長	5 6
黒田澄子さん	5 6
上村企画課長	5 6
黒田澄子さん	5 7
上村企画課長	5 7
黒田澄子さん	5 7
中鉢学校教育課長	5 7
黒田澄子さん	5 7
永山市長	5 8
是枝みゆきさん	5 8



永山市長	5 9
奥教育長	5 9
是枝みゆきさん	6 0
宮前健康保険課長	6 0
是枝みゆきさん	6 0
中鉢学校教育課長	6 0
是枝みゆきさん	6 1
中鉢学校教育課長	6 1
是枝みゆきさん	6 1
中鉢学校教育課長	6 1
是枝みゆきさん	6 2
中鉢学校教育課長	6 2
休 憩	6 2
是枝みゆきさん	6 2
中鉢学校教育課長	6 2
是枝みゆきさん	6 3
奥教育長	6 3
是枝みゆきさん	6 3
宮前健康保険課長	6 3
是枝みゆきさん	6 4
宮前健康保険課長	6 4
是枝みゆきさん	6 4
宮前健康保険課長	6 4
是枝みゆきさん	6 4
宮前健康保険課長	6 5
是枝みゆきさん	6 5
宮前健康保険課長	6 5
是枝みゆきさん	6 5
永山市長	6 5
是枝みゆきさん	6 6
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	6 6
是枝みゆきさん	6 6

瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	6 6
是枝みゆきさん	6 6
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	6 6
是枝みゆきさん	6 7
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	6 7
是枝みゆきさん	6 7
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	6 7
是枝みゆきさん	6 7
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	6 7
是枝みゆきさん	6 7
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	6 8
是枝みゆきさん	6 8
永山市長	6 8
元山寿哉君	6 8
永山市長	6 9
元山寿哉君	7 1
新川市民福祉部長兼市民生活課長	7 1
元山寿哉君	7 1
永山市長	7 2
元山寿哉君	7 2
新川市民福祉部長兼市民生活課長	7 2
元山寿哉君	7 3
新川市民福祉部長兼市民生活課長	7 3
休 憩	7 3
元山寿哉君	7 3
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	7 3
元山寿哉君	7 4
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	7 4
元山寿哉君	7 4
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	7 4
元山寿哉君	7 4
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	7 4

元山寿哉君	7 4
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	7 4
元山寿哉君	7 5
永山市長	7 5
元山寿哉君	7 5
田代商工観光課長	7 5
元山寿哉君	7 5
田代商工観光課長	7 5
元山寿哉君	7 6
田代商工観光課長	7 6
元山寿哉君	7 6
松岡介護保険課長	7 6
元山寿哉君	7 7
永山市長	7 7
散 会	7 8

---

第3号（11月30日）（水曜日）

開 議	8 2
日程第1 一般質問	8 2
佐多申至君	8 2
永山市長	8 2
奥教育長	8 3
佐多申至君	8 4
濱崎地域づくり課長	8 4
佐多申至君	8 4
永山市長	8 4
佐多申至君	8 4
濱崎地域づくり課長	8 4
佐多申至君	8 5
濱崎地域づくり課長	8 5
佐多申至君	8 5
濱崎地域づくり課長	8 5

佐多申至君 .....	8 5
濱崎地域づくり課長 .....	8 5
佐多申至君 .....	8 5
立和名社会教育課長 .....	8 5
佐多申至君 .....	8 5
立和名社会教育課長 .....	8 6
佐多申至君 .....	8 6
永山市長 .....	8 6
佐多申至君 .....	8 6
濱崎地域づくり課長 .....	8 6
奥教育長 .....	8 6
佐多申至君 .....	8 6
永山市長 .....	8 7
佐多申至君 .....	8 7
濱崎地域づくり課長 .....	8 7
佐多申至君 .....	8 7
永山市長 .....	8 7
佐多申至君 .....	8 8
田村上下水道課長 .....	8 8
佐多申至君 .....	8 8
田村上下水道課長 .....	8 8
佐多申至君 .....	8 9
田村上下水道課長 .....	8 9
佐多申至君 .....	8 9
田村上下水道課長 .....	8 9
佐多申至君 .....	8 9
田村上下水道課長 .....	8 9
佐多申至君 .....	8 9
田村上下水道課長 .....	8 9
佐多申至君 .....	8 9
田村上下水道課長 .....	8 9
佐多申至君 .....	8 9

	田村上下水道課長 .....	9 0
	佐多申至君 .....	9 0
	田村上下水道課長 .....	9 0
	田代商工観光課長 .....	9 0
	佐多申至君 .....	9 0
	田村上下水道課長 .....	9 0
	佐多申至君 .....	9 0
	田村上下水道課長 .....	9 0
	佐多申至君 .....	9 0
	永山市長 .....	9 0
	佐多申至君 .....	9 1
休	憩 .....	9 1
	坂口洋之君 .....	9 1
	永山市長 .....	9 2
	奥教育長 .....	9 3
	坂口洋之君 .....	9 3
	永山市長 .....	9 4
	坂口洋之君 .....	9 4
	坂上福祉課長 .....	9 4
	坂口洋之君 .....	9 4
	坂上福祉課長 .....	9 4
	坂口洋之君 .....	9 4
	坂上福祉課長 .....	9 5
	坂口洋之君 .....	9 5
	坂上福祉課長 .....	9 5
	坂口洋之君 .....	9 5
	坂上福祉課長 .....	9 5
	坂口洋之君 .....	9 6
	坂上福祉課長 .....	9 6
	坂口洋之君 .....	9 6
	坂上福祉課長 .....	9 6
	坂口洋之君 .....	9 6

永山市長	9 6
坂口洋之君	9 7
坂上福祉課長	9 7
坂口洋之君	9 7
坂上福祉課長	9 7
坂口洋之君	9 7
永山市長	9 7
坂口洋之君	9 7
坂上福祉課長	9 7
坂口洋之君	9 8
奥教育長	9 8
坂口洋之君	9 8
永山市長	9 8
坂口洋之君	9 8
永山市長	9 9
坂口洋之君	9 9
有島稅務課長	9 9
坂口洋之君	9 9
坂上福祉課長	1 0 0
坂口洋之君	1 0 0
坂上福祉課長	1 0 0
坂口洋之君	1 0 0
坂上福祉課長	1 0 1
坂口洋之君	1 0 1
永山市長	1 0 1
坂口洋之君	1 0 1
坂上福祉課長	1 0 1
坂口洋之君	1 0 1
永山市長	1 0 2
坂口洋之君	1 0 2
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 0 2
坂口洋之君	1 0 2

	瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 0 2
	坂口洋之君	1 0 2
	瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 0 2
	坂口洋之君	1 0 3
	瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 0 3
	坂口洋之君	1 0 3
	瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 0 3
休	憩	1 0 3
	山口初美さん	1 0 3
	永山市長	1 0 5
	奥教育長	1 0 6
	山口初美さん	1 0 6
	永山市長	1 0 6
	山口初美さん	1 0 6
	瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 0 6
	山口初美さん	1 0 6
	瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 0 7
	山口初美さん	1 0 7
	瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 0 7
	山口初美さん	1 0 7
	上村企画課長	1 0 7
	山口初美さん	1 0 7
	永山市長	1 0 8
	山口初美さん	1 0 8
	上総務企画部長兼総務課長	1 0 9
	山口初美さん	1 0 9
	上総務企画部長兼総務課長	1 0 9
	山口初美さん	1 0 9
	上総務企画部長兼総務課長	1 0 9
	山口初美さん	1 0 9
	上総務企画部長兼総務課長	1 0 9
	山口初美さん	1 0 9

宮前健康保険課長	1 0 9
山口初美さん	1 1 0
新川市民福祉部長兼市民生活課長	1 1 0
山口初美さん	1 1 0
新川市民福祉部長兼市民生活課長	1 1 0
山口初美さん	1 1 0
宮前健康保険課長	1 1 0
山口初美さん	1 1 0
宮前健康保険課長	1 1 0
山口初美さん	1 1 1
宮前健康保険課長	1 1 1
山口初美さん	1 1 1
永山市長	1 1 1
山口初美さん	1 1 1
新川市民福祉部長兼市民生活課長	1 1 2
山口初美さん	1 1 2
新川市民福祉部長兼市民生活課長	1 1 2
山口初美さん	1 1 2
奥教育長	1 1 2
山口初美さん	1 1 3
久木崎教育委員会事務局長兼教育総務課長	1 1 3
山口初美さん	1 1 3
奥教育長	1 1 3
休 憩	1 1 3
長倉浩二君	1 1 3
永山市長	1 1 5
長倉浩二君	1 1 6
新川市民福祉部長兼市民生活課長	1 1 6
長倉浩二君	1 1 6
新川市民福祉部長兼市民生活課長	1 1 7
長倉浩二君	1 1 7
新川市民福祉部長兼市民生活課長	1 1 7



長倉浩二君 .....	1 1 7
新川市民福祉部長兼市民生活課長 .....	1 1 7
長倉浩二君 .....	1 1 7
新川市民福祉部長兼市民生活課長 .....	1 1 8
長倉浩二君 .....	1 1 8
新川市民福祉部長兼市民生活課長 .....	1 1 8
長倉浩二君 .....	1 1 8
新川市民福祉部長兼市民生活課長 .....	1 1 8
長倉浩二君 .....	1 1 8
新川市民福祉部長兼市民生活課長 .....	1 1 8
長倉浩二君 .....	1 1 8
新川市民福祉部長兼市民生活課長 .....	1 1 8
長倉浩二君 .....	1 1 9
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長 .....	1 1 9
長倉浩二君 .....	1 1 9
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長 .....	1 1 9
長倉浩二君 .....	1 1 9
濱崎地域づくり課長 .....	1 1 9
長倉浩二君 .....	1 1 9
濱崎地域づくり課長 .....	1 2 0
長倉浩二君 .....	1 2 0
濱崎地域づくり課長 .....	1 2 0
長倉浩二君 .....	1 2 0
濱崎地域づくり課長 .....	1 2 0
長倉浩二君 .....	1 2 0
濱崎地域づくり課長 .....	1 2 0
長倉浩二君 .....	1 2 0
濱崎地域づくり課長 .....	1 2 0
長倉浩二君 .....	1 2 1
濱崎地域づくり課長 .....	1 2 1
長倉浩二君 .....	1 2 1
濱崎地域づくり課長 .....	1 2 1
長倉浩二君 .....	1 2 1
濱崎地域づくり課長 .....	1 2 1

	長倉浩二君 .....	1 2 2
	濱崎地域づくり課長 .....	1 2 2
	長倉浩二君 .....	1 2 2
	濱崎地域づくり課長 .....	1 2 2
	長倉浩二君 .....	1 2 2
	永山市長 .....	1 2 3
休	憩 .....	1 2 3
	下園和己君 .....	1 2 3
	永山市長 .....	1 2 4
	下園和己君 .....	1 2 5
	田代商工観光課長 .....	1 2 5
	下園和己君 .....	1 2 5
	田代商工観光課長 .....	1 2 5
	下園和己君 .....	1 2 6
	田代商工観光課長 .....	1 2 6
	下園和己君 .....	1 2 6
	田代商工観光課長 .....	1 2 6
	下園和己君 .....	1 2 6
	田代商工観光課長 .....	1 2 6
	下園和己君 .....	1 2 6
	田代商工観光課長 .....	1 2 7
	下園和己君 .....	1 2 7
	田代商工観光課長 .....	1 2 7
	下園和己君 .....	1 2 7
	田代商工観光課長 .....	1 2 7
	下園和己君 .....	1 2 7
	田代商工観光課長 .....	1 2 7
	下園和己君 .....	1 2 7
	田代商工観光課長 .....	1 2 7
	下園和己君 .....	1 2 8
	田代商工観光課長 .....	1 2 8
	下園和己君 .....	1 2 8

田代商工観光課長	1 2 8
下園和己君	1 2 8
田代商工観光課長	1 2 9
下園和己君	1 2 9
田代商工観光課長	1 2 9
下園和己君	1 2 9
永山市長	1 2 9
散 会	1 3 0

---

第4号（12月20日）（火曜日）

開 議	1 3 5
日程第1 議案第68号 日置市観光案内所に係る指定管理者の指定について	1 3 5
日程第2 議案第69号 日置市森林体験交流センター美山陶遊館及び日置市共同登り窯に係る指定管理者の指定について	1 3 5
佐多総務企画常任委員長報告	1 3 5
山口初美さん	1 3 6
福田晋拓君	1 3 6
山口初美さん	1 3 7
福田晋拓君	1 3 7
日程第3 議案第70号 日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」に係る指定管理者の指定について	1 3 8
日程第4 議案第71号 日置市伊集院文化会館及び日置市東市来文化交流センターに係る指定管理者の指定について	1 3 8
日程第5 議案第72号 日置市体育施設及び日置市都市公園運動施設に係る指定管理者の指定について	1 3 8
是枝文教厚生委員長報告	1 3 8
山口初美さん	1 4 1
元山寿哉君	1 4 2
山口初美さん	1 4 2
中村清栄君	1 4 2
山口初美さん	1 4 3
山口政夫君	1 4 3

日程第 6	議案第 7 4 号	日置市国民健康保険税条例の一部改正について	1 4 4
		是枝文教厚生委員長報告	1 4 4
日程第 7	議案第 7 5 号	公の施設の使用料等の額の改定のための関係条例の整備に関する条例の制定について	1 4 4
		佐多総務企画常任委員長報告	1 4 4
		山口初美さん	1 4 7
		重留健朗君	1 4 7
		山口初美さん	1 4 7
		下御領昭博君	1 4 8
休 憩			1 4 8
日程第 8	議案第 7 6 号	日置市手数料徴収条例の一部改正について	1 4 8
		是枝文教厚生委員長報告	1 4 8
		山口初美さん	1 4 9
		漆島政人君	1 4 9
日程第 9	議案第 7 8 号	令和 4 年度日置市一般会計補正予算 (第 1 0 号)	1 5 0
日程第 1 0	議案第 7 9 号	令和 4 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)	1 5 0
日程第 1 1	議案第 8 0 号	令和 4 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算 (第 2 号)	1 5 0
日程第 1 2	議案第 8 1 号	令和 4 年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算 (第 2 号)	1 5 0
日程第 1 3	議案第 8 2 号	令和 4 年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算 (第 3 号)	1 5 0
日程第 1 4	議案第 8 3 号	令和 4 年度日置市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)	1 5 0
日程第 1 5	議案第 8 4 号	令和 4 年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)	1 5 0
日程第 1 6	議案第 8 5 号	令和 4 年度日置市水道事業会計補正予算 (第 4 号)	1 5 0
日程第 1 7	議案第 8 6 号	令和 4 年度日置市下水道事業会計補正予算 (第 2 号)	1 5 0
		坂口予算審査特別委員長報告	1 5 1
休 憩			1 5 6
日程第 1 8	陳情第 6 号	川内原発の運転期間を 2 0 年延長しないことを求める件	1 5 7
		佐多総務企画常任委員長報告	1 5 8
		山口初美さん	1 5 9
		重留健朗君	1 6 0
日程第 1 9	議案第 8 7 号	日置市職員の給与に関する条例の一部改正について	1 6 0
日程第 2 0	議案第 8 8 号	日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について	1 6 0

永山市長提案理由説明	160
上総務企画部長兼総務課長	161
日程第21 議案第89号 令和4年度日置市一般会計補正予算(第11号)	162
日程第22 議案第90号 令和4年度日置市水道事業会計補正予算(第5号)	162
日程第23 議案第91号 令和4年度日置市下水道事業会計補正予算(第3号)	162
永山市長提案理由説明	163
黒田澄子さん	163
宮前健康保険課長	164
黒田澄子さん	165
宮前健康保険課長	165
是枝みゆきさん	166
宮前健康保険課長	166
是枝みゆきさん	166
宮前健康保険課長	166
是枝みゆきさん	166
宮前健康保険課長	167
休憩	168
日程第24 閉会中の継続審査の申し出について	168
日程第25 閉会中の継続調査の申し出について	168
日程第26 所管事務調査結果報告について	168
日程第27 議員派遣の件について	168
閉会	169
永山市長	169

---



令和4年第4回（12月）日置市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	摘 要
11月22日	火	本 会 議	予算・議案上程、質疑、表決、委員会付託
11月23日	水	休 会	勤労感謝の日
11月24日	木	休 会	
11月25日	金	休 会	
11月26日	土	休 会	
11月27日	日	休 会	
11月28日	月	休 会	
11月29日	火	本 会 議	一般質問
11月30日	水	本 会 議	一般質問
12月 1日	木	休 会	
12月 2日	金	委 員 会	条例・予算審査特別委員会分科会（補正予算）
12月 3日	土	休 会	
12月 4日	日	休 会	
12月 5日	月	委 員 会	条例・予算審査特別委員会分科会（補正予算）
12月 6日	火	委 員 会	条例・予算審査特別委員会分科会（補正予算）
12月 7日	水	休 会	
12月 8日	木	休 会	
12月 9日	金	委 員 会	予算審査特別委員会
12月10日	土	休 会	
12月11日	日	休 会	
12月12日	月	休 会	
12月13日	火	委 員 会	議会運営委員会、議運結果報告・追加議案等配布
12月14日	水	休 会	
12月15日	木	休 会	
12月16日	金	休 会	
12月17日	土	休 会	
12月18日	日	休 会	

12月19日	月	休	会	
12月20日	火	本	会	議
				付託事件等審査結果報告・質疑・表決、定例全員協議会

## 2. 付議事件

議案番号	事 件 名
承認第 9 号	専決処分（令和4年度日置市一般会計補正予算（第8号））につき承認を求めることについて
承認第10号	専決処分（令和4年度日置市一般会計補正予算（第9号））につき承認を求めることについて
議案第68号	日置市観光案内所に係る指定管理者の指定について
議案第69号	日置市森林体験交流センター美山陶遊館及び日置市共同登り窯に係る指定管理者の指定について
議案第70号	日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」に係る指定管理者の指定について
議案第71号	日置市伊集院文化会館及び日置市東市来文化交流センターに係る指定管理者の指定について
議案第72号	日置市体育施設及び日置市都市公園運動施設に係る指定管理者の指定について
議案第73号	日置市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について
議案第74号	日置市国民健康保険税条例の一部改正について
議案第75号	公の施設の使用料等の額の改定のための関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第76号	日置市手数料徴収条例の一部改正について
議案第77号	日置市議会議員又は日置市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について
議案第78号	令和4年度日置市一般会計補正予算（第10号）
議案第79号	令和4年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第80号	令和4年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）
議案第81号	令和4年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）
議案第82号	令和4年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第3号）
議案第83号	令和4年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第84号	令和4年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第85号	令和4年度日置市水道事業会計補正予算（第4号）
議案第86号	令和4年度日置市下水道事業会計補正予算（第2号）
議案第87号	日置市職員の給与に関する条例の一部改正について



- 議案第 88 号 日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 議案第 89 号 令和 4 年度日置市一般会計補正予算（第 11 号）
- 議案第 90 号 令和 4 年度日置市水道事業会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 91 号 令和 4 年度日置市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 陳情第 6 号 川内原発の運転期間を 20 年延長しないことを求める件
- 陳情第 7 号 吹上浜沖洋上風力発電計画を方向付ける占有区域指定を県が国に申請するための情報提供をしないことを要請する陳情



第 1 号 ( 1 1 月 2 2 日 )



## 議事日程（第1号）

日 程	事 件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期決定の件
日程第 3	諸般の報告（議長・監査結果報告）
日程第 4	行政報告（市長報告）
日程第 5	承認第 9号 専決処分（令和4年度日置市一般会計補正予算（第8号））につき承認を求め ることについて
日程第 6	承認第10号 専決処分（令和4年度日置市一般会計補正予算（第9号））につき承認を求 めることについて
日程第 7	議案第68号 日置市観光案内所に係る指定管理者の指定について
日程第 8	議案第69号 日置市森林体験交流センター美山陶遊館及び日置市共同登り窯に係る指定管理 者の指定について
日程第 9	議案第70号 日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」に係る指定管理者の指定につい て
日程第10	議案第71号 日置市伊集院文化会館及び日置市東市来文化交流センターに係る指定管理者の 指定について
日程第11	議案第72号 日置市体育施設及び日置市都市公園運動施設に係る指定管理者の指定について
日程第12	議案第73号 日置市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について
日程第13	議案第74号 日置市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第14	議案第75号 公の施設の使用料等の額の改定のための関係条例の整備に関する条例の制定に ついて
日程第15	議案第76号 日置市手数料徴収条例の一部改正について
日程第16	議案第77号 日置市議会議員又は日置市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選 挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正に ついて
日程第17	議案第78号 令和4年度日置市一般会計補正予算（第10号）
日程第18	議案第79号 令和4年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第19	議案第80号 令和4年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）
日程第20	議案第81号 令和4年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）
日程第21	議案第82号 令和4年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第3号）
日程第22	議案第83号 令和4年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第 2 3 議案第 8 4 号 令和 4 年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 2 4 議案第 8 5 号 令和 4 年度日置市水道事業会計補正予算（第 4 号）

日程第 2 5 議案第 8 6 号 令和 4 年度日置市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

日程第 2 6 陳情第 7 号 吹上浜沖洋上風力発電計画を方向付ける占有区域指定を県が国に申請するための情報提供をしないことを要請する陳情

本会議（11月22日）（火曜）

出席議員 19名

1番	中村清栄君	2番	元山寿哉君
3番	福田晋拓君	4番	長倉浩二君
5番	下園和己君	6番	佐多申至君
7番	是枝みゆきさん	8番	富迫克彦君
9番	重留健朗君	10番	福元悟君
11番	山口政夫君	12番	中村尉司君
14番	黒田澄子さん	15番	下御領昭博君
16番	山口初美さん	17番	坂口洋之君
18番	並松安文君	19番	漆島政人君
20番	池満涉君		

欠席議員 1名

13番 留盛浩一郎君

---

事務局職員出席者

事務局長	内山良弘君	次長兼議事調査係長	神余徹君
議事調査係	上田橋裕生君		

---

地方自治法第121条による出席者

市長	永山由高君	副市長	井多原章一君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	上秀人君
市民福祉部長兼市民生活課長	新川光郎君	産業建設部長兼農林水産課長	城ヶ崎正吾君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	久木崎勇君	消防本部消防長	福山昌己君
東市来支所長	横枕広幸君	日吉支所長	船倉利幸君
吹上支所長	有村弘貴君	総括兼選挙管理委員会事務局長	瀬戸口亮君
財政管財課長	東正和君	企画課長	上村裕文君
地域づくり課長	濱崎慎一郎君	税務課長	有島春己君
商工観光課長	田代誠治君	福祉課長	坂上誠君
健康保険課長	宮前美紀さん	こども未来課長	馬場口美宗香さん
介護保険課長	松岡政仁君	建設課長	田口悦次君
農地整備課長	東広幸君	上下水道課長	田村長保君

学校教育課長 中 鉢 吉 彦 君  
会計管理者兼会計課長 外 菌 和 代さん  
農業委員会事務局長 東 浩 文 君

社会教育課長 立和名 素 大 君  
監査委員事務局長 内 山 良 弘 君



午前10時00分開会

△開 会

○議長（池満 渉君）

ただいまから令和4年第4回日置市議会定例会を開会します。

△開 議

○議長（池満 渉君）

これより本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（池満 渉君）

日程第1、会議録署名議員の指名をします。会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、下御領昭博君、山口初美さんを指名します。

△日程第2 会期決定の件

○議長（池満 渉君）

日程第2、会期決定の件を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月20日までの29日間をしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月20日までの29日間と決定しました。

△日程第3 諸般の報告（議長・監査結果報告）

○議長（池満 渉君）

日程第3、諸般の報告を行います。議会の報告及び例月現金出納検査結果報告、定例監査結果報告につきましては、お手元に配付しました資料のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4 行政報告（市長報告）

○議長（池満 渉君）

日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申出がありました。これを許可します。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

おはようございます。8月16日からの主な行政執行についてご報告を申し上げます。

8月19日から25日まで、友好都市でありますマレーシア、スバンジャヤ市へ訪問しました。今回の訪問は、本市と友好都市提携協定を締結しまして10周年を迎える節目の年であり、様々な記念式典等へ出席しました。

次に、8月28日に日置市総合防災訓練を実施しました。訓練においては、情報伝達訓練やオンラインによる災害対策本部会議、コロナ禍における避難所運営訓練を実施しました。

次に、9月10日に日本オーリーブ自治体協会設立総会及び2022全国オーリーブサミットinひおきを開催しました。これにより、オーリーブ産地間のネットワークの構築や交流が図られました。

次に、9月26日に熊本県宇土市との間で災害時における相互応援に関する協定を締結しました。

次に、9月28日にDX導入支援サービスを行っている株式会社エスプールグローバルと立地協定を締結しました。

次に、9月30日に第1回日置市協働のまちづくり推進委員会を開催しました。この委員会は地区公民館長や自治会長、地域づくり団体の代表者のほか、市の関係部署の職員を交え、地区公民館制度等の今後の方向性について検討を行います。

次に、10月9日に第12回全国和牛能力共進会が開催され、鹿児島県代表として本市の株式会社ミヤボク宮下牧場が、種牛の部第3区において、優秀賞2席に選ばれました。

次に、10月12日に観光関連団体と観光戦略に向けた本市の観光に関する情報の整理や課題などの共有を図る第1回観光振興連絡協議会を開催しました。

次に、10月29日に西回り自動車道、鹿児島道路の美山インターチェンジから伊集院インターチェンジ間、4車線化着工記念式典が開催されましたので出席しました。

次に、10月31日に本市がホームタウンでありますフラゴラッド鹿児島のVリーグ参入記者会見が開催されましたので出席しました。

このほか主要な行政執行につきましては報告書に掲載しましたので、ご確認をお願いいたします。

**○議長（池満 渉君）**

これで行政報告を終わります。

---

△日程第5 承認第9号専決処分（令和4年度日置市一般会計補正予算（第8号））につき承認を求めることについて

△日程第6 承認第10号専決処分（令和4年度日置市一般会計補正予算（第9号））につき承認を求めることについて

**○議長（池満 渉君）**

日程第5、承認第9号専決処分（令和4年度日置市一般会計補正予算（第8号））につき承認を求めることについて及び日程第6、承認第10号専決処分（令和4年度日置市一般会計補正予算（第9号））につき承認を求めることについての2件を一括議題とします。

2件について、市長の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

**○市長（永山由高君）**

承認第9号は、専決処分（令和4年度日置市一般会計補正予算（第8号））につき承認を求めることについてであります。

住民税非課税世帯等への電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業に伴う民生費の執行並びに令和4年9月の台風14号による災害の復旧に伴う消防費、教育費及び災害復旧費の執行について、緊急を要したため予算措置したものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億3,554万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ291億1,017万2,000円とするものであります。

まず、歳入では、国庫支出金で、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に伴う電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費国庫補助金4億8,487万9,000円を増額計上いたしました。

繰入金で、歳入歳出予算の調整に伴う財政調整基金繰入金5,067万円を増額計上いたしました。

次に、歳出では、民生費で、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業実施に伴い4億8,487万9,000円を増額計上いたしました。

消防費で、台風14号の避難所設置に伴う職員手当等の増により562万5,000円を増額計上いたしました。

教育費で、小中学校の維持補修に伴う工事請負費で585万円を増額計上いたしました。

災害復旧費で、台風14号の被害に伴う林道、農道、市道及び教育施設等の施設維持修繕料等の増により3,919万5,000円を増額計上いたしました。

次に、承認第10号は、専決処分（令和4年度日置市一般会計補正予算（第9号））につき承認を求めることについてであります。

電力・ガス・食料品等の価格高騰に係る支援事業に伴う民生費及び教育費の執行について、緊急を要したことから予算措置したものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,737万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ292億2,754万6,000円とするものであります。

まず、歳入では、国庫支出金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億1,737万4,000円を増額計上いたしました。

次に、歳出では、民生費で、住民税均等割課税世帯給付金事業費及び介護予防生きがい・活動支援事業費に7,861万4,000円を増額計上いたしました。

教育費で、給食センター管理運営費に3,876万円を増額計上いたしました。

以上2件、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（池満 渉君）

これから2件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。承認第9号及び承認第10号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いません。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、承認第9号及び承認第10号の2件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから承認第9号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから承認第9号を採決します。お諮りします。本件は承認することにご異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、承認第9号専決処分（令和4年度日置市一般会計補正予算（第8号））につき承認を求めることについては、承認することに決定しました。

これから承認第10号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから承認第10号を採決します。お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、承認第10号専決処分（令和4年度日置市一般会計補正予算（第9号））につき承認を求めることについては、承認することに決定しました。

---

△日程第7 議案第68号日置市観光案内所に係る指定管理者の指定について

△日程第8 議案第69号日置市森林体験交流センター美山陶遊館及び日置市共同登り窯に係る指定管理者の指定について

○議長（池満 渉君）

日程第7、議案第68号日置市観光案内所に係る指定管理者の指定について及び日程第8、議案第69号日置市森林体験交流センター美山陶遊館及び日置市共同登り窯に係る指定管理者の指定についての2件を一括議題とします。

2件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第68号は、日置市観光案内所に係る指定管理者の指定についてであります。

日置市観光案内所の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

次に、議案第69号は、日置市森林体験交流センター美山陶遊館及び日置市共同登り窯に係る指定管理者の指定についてであります。

日置市森林体験交流センター美山陶遊館及び日置市共同登り窯の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

以上2件、ご審議をよろしくお願いたします。

○議長（池満 渉君）

これから議案第68号及び議案第69号の2件について一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第68号及び議案第69号の2件は、総務企画常任委員会に付託します。

---

△日程第9 議案第70号日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」に係る指定管理者の指定について

△日程第10 議案第71号日置市伊集院文化会館及び日置市東市来文化交流センターに係る指定管理者の指定について

△日程第11 議案第72号日置市体育施設及び日置市都市公園運動施設に係る指定管理者の指定について

○議長（池満 渉君）

日程第9、議案第70号日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」に係る指定管理者の指定についてから日程第11、議案第72号日置市体育施設及び日置市都市公園運動施設に係る指定管理者の指定についてまでの3件を一括議題とします。

3件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第70号は、日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」に係る指定管理者の指定についてであります。

日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

次に、議案第71号は、日置市伊集院文化会館及び日置市東市来文化交流センターに係る指定管理者の指定についてであります。

日置市伊集院文化会館及び日置市東市来文化交流センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

次に、議案第72号は、日置市体育施設及び日置市都市公園運動施設に係る指定管理者の指定についてであります。

日置市体育施設及び日置市都市公園運動施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

以上3件、ご審議をよろしくお願いたします。

○議長（池満 渉君）

これから議案第70号から議案第72号までの3件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

○16番（山口初美さん）

通告はしておりませんが、少し伺わ

せていただきたいと思います。

議案第70号は、これまでと違うところが指定管理者となるということで、これまで指定管理者として日章が長い間運営をしてこられたわけなんです、今回、日章は、この指定管理者となるということに手を挙げられていたのかどうか。

それと、日章のほうも手を挙げられたのであれば、今度提案されております株式会社グッドフェローズダイニングに指定管理者が替われば、これまで働いておられた方たちの雇用はどうなるのか、その2点について伺いたいと思います。

**○福祉課長（坂上 誠君）**

日章さんのほうも指定管理の応募はされておりました。

それから、今後指定管理者が替わるわけですが、日章の今の従業員の方も、新しいグッドフェローズダイニングのほうも協議をしてみますけれども、選定のほうでは引き続き今の従業員の方も雇用していきたい、また、地元の雇用もしていきたいということで、応募の際の説明ではしていただいております。

**○議長（池満 渉君）**

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（池満 渉君）**

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第70号から議案第72号までの3件は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

△日程第12 議案第73号日置市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について

**○議長（池満 渉君）**

日程第12、議案第73号日置市職員の定年等に関する条例等の一部改正等についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

**○市長（永山由高君）**

議案第73号は、日置市職員の定年等に関する条例等の一部改正等についてであります。

地方公務員法の一部改正に伴い、条例の一部を改正し及び条例を廃止したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

**○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）**

それでは、議案第73号日置市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について補足説明を申し上げます。

地方公務員法の一部改正に伴い、日置市職員の定年等に関する条例等について、所要の改正をするものでございます。

今回の改正は、日置市職員の定年等に関する条例の一部改正のほか、関連する9件の条例の改正と廃止1件でございます。

国家公務員の定年の引上げに伴い、地方公務員法の一部が改正され、地方公務員の定年が60歳から65歳まで、2年に1歳ずつ段階的に引き上げられることになりました。

地方公務員につきましては、国家公務員の定年を基準として条例で定めることとされており、国家公務員と同様の措置を講ずるため、条例の一部改正を行うものでございます。

定年は現在60歳とされておりますが、令和5年度以降、2年に1歳ずつ定年が引き上げられ、令和13年度からは原則65歳になります。

それでは、別紙をご覧ください。

日置市職員の定年等に関する条例の一部改正でございます。第1章から第5章まで、国家公務員に基づき整理がしてあります。

主な改正内容でございます。

第1章第1条は、地方公務員法の改正による根拠規定の整理でございます。

第2章は定年制度、第3条に定年年齢の引上げに関する規定の整備で、職員の定年年齢は65歳とし、令和13年度までに段階的に引き上げるための規定の整備をしております。

次に、第3章、管理監督職勤務上限年齢制に関する規定の整備で、管理監督勤務上限年齢、原則60歳に達した管理監督職の職員について、翌年度の4月1日までに非管理監督職に降任する規定を設けることと、公務上の必要がある場合には、引き続き管理監督職として勤務できる規定を設けるとしております。

次に、第4章は、定年前再任用短時間勤務制に関する規定の整備でございます。60歳に到達した日以降、最初の4月1日から定年退職の日まで、退職した職員を短時間の職に再任用できる規定を設けるものでございます。

次に、第5章の雑則で、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるとしております。

附則として、定年年齢を段階的に引き上げる規定と、情報提供・意思確認制度に関する規定を設けております。

このほか、定年の引上げに関連する条例の一部改正といたしまして、第2条から第10条までに掲げる条例の一部改正と第11条に掲げる条例の廃止を行うものでございます。

第2条で日置市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、第3条で日置市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例、第4条で日置市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例、第5条で日置市職員の勤務時間、休暇等に関する条例、第6条で日置市職員の育児休業等に関する条例、第7条で日置市職員の給与に関する条例、ここでは60歳に達した日以降、最初の4月1日以降の職員の給料月額を7割水準とする規定を設けておりま

す。次に、第8条、日置市技能・労務職員の給与の種類及び基準に関する条例、第9条で日置市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、第10条で日置市職員の公益的法人等への派遣に関する条例、第11条で日置市職員の再任用に関する条例の廃止でございます。現行の再任用制度の廃止に伴いまして条例を廃止するもので、定年引上げが完成するまでの期間において、現行の再任用制度と同様の暫定再任用制度が措置されます。

附則の第1条で施行期日を、この条例は令和5年4月1日から施行するとし、以下、附則第2条から第16条まで、定年延長に関連する経過措置を設けております。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（池満 渉君）

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○14番（黒田澄子さん）

すみません、通告を出しておりませんが、少し分からない点をお尋ねしたいと思います。

全協でも説明をいただいていたところですが、今回、2年置きに1歳ずつ上がっていきますね。最終的に、もう65歳で定年ですよという時期が来ますが、現在の職員さんが、この間に定年が延長されるというところで、65歳の、最終的にここが定年ですよというところに関わる職員数ってどれくらいになるのかなというのを一つお尋ねをします。

それと、今は再任用職員として働いてもらっています。で、その65歳で完了したときには、この制度自体はもうなくしますよということが、今回盛り込まれております。60歳以降の働いていただく皆さんは7割水準の給与に変わりますということですが、再任用職員として働いているときと、7割水準になると、予算としては、ほぼ変わらないのか、それとも若干上がるのか下がるのか、そ

の辺をお尋ねします。

全協では、この新規採用に変化はないような答弁をされていきました。同僚議員のほうで、新規採用がどんどんなくなるということはないのかという質問に対して、当局側は、そういうことはないというような答弁をされていたんですけども、そこらあたり、職員がもっと長く働けるということは、それだけのお仕事をしていただけるわけなんですけど、それでも新規採用は変わらずされるというところがどういう状況なのか、その3点についてお尋ねをいたします。

**○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）**

65歳までの間の職員の数になりますけれども、1年当たり約13名から15名程度が今予想されているところでございます。

それから、会計年度任用職員の給与、これについては大体25万円程度でございます。それと7割水準につきましては、60歳から2年に1歳ずつ段階的に上がっていくわけですが、退職するまでの期間のそのときの7割の水準ということですので、会計年度任用職員の給与よりは若干上回るというふうに思います。

あと、新規採用職員の影響の関係でございます。これにつきましては、定数の枠自体が、今後広がることではないものですから、新採がなかなか入りにくい環境にはあるのかなというふうに考えるところでございます。

以上でございます。

**○14番（黒田澄子さん）**

その人数だったり、給与の水準で若干上回るということであれば、若干予算も上がってくるのかなというの理解をしたところです。

最後の、定数枠は広がらないために、新規採用の数は若干減っていくというお話でございましたが、例えば今年度の新規採用、ここ二、三年の新規採用に比べて、それは退職者によって違ってくるというの理解しており

ますけれども、大体何人ぐらいが新規採用として、今後始まった時点から最終65歳が定年になって、再任用職員もなくなりますよというこの期間、定数の枠は広がらないわけですので、新規採用がどんどん減っていくような雰囲気なのか、減り方としても何人程度減っていくものなのか。それが後世において、本市の職員の職務の部分で、ある部分がぼつこりと人数が減っているということも、あまりいいことではないのかなというのを、ちょっと危惧するところです。そこらあたり、数の減り具合というか、具体的には分からないかもしれませんが、おおよその人数的にどういった雰囲気なのかなというのをもう一度お尋ねをいたします。

**○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）**

先ほど回答の中で再任用職員の給与について25万円ほどと申し上げましたけど、会計年度というふうに申し上げたものですから、訂正のほうを、まずお願いしたいというふうに思います。再任用職員でございます。

あと、減り方が何人程度減るのかということでございますけれども、基本的には退職をした分だけ補充をかけるということが基本になってくると思います。ですので、65歳で退職した数だけ新規が入るということでございますので、人数でいきますと10名程度ということになるかというふうに思います。

以上でございます。

**○議長（池満 渉君）**

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（池満 渉君）**

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第73号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（池満 渉君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第73号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第73号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから議案第73号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第73号日置市職員の定年等に関する条例等の一部改正等については、原案のとおり可決されました。

---

△日程第13 議案第74号日置市国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（池満 渉君）

日程第13、議案第74号日置市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第74号は、日置市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

国民健康保険税の課税額の算定方式を見直すため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしく願いいたします。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

それでは、議案第74号日置市国民健康保

険税条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

平成30年度に国民健康保険の運営主体が鹿児島県のほうに移行されたことに伴いまして、保険税算定の賦課方式を令和5年度までに所得割、均等割、平等割の3方式に統一することが示されました。

令和4年度の4月時点で4方式により資産割を採用している市は9市で、令和5年度から全ての市で資産割を廃止する方向で検討がなされているところでございます。

このようなことから、本市におきましても、今回、資産割分27.10%の税率を廃止し、所得割の税率は据え置き、不足する税額を均等割、平等割額で補う条例改正となっております。

国民健康保険の現状は、10月31日現在で加入者6,866世帯1万316人、約6割の方々が60歳以上で、加入者の年齢構成が高いため、医療水準も高く、所得水準が低いため、保険税の負担感が重いということなどの構造的な問題を抱えているところでございます。

国民健康保険税の収入は減少傾向にある中、国は法定外繰入金の方針的な解消を要請しており、今後も安定した保険税収入の確保や医療費の適正化により、健全な財政運営が求められているところでございます。

今回、資産割の廃止に伴い、保険税約3,300万円を賄う必要がございますが、県の統一税率も確定していないため、その不足分を均等割、平等割の被保険者全体で補っていただくとするものでございます。

税率改正の手続きにつきましては、令和4年8月に国民健康保険運営協議会に諮問いたしまして、2回の審議を経て、10月に原案のとおり、資産割を廃止し算定方式を3方式にすることで承認を頂いたところでございます。

これまで国民健康保険税につきましては、



基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額、この3つの合算額により、それぞれの区分ごとに所得割、資産割、均等割、平等割の4方式で計算をされていました。

主な改正内容については、大きく3点ございます。

1点目は、資産割の廃止に伴う税率の改正ということで、基礎課税額は、均等割、平等割額が1,500円ずつ上がります。後期高齢者支援金等課税額と介護納付金課税額につきましては、均等割、平等割額が500円ずつ上がることとなります。

2点目に、所得が低い世帯への軽減措置の改正で、均等割、平等割額が改正されたことによりまして、所得に応じた7割、5割、2割の軽減額の改正でございます。

3点目は、未就学児1人につき、対象世帯から5割を軽減する措置で、均等割額が改正されたことによる軽減額の改正でございます。

それでは、別紙をご覧くださいと思います。

第2条第2項から第4項は、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の規定で、それぞれ資産割額の文言を削る改正でございます。

次に、第4条は基礎課税額の資産割額の削除、第5条中は基礎課税額の均等割額の改正、第5条の2第1号から第3号は基礎課税額の平等割額の改正でございます。

次に、第7条は後期高齢者支援金の資産割額の削除、第7条の2は後期高齢者支援金の均等割額の改正、第7条の3第1号から第3号は後期高齢者支援金の平等割額の改正。

次に、第9条は介護納付金の資産割額を削除、第9条の2は介護納付金の均等割額の改正、第9条の3は介護納付金の平等割額の改正でございます。

次に、第23条第1項第1号アから、次のページの上から11行目の右端のほうに同号

カとありますが、ここまでは所得が低い世帯への軽減措置の改正でございまして、均等割額、平等割額の改正によりまして、7割、5割、2割の軽減する額を改正するものでございます。

次に、12行目の同条第2項第1号アから一番下の行の同号エにつきましては、未就学児1人につき5割を軽減する措置で、均等割額が改正されたことにより軽減額を改正するものでございます。

附則で、第1項で施行期日は、令和5年4月1日から施行する。第2項で、適用区分を規定しております。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（池満 渉君）

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第74号は、総務企画常任委員会に付託します。

△日程第14 議案第75号公の施設の使用料等の額の改定のための関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（池満 渉君）

日程第14、議案第75号公の施設の使用料等の額の改定のための関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第75号は、公の施設の使用料等の額の改定のための関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

公の施設の使用料等の額を改定するため、地方自治法第96条第1項第1号の規定によ

り提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させていただきますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

#### ○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

それでは、議案第75号公の施設の使用料等の額の改定のための関係条例の整備に関する条例の制定について補足説明を申し上げます。

この条例につきましては、第4次日置市行政改革大綱に基づき、使用料等の見直しを行うものでございます。

公の施設の使用料等につきましては、長年にわたって据え置かれたものが多く、社会経済の状況の変化等を踏まえ、適正な見直しが必要となっております。

今回、施設を利用される方と利用されない方との負担の公平性を図り、利用者に応能の負担をしていただくことが必要であるということから、公の施設の使用料等の額を改定するため提案するものでございます。

見直しに当たりましては、公共施設の使用料見直し方針に基づきまして、公の施設の使用料等の額の改定を行うもので、関係条例の整備を図るため制定するものでございます。

使用料の算定の基本的な考え方でございますが、使用料の原価に算入する経費は経常経費である施設の維持管理経費ということで、会議室や体育施設などの一定の区画を貸し出す施設は1時間当たりの1m<sup>2</sup>の原価に専用面積を乗じまして使用料を算定しております。

温泉や観光施設などの不特定多数の個人が利用する施設は、利用者1人当たりの使用料を算定しております。

このほか、現行使用料と比較して急激な負担増となる場合への配慮として改定率の上限を設定し、算定が困難な施設にあっては類似施設等を参考に使用料を算定しております。

今回、改定に当たりまして利用者の利便性

を考慮し、会議室などについては、現行の朝、昼、夜の3区分の使用料設定から、可能な限り1時間単価への設定を図っております。

また、市外利用者の割増料金の設定につきましては、これまで各施設の設置条例におきまして、それぞれ130%から200%と開きがあったところがございますが、全施設を200%に統一を図っております。

それでは、別紙のほうをご覧いただきたいと思っております。

この条例につきましては、第1章から第4章まで、所管部ごとに整理をしてあります。

第1章は総務企画部関係で、対象となる条例は、第1条の日置市活性化支援交流施設条例から第6条の日置市観光案内所条例までの6条例の一部改正、第2章は市民福祉部関係で、第7条の日置市東市来総合福祉センター条例から第9条の日置市老人福祉センター条例までの3条例の一部改正、第3章は産業建設部関係で、第10条の日置市農村センター条例の一部改正、第4章は教育委員会関係で、第11条の日置市中央公民館条例から第15条の日置市吹上歴史民俗資料館条例までの5条例の一部改正、全体で15の条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、更新や算定の考え方等によりまして使用料の額を定めた別表の金額を改正するというもので、併せて条文の整理を行うものでございます。

なお、附則としまして、第1条で施行期日として、この条例は令和5年4月1日から施行することとし、第2条で経過措置を規定しております。

以上、ご審議をお願いいたします。

#### ○議長（池満 涉君）

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（池満 涉君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第75号は、総務企画常任委員会に付託します。

---

△日程第15 議案第76号日置市手数料徴収条例の一部改正について

○議長（池満 渉君）

日程第15、議案第76号日置市手数料徴収条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第76号は、日置市手数料徴収条例の一部改正についてであります。

手数料の額を改定するため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、市民福祉部長に説明させますので、ご審議をよろしく願いいたします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（新川光郎君）

それでは、議案第76号日置市手数料徴収条例の一部改正につきまして補足説明を申し上げます。

今回の改正でございますが、証明等を必要とするという特定の者のために行う行政サービスにつきましては、その対価として手数料を徴収していますが、市民生活課窓口の一部の手数料につきましては、長年据え置きとなっており、総務省が把握する全国平均の額を下回っていること、また、市民全体の負担の公平性や受益者負担の原則の観点から検討し、今回、手数料の額を引き上げる改定をしようとするものでございます。

なお、マイナンバーカード及びコンビニ交付の普及促進を図る観点から、コンビニ交付に係る手数料につきましては現行の手数料を据え置くものでございます。

それでは、別紙をご覧ください。

日置市手数料徴収条例の一部を次のように改正する。別表第1の4の項及び5の項、そして9の項につきまして、住民票写しの交付等、16の窓口における住民サービスの提供に係る手数料を200円から300円に改めるものでございます。

その中で、先ほども申し上げましたが、マイナンバーカード及びコンビニ交付の普及促進を図る観点から、4の項住民票写し及び戸籍附票写し、5の項印鑑登録証明書並びに9の項所得証明書及び課税証明書のコンビニ交付に係る手数料につきましては、現行の200円に据え置くものでございます。

附則といたしまして、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

○議長（池満 渉君）

これから本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第76号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

△日程第16 議案第77号日置市議会議員又は日置市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について

○議長（池満 渉君）

日程第16、議案第77号日置市議会議員又は日置市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動

用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

**○市長（永山由高君）**

議案第77号は、日置市議会議員又は日置市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正についてであります。

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、選挙管理委員会事務局長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

議案第77号日置市議会議員又は日置市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

別紙をお開きください。

第4条第2号アは、一般運送契約以外の自動車借入れ契約の単価で1万5,800円を1万6,100円に、イは燃料供給の単価で7,560円を7,700円に改めるものであります。

第9条及び第10条は選挙運動用ビラの作成の単価で、1枚当たり7円51銭を7円73銭に改めるものであります。

第13条は選挙運動用ポスターの作成の単価で、1枚当たり525円6銭を541円31銭に、単価に加えた金額8万6,400円を8万8,000円に改めるものでございます。

附則として、この条例は公布の日から執行し、施行日の前日までに、その期日を告示さ

れた選挙については、なお従前の例によるとする経過措置を定めるものでございます。

以上が議案第77号についての補足説明となります。ご審議よろしくお願いいたします。

**○議長（池満 渉君）**

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（池満 渉君）**

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第77号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（池満 渉君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第77号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第77号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（池満 渉君）**

討論なしと認めます。

これから議案第77号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（池満 渉君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第77号日置市議会議員又は日置市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時10分とします。

午前10時59分休憩

---

午前11時10分開議

○議長（池満 渉君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

- △日程第17 議案第78号令和4年度  
日置市一般会計補正予算  
(第10号)
- △日程第18 議案第79号令和4年度  
日置市国民健康保険特別  
会計補正予算(第3号)
- △日程第19 議案第80号令和4年度  
日置市国民宿舎事業特別  
会計補正予算(第2号)
- △日程第20 議案第81号令和4年度  
日置市健康交流館事業特  
別会計補正予算(第2号)
- △日程第21 議案第82号令和4年度  
日置市温泉給湯事業特別  
会計補正予算(第3号)
- △日程第22 議案第83号令和4年度  
日置市介護保険特別会計  
補正予算(第3号)
- △日程第23 議案第84号令和4年度  
日置市後期高齢者医療特  
別会計補正予算(第3号)
- △日程第24 議案第85号令和4年度  
日置市水道事業会計補正  
予算(第4号)
- △日程第25 議案第86号令和4年度  
日置市下水道事業会計補  
正予算(第2号)

○議長（池満 渉君）

日程第17、議案第78号令和4年度日置市一般会計補正予算(第10号)から日程第25、議案第86号令和4年度日置市下水道事業会計補正予算(第2号)までの9件を一括議題とします。

9件について、提案理由の説明を求めます。

[市長永山由高君登壇]

○市長（永山由高君）

議案第78号は、令和4年度日置市一般会計補正予算(第10号)についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億3,038万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ298億5,792万7,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、物価高騰の影響を受けている事業者等の支援や障害者自立支援給付費の扶助費の増額、寄附金の増額に伴うふるさと納税推進事業費の増額、光熱水費の高騰に伴う予算措置などのほか、来年度の施設維持管理業務等で年度内に契約を行う必要があるものについて、債務負担行為の設定など所要の予算を編成いたしました。

歳入の主なものでは、地方特例交付金で、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の増額により119万円を増額計上いたしました。

国庫支出金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、障害者自立支援交給付費国庫負担金、個人番号カード交付事務費補助金の増額などにより1億287万2,000円を増額計上いたしました。

県支出金で、障害者自立支援給付費県負担金、現年補助農地農業用施設災害復旧事業費県補助金、県議会議員選挙費委託金の増額などにより3,944万3,000円を増額計上いたしました。

寄附金で、一般寄附金及び指定寄附金合わせて2億5,100万円を増額計上いたしました。

繰入金で、歳入歳出予算額の調整による財政調整基金繰入金の増額により2億2,485万6,000円を増額計上いたしました。

諸収入で、後期高齢者医療市町村療養給付費負担金還付金、源泉所得税返納金の増額などにより502万6,000円を増額計上いたしました。

市債で、農村災害対策整備事業債や現年補助農地農業用施設災害復旧事業債の増額などにより580万円を増額計上いたしました。

次に、歳出の主なものでは、総務費で、移住定住促進対策事業費や県議会議員選挙費の増額などにより2,541万9,000円を増額計上いたしました。

民生費で、障害者自立支援給付費や生活保護総務管理費の増額などにより1億6,970万5,000円を増額計上いたしました。

衛生費で、クリーン・リサイクルセンター運営費や新型コロナウイルスワクチン接種事業費の増額などにより7,151万6,000円を増額計上いたしました。

農林水産業費で、焼酎用こうじ米に対する助成金に係る農業振興育成事業費や農地集積協力金事業費の増額などにより1,440万円を増額計上いたしました。

商工費で、寄附金の増額によるふるさと納税推進事業費の増額、国民宿舎事業特別会計や健康交流館事業特別会計の事業収入の減に伴う繰入金金の増額などにより2億8,140万1,000円を増額計上いたしました。

土木費で、一般道路整備事業費や公営住宅管理費の増額などにより1,050万4,000円を増額計上いたしました。

消防費で、防疫手当及び救急出動回数の増加に伴う一般職特殊勤務手当の増額などにより64万4,000円を増額計上いたしました。

教育費で、学校施設や体育施設等の光熱水費や複式学級化に伴う小学校維持補修費の増額などにより4,873万9,000円を増額計上いたしました。

災害復旧費で、現年補助農地農業用施設災害復旧費などの増額により1,369万4,000円を増額計上いたしました。

公債費で、低利率で借入れできたことなどにより564万1,000円を減額計上いた

しました。

次に、議案第79号は、令和4年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,773万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億8,188万3,000円とするものであります。

歳入では、県支出金で、給付見込みに伴う保険給付費等交付金の増額などを計上いたしました。

歳出では、保険給付費の一般被保険者療養給付費の負担金の支払い見込みに伴う増額などを計上いたしました。

次に、議案第80号は、令和4年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響による事業実績の減に伴い、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,608万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,212万8,000円とするものであります。

歳入では、営業収入の減額や一般会計繰入金金の増額などを計上いたしました。

歳出では、経営費の一般事業費で、賄い材料費の減額などを計上いたしました。

次に、議案第81号は、令和4年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響による事業実績の減に伴い、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ211万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,252万6,000円とするものであります。

歳入では、営業収入の減額や一般会計繰入金金の増額などを計上いたしました。

歳出では、経営費の管理事業費で、光熱水費の増額や賄い材料費の減額などを計上いたしました。

次に、議案第82号は、令和4年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額は既定の歳入歳出予算のおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ604万1,000円とするものであります。

歳出では、温泉給湯事業費の維持管理費で、会計年度任用職員報酬の増額を計上いたしました。

次に、議案第83号は、令和4年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ60億23万9,000円とするものであります。

歳入では、繰入金の増額を計上いたしました。

歳出では、総務費の介護認定審査会費で、会計年度任用職員報酬の増額を計上いたしました。

次に、議案第84号は、令和4年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ149万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2,936万9,000円とするものであります。

歳入では、繰入金の増額などを計上いたしました。

歳出では、保健事業費の健康診査費で、受診者見込み及び単価の増に伴う委託料の増額などを計上いたしました。

次に、議案第85号は、令和4年度日置市水道事業会計補正予算（第4号）についてで

あります。

収益的収入及び支出については、収入は既定の予算のおりとし、総額を9億6,762万7,000円に、支出は総額に5,858万円を追加し、総額を9億5,844万4,000円とするもので、水道事業費用の配水及び給水費で、水道施設動力費の増額を計上いたしました。

資本的収入及び支出については、収入は総額に196万2,000円を追加し、総額を4億3,347万2,000円に、支出は総額に275万8,000円を追加し、総額を9億8,200万2,000円とするものであります。配水設備工事費で、台風14号等に伴う修繕費の増額などを計上いたしました。

次に、議案第86号は、令和4年度日置市下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

収益的収入及び支出については収入は既定の予算のおりとし、総額を7億8,235万9,000円に、支出は、総額に5,000円を追加し、総額を5億3,140万4,000円とするもので、会計年度任用職員報酬の増額を計上いたしました。

資本的収入及び支出については、収入は既定の予算のおりとし、総額を1億3,019万1,000円に、支出は、総額に7万9,000円を追加し、総額を3億2,531万円とするもので、企業債償還金の増額を計上いたしました。

以上9件、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（池満 渉君）

これから議案第78号から議案第86号までの9件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第78号から議案第86号までの9件については、全議員20人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、20人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

この予算審査特別委員会の委員長、副委員長の選任につきましては、事前の全員協議会で次のように互選いただいておりますのでお知らせいたします。

委員長に坂口洋之君、副委員長に佐多申至君、是枝みゆきさん、福元悟君、以上であります。

---

△日程第26 陳情第7号吹上浜沖洋上風力発電計画を方向付ける占有区域指定を県が国に申請するための情報提供をしないことを要請する陳情

○議長（池満 渉君）

日程第26、陳情第7号吹上浜沖洋上風力発電計画を方向付ける占有区域指定を県が国に申請するための情報提供をしないことを要請する陳情を議題とします。

本件は、総務企画常任委員会に付託します。

---

△散 会

○議長（池満 渉君）

以上で、本日の日程は終了しました。

11月29日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

午前11時27分散会



第 2 号 ( 1 1 月 2 9 日 )



議事日程（第2号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（1番、10番、14番、7番、2番）
-------	------------------------

本会議（11月29日）（火曜）

出席議員 19名

1番	中村清栄君	2番	元山寿哉君
3番	福田晋拓君	4番	長倉浩二君
5番	下園和己君	6番	佐多申至君
7番	是枝みゆきさん	8番	富迫克彦君
9番	重留健朗君	10番	福元悟君
11番	山口政夫君	12番	中村尉司君
14番	黒田澄子さん	15番	下御領昭博君
16番	山口初美さん	17番	坂口洋之君
18番	並松安文君	19番	漆島政人君
20番	池満涉君		

欠席議員 1名

13番 留盛浩一郎君

---

事務局職員出席者

事務局長	内山良弘君	次長兼議事調査係長	神余徹君
議事調査係	上田橋裕生君		

---

地方自治法第121条による出席者

市長	永山由高君	副市長	井多原章一君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	上秀人君
市民福祉部長兼市民生活課長	新川光郎君	産業建設部長兼農林水産課長	城ヶ崎正吾君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	久木崎勇君	消防本部消防長	福山昌己君
東市来支所長	横枕広幸君	日吉支所長	船倉利幸君
吹上支所長	有村弘貴君	総括兼選挙管理委員会事務局長	瀬戸口亮君
財政管財課長	東正和君	企画課長	上村裕文君
地域づくり課長	濱崎慎一郎君	税務課長	有島春己君
商工観光課長	田代誠治君	福祉課長	坂上誠君
健康保険課長	宮前美紀さん	こども未来課長	馬場口美宗香さん
介護保険課長	松岡政仁君	建設課長	田口悦次君
農地整備課長	東広幸君	上下水道課長	田村長保君

学校教育課長 中 鉢 吉 彦 君  
会計管理者兼会計課長 外 菌 和 代さん  
農業委員会事務局長 東 浩 文 君

社会教育課長 立和名 素 大 君  
監査委員事務局長 内 山 良 弘 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（池満 渉君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（池満 渉君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、1番、中村清栄君の質問を許可します。

〔1番中村清栄君登壇〕

○1番（中村清栄君）

皆さん、おはようございます。一般質問、日置市議会最年少議員が、僭越ながら一番手を務めさせていただきます。

今月から始まりましたサッカーワールドカップカタール大会、日本はドーハの悲劇というカタールでの悔しい思いがある地で、その思いを晴らすドーハの歓喜という結果を出しております。しかし、この大会の背景には、会場の建設やインフラの整備などで、劣悪な労働環境と人権侵害に苦しんで、10年間で6,500人の移住労働者の死亡事故など悲しい現実があります。様々な思いがこの大会にあります。この日本を、そして鹿児島日置市も盛り上げてくれています。

日置市民のために、私も微力ながら本市のために精いっぱい努力し、若い力を発揮し、元気よく一般質問をしたいと思っております。

それでは、通告に従い、一般質問させていただきます。

まず1つ目、部活動の地域移行について4項目質問いたします。

1つ目、本市の部活動の現状と課題は何か。また、地域移行への取組にあたり、これからの課題は何か伺います。

2つ目、外部指導者の役割を今後どのように考えていくのか伺います。

3つ目、第1回日置市部活動在り方検討委員会で出された話内容と、委員から出された意見はどのようなものだったのか伺います。

最後に、来年度は部活動移行について、具体的にどのように進めていくお考えなのか伺います。

次に、本市の学校給食について2項目質問いたします。

1つ目、給食食材の値上げ分について補助金が計上されていますが、具体的にどのような食材の値上がりが見られるのか、現状を伺います。

2つ目、現在、保護者負担の学校給食費の補助2,500円が、11月から4か月分計上されていますが、4月以降についての市の考えを伺います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

おはようございます。

質問事項1と質問事項2のその1については、教育長より回答いたします。

質問事項2、学校給食についてのその2、4月以降についての市の考えを回答します。

令和5年度におきましても、子育て世帯への学校給食費の支援を引き続き行いたいと考えております。

なお、具体的な内容につきましては、財源も含めて当初予算編成において検討しているところです。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、1問目の部活動の地域移行についてお答えをいたします。

その1、部活動の現状と課題。今後の課題についてでございます。

本市は現在、中学校6校、義務教育学校1校において、運動部49、文化部8の合計

57の部が活動しており、部員減少による部活動の維持存続や複数校による合同チームの編成、教職員の顧問配置が検討課題となっております。

地域移行の検討にあたっては、部活動に関する生徒や保護者のニーズ、学校の実情と指導者等の考えを踏まえた、丁寧な議論が必要です。

その2、外部指導者の役割についてでございます。

各競技の技術指導だけではなく、安全に関する知識・技術を兼ね備え、学校の教育方針や部活動の意義を理解し、学校との連携・意思疎通が図られることが必要であると考えております。

次に、第1回目の在り方検討委員会のことについてでございます。

検討委員会では、部活動の意義、部活動を取り巻く国・県・市の動向、県におけるモデルイメージや地域移行スケジュール案について説明をし、委員からは、指導者の資格や役割分担、利用施設や大会への参加の在り方、保護者負担等について、質問や意見が出されました。

その4、今後の進め方についてでございます。

部活動の地域移行も一つの選択肢として考えられますが、まずは日置市としてどのような部活動の在り方が望ましいのか、検討を進めたいと考えております。

続きまして、2問目の学校給食についてでございます。

その1、学校給食における値上がりが見られる食材は、小麦粉を原料にした薄力粉や麺類、為替の影響を受けている輸入品でグリーンピースやコーン等、飼料など餌代の上昇による肉や卵など及び食用油などです。

以上でございます。

○1番（中村清栄君）

市長、教育長に答弁いただきましたが、再度質問いたします。

去年の私の一般質問で、部活動の課題に対して生徒たちが心身ともに健全に成長するために、部活動をどのように推進するのかを全職員で共通理解を図り、協働連携して取り組むことが重要で、その中で生徒の自主性や自発性を尊重し、生徒同士や生徒と教員との人間関係づくりを行えるようにするとともに、自他の安全等に気を付けさせることなど指導していかなければなりませんと答弁いただきましたが、課題解決に向けて変わったところはどこでしょうか。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

お答えいたします。

今、議員のほうが言うていただきましたように、人間関係等も非常に大切なところですが、課題解決に向けてですけれども、検討委員会を今、今後の部活動の在り方についてしておりますけれども、国や県、市の動向や、本市のさらに部活動の状況を共有し、課題解決に向けた協議を行ってみたいと考えております。

以上です。

○1番（中村清栄君）

では、本市の6中学校での部活動の加入状況はどうか伺います。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

部活動の加入状況についてですが、本市の6中学校の6月1日現在で、東市来中学校が70%、上市来中86%、伊集院中73%、伊集院北中75%、土橋中41%、吹上中56%、日吉学園59%となっており、全体で約66%となっております。

○1番（中村清栄君）

部活動の加入状況に差がありますが、部活動に入らずにクラブチームに加入されている生徒もいると考えます。伊集院中学校は加入率が高く、日吉学園、吹上中学校、土橋中学

校は低いですが、加入状況の差の要因として、希望する部活の選択肢が伊集院中学校、そして日吉学園や吹上中学校、土橋中学校では少子化が進み、希望する部活がない、部員が少ないと私は考えます。

部活動加入率が、同じ日置市の中学校に差が出てきている現状について、教育長はどのような認識を持たれているのか伺います。

**○教育長（奥 善一君）**

今、議員がご指摘のように、学校によって部活動の加入率は差がございます。それは、単に学校で部活動が少ないとかいうようなことだけではなくて、外部のクラブチーム等への参加というの、その一つの要因かというふうに思っております。

そういったことから、学校による差が出てきているものと考えております。

以上です。

**○1番（中村清栄君）**

私も、クラブチームの加入に関しては同じ意見であります。

少子化が進む中で、学校間の生徒数に差が広がることを私は懸念いたします。子どもたちが、学校の生徒数の大小にかかわらず、希望する部活動に参加できる選択を広げることも、選択肢として必要ではないかと私は考えますが、教育長の見解を伺います。

**○教育長（奥 善一君）**

ただいま議員ご指摘の件については、私も非常に大切な視点だというふうに思っております。全ての子どもたちにとって、同じように部活動等の活動に参加していくために、どのようにしていけばいいかということ、これから十分検討していきたいと考えております。

以上です。

**○1番（中村清栄君）**

県外への中学校では、パソコン部、海のある地域の中学校では海洋クラブ、また、部活

の回数が週2回程度で、文化系の部活動に参加している子どもが参加するレクリエーションや、体力づくりに取り組む体力向上部等があり、鹿児島県内ではこのような部活動は今ありませんが、県外では部活動の新たな形の選択肢があります。

教育委員会として、県内の部活動の新たな形の先進事例を把握されているのか伺います。

**○学校教育課長（中鉢吉彦君）**

お答えします。

県内において、議員のご指摘のような特徴的な部活動の事例は、把握しておりません。

**○1番（中村清栄君）**

今後、部活動の地域移行が進む中で、各学校でレクリエーション部など専門の競技で至上主義の考えとは別に、好きなスポーツを体力づくりの一環とする部活などの設立などの提案は、学校の中ではないのか伺います。

**○学校教育課長（中鉢吉彦君）**

学校では、教育的な意義や現状を踏まえ、部活動の設置について検討しております。

現在のところ、学校からはそのような情報は寄せられておりません。

**○1番（中村清栄君）**

今後、アンケートや様々な調査などで取るなどして、検討していただければと思います。

次の質問に移ります。

先ほど、外部指導者の件で答弁いただきました。私も、学校の教育方針や部活動の意義を理解するということは大事と考えます。その中で、現在、外部指導者は何人いるのか伺います。

**○学校教育課長（中鉢吉彦君）**

令和4年6月1日現在ですが、31人おります。

**○1番（中村清栄君）**

では、教員が競技経験を持たない部活顧問は、どの程度いるのか伺います。

**○学校教育課長（中鉢吉彦君）**



競技経験については把握しておりませんが、今年度行う予定のアンケートの中で実態を把握しようと考えております。

○1番（中村清栄君）

我が市には、運動部活動で全国大会出場やプロの選手を輩出しているなどの経歴のある学校があり、そこから出前指導として派遣をしてもらう方法もあるのではないかと思います。そここのところの考え方を伺います。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

外部指導者は、各競技の技術だけでなく、学校での教育方針や部活動の意義、安全確保、それから危険感知の知識・技能を兼ね備え、学校との連携・意思疎通ができることが大切であると考えております。優秀な競技実績のある地域の人材に、スポット的に技術指導者をお願いすることといったようなことは、想定できるのではないかと考えております。

○1番（中村清栄君）

学校との連携、意思疎通は私も重要と考えるので、今後意思疎通を図れるよう協議・検討してもらいたいです。

外部指導者は、現在31名いるという答弁でしたが、今後、地域移行を進める上で外部指導者の役割は大きくなり、今後の処遇、賃金、外部指導者の研修と、どう進めていくのか伺います。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

外部コーチは、技術指導だけではなくて、先ほども申しましたとおり学校での教育方針や部活動の意義、安全確保、危険感知の知識・技能を一定程度兼ね備え、学校との連携・意思疎通ができることが重要で、そのためには、やはり研修の機会が必要であると考えております。

今後、外部指導者の処遇等については、国や県の動向を踏まえて検討していきたいと考えております。

○1番（中村清栄君）

県や国の動向を見て検討していくということでしたが、掛川市では認定要件を満たした地域のクラブを教育委員会が独自に認定し、連携する地域クラブ公認制度や部活動顧問の代わりに、技術指導や大会等への引率を行うことができる、会計年度任用職員としての指導者募集の取組が行われていますが、本市にも導入を検討すべきと思いますがそここのところの考え方を伺います。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

このことにつきましても、本市の現状と課題をしっかりと整理をし、部活動の在り方について検討委員会で協議してまいりたいと考えております。

○1番（中村清栄君）

現在モデル事業している薩摩川内市では、ボランティアの外部指導者と、競技専門の方で平日指導する部活動指導員と休日指導する地域指導者の、部活動顧問以外に3つの方針があります。本市もこれから協議していく中で、導入の参考にしていただければと思います。

では、次の質問に移ります。

検討委員会の件で、11月1日に日置市部活動在り方検討委員会が開催されましたが、委員はどういったメンバーか伺います。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

日置市内の中学校長代表、市スポーツ協会長、市文化協会連絡協議会長、運動部・文化部顧問代表、外部指導者代表、フラワーラッド鹿児島島の代表、チェスト伊集院の代表、ジュニアオーケストラの代表、スポーツ少年団本部長、学識経験者など、計14人でございます。

○1番（中村清栄君）

これから地域移行していくということなので、民間の指導者に意見集約の場を設けるなどの考えはないか伺います。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

本市の現状と課題を整理して、様々な方のご意見をお聞きしながら、協議していきたいと考えております。

○1番（中村清栄君）

次の質問に移ります。

来年度の部活動移行について具体的な進め方の件ですが、先月検討委員会があり、まだ検討を始めたばかりであります。再度質問いたします。

今後の部活動の地域移行に対して、今の現状と課題を理解した上で、具体的な方策とスケジュールなど、今後の方針を伺います。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

議員のおっしゃるとおり、今、立ち上がったばかりですけれども、具体的な方策やスケジュール等については、今後、協議を進めてまいりたいと考えております。

○1番（中村清栄君）

それでは、財政的な見通しを市はどのように考えているのか伺います。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

少子高齢化が進み、財政的にはさらに厳しくなると考えております。

新たな事業をする場合には、国、県の動向を見極めながら、必要最低限の経費で最大限の効果を出していくことが求められると考えております。

○1番（中村清栄君）

アンケートなどを取るのか伺います。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

アンケートについてお答えします。

今年度実施する予定にしております。

○1番（中村清栄君）

そのアンケートの対象者は小学生まで下ろしていくのか、そしてアンケートの中にパソコン部などニーズを把握するのも大事と思いますが、どう考えでしょうか伺います。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

お答えいたします。

アンケートの具体的な実施方法や内容については、今後、検討委員会で協議し、実施したいと考えております。

○1番（中村清栄君）

今後、地域移行に伴い会計年度任用職員として就かれると思いますが、報酬の点で、薩摩川内市では最大3時間で4,800円ですが、指導者報酬はどの程度なのか、そして顧問の先生はどの程度なのか伺います。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

その件も含めまして、現在、部活動の在り方について議論を進めている段階でございますので、具体的な検討にはまだ至っておりません。

○1番（中村清栄君）

先ほどの答弁で、財政状況はさらに厳しくなると考えるとありますが、保護者負担の件で私は危惧します。

負担の増加について、再度質問いたします。

部費が上がるなど、保護者の負担にならないのか。保護者の負担があると、部活に参加できなくなる、辞めざるを得なくなる生徒が出てくるのではないかと、そこはどうかお考えでしょうか。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

具体的に部活動の現在について議論を進めている段階ですけれども、具体的な検討には至っておりませんが、保護者の負担については慎重な議論が必要であると考えております。

○1番（中村清栄君）

現在モデル事業をしている薩摩川内市に伺ったところ、2校がモデル校であり、本市でも1、2ケースは実施されると思いますが、モデル校で選ぶのはどういった視点で選定するのか、また、モデル校の地域移行は新年度からするのか、年度途中からするのか、分かる範囲で構いませんので伺います。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

先ほども答弁いたしました。現段階では

本市の部活動の在り方についての検討に入ったばかりですので、そういう状況の中、具体的な検討を今後進めてまいりたいと考えております。

○1番（中村清栄君）

今後、総合型スポーツクラブとの連携もしくは指導者の人材バンクの設立を、私は提案したいと思います。

地域、民間と連携し、様々なスポーツや文化活動に触れる機会を創出し、子どもたちの可能性を伸ばす仕組みにしていきたいと思っております。

市長の見解を聞いて、部活動の地域移行の最後の質問といたします。

○市長（永山由高君）

スポーツを取り巻く市民の皆様のニーズ、そして部活動を取り巻く生徒の皆さんのニーズを踏まえて、本市の実情に沿った持続可能な部活動の体制について、議論をいただきたいというふうに思っているところです。

以上です。

○1番（中村清栄君）

では、次の質問に移ります。

学校給食費の件で、再度質問いたします。

先ほど、小麦粉や油などの値上がりがあると答弁いただきましたが、新型コロナウイルスやウクライナ情勢などによる経済への影響がまだ続く中、原油の高騰や日用品や食材の値上げがある中、現在、学校給食への影響についてはどのように把握されているのか伺います。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（久木崎勇君）

10月までの学校給食費の食材への影響は、今のところあまり影響が出てないという状況でございます。

今後、今月ですね、11月以降について影響が大きくなるということを見込んでいます。

○1番（中村清栄君）

では、高騰する食材の中で、利用の多い食材は何かお聞きいたします。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（久木崎勇君）

利用の多い食材でございますけれども、肉類ですね。牛、豚、ニワトリ、それからグリーンピース、コーン、食用油等が多いという状況でございます。

○1番（中村清栄君）

値上がりがある食材で、牛肉なら豚肉、鳥も肉なら胸肉など、価格の安価なものを使用されるなど工夫をするのか伺います。

また、食材の変更により栄養のバランスが取れなくなるのではないかと、懸念はないか伺います。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（久木崎勇君）

先ほどもお答えしましたが、11月以降に物価高騰の影響が大きくなることが予想されておりますが、現在、補助金を活用して給食の質と栄養バランスを維持するための対策を行っております。

○1番（中村清栄君）

今後、冷凍食品の使用率も増加するのか、また、児童生徒には人気だと思いますが、デザートが登場回数も削減されるのか伺います。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（久木崎勇君）

冷凍食品の使用率及びデザートの回数に影響はなく、成長に必要な栄養価を満たす給食を提供してまいります。

○1番（中村清栄君）

給食費は年額が決まっているので、その範囲内で学校給食を提供しなければなりません。物価が高騰すると、単価の高いものを使用せず安価なものに変更するなど、使用食材に制限がかかり、成長期の児童生徒の栄養管理が不十分になること、子どもたちの楽しみにし

ている献立の登場回数が、今は影響がなくても、今後削減される可能性があり、楽しみも減ります。また、学校給食で命をつないでいる状況の子どもたちも少なくない現在、食材費の高騰は、家庭での栄養や食事が十分まかなえず、学校給食への期待や栄養の依存がさらに強くなるのではと懸念されますが、教育長の見解を伺います。

**○教育長（奥 善一君）**

今、議員から大切なご指摘をいただきましたけれども、私どもといたしましても、学校給食におきましては、地産地消に取り組みながら、国産、県内産を中心に、全ての子どもたちにとって安全で安心な給食、そして、健康、成長に必要な栄養価を満たす給食を続けて行けるように、今後とも努めてまいりたいと思っております。

以上です。

**○1番（中村清栄君）**

継続されるということなので、期待したいと思えます。

次の質問に移ります。

学校給食費の補助について、来年度に対しても引き続き考えていただくという前向きな答弁をいただきましたが、再度質問いたします。

先週、テレビのNHKの放送で、薩摩川内市と志布志市が給食費の値上げが決定されたとありました。薩摩川内市では、学校給食費について国の補助金を活用し、今年度分は値上げを回避しましたが、しかし値上げが続き、食材の高騰の見通しが見えない中で、来年度から、公立幼稚園が400円値上げし4,000円、小学校が500円値上げし4,500円、中学校が700円値上げし5,300円に値上げすることが示され、学校給食運営協議会で承諾されました。ほかにも8つの市と町が、値上げの検討状況であります。

これから先、食材が値上がりする中で、給食費の見通しについてどのように考えていくのか伺います。

**○教育委員会事務局長兼教育総務課長（久木崎勇君）**

本年度は、子育て世帯の負担増が軽減されるような支援を行っておりますが、来年度以降につきましても検討を行っているところでございます。

**○1番（中村清栄君）**

本年度同様、来年度もお願いいたします。

今後、仮に給食費の値上げがあった場合、給食費の値上げ分に助成する考えなのか、助成をせずに給食費を上げないのか、どういったお考えなのかお聞きいたします。

**○教育委員会事務局長兼教育総務課長（久木崎勇君）**

今後の物価状況を的確に把握するとともに、慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

**○1番（中村清栄君）**

現在の給食費は、小学生が4,000円、中学生が4,750円と4,700円ですが、毎月の支払いが現在より超えるようだと保護者の負担が大きくなることから、今後も現在の費用を超えないよう予算措置していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○教育委員会事務局長兼教育総務課長（久木崎勇君）**

先ほども答弁いたしましたとおり、来年度におきましても子育て世帯への学校給食費の支援を引き続き行いたいと考えております。

なお、具体的な内容につきましては、財源も含めて、当初予算編成において検討しているところです。

**○1番（中村清栄君）**

今後、世界的な気候変動や長引く新型コロナ感染症やウクライナ情勢と、今までとは異なる予測しない、予期しない事態が多くなり、

世界的に食料の値上がりと、中には食材の確保が難しくなると考えます。

また、生産者の高齢化も心配で、あと10年後、地場産物の生産を行う農家、幾つあるでしょうか。

今後、地域がやりがいを持ち、若い人たちの仕事になり、さらに安心・安全でおいしい学校給食をこれからも提供するために、持続可能な地産地消を行う学校給食の在り方、先進的な取組として、千葉県いすみ市や愛媛県今治市等の地産地消の取組を参考にすべきではないか、教育長のお考えを伺います。

**○教育長（奥 善一君）**

ただいまご指摘いただきましたように、私どもといたしましても、これまでも学校、農林水産課、そして生産者の団体の方々と連携をしながら、地元農産物の活用を図っているところでございまして、今後とも児童生徒の健康、成長に必要な栄養価を満たす給食を提供できるように、関係機関と連携をしながら、引き続き地場産物の活用にも取り組んでいきたいというふうに思っています。

以上です。

**○1番（中村清栄君）**

今後、市からの何かしらの助成があれば、給食費の値上げをあまりせず、保護者負担も減らせ、子どもたちに美味しく安心な学校給食の提供となるのではないかと考えます。栄養教諭が献立に取り入れやすいように、栄養教諭や生産者、業者等の意見を聞きながら一緒に考え、様々な施策を取ってくれることをお願い、日置市らしい給食を目指してほしいです。

最後に、教育長に今後の学校給食についてのお考えを聞いて、私の一般質問、最後の質問とさせていただきます。

**○教育長（奥 善一君）**

これまでも申し上げてまいりましたように、まずは安心・安全を第一に考えて、さらに学

校給食摂取基準に沿った給食を続けていきたいというふうに考えております。

そして、何よりおいしい給食、そして今の子どもたちにとってはコロナウイルス感染症の影響もあって、黙食というような状況が続いているわけでございますけれども、子どもたちにとって楽しい給食の時間になるように願いながら、私どもも努力をして行きたいと思っています。

以上です。

**○議長（池満 渉君）**

次に、10番、福元悟君の質問を許可します。

〔10番福元 悟登壇〕

**○10番（福元 悟君）**

皆様、おはようございます。

2番目でございますが、早速質問に入りたいと思います。

先般、伊集院町建設業親交会と「議員と語る会」が開催されましたが、事業者側11名の参加の下、神之川河川改修の予算付けの要望や入札制度などに対するの意見や要望を伺う機会となりました。その中から、公共事業への予算確保に対するご意見などは、議会としてもしっかりと取り組むという態度を示しながら、意見交換も進んだところであります。

公共工事を進める上で、当初条件では施工できない現場の変更に関する件、標準工期に比べて格段に工期が短いケースの指摘、また、総合評価の入札が多くなっており、多くの企業が受注できるよう制度見直しを求める意見などが出されました。

議会としましては、関与できない部分でも一部ありましたが、しっかりと当局に届けると回答したところもありまして、今回の質問に至っているところであります。

1番目に、昨年度の入札不調は何件か伺います。

2番目に、総合評価方式の評価をどのように判断しているか伺います。

3番目は、工事契約後の事業者との協議は十分か伺います。

次に、来年は待ち望まれました、かごしま国体が開催されます。コロナ感染拡大によりスケジュールが変更されましたが、佐賀県の協力もあって、開催できることは関係者も一段と弾みもついていることだろうと推察されます。

本市においても、毎月「広報ひおき」において国体通信のタイトルで、花いっぱい運動の取組や図画コンクール、ボランティア募集の状況も紹介されてきております。

いよいよ、来年5月はデモンストレーション競技、ソフトバレーボールに始まり、9月21日からレスリング競技、10月13日からは軟式野球が開催され、これからタイムテーブルも定まってくるだろうと思います。

51年前の太陽国体の模様は記憶に薄いところではありますが、テレビではたまに当時を振り返る映像が流される時もあります。相当な準備や歓迎ぶりが、伺い知ることができません。

現在の日置市の推進体制や現状等について、伺ってまいります。

1番目に、本市の競技会場等の準備は万全か。ムードは高まってきているかお伺いいたします。

次に、開催に際し、市民が共同で行う取組は計画してあるのか伺います。

3番目に、本市が負担する運営経費等の内容について伺います。

次に、地元商工会、観光協会などとの連携や、経済効果をどのように推測しているか伺います。

最後に、選手団や競技役員、応援者などに本市の魅力を伝えていく取組など、取組をどのように考えているかお伺いいたします。市

長、教育長の答弁を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

#### ○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項1つ目、公共工事についてのその1、入札不調について、令和3年度の入札不調の件数は13件です。

続いてその2、総合評価方式について回答します。

入札制度における総合評価方式は、地方自治法施行令の改正を受けて、本市では平成19年から導入し、令和3年度末までに173件執行しました。この入札制度は、工事の品質を確保するため、入札者の施工能力、地域性等と入札価格とを一体として評価することを目的としており、導入を進めたことで、より高い品質の確保、地元の建設業者の適正な評価、地元技術者の技術力向上や育成、談合等の不正防止につながっていると判断しています。

なお、平成20年には、公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨に基づき、国から総合評価方式の拡充の要請があったところです。

その3、事業者との協議について回答します。

請負者は、当初発注設計図書等に基づいて着工前測量や図面等の精査を行い、現場との不一致や疑義が生じた際は、工事打合せ簿を発注者に提出し、協議を行うこととなっております。また、工事の進捗に伴い、現場の不一致や予見できない事態の発生について請負者から確認の請求があった際は、直ちに調査を実施するよう努めております。

質問事項2のその1、その2、その3、その5は、教育長より回答いたします。

質問事項2、かごしま国体についてのその4、連携や経済効果について回答します。

特産品等の提供や観光ボランティアの活用

など、身近に日置市の魅力を感じていただくような取組が必要であることから、今後、商工会や観光協会と連携を図り、検討してまいりたいと考えております。また、大会期間中における経済効果としては、2020年国体開催の場合の試算で、県全体で619億円の経済波及効果が見込まれると伺っております。

日置市としては、直接的には、選手、応援団を含め、宿泊や弁当、お土産購入、バス借り上げ料などの経済効果があると考えます。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

### ○教育長（奥 善一君）

それでは、2問目のかごしま国体の準備状況についてお答えをいたします。

その1でございます。

競技会場の配置、競技会の運営方法等については、各競技団体や県、関係機関と打合せを重ね、着実に準備を進めているところです。

国体開催の気運醸成のために、市中央公民館に国体ブースを開設しているほか、啓発グッズの配布、公共施設等への横断幕・のぼり旗の設置などを行っています。

また、1月15日には、東京オリンピック女子レスリング55kg級金メダリストによる講演会を開催するなど、ムードを高めていくことにしています。

その2、協働で行う取組についてでございます。

市民協働の取組としまして、現在、大会の運営や広報を担っていただく市民ボランティアを募集しています。また、各小学校には各県の応援幕作製、市内保育園には伊集院駅の階段アートの制作に取り組んでいただいています。

来年度は、市民が参加できるデモンストラクションスポーツのソフトバレーボール大会の開催や、子どもたちの参加を中心とした、オリンピックの聖火リレーにあたる炬火リ

レーの実施など、子どもから大人まで協働した取組を計画しております。

その3、運営経費等についてでございます。

運営経費としては、競技の運営に関係する経費として、レスリング競技では、県外競技役員の旅費・宿泊費、ステージ設置費など、軟式野球競技では、選手・監督の輸送費、選手控室設置のための仮設費などです。

競技の運営以外では、広報啓発費や宿泊・輸送に係る管理業務委託費などになります。

その5でございます。本市の魅力を伝える取組についてでございます。

各競技会場に出店ブースを設置し、本市の特産品等の販売や観光PRを行い、日置市の魅力を伝えられるように取り組んでまいります。

また、各種女性団体にご協力をいただき、来場された方々に地場産品を使ったおもてなし料理などを振る舞い、本市の魅力を伝えられるような取組も行います。

以上でございます。

### ○10番（福元 悟君）

それぞれご答弁をいただきました。

2問目の質問を行ってまいりますが、答弁では不調の件数が令和3年度で13件という市長からの答弁いただいたところですが、不調の要因をどのように分析をしているのか、まずお伺いいたします。

### ○財政管財課長（東 正和君）

不調の要因ですが、昨年度で申し上げますと、令和3年11月以降に不調が頻発している状況であることから、発注時期の集中によりまして、配置できる技術者が不足をして、応札できない状況になったのではないかと考えております。

この状況を踏まえまして、公共工事の発注時期の平準化にさらに努めてまいりたいと考えております。

### ○10番（福元 悟君）

昨年度は、11月以降の入札に不調の件数が上がっているということで、平準化ということを含め、今後視野に入れていくということでの答弁であります。この場合、不調になりますとどのような形で、例えば指名替えを行っていくのか、設計変更等でいくのか、また随意契約等があるのか、その辺の状況はいかがですか。

**○財政管財課長（東 正和君）**

その案件に応じまして、指名変え、それから設計変更、随意契約、ケースバイケースで対応した上で執行しております。

**○10番（福元 悟君）**

ここの原因では、もうやっぱり工事が後半に集中していくという中で、事業者側も取りに来ないというところでの状況がうかがえるところです。

担当課長の答弁もありましたが、ぜひやっぱり事業の平準化をしっかりと、早め早めの入札手続にするようお願いしたいものだと思っております。

次の総合評価方式の件で質問してまいりますが、答弁では平成19年度からこの方式が導入されて、173件の執行ということで答弁がありましたけれども、最近の、特に昨年度におけるこの方式での入札比率はどうであったか、まずお伺いいたします。

**○財政管財課長（東 正和君）**

令和3年度発注の工事、全部で273件ございましたが、総合評価方式はそのうち23件となっております。比率にしまして8.4%となっております。

**○10番（福元 悟君）**

この総合評価方式に対して、冒頭申し上げました事業者側の受け止め方にも、非常に多くなって困っている。これはいろいろな立場の方がおられて、総合評価が望ましいと考える事業者さん、それから、なかなか評点が上がらない事業者さんでの不満、この辺が様々

あって、現状は難しいようではありますが、市長の答弁のところでありましたが、総合評価方式の拡充が国の方からも今後は高まっていくということで回答はいただきましたが、事業者さんからすると非常に入札の機会というところで、最初からもう負けるんだから入札に参加しないというような状況もあって、いろいろご意見があったと思っております。

それと併せて、一方で評価項目の点数の開きがあれば、特定の業者が重ねて落札することにもなるというような意見も出されている訳ですが、この件につきましていかがお考えか答弁を求めます。

**○財政管財課長（東 正和君）**

評価項目、評価基準についてでございますが、基本的には県の基準といったものに沿った形で定めておりますが、今の基準につきましては、平成30年度に定めたものであります。

今年度でもう5年目を迎えるということで、令和5年度からは改定をするという方針で、ただいま県ですとか、ほかの市の基準を参考にしながら見直しを行う予定でございます。

ただ、見直しにあたりましては、地方自治法施行令の定めるところによりまして、学識経験者の意見を聞かなければならないとされております。ですから、客観性を持った基準を作成をすることが求められていると考えております。

**○議長（池満 渉君）**

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時10分とします。

午前11時00分休憩

午前11時10分開議

**○議長（池満 渉君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

**○10番（福元 悟君）**

それでは、引き続き質問してまいります。



評価項目のところで、答弁では県にならって、また法によって定めてあって、さらに独自のものを作るためには学識経験者ですか、意見を求めてより客観性が求められるというような答弁だったようにお聞きしました。その評価項目をただいまの答弁では5年経過したので見直すということもあったようですが、事業者側の施工能力であったり、技術員の能力、それから地域貢献度、この辺が非常に微妙になってくるだろうと思うのですが、これまでの地域貢献、特に零細の事業者さんあたりから見るとなかなか総合力では技術者の資格の数とか及ばないところでもあるわけですが、地域貢献には少し参加できて評価評点も縮まっていくのかなというにも思うところでもあります。これから検討されるだろうと思うのですが、一部事業者さんに伺いますと新規学卒者も評価評点の加点に入っているようですが、その後なかなか長続きがしないというようなこともあって、この具体例は本人のことですから分かりかねますが、やっぱり今、国も働き方改革を言ってライフワークバランスというのですか、余暇の問題とか、それから賃金の引上げ、こういうところも大事な要素でもあります。特に答弁は求めませんが、この見直しに当たってはそのようなことも加味しながら、今回も12月議会に県の木材協会のほうからも県産材の利用を促進してくれという陳情も受けております。非常にこれも大事な要素かなと思いますが、一部入っているのかもしれませんが、そういった面での地元産の材木を十分に活用するというような機運があれば、これもまた地域貢献にはなるんじゃないかと考えるところです。答弁は求めませんが、一つせっかくの見直しの機会に当たるとすれば、いろんなことを盛り込んで申し上げたいのは、たくさんの方の事業者の方に、特に零細な事業者さんもおられますので機会を与えていただければ

と感じているところであります。

次のところに入ってまいります。

担当課と受注した業者さんとの協議の件で質問をいたしました。この工事施工中に変更契約に至るケースというのはどのような比率であるのかお尋ねいたします。

#### ○建設課長（田口悦次君）

変更契約に至るケースは、建設課、農地整備課、農林水産課の3年度の工事では、災害復旧工事を除きますと83%、約8割の比率で変更契約を行っております。

#### ○10番（福元 悟君）

非常に高い比率で、現場の特に難しい施工の場合での変更に対しては対応しているというような感じを今受けました。実を言うと、語る会ではそれよりもまだ深刻な意見もあって、なかなか応じてもらえないというようなところで、少し紹介しますと、工事はお互いやっぱり人間がすることだから、最初計画してもやはり建設業、工事は自然が相手なので、様々な地形、土地の条件とかあって、計画どおりにはいかないというご意見がありました。柔軟に対応していただきたいということ。一回もう入札して取ったのだから、分かっている取ったんじゃないかというような辛辣な意見もありました。そういうことでその意見は賜ったところですが、大事な公共事業、市民の財産になる事業ですので、今8割変更に対応しているということではありますが、その残った2割というのは当初設計どおり進んでいるという理解でよろしいですね。ということで、担当者側は決していい現場をつくり上げるためにも十分な協議を受け止めてしていただきたいなと思っております。

入札前には、設計等の閲覧や質問期間も設けてあるわけですが、契約後に事業者側からの協議の必要性は何があるのですか。どのようなものがありますか。

#### ○建設課長（田口悦次君）

変更の主なものとしましては、現場の状況、地質、湧水状況などの自然的条件や予見できない事態、埋設物などの発生が生じた場合が多いです。

○10番（福元 悟君）

これも事業者からのご意見でしたが、今ありました埋設物等によって変更の必要性があるということですが、協議をする、上げたときからその結論が出るまで時間がかかると、かかり過ぎるというような意見も出ておりましたが、これについていかがお考えですか。

○建設課長（田口悦次君）

請負者からの書面による協議等に対する指示、通知は、基本的にその日のうちに回答するよう努めております。また、その日のうちに回答が困難な対外関係、現地調査、構造計算が必要なものなどは別途協議をしております。

○10番（福元 悟君）

総体的な責任者であります建設課長としては十分な対応をやっているということであり、これをその会議の中から拾った言葉ですが、回答が遅くなりますと従業員を遊ばせることになって、工期の延長や経営面に影響が出るという意見もありました。推測で物を申し上げてはいけませんが、若い職員も担当職員も多いわけで、この辺の速やかな協議というか回答といいますか、協議に対する回答、ぜひとも速やかに受けていただいて、早く結論出して、早く工期内に終わるということをぜひ引き続き目指していただきたいと感じております。

次に、年々予算が厳しくなっていくことは議会も承知をいたしております。さきにも財政健全化計画も示され、この経済不況の中、今後の公共事業に係る予算額はどのような状況になっていくのかお伺いいたします。

○財政管財課長（東 正和君）

現行の財政健全化計画、令和3年から5年

までの計画でございますが、普通建設事業費における令和3年度決算では、国の経済対策ですとか新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを活用しながら、おおむね計画どおりの執行となったところでございます。今後もその財政健全化計画に即した予算編成を行ってまいりたいと考えております。

○10番（福元 悟君）

おおむね示された計画どおりに推移しているというご答弁でありました。公共事業は、社会インフラや雇用関係にも直接関わっており、経済循環の要素もあります。特に道路整備が進むと宅地開発など民間需要を呼び込むことにつながってまいります。予算の確保については可能な限り公共事業、事業者へのまた配慮もお願いしたいと考えております。

次の質問項目に移ります。

教育長のほうからご答弁をいただきましたけれども、まず今年の大会です、栃木大会には職員も視察要員として派遣されたと伺っておりますが、運営面で参考になった事例はどのようなものがあるのかお伺いいたします。

○社会教育課長（立和名素大君）

栃木国体におきましてもコロナウイルスがまだ終息をしていない中であります。その中で、新型コロナウイルス感染拡大予防対策として選手、監督、観客などの通行できる範囲等の区分、いわゆる動線をしていることや、緊急時の対応として無線機の配備、活用などがありました。

○10番（福元 悟君）

ただいま紹介いただきました。課長は出席、これは行かれたのですか。これが感染を防止する意味での動線の加わって、それから無線を利用して取り組まれたという事例をお伺いしました。全くそのとおりでなと思っております。非常にこの鹿児島国体も予定されておりますけれども、本当に無事開催できるようにやっぱりコロナ対策、一番重要なテーマか

なと思いますので、これはぜひそのような、  
どのような情勢になっているか分かりませんが、引き続きそこは最重視しながら当日まで  
気を配っていただきたいなというふうに思います。

それから、開催地における例えば地元の、  
これを言えば栃木大会での観光案内、出展  
ブースのにぎわいはどのような状況であったか、どのような報告を受けていらっしゃるか  
ご質問いたします。

**○社会教育課長（立和名素大君）**

栃木国体におきましては、コロナ禍の中で  
初めての大会ということでございました。観  
光案内、それから出展ブース等は設置はされ  
ておりましたけれども、大々的に運用はされ  
ていなかったということで、にぎわいは低調  
に感じられたという印象だったということで  
報告を受けております。

**○10番（福元 悟君）**

それでは、次に伺ってまいります。そう  
いった準備態勢という意味で本市の会場とな  
ります吹上浜公園体育館、湯之元球場、伊集  
院球場の周辺整備のところではありますが、特  
に日置市はいろいろ魅力も豊富であります、  
人々の心を引きつけるのは東シナ海であり、  
海岸線を含めて吹上砂丘であると感じており  
ます。景勝地を整えてすばらしい風景を発信  
していくことは大事なことだと考えるところ  
であります。関連しまして周辺部のトイレ、  
附属施設の整備状況はどうか、また江口蓬萊  
館などが当然選手団、選手団の家族、関係者、  
人気の直売所が江口蓬萊館がそばにもござい  
ます。周辺には一部松枯れも見受けられます。  
先ほど申し上げましたトイレ、附属設備など、  
予算を確保してでもやはりすばらしい印象を  
とどめていくために改修すべきではないかと  
感じておりますが、いかがお考えでしょうか。

**○社会教育課長（立和名素大君）**

競技会場であります吹上浜公園体育館にお

きましては、空調の整備、それから両球場に  
ついては電光掲示板の整備などを行いまして、  
協議運営に支障のないように整備をしており  
ます。トイレなど数が不足すると予測される  
ものにつきましては、仮設で対応をする予定  
でおります。

なお、松枯れについては、国体開催時期だ  
けのことではございませんので、主管課のほ  
うで検討をされていくというふうに思ってお  
ります。

**○10番（福元 悟君）**

社会教育課長のほうから担当課でというこ  
とで、後ほど担当課にはお伺いいたしますが、  
トイレのことを申し上げました。私も湯之元  
球場のトイレのところを見させていただいたり、  
同僚から伊集院球場のほうでもやっぱり  
トイレがなかなか十分じゃないのではないか  
という意見も聞いておりましたので、ぜひこ  
の辺を再点検していただいて、清潔な印象を  
まず持ってもらうことが大事だろうと思いま  
す。それについて今後ブースで、ブースとい  
う何ですか、個別にまた準備をされるとい  
うことでもありますが、既存のそういうトイレ  
等についてはしっかりと協議していくとい  
うようにお考えか、また農林水産課長には松枯  
れについての対策をどのように考えているか  
併せてお伺いいたします。

**○社会教育課長（立和名素大君）**

トイレにつきましては、既存のものを清潔  
に清掃等をして気持ちよく使っていただけ  
るようにしたいというふうに思っております。

以上でございます。

**○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）**

松枯れについてでございます。先ほど社会  
教育課長のほうからもありましたけれども、  
国体の開催に限らず、松枯れについては全て  
民有林につきましては市のほうで対処をして  
いっているところでございます。確かに江口  
蓬萊館、並びに江口海浜公園周辺の松枯れが

今あるところでございますが、既にマーキング済みでございます。年度内に、来年広がらないように、年度内には伐倒駆除をする予定でございます。

**○10番（福元 悟君）**

もう既に検討されているようでしたので、準備は万端だろうというふうに感じました。ぜひもう時間もあまりありませんので当初予算にでも入れながら協議をしていただければと思っております。

次に行きます。

市民と協働で行う取組というところで、会場周辺の草払いや花壇の整備など、自治会への協力依頼をすることなど必要ではないかお伺いいたします。

**○社会教育課長（立和名素大君）**

今後、国体開催を広報啓発していく中で、環境美化等の機運醸成についても呼びかけをしていく計画でございます。

**○10番（福元 悟君）**

もう検討されているようですが、ぜひやっぱり私たちも、市民一人一人も参加して、協力して大会を迎えるのだということが、これこそが大事なことだろうと思っております。今のご答弁、非常によかったなと思っております。

次に、先ほど東シナ海、また吹上砂丘、すばらしい景勝だということで申し上げましたが、もう一点、毎年7月、海の日に清掃活動、海岸活動、清掃をやっておりますが、これを特例ですが少し一月送ってでも開催日直前に行うのが一番いいのでしょうか、これは夏休みとかあるわけですが、ぜひ7月じゃなくて8月に実施できないか、すみません通告しておりませんでした。この辺、市民生活課長、急に振って申し訳ありませんが、可能ですか。

**○市民福祉部長兼市民生活課長（新川光郎君）**

日置市の魅力ある観光地である吹上浜を知

っていただく絶好の機会であると考えております。来年度、クリーン作戦の日程を話し合う第1回の実行委員会に、ただいまございましたご意見も提案してまいりたいと考えております。

**○10番（福元 悟君）**

関係団体、また特に砂丘の清掃は建設業者の方も一生懸命になって手伝っておりますので、いろんな日程もあるかもしれませんが、ぜひそこは課長、取り組んでいろいろ打ち合わせしていただければありがたいなと思っております。

次に入りますが、先ほどの商工会、観光協会との連携の中で、県全体の経済効果は答弁の中に619億円という答弁をいただいておりますが、本市でこの宿泊とか、特に弁当、いろいろもろもろバス借り上げ、この辺の試算が出来上がっているものですか、幾らぐらいの本市に対する影響があるのか、もう一回お尋ねいたします。

**○商工観光課長（田代誠治君）**

それでは回答いたします。

日置市の経済効果といたしましては、直接的には約7,000万円を見込んでおります。それと合わせまして、飲食店に食材を卸している企業の売上の増加など間接的な経済波及効果もあり、相当な額になると考えております。

以上です。

**○10番（福元 悟君）**

本市の直接的な見込みが7,000万円ということで、県全体が619億円としますと、少し何か遠慮されたかなというような気もいたしますが、担当課長、ここはいかがなんでしょうか。こういう試算はないのですけれども、経済波及効果というのはどのような見方をすればいいものなのでしょうか。特に主観的にどのような数字になるだろうという予測がつかますか。

○商工観光課長（田代誠治君）

回答いたします。

先ほどの答弁にもありましたように、県全体で619億円の経済波及効果が試算をされておりますけれども、現在のところ市全体の経済波及効果というのは試算をしておりません。しかしながら、相当な額になるというふうに考えております。

以上です。

○10番（福元 悟君）

そうですね。なかなか、これよっぽど委託して経費をかけて作らないと、なかなか見込み難い数字を求めたなど思っておりますが、こういう先ほどから進めております日置市の魅力がやはりふるさと納税にも恐らく起因していくのだろうなど思っております。ここで出場される選手なんかは、やっぱりすばらしい印象を持つことで日置市を応援したいということにもつながればなというふうにも期待もいたしております。ですので、ひとつみんなですばらしい日置市のレスリング、軟式野球、開催成功に向けて頑張っていきたいなど思っております。

それで、これは最後になりますけれども、市長、教育長にご質問いたします。

市長には、51年ぶりに本県で開催される国体です。本市の魅力発信の絶好の機会と捉えて、関係者や選手団、応援者には何をアピールしていきたいかまずお尋ねをいたします。

○市長（永山由高君）

10月開催ですから、オリーブの収穫の時期とも重なります。また、この時期はツキヒガイの禁漁期間も開けております。日置市の誇る多様な農林水産資源を堪能いただきたい。あわせて、温泉やスポーツ施設の充実もしっかりとPRをさせていただきたいというふうに思っています。今後、スポーツツーリズムの一つの選択肢として認知をしていただきたい

いということもPR発信してまいりたいですし、議員おっしゃるように、長期にわたって日置市のファンになっていただき、ふるさと納税を含めて関係人口化していただくこと、そこが重要なポイントになるかというふうに思っています。

以上です。

○10番（福元 悟君）

本市の競技種目は、レスリングと軟式野球です。なかなか専門的で高度な種目だろうと思っております。一方で、5月にはデモンストラクション競技としてソフトバレーボールが行われるようですが、身近で市民のスポーツ振興や体力づくり、健康づくりの絶好の機会だろうと思えます。これまでも吹上浜公園体育館では活発に大会も開催されているようですが、日置市長杯の冠をつけてでも市民に呼びかけて、引き続き日置市主催で新しい大会として言い続けたらどうでしょうか、教育長、感想をいただきたいと思えます。

○教育長（奥 善一君）

ただいま議員おっしゃったように、例年ソフトバレーボール交流大会につきましては開催をしております。しかしながら、いただいたご意見等を参考にしながら国民体育大会、とりわけこのデモンストラクション大会も含めまして、これを一つのきっかけといたしまして、市民の生涯スポーツへの機運を盛り上げ、そして健康づくりへの意識を高めていけたらと思っております。

以上です。

○10番（福元 悟君）

それぞれありがとうございました。冒頭からかごしま国体大会については、この気運を醸成するという立場で申し上げてまいりましたが、ボランティアも100名でしたか、市報に出されている数を見ますと、募集もかけると子どもたちも多いだろうなど思っております。子どもたちが競技を支え、ボランティ

アで参加することで一生忘れない思い出になるようにつながるものと思います。どうぞ企画を練りながら進めていただきたいということをお願いして質問を終わります。

**○議長（池満 渉君）**

次に、14番、黒田澄子さんの質問を許可します。

〔14番黒田澄子さん登壇〕

**○14番（黒田澄子さん）**

皆様、こんにちは。公明党の黒田澄子です。

さきの第12回全国和牛能力共進会鹿児島大会で、日置市では株式会社ミヤボク宮下牧場のゆうこ号が若雌の2で全国第2位の好成績を収められ、明るい大きなニュースとなりました。ゆうこ号、宮下牧場様をはじめ関係各位様におめでとうございませとの言葉とともに、心からの敬意を表したいと思います。

それでは、通告に従い、一般質問させていただきます。

初めに、議員と語る会において伺った内容から質問します。

1、市建設業における市内業者育成の現状と課題について。

1点目、公共工事における市内業者の発注率をお尋ねします。

次に、発注者の積算において、受注者から根拠のある変更の申出に対しての本市の対応と国の方針をお尋ねします。

次に、放課後児童クラブへの支援について。

1点目に、昨年6月議会で障がい児受入れへの国の制度の活用を提案していましたが、検討結果はどうなっているのかお尋ねします。

次に、そのほかにも支援できる制度はないのかお尋ねをします。

3番目に、都市公園に障がいの有無・年齢を問わずに遊べるインクルーシブ遊具の設置について。

1点目、都市公園に障がいがあっても遊べる遊具は本市に設置してあるのかお尋ねしま

す。

次に、全国的にみんなが遊べるインクルーシブ公園及びインクルーシブ遊具の設置が増えています。本市でも設置に取り組みないかお尋ねします。

4番目に、女性の生涯にわたる健康支援について。

1点目に、子宮頸がんワクチンの接種状況及びキャッチアップの利用状況について。9価ワクチンの定期接種化が決定されましたが、今後の対応・周知についてお尋ねします。

2点目に、プレコンセプションケアの認識と取組をお尋ねします。

3点目に、学校教育にプレコンセプションケアの視点を取り入れた健康教育を実施できないかお尋ねします。

4点目に、11月8日閣議決定された出産・子育て応援交付金を活用した妊娠期から子育て期の伴走型相談支援と経済的支援の今後の本市の取組についてお尋ねします。

5番目に、男女共同参画基本計画における事業実績の状況について。

1点目に、第2次計画は令和5年までの6年間の計画ですが、目標達成の現状をお尋ねします。

2点目に、実施事業の実績・課題や問題点に空欄やないとの記載があります。判断についての考えをお尋ねします。

3点目に、性に関する正しい知識の普及、これ、計画の番号として71、72、73の校内指導計画の内容と教職員等への事業の詳細をお尋ねします。

4点目に、第3次計画策定の趣旨・基本目標への考えをお尋ねして、1回目の質問とします。

〔市長永山由高君登壇〕

**○市長（永山由高君）**

お答えしてまいります。

質問事項1つ目、建設業における市内業者

育成についてのその1、市内業者の受注割合を回答します。

令和3年度の受注割合は件数ベースで93.9%、金額ベースで90.0%です。

その2、変更の申出に対しての本市の対応と国の方針について回答します。

公共工事では、現場での自然的条件や埋設物・関連工事・交通規制等の社会的条件を十分調査し発注を行っておりますが、工事の進捗に伴い、こうした前提条件と現場の不一致や予見できない事態の発生など、変更せざるを得ない場合があります。

設計変更については、契約規則や建設工事請負契約約款において規定されており、受注者・発注者双方協議の上、変更手続を行っております。

なお、本市においては、国・県を参考に平成22年10月に設計変更マニュアルを策定しており、適正な設計変更を行っております。

質問事項の2、放課後児童クラブへの支援についてのその1、障がい児受入れについて回答します。

昨年度、議員からご提案のありました障害児受入推進事業について、令和4年度は障がい児を受け入れるために必要な専門知識等を有する放課後児童支援員等を配置し、障がい児の受入れのための利用定員を有している放課後児童クラブに対して、委託料に加算をしています。

その2、その他の支援制度について回答します。

放課後児童クラブへの支援については、障害児受入推進事業のほか、放課後児童クラブを新たに実施するために必要な設備の整備や修繕及び備品の購入を行う支援や賃借料の補助、バス等による送迎に係る燃料費の補助など、12の事業があります。

令和5年度においては、これらの事業を周知してまいります。

質問事項3、インクルーシブ遊具についてのその1、障がいがあっても遊べる遊具及びその2、インクルーシブ公園、インクルーシブ遊具、本市での取組について、1と2併せて回答します。

インクルーシブとは、物理的な障壁などを取り除くバリアフリーや多くの人々に使いやすいユニバーサルデザインといった考えをさらに超えて、様々な障がいをお持ちの方々が障がいのない方々と一緒に遊んだり過ごしたりできる環境を整えることと考えております。

現在、日置市内には都市公園は66公園ありますが、インクルーシブという考え方に基づいているとは言えない状況です。実現のためには、都市公園の遊具をはじめ駐車場・園路・トイレなど一体的な整備が必要と考えております。

質問事項4、女性の生涯にわたる健康支援についてのその1、子宮頸がんワクチン及び9価ワクチンについて回答します。

子宮頸がんワクチンの接種状況については、10月末現在で延べ201回となっています。201回のうち、定期接種対象者が69回、キャッチアップ対象者が132回となっています。

9価ワクチンの定期接種については、新聞報道等で令和5年4月開始されると公表されましたが、接種回数や既存ワクチンとの交互相接種の方針等の詳細については、今後も情報収集し周知してまいりたいと考えております。

その2、プレコンセプションケアについて回答します。

プレコンセプションケアとは、成育基本法に基づく成育医療等基本方針において、「女性やカップルを対象として、将来の妊娠のための健康を促す取組み」と定義されており、市としても安心して妊娠・出産・子育てができるよう、成育過程にある方に対する取組が重要であると認識しております。

本市においては、プレコンセプションケアの一環として、市内全中学2年生に対し、妊娠や出産などに関する命ふれあい体験教室や、中学3年生では男女の性や性感染症などに関する性教育を実施しております。

その3につきましては、教育長より回答いたします。

その4、伴走型相談支援と経済的支援について回答します。

本市においては、伴走型相談支援として、現在、母子手帳交付の際、全対象者と面談を実施し、特定妊婦など支援が必要な方に対し、地区担当保健師や助産師が出産まで切れ目なく支援しており、その活動を基盤に事業を拡充していく予定としています。

産後のサービスとして、産後ケアや新生児訪問、養育等訪問支援事業などがありますが、産後ケアなどの有償サービスについて利用しやすいよう、経済的支援も検討しております。

質問事項5、男女共同参画基本計画についてのその1、目標達成の現状について回答します。

日置市男女共同参画事業実施計画書・報告書において、審議会による令和3年度の実施評価ではA評価（十分配慮できている）が103事業中13事業で12.6%、B評価（十分とはいえないがほぼ配慮できている）が44事業で42.7%、C評価（どちらかという配慮できている）が42事業で40.8%となっています。

その2、実績・課題について回答します。

日置市男女共同参画事業実施計画書・報告書においては、具体的政策における各課で実施した事業実績に加え、課題や問題点を表記する欄があります。

その課題等について、十分な結果が出ているものは空欄とする場合もありますが、一部評価が低い項目においても記載がないものがあり、これらについては今後、男女共同参画

社会をさらに推進するためにも課題の分析・問題点把握を行い、表記すべく改善してまいります。

その3については、教育長より回答いたします。

その4、第3次計画策定について回答します。

第3次計画は、令和5年度に策定を予定しております。第2次男女共同参画基本計画の到達状況や本年度実施しております市民意識調査の結果をはじめ国及び県の基本計画、さらに社会経済情勢の現状や課題等を踏まえ策定してまいりたいと考えております。

以上です。

〔教育長 奥 善一君登壇〕

#### ○教育長（奥 善一君）

それでは、教育委員会関係分をお答えをいたします。

4問目のその3、学校教育にプレコンセプションケアの視点を取り入れた健康教育を実施できないかというところでございます。

各学校では、学習指導要領に基づき、児童・生徒の発達段階に応じて命の尊さや自他の存在の尊重等の性に関する指導を保健師等の協力をいただきながら行っております。

続きまして、5問目の男女共同参画基本計画についてでございます。その3でございます。

理科や道徳、学級活動、保健体育の授業を中心に、生命の誕生や男女の体の特徴、発育や発達、心身ともに健康で安全な生活、生命や異性への尊重、情報への適切な対処や行動の選択などについて計画に盛り込んでいるところです。

管理職や養護教諭の研修会等で、校内研修等でも性に関する内容を充実するよう指導しているところです。

以上でございます。

#### ○14番（黒田澄子さん）



ご答弁いただきましたので、2回目以降の質問に入りたいと思います。

まず、1点目の建設業の件でございます。

市内の受注の割合から見たとき、6.1%が市外業者となっておりまいますが、どんな場合が市外業者のみの指名になっているのかお尋ねします。

**○財政管財課長（東 正和君）**

例えばですが、クリーンセンターですとか、終末処理場の一部の機械器具の更新、それから橋梁の上部工の工事、あと、公園遊具の設置・更新工事などが挙げられます。

**○14番（黒田澄子さん）**

その場合、その市外業者でないといけない、指名に入れられないという根拠はどこにあるのかお尋ねします。

**○財政管財課長（東 正和君）**

クリーンセンターですとか、終末処理場の機械器具の更新、それから橋梁工事ですが、これらにつきましては、その内容が特殊性ですとか専門性がもう極めて高い分野ということが挙げられます。

あと、公園遊具の設置更新の工事につきましては施工にあたり資格が必要なものですからそれを根拠としているところでございます。

**○14番（黒田澄子さん）**

今回、私も語る会でさっきの同僚議員と同じように、私は傍聴者でお話を伺っていたのですが、ちょっと心もざわざわしまして今回いろいろ調査をして質問に立っているというわけでございます。市内業者の育成ということを今回私はテーマにちょっと上げたんですけども、その視点から考えた場合、市内の業者さんに多くの経験を積ませる意味でも、指名に市内業者を入れて、そして現場監督として毎日現場に市内業者さんは足を運び、安全や進捗状況、問題があればその解決に動く、専門的なものは下請けで市外のその特殊なという話をされましたけれども、そういった業

者さんを入れるという手法をとることは、絶対にでき得ないものなのか、できる可能性があるものなのか。そんな点いかがでしょうか。

**○建設課長（田口悦次君）**

市内業者の育成の観点から橋梁修繕工事におきましては専門性の高い工事ではありますが、市内業者と専門業者の特定建設共同企業体を条件とし、橋梁修繕における専門工事について市内業者の育成に取り組んでいるところでございます。

**○14番（黒田澄子さん）**

じゃあ、そういう場合もでき得るということで認識をしてよろしいということですね。公表価格に掲載されていない特殊な材料が、いろいろな工事に出てくるわけですけども、それに対して県は公表していると聞いています。本市はどのようになっているのかお尋ねします。

**○建設課長（田口悦次君）**

本市も県と同様、見積もりにより採用している単価については閲覧設計書等に明記し、公表しております。

**○14番（黒田澄子さん）**

特殊な材料はどのようにして価格を調べているのでしょうか。お尋ねします。

**○建設課長（田口悦次君）**

県の工業単価に掲載されていないものにつきましては、次に物価版等を調査しておりますが、それでもない場合は見積もりを徴収しております。

**○14番（黒田澄子さん）**

では、その業者さんからメーカーさんのほうから見積書が金額で多分上がってくると思います。入札に関してこの閲覧で公開される情報にはそれがそのまま積算の中に上がっていくと考えていいのか、お尋ねします。

**○建設課長（田口悦次君）**

見積もり徴収による積算は、これは積算基準の県からの通達があります。一応、取り扱

い注意となっておりますので、そこは公表は差し控えたいと思います。

**○14番（黒田澄子さん）**

それは言えない内容だというふうに、聞いちゃいけなかったのかなというふうに思っています。現場の私も調査させていただいたんですけど、なかなかこう、どうも話が乖離してるかなというふうな感じで。私もまだ今の答弁ではちょっと納得ができていませんけれども、次の質問に入っていきたいと思えます。

落札後に、先ほども現場において設計書との乖離がある場合はちゃんと協議をやっていますよというふうなことをおっしゃっていました。私もそこ同じことを聞きたかった訳ですけど、契約金額についても変更がその協議の結果認められたら増額になっているのか、その点をお尋ねします。

**○建設課長（田口悦次君）**

1回目の答弁でもありましたが、工事の進捗に伴い、前提条件と現場の不一致や予見できない事態もございます。このような場合には、受注者より工事打合せ簿により協議が発出され、双方で現場確認や協議を行った結果、変更が妥当なものについては変更指示書にて設計変更の内容を正式に受注者に通知するとともに、必要に応じて契約額の変更をしております。

**○14番（黒田澄子さん）**

不調不落となった場合もちょっとお尋ねします。不調不落となった場合における見積もりの提出を求める方法等の活用で、国は最新の単価を適用してもなお不調不落となった場合には入札参加者から見積もりの提出を求める方法等を活用することと文章に記載されて言っております。この点、本市はどうなっているのか、お尋ねをします。

**○財政管財課長（東 正和君）**

先ほど10番議員のご質問の際にも答弁を

いたしました。不調不落となった場合に、市として次に取る方法は、指名競争入札であれば指名替えを行うということになります。この指名替えにつきましては、その工事の業種の入札参加資格を持つ基本的には市内の事業者を全て指名するまで繰り返します。それでも不調だった場合には、一般的には指名競争であればその最後の入札の応札者、あるいはその最後の応札の最低価格で応札した事業者に見積書の提出を求めまして、随意契約を締結するという工法で執行してまいります。

議員ご質問のケースでございますが、この随意契約でございますが、本市では指名競争入札におきましては今までその最後の随意契約の執行というところで全て成立がされているわけでございます。すみません。議員のご質問のケースというのはその最後の随意契約が成立しなかった後の対応であろうというふうに考えておりますので、したがって本市ではそこまで至ったケースがこれまではございませんということになります。

**○14番（黒田澄子さん）**

結局、随意契約になる場合も最低価格でも出してきているところがあった場合、随契になっていくと思うんですけど、何度何度やっても、どこも手を出せないということが、これまでない訳ですけど今後あった場合は、この国の方針に基づいて行っていかれるのか、最後にお尋ねをします。

**○財政管財課長（東 正和君）**

その工事の内容にもよると思いますが、基本的には今この国の通知に基づいてやっていくことになると思います。ただ、場合によっては、その工事を翌年度以降に送って、さらに検討し直すと。施工の範囲を例えば見直すとかいうことで対応する場合もあると考えます。

**○議長（池満 渉君）**

ここでしばらく休憩します。次の会議を午

後 1 時とします。

午後 0 時 04 分休憩

午後 1 時 00 分開議

○議長（池満 渉君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○14番（黒田澄子さん）

それでは、放課後児童クラブの支援についてへ移りたいと思います。

障がい児受入れの委託料加算が行われているとの答弁でありました。今年度はいくつのクラブが加算され、何人の障がい児の受け入れが行われているのかお尋ねします。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

回答いたします。

障がい児受け入れ推進事業につきましては、1業者で今現在こちらのほうで認識している人数はちょっとございませんけれども、1事業者に加算を加えております。

○14番（黒田澄子さん）

国は3人以上の障がい児の受け入れと専門的な知識を有する支援員1人の配置について全てのクラブへそうやって障がい児の加算が行われるというふうになっていますね。だから、今回ちょっと加算についてできなかったところからのご相談があった訳なんですけども、こういう3人以上いないといけないとか専門的な支援員が配置されないといけないとかという説明は、全てのクラブで一応説明はされているのでしょうか。そこをお尋ねします。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

今年度、放課後児童クラブへの説明会を開催する中で各事業所から障がい児受け入れ推進事業に対する相談等がありましたので、その内容について説明を行い、今までの経緯を踏まえた上で予算の範囲内での事業実施をお願いしてきているところです。

○14番（黒田澄子さん）

3人未満での受け入れをされているクラブも、大変いろいろ困難を極めていると思いますけれども、ご存知であれば何クラブぐらいが加算には至らないが障がい児を、要は3人以上じゃないと加算にならない訳ですから、1人、2人を受け入れているというところの状況をご存じでしたらお尋ねをします。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

障がい児と申しましても、特性のある子ども、手帳、障がい手帳だったり療育手帳だったりそういったものを持っていない児童もおります。そういった子どもたちに関しての情報というのはこちらのほうでも認識はしておりますが、人数までは把握しておりません。

○14番（黒田澄子さん）

この制度は、例えば4月の時点では、2人しかいなかったとかそういう、配置も予算がないとできないということがあるんですけど。これ年度途中で3人を満たし、そういう支援員が配置できたら年度途中でもこれってやっていただけるものなのかお尋ねをします。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

今年度につきましては、1事業者しかこの障がい児受け入れ推進事業というものの予算を組んでおりませんので、そこに関しましては1事業者という形になっております。また、来年度に向けて今検討をしているところでございます。

○14番（黒田澄子さん）

何か質問の仕方が悪かったのでしょうか。4月の時点で放課後児童クラブ、子どもたちが集まってきて、やって始まっていくんですけど、その時点でちゃんと揃っていないとこれは1年間加算されないんですか。それとも、途中で、8月ぐらいに転入の人たちもいたりして揃ったら、それはまた加算として認めてもらえるんですかという質問でしたが。再度お尋ねします。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

そちらに関しましては、事業所と相談をして進めてまいりたいと考えております。

#### ○14番（黒田澄子さん）

ある放課後児童クラブの事業者さんへの、日置市放課後児童健全育成事業委託契約書というものが市から渡されていて、そこに内訳がいろいろあって、金額が提示されているわけですが、開設日数加算、基本分とか、開設日数加算、長時間開設加算額、長期休暇分とかいうのに、その事業所は予算が入っていました。予算はゼロなんですけど、ほかに項目として、長時間開設平日分、障がい児受け入れ推進事業を放課後児童クラブ環境改善事業の項目が載ってありました。市内事業者でこの4項目に委託費が支払われている事例はあるのかをお尋ねをします。

#### ○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

基本分の加算である開設日数加算や長時間開設加算、長期休暇分については、該当する全ての放課後児童クラブに加算しているところがございます。放課後児童クラブ環境改善事業については、今年度1件の予定をしているところです。障がい児受け入れ推進事業につきましては、先ほど答弁した通り障がい児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置し、障がい児の受け入れのための利用定員を有している放課後児童クラブに対して委託料を加算しており、今年度は1事業者に支払うこととしております。

#### ○14番（黒田澄子さん）

本市の医療的ケア児は受け入れてもらえる事業所があるのかをお尋ねします。

#### ○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

医療的ケア児を受け入れる場合は、看護職員等の専門的知識を有する者の配置が必要になります。現在のところ、医療的ケア児を受け入れができる事業所はないところでございます。

#### ○14番（黒田澄子さん）

医療的ケア児って放課後等デイサービスのほうかなというふうに私もイメージしていたんですけども、調べてみると、この子ども・子育て支援交付金要綱にも医療的ケア児の受け入れる場合の事業が載ってありましたので、今回お尋ねをしたところでございます。今後、医療的ケア児が日置市にいないわけではなく、よその市町でお世話になっていたり、家族が苦勞されていたりということも鑑みると、本市でも今後やはりここは大事な部分かなと思います。今後の対応についてお尋ねします。

#### ○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

議員がおっしゃいますように、放課後児童クラブにおいても障がい児受け入れ強化推進事業の中に医療的ケア児を受け入れる場合の加算がございます。医療的ケア児の保護者から放課後児童クラブに通わせたいなどの相談があった場合、お子様の状況などを確認し、事業所に問い合わせ、確認、相談を行うこととなりますが、事業所においては看護師等を雇用する必要があり、現在のところ受け入れは難しい状況にあるかと思われます。

また、事業者によっては受け入れに当たって施設の改修等が必要になる場合もあると考えています。

本市としましては、医療的ケア児の受け入れについて、各放課後児童クラブ隣接市等と協議を行ってまいりたいと思っております。

#### ○14番（黒田澄子さん）

よく分かります。やはり人手不足というか、人がいないとなかなか回らないというのはいろいろなところで今言われています。が、何とかここができればいいなと思ってお伺いしたところです。

今、最初の答弁でその他にも12ぐらいの加算ができるような事業が、国にはそういつ

たものがありますということで答弁があったんですけれども。今、利用料金を値上げしなくてはならないといった放課後児童クラブも散見します。この加算ができると少しでもそういうものが上げないで済むのかなと思うとやはり取り組んでいただけないものかというふうに考えるところでございます。子育て支援の中で、やはりこの小1の壁を除いても、本当に今は放課後児童クラブの運営というのは働く夫婦世帯では大変必要なところであり、加算には市の負担もあるために、そこがクリアできないとなかなかというものがあるかもしれないかもしれませんが。市長、ここはしっかりと押さえていただきたいと思います。

最後に市長の見解をお尋ねします。

#### ○市長（永山由高君）

放課後児童クラブについては、小学校に通う子どもの授業終了後、それから夏休みなどの長期休業時の健全育成を担う大切な事業であるというふうに認識をしています。子育て支援のこれはもう主要政策の1つであるというふうに考えております。今後も放課後児童クラブの皆様の現場の声も聞きながら、全力で取り組んでまいりたいと思っています。

以上です。

#### ○14番（黒田澄子さん）

現場を回ると、どうしても時間が短時間の労働で収入的にも増えない。そういうことでなかなか長く人が続かないとか、常勤で人がやっぱり置きづらいと、人が変わっていくということも課題として現場は抱えています。そこにいろんな加算が国からある分が認めていただければ、若干でもその辺がクリアできないかなということで今回質問をさせていただいたことを伝えておきたいと思います。

次に、インクルーシブ遊具の設置について。公園は本来みんなの場所でございます。私も公園は大好きでよく出かけるんですけど。いろんな障がいがある子どもたちなどは通常の

公園は利用しにくい、また、思うように遊べないという実情があるようです。

欧米では20年以上前から広がっていて、日本の第1号は2020年3月、つい最近ですね、世田谷区みんなの広場がオープンしております。議長の許可をもらってパネルをちょっと出します。これはインクルーシブのブランコですね。こういうふうにサポートするものがありますので、子どもが1人で乗って遊べるものです。小さい子どもでもシートベルトのようなものがあって、ちゃんと背中ももたれられるので安心して遊ぶことができ、障がいがある子じゃなくても、小さい子どもでも、嫌だ、私は1人で乗りたいとかいう子どももいまして、いろんなことに対応できるのかな。これがブランコのちょっとした違いでございます。

それとこっちは滑り台でございます。通常の滑り台は1人で滑らないといけないので、やっぱりそれも障がいのある人たちは危なくてやっぱりこう滑らせ切れなかったり、滑ると大変危ないということもあるんですけど、何人も一緒に滑ることができるので保護者も一緒になって滑ってあげたり、それが楽しければまたもう1回という感じで。そうやった、これがインクルーシブの遊具でございます。一応、皆さんにご紹介をしておきます。

身体的な障がいがある子どもたちもみんなと一緒に遊べる機会が少なく、戸外での遊びにも制限がされがちであります。1人で滑る滑り台ではなく、みんなで滑る滑り台が楽しいのかなと、このインクルーシブ遊具を見て感じます。SDGsの達成の機運が今高まっておりますけれども、今後はやはりこういう傾向が増えると思っています。障がいのある子どもたちがこれまで公園で遊ぶことを我慢していたとしたらとても残念なことだと感じますが、その点、市はいかがお考えでしょうか。

○建設課長（田口悦次君）

誰もが一緒に遊んだり過ごしたりできる公園や遊具の整備が必要であると考えております。

○14番（黒田澄子さん）

市長のマニフェストをちょっと見ましたら、障がいを持つ方にとって暮らしやすい環境づくり、また、公共施設のバリアフリー化を推進とあっておりました。市長も同じ思いかなと思えますが、最後にこのインクルーシブ遊具や公園を今後、日置市でも作っていかないかという視点においてご見解をお尋ねします。

○市長（永山由高君）

先ほども答弁でもお伝えをいたしましたけれども、これはインクルーシブという考え方を実現するためには、遊具はもちろんですけれども駐車場、園路、トイレなどこれは具体的な整備についての議論が必要であろうというふうに認識をしています。現時点では、令和6年度までの都市公園整備計画に基づいた国庫補助事業を推進しておりますが、その後において検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

答弁いただきましたが、私も以前公園の調査をしたときにどっちが大事なんだろうなって悩ましかったんですけど、入り口がもうこういう金物で封鎖されています。それはバイクでの乗り入れを禁止するためにやっているんですけど、障がい者の人が障がい者トイレがあるのにすぐそこに、車椅子で入れないんですって。せっかくこう遠出をして、少しでも体を鍛えようって言って、障がい者トイレがあるところちゃんとマークしていくんですけども。何とかこれならないんですかねって言われたときに、市にもちょっと相談をしたことがありましたが、そもそも入ってはきてはいけないところに入ってくる人は法律違反

なんだから、そっちが何とかこうできないようにほかの方法をしていただいて、せっかくこう入れる場所があって入り口もあって車椅子で行けるのに、入れないというそういう公園のあり方。そこも含めて、今後検討いただければと思いますが、その点いかがでしょうか。市のほうはどうお考えでしょうか。

○建設課長（田口悦次君）

今、議員がおっしゃいましたちょっとそういう公園等が、実際どこがそういう現場なのか、またこちらのほうでも調査していきたいと考えております。

○14番（黒田澄子さん）

女性の健康支援のほうに入っていきたいと思えます。

これまで2価、4価、ほぼ今4価だと思いますが、今回9価ワクチンも定期接種、無料化になっていくという報道があります。このワクチンの効果の違いについてお尋ねをいたしたいと思えます。

○健康保険課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

9価ワクチンは子宮頸がんの発生に関する9種類の遺伝子型に対応するとされておりまして、これまでの2価、4価ワクチンよりも多くの子宮頸がん及びがんになる前の病変の罹患率の減少、子宮頸がんの死亡率の減少が期待されているものになります。

○14番（黒田澄子さん）

いいワクチンができたな、そして、それが認可をされて定期接種、無料で打てるようになったことは大変喜ばしいことだと思っています。非常にスピードアップして国も動いたなというふうに感じております。

まず、9価のワクチンを4月以降接種したいと思ったとき、病院には予約をしなくても9価というのは入るような仕組みが今あるのか。今からかと思いますがその辺、分かればお尋ねします。

○健康保険課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

9価ワクチンはまだ今診療されているところ、4月以降に開始する見込みとなっております、まだワクチンも供給をされる見込みもまだ今のところはない状況ですので、接種、予約なしでできるとかということについては、今後検討されることになっておりますが、日置市内の医療機関へ今後そのような協力もお願いしていこうと思っておりますが、ただ事前の医療機関への相談は必要になるかなというふうに思っております。

○14番（黒田澄子さん）

4価ワクチンなどを、2価、4価を1回目、2回目の一部でやりました。本当だったら3月末までに受けれるチャンスがあっても、9価が来るんだったらちょっと待って9価を打ちたいと望む人もいるかもしれません。実際いそうです。この交互接種というのはできるものなのか、その点どうなっているのかお尋ねします。

○健康保険課長（宮前美紀さん）

9価が始まるから接種を控えようと言われていた方がいらっしゃる、というのも実際お聞きをしておりますけれども。ただし、9価ワクチンの有用性については非常に重要なところではあるんですけれども、接種開始まで期間が延びることによって子宮頸がんのリスクが上がるということを考慮しますと、早めのやはり接種というのが必要であると考えております。その上で接種のタイミングにつきまして、医師と相談の上、早めに接種していただきたいなというふうに市のほうでは考えております。

○14番（黒田澄子さん）

交互接種は実際できないということではないんでしょうけど、やっぱり医師との相談という部分があったのですかね。その点ちょっと答弁が出てなかったと思うんですけど、お

尋ねします。

○健康保険課長（宮前美紀さん）

申し訳ありません。交互接種につきましては、実際は同じ種類のHPVワクチンでの接種完了を原則としてはいるんですけれども、交互接種における安全性と免疫の仕組みが一定程度明らかになっていること、海外での交互接種に関する取扱いを踏まえ、既に2価ワクチン、4価ワクチンを終了した方が残りの接種を行う場合は医師と十分に相談の上、9価を接種しても差し支えないというふうに言われております。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

子宮頸がん、9年近く打てないというか、積極的勧奨がないので市民が知らなかった時代が長かった訳ですが、いよいよ今年度から積極的勧奨を国が始めました。本市は本当にいち早くいろんなリーフレットを全対象者に配っていただいて、大変素早い対応していただいたことは大変評価できていると思います。その結果が、現在10月末で201回の受診があったと。本当にゼロか1か2かというような時代がずっとあった訳ですので、その点は我が市も頑張っていたということは評価したいと思います。

対象者への周知、今後この9価ワクチンについても、先ほど言われたそういうお話等も知らない人は知らないで、9価ワクチンに対するその周知、それから今年度の接種率目標値、今後やり上げてほしいなと思うんですけれども。まだまだあと4か月ほど残っておりますが、本市の積極的勧奨の手立ては今後どのように3月に向けてやっていかれるのかお尋ねをします。

○健康保険課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

これから定期接種の対象となる方だけではなくて、まだ接種が完了していない方への周

知も必要になると考えておりますので、ホームページ、フェイスブック、いろいろな市のSNS等を活用したり、ポスター掲示等も活用していきたいと考えております。目標についてはなるべく多くの方に受けていただきたいというふうに思っております。

以上です。

#### ○14番（黒田澄子さん）

ぜひ頑張ってくださいたいと期待をしておきたいと思います。

次に、プレコンセプションケアについてお尋ねをいたしたいと思います。

これはもう昨年2月の閣議決定によって生育医療等の基本方針が決まり、男女問わず相談支援や健診等を通じて将来の妊娠のための健康管理に対する情報提供を推進するなど、そういったプレコンセプションケアに対する整備をしっかり図っていきましょうという方針が示されています。妊娠前の健康管理という意味で、ちょっとプレコンセプションは長いので、PPCと呼んでいきますけど、2012年にはWHOが妊娠前の女性とカップルに医学的、行動学的、社会的な保健介入を行うことと定義しています。ここに3つの目標があると聞いていますが、どのような目標かお尋ねします。

#### ○健康保険課長（宮前美紀さん）

目的には、このプレコンセプションケアにつきましてはいろいろ概念もあるんですけども、こちらの主なものとしまして、まず、女性やカップルがより健康になること、2つ目が元気な赤ちゃんを授かるチャンスを増やすこと、3つ目が女性や将来の家族がより健康的な生活を送ることが目的となっております。

#### ○14番（黒田澄子さん）

日本では近年女性の低栄養化、働く女性の健康問題、不妊治療や低出生体重児の増加など、このPPCが必要な時代を迎えています。

メディアの力でテレビや雑誌などを通して、アイドルのように痩せていることがいい、痩せていることが美しい、痩せていることを求められている、そのためにダイエットをすることがいいことと刷り込まれて必要のない小学生もダイエットをしている話も出てきていて、間違った情報が子どもたちに、また、若者にどんどん入っています。今、海外ではダイエットを続けて拒食症になって食べることができず、骨に皮がくっついたやせ細った姿を、自分のそういう姿をあえて写真で公開して、こうならないようにと警告を発する女性たちや、またメディアでもやせ細ったモデルではなくふくよかなモデルをファッション界でも起用する、そういう雑誌も出す、そういう動きも出ています。子どもたちの健康を守るためにはそれを防ぐメディアリテラシーの視点での発信などが必要となると考えますが、その点について本市はどのようにお考えか、状況等をお尋ねをいたします。

#### ○健康保険課長（宮前美紀さん）

市においては、現在中学校で実施する性教育や広報紙、健康教育の中で適切な生活習慣が将来の健康につながることを情報発信しております。今後は若い世代が正しい情報をキャッチしやすい手段について、研究し、発信してまいりたいと考えております。

#### ○14番（黒田澄子さん）

議長の許可をいただいて、プレコン・チェックシートというのが今センターのほうから出ております。これ女性バージョンと男性バージョン、2つございます。これでチェックシートでいろいろとチェックをして、足りない部分がたくさんあるかもしれないんですけど、努力をされて次のときにはチェックが増えるようにということで。まず、女性のほうをちょっと見てみると、適正な体重をキープする、それから禁煙とかアルコールのこと、バランスのよい食事のこと。また、葉酸を積



極的に摂取しましょうとか、1週間に150分の運動、それからストレスを溜めない、またワクチンの接種をしましょう、そしてパートナーも一緒に健康管理しましょう、また生活習慣病のチェック、そしてがんのチェックをしましょう。子宮頸がんワクチンを若いうちに打とう、とこういうことも入っています。そして、大事なかかりつけの婦人科医を作ろう。また、後は歯のケアとかライフプランを考えてみましょう。こういったことが女性のバージョンにあります、若干数は少ないですけども、男性のバージョンもこのようにしてプレコン・チェックシートというのが出ております。国立の生育センターのほうから。だから、こういったものもできればまた今後活用されてはどうかというふうに提案しますが、いかがでしょうか。

#### ○健康保険課長（宮前美紀さん）

チェックシートの内容につきましては、日ごろから性教育や保護者向けの健康教育の場でお伝えしている内容になりますけれども、全てがこのチェックシート一覧になっておりまして、対象者へ伝わりやすい内容となっているため成人式や自殺対策の街頭キャンペーン等、若い世代の方向けの機会を活用し、広報していきたいと考えております。

#### ○14番（黒田澄子さん）

私もその点、考えておりましたけれども、今はQRコードなども使えますので、日置市は日置市LINEもお持ちなので、できればそういったものも活用して。

先ほど、婦人科の専門をかかりつけ医をとというも出ておりました。今は生理痛や体調不良などでも生理が始まった後に子どもたち、女性たちは婦人科に行くことも本来あっていいのですが、なかなか行きにくいという場所ではあるんですけど、昨日専門医の先生と話をしたら日置市は若干10代増えてきていますよって、いろんな治療法とかお薬もあ

ったりして。言われたのは、内診をすと思われている。でもそんなことは、今はないです。だから、私たちよりちょっと若い世代がお母さんでしょうけど、そういうイメージがあるのかなということ。そういったことも吹き飛ばすような何かそういったものがQRコードをぼんと写すと、情報がぼんと入ってくるような。またそれがぜひLINEとかでできるといいな。なんか日置市のLINEはだーっと入ってこなくて、何かプチッとしないと入らなくて、お隣の町はだーっと入ってきているので、そういうLINEだったらもっといいなというふうに考えますが、そういうことは考えられませんか。お尋ねします。

#### ○健康保険課長（宮前美紀さん）

これまでもSNS等をいろいろ活用しまして、市民の方が利用しやすい情報発信に取り組んできました。ただ、今後は、散在している情報や若い世代の方が正しい情報をキャッチしやすい手段について、さらに研究していきながら、今ご提案もありましたけれども、そこも踏まえまして発信してまいりたいと考えております。

#### ○14番（黒田澄子さん）

学校とも連携して、いろんな事業されていますね。そういったところでこういうものを、カードとかチラシとかに上手に入れ込んで、子どもたちが自分で自分の体について困ったときにちょっと情報として取れるものとか配れたらいいかなというふうに考えますが、その点いかがでしょうか。

#### ○健康保険課長（宮前美紀さん）

現在、性教育や思春期のいのちふれあい体験教室というところで学校と連携をしまして実施させていただいているんですが、その際、生徒さんに直接お渡しする媒体としまして、そこに分かりやすくQRコード等を取り入れながら、そういった情報がご自分で取れるよ

うな形での啓発媒体について実施していきたいというふうに考えております。

**○14番（黒田澄子さん）**

それでは、伴走型支援のほうに入っていきます。

オンラインで私も厚労省の方の説明を受けて勉強したところがございます。子育てのスタートを孤立させないこと、そして、子どもの幸せのためにみんなが同じ方向を向いて一緒に歩いていくといった、そういった目的の下に今回、経済性も含めて、国が頑張ってもらいたいというふうに説明をされていまして。日置市はいろいろやっていただいていると思っておりますが、チャイまるも先行して頑張ってもらっていると思います。そこを中心にしていくということでした。その中でも、死産とか流産を経験した方も対象となっているんですけど、この辺の支援というのは現状どうなっているのかお尋ねします。

**○健康保険課長（宮前美紀さん）**

お答えいたします。

本市においては、死産、流産を経験した方も対象の方もいらっしゃいますけれども、地区担当助産師及び保健師にて支援のほうをさせていただいていますが、現時点においても流産、死産を経験した方に対して担当保健師等がグリーンケアなどを行いながら寄り添い支援のほうを実施しているところになります。

**○14番（黒田澄子さん）**

経済的支援については、国は1回今回始めるときに、現金給付も致し方ないという考えではあるんですけども、何とか恒久的に実施したいとなると現金だけを給付するというやり方よりも、いろんな形で使えるものに形を変えたほうがいいのかということで、私も以前ファミリーサポートセンターとか妊産婦への家事支援など提案をしております。もうこちら辺も1番使っていただきたい、産後ケアと合わせて。こういうところに何か電

子クーポンみたいなので、紙のクーポンでもいいんですけど、今せっかくチャイまるができていますので、チャイまるクーポンとか作って、そういったものを活用していただける事業所も増やしたりとかでやっていく構想とかを今提案しているんですけど、突然提案なんですけど、その点は聞かれていかがでしょうか。

**○健康保険課長（宮前美紀さん）**

妊産婦に対するサービスや子育て関連に特化したクーポンというのは非常に望ましいかなというふうに考えておりますが、市単独で実施するにはサービスがかなり限定的になってしまうことなど、課題が非常に現時点では多いため、現時点においては現金での給付を予定しております。

**○14番（黒田澄子さん）**

今現金ですけど、今後恒久的になると、そういったいろんなクーポンのあり方とか。現場の声を聞きながら、ぜひそういった政策も作っていただければと思います。これは市が手をあげないと取り組めないんですけど、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますが、市長のご見解をお尋ねします。

**○市長（永山由高君）**

クーポンというご提案もいただいておりますけれども、やはり市民の皆様の声、ニーズがどのようなものとして上がって、また対話の中でどういう方向性が見えるかということが重要なかなというふうに思っています。

以上です。

**○14番（黒田澄子さん）**

男女共同参画に移ります。

第2次計画は平成35年までの6年間の計画です。目標達成の現状を伺います。

**○企画課長（上村裕文君）**

先ほどもご答弁しましたが、概ね計画通り進んでいるものと考えております。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

条例もできておりますし、今、一生懸命取り組んでいると思いますけれども、最初に課題のところ为空欄になっているところもたくさんあったり、また評価がBとかCなのに課題がなかったり、評価がAなのに課題があったり、非常に読んだときに分かりづらいなと思っています。担当されるそれぞれの全課にわたっての事業でございますので、その課で男共同参画のこういったものをきちんと出してこられる係の人に対して、年度当初にやっぱり説明を行うべきじゃないかなと思うんですけど、その点やっておられるのか。また、やっておられなかったら来年度からそういったことも考えられないのかお尋ねをします。

○企画課長（上村裕文君）

お答えします。

本市では男女共同参画を全庁的に推進するため、ワーキンググループを設置しております。今後も各課から推薦されたワーキンググループ委員を中心に研修等を継続的に実施しながら各課においても計画実績の説明を行い、全庁的に意識啓発が図れるよう努めてまいります。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

今回のほうの事業の中で気になったのは、計画は100%できているんですけど、中学生においては虐待防止というのが入ってますけど、小学生にはなかなかどうやって防止するんだというのは入っていませんでした。

今回、議長の許可をいただいて2冊の本を紹介したいと思います。こっちはいいタッチわるいタッチ、そしてこっちはだいいだいいどーこだ？ということで、絵本でございますので、そんなに難しくないんですけど。後ろのほうにはちゃんとこれの意味についても大人が読んで分かるようになっております。いいタッチわるいタッチの安藤さんのほうは双子

の姉妹とお友達のお母さんとお友達とプールに行く話からスタートします。お着替えしたら、みんなシャワーのところに来てね、いいタッチ、わるいタッチをお友達のお母さんが教えてあげるよって言って集めるわけですね。そしたら、今着ているこの部分は触っちゃいけないよね、タッチしたらいけないよねということこれを自分だけの大切な場所ですというふうに教えます。そういう場所は自分で洗おうねと。だからお風呂に行って、自分で洗うように教育されます。いいタッチってどうだろう。おじいちゃんに抱っこされたり、お話ししてもらったりするのはいいタッチだよね。わるいタッチってお兄ちゃんに蹴飛ばされたり、耳引っ張られたり、こういうのわるいタッチだよねという、性的な部分だけではなくてどんどんそういう話も進んでまいります。お母さんに抱っこされたりお父さんにおんぶされたりそういう中でわるいタッチと感じたら嫌だと言っても大丈夫、自分の心は自分のものだからということで嫌だということをお話しています。そして、人に見せちゃいけないよねということも言っています。それがもっと簡単に書いてあるこちらの絵本によると、こういう絵本がございますので、ぜひ今後使っていただけないものをお尋ねをします。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

学校におきましては、いかのおすしなど危険から身を守ることも学習しております。学級活動において、知らない人、それからいたずらから身を守ることも学んでおりますが、今紹介がございました教材、資料につきましてもぜひ参考にさせていただき、活用できるところは活用していきたいと考えております。

○議長（池満 渉君）

黒田澄子さん、もう残り時間が少ないので、まとめてください。

○14番（黒田澄子さん）

本市が新たな策定で強化すべき点、それから市長の決意をお尋ねして私の質問を終わります。

**○市長（永山由高君）**

本年度、これは市民意識調査を行っておりまして、令和5年度に計画の策定を予定しております。現時点で運用中のこの第2次男女共同参画基本計画のまずは到達状況をしっかりと踏まえること、これが重要であろうというふうに思っております。実効性のある施策につながる計画の策定に努めてまいりたいというふうに思っています。

以上です。

**○議長（池満 渉君）**

次に、7番、是枝みゆきさんの質問を許可します。

〔7番是枝みゆきさん登壇〕

**○7番（是枝みゆきさん）**

皆さん、こんにちは。大変心地いい昼下がりになりました。本日4番目の質問をさせていただきますと思います。

厚生労働省では毎年11月を児童虐待防止推進月間とし、虐待防止のための広報啓発活動を行っております。あちらこちらにオレンジリボンのツリーが飾られております。

また、11月12日から25日は女性に対する暴力をなくす運動期間になっておりました。こちらはパープルのリボンがシンボルカラーとなっております。紫色は尊厳を表わすとされております。

さて、女性の人権、子どもの人権がうたわれる中、全国では望まない妊娠により生まない選択を取らざるを得ない女性やまた虐待死で亡くなる子どもも後を絶ちません。妊娠が分かったときに女性自身が妊娠を喜べない、前向きに捉えることができない望まない妊娠を中心に女性への支援対策について伺いたいと思います。

2番目にはペットとの避難について伺いま

す。

一般財団法人ペットフード協会の調べでは、生活に癒しや安らぎ、そして喜びを与えてくれる存在として犬猫ですが、推計飼育頭数が全国で1,605万2,000頭。日本の15歳未満の子どもの数よりペットが多い国であります。環境省も動物愛護の観点のみでなく、飼い主の心のケアの観点からも同行避難を推進することは必要だと述べております。ただ、同行避難とは避難所までの避難行動を指すもので、ペットと人が同じスペースで過ごすことを指すものではありません。そこで、ペットとの避難のあり方について伺います。

それでは通告書に従い、質問をいたします。

大きな1番です。望まない妊娠問題を中心に、妊娠、出産、育児等の女性が抱える問題の支援策について伺います。

1、望まない妊娠に対する本市の対応の状況を伺います。

2、本市の望まない妊娠についての相談者の現状、その背景にはどのようなものがあるか伺います。

3、学校での性に関する指導の取組状況について伺います。

4、県では電話相談はもとよりQRコードを読み取り、SNS相談窓口へつながる相談サービスが増えてきております。市民の相談をどのような窓口に繋いでいるのか。また、相談窓口の周知はどうしているのかを伺います。

5、政府は出産、育児の伴走型支援を打ち出しております。特に、リスクの高い妊産婦の精神安定のためにも同じ助産師が継続して対応するマイ助産師制度のような取組を進めていかないか伺います。

大きな2番にいきます。災害時におけるペットとの避難について本市の考えを伺います。

1、ペットと一緒に避難において避難所の受け入れは具体的にどのように行っているの

か伺います。

2、ペットと同行する避難者への広報周知はどうしているのかを伺います。

3、4地域ごとにペット同室の避難所を設けないか伺います。

4、犬の登録の際にペットの育て方を含むペット災害手帳の作成と配布をしないか伺います。

以上で、1回目の質問を終わりとさせていただきます。

〔市長永山由高君登壇〕

### ○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項1つ目、望まない妊娠問題についてのその1、本市の対応について、回答します。

望まない妊娠で不安を抱える妊婦への対応について、市としては電話相談や母子手帳交付時の面談を実施しています。また、本人や家族の了承を得た上で医療機関を通じた相談にも対応しています。相談実績としては、令和2年度は3人、令和3年度は2人でした。

その2、相談者の現状及び背景について回答します。

相談者の現状としては、妊娠継続するか悩みながらも相談できる人がおらず、1人で抱えている方がほとんどです。その背景としては、若年者や予想していなかった妊娠、周りのサポートが得にくいなどがあります。

その3については、教育長より回答いたします。

その4、相談窓口及び周知について回答します。

市民からの相談については、相談内容に応じて産科医療機関や子ども支援センター、女性センター、産後ケア施設、警察など関係機関につなぎ支援しています。また、鹿児島県においてSNSなどで情報収集や相談ができるかごぷれや匿名で相談ができるにんしんS

OSかごしまなど相談窓口があり、これらを市のホームページに掲載するとともに、中学校で実施する性教育の授業において相談窓口を紹介するカードを生徒に直接配布しております。

その5、助産師が継続して対応する制度について回答します。

現在は、リスクの高い妊産婦に対しては子育て世代包括支援センターに配置している助産師と地域担当保健師が連携し、可能な限り同じ担当者が関わられるよう支援しております。

質問事項2、災害時におけるペットとの避難についてのその1、避難所の受け入れについて回答します。

開設する避難所にペットと一緒に避難し、ペットとは別々の場所で過ごす同行避難を原則として受け入れています。

その2、広報周知について回答します。

災害時の備えについて、ハザードマップやホームページへの掲載、出前講座などの機会を捉えて周知を行っています。

その3、ペット同室の避難所について回答します。

動物が苦手な人、アレルギーを持っている人など様々な人が過ごす避難所において、現時点で同室の避難所設置は難しいと考えています。

その4、ペット災害手帳について回答します。

避難所におけるペットの存在が人々にとってストレスやトラブルの原因にならないためには、飼い主自身の意識と平常時からの備えによるところが大きいと思われます。犬の登録や注射時に配布する文書にペット避難の備えも加え、意識の啓発に努めてまいります。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

### ○教育長（奥 善一君）

それでは、1問目の3、学校での性に関する

る指導の取組についてお答えいたします。

各学校では学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じて命の尊さや自他の存在の尊重等の性に関する指導を保健師等の協力をいただきながら行っております。

以上です。

#### ○7番（是枝みゆきさん）

それでは、今、1回目の回答をいただきましたので、2回目の質問をさせていただきます。

母子手帳交付時の面談が行われているという回答をいただきました。生むことを選択できない事例もあると思いますが、なかなか表に出てこない数と思われる。一足飛びに市の窓口で相談というのはハードルが高い面もあると想像します。8月、文教厚生委員会でこのとりのゆりかごでよく知られる慈恵病院と熊本市の関わりについて熊本市役所に行きまわりました。平成19年から15年間でゆりかごの預け入れ事例は161件、預け入れに来たのは母親が最多で117人。相談対応は県外からの割合が最も高く、相談内容は妊娠、避妊の相談が最も多く、続いて、思いがけない妊娠が続き、こちらも例年と同じ傾向になっております。女性と男性、この両性がなければ子どもの誕生はあり得ません。しかし、様々な事例から伺えるように男性の影は薄く、女性が背負わなければならない苦しみは大きいことを実感いたします。令和2年度、相談実績の数が示されましたが、話せる範囲でよろしいですので、どのような内容か。また、本市において望まない妊娠において、生まない選択、中絶をした相談件数はあるのかを伺います。

#### ○健康保険課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

相談内容としましては、月経異常やデートDVについてなどがありました。中絶を選択した相談事例についてはあります。

以上です。

#### ○7番（是枝みゆきさん）

鹿児島県若年妊産婦等オンライン相談支援事業のかごふれホットラインというのがございます。その情報提供によりますと、令和元年度鹿児島県の15歳から19歳の母による出生数は109人。一方、人工中絶者数は196人で、少なくとも305人が妊娠したことになります。鹿児島県では15歳から19歳の約100人に1人が妊娠し、そのうち3人に2人が人工中絶をしています。10代ですので育てられない背景があることは目に見えます。日置市には15歳から19歳の女性が1,055人、単純に計算しまして年間10人が妊娠して、そのうち6人から7人くらいは中絶していますよということに、あくまで計算上ですがそういうことになります。

自分の命、健康、そして女性の人生を考えると、大変辛く、衝撃的な数だなと思わずにはいられません。

それでは、2問目、教育委員会にお尋ねいたします。先ほど、学校での性に関する指導で学習指導要領に基づき発達段階に応じてのという答弁をいただきました。義務教育を終えた若者に先ほどお話ししましたように、このような実態があることに鑑み、中学校までの性に関する指導をどのように評価され、課題は何だと考えられますか。どのように向き合う教育が大切であるのか、お考えを伺います。

#### ○学校教育課長（中鉢吉彦君）

お答えいたします。

まず、中学校までの性に関する指導についてですが、各学校においては特別活動や道徳科、理科や保健体育科等の教科における児童生徒の発達段階に応じた指導がなされているところでございます。

次に、議員が述べられたように、義務教育

を終えた若者に先ほどのような実情があることを踏まえすと、義務教育の中だけではなく、家庭や地域社会、あるいは専門家、関係機関と連携をし、継続的に命の大切さや人権の尊重等を訴えていく必要があると考えております。

#### ○7番（是枝みゆきさん）

学校における性に関する指導に基づき、学習指導要領改訂の基本的な考え方として生きる力の育成がまず最初に触れられております。性の教育の原点は、おっしゃられるように、人権の尊重だとか命の大切さなど、幸せに生きるための包括的な教育になっていくのだろうと私も考えます。子ども時代の教育でいかに人生の基盤を作るか、学校教育に求められているものもやはり大きいと感じます。

それでは、学習指導要領の性に関する箇所にもどのような記載があるのかお尋ねいたします。

#### ○学校教育課長（中鉢吉彦君）

お答えいたします。

小学校低学年の学級活動における指導内容では心の発育、発達、それから心の健康で安全な生活を取り上げ、課題点に着目して自分で判断し処理できる資質や能力の基盤を育んでいくことなどが記載されております。

中学校の保健体育科では健康の保持増進に関して、人々の健康を支える保健活動等の社会的な取組が記載されており、各教科等の内容や取り扱いなども示されているところでございます。

#### ○7番（是枝みゆきさん）

ちょっと私が言っていたかかったところの部分がちょっと言っていたけなかつたので。ほかにも中学校3年生になると、エイズだとか性感染症とかそういった解説が書かれていると思います。私の世代は、やっぱり学校で教わった性教育と言うと、女の子は生理、それから体のつくりのことだったりとか、

あまり記憶にないというところが正直なところですよ。

現在、思春期の子どもを持つ親も我が子への関わりに不安を持っていることが多いとお聞きいたします。先に述べましたように、10代の望まない妊娠の増加が社会問題となっていく中で、日本は性教育が追いついていないと議論されることも多くなってまいりました。学習指導要領には歯止め規定がございます。人の受精に至る過程は取り扱わないものとする、妊娠の経過は取り扱わないものとするとの記載がございます。文科省では、担当の方によりますと、性的接触や性行為という文言を一切使ってはいけないということではないけれども、性行には触れないでいただきたい。そのような中で、性犯罪や性暴力の被害に遭うのは10代の子どもたちが最も多い。驚くことに家庭内でも性暴力は起こっております。そのような子どもたちは誰にも言えず、早く大人になって家を出たいと思いつつ、そして、やっと語れるようになるのは随分時が経って大人になってからです。その数は決して多い訳ではありませんが、実際にそのような思いをした方々がいらっしゃるのも現実です。

お聞きいたします。学校で取り組んでいる性に関する指導は、教科以外でちょっと先ほども出てきましたが、ゲストの講師をお呼びした取組はどのようなものがあり、その目的や効果をどのように受け止めていらっしゃるのか、お聞きします。

#### ○学校教育課長（中鉢吉彦君）

お答えいたします。

性に関する指導は特別活動や道徳科、保健体育科等の授業の中で行いますので、担任や養護教諭に加え、健康保険課の保健師などにご協力をいただきながら指導している場合も

ございます。専門家によるお話はより分かりやすく、説得力があり、効果的であると考えております。

生徒からの相談につきましては、学級担任に加え、養護教諭やその他の全ての職員が一時相談者として対応しており、その解決に組織で取り組むように心がけております。特に、性に関する相談は相談しにくい場合があると考えますので、担任や養護教諭が相談窓口となり、相談しやすい環境づくりを指導しているところでございます。

#### ○7番（是枝みゆきさん）

中学生になると、先ほど家庭や社会でというお話もありましたが、なかなか親には言いづらいというそういう傾向もあると思います。望まない妊娠は女性の体に負担をかけますけれども、中には10代の男子生徒から彼女を妊娠させたかもしれない、どうしたらいいかという相談もあると聞きます。話せる先生や大人がいる体制づくりはおっしゃられるように大変大切なことだと思います。学校における相談体制もぜひ先生方の研修を進めて、深めていただきたいと思います。

さて、鹿児島市教育委員会保健体育科では、性に関する補完と深化、これ深める深化、を目的に平成16年から性教育推進事業を行っております。学校の授業とは別に、先ほどからお話しあります専門的知識を持たれる方々、お医者さんとか助産師、看護師、大学の先生などを講師に各学校2時間の枠で児童生徒を対象とした話の時間を取り入れております。あくまでも子どもたちの授業で先生や親は対象としませんが、職員研修とか親子の参加も可能だということでした。

小中学校は2年に1回、高校、鹿児島市ですので市立、私立が3校あります、毎年という形を取られております。児童生徒からは、温かい気持ちになったとか体や心を考える機会になり、命の大切さや家族の気持ちが分か

ったなどの感想があるそうです。

本市でもSOSの出し方教室とか先ほど来から出ています思春期のふれあい体験事業など行われていますが、どうでしょうかね、日置市教育委員会でもこのような事業を進めてみたらいかがでしょうかと提案いたしますが、いかがでしょうか。

#### ○学校教育課長（中鉢吉彦君）

お答えいたします。

教育長の答弁にもありました通り、本市では児童生徒の発達段階に応じて、性に関する指導を保健師等から協力もいただきながら行っており、継続して取り組んでまいりたいと考えます。

#### ○議長（池満 渉君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を2時15分とします。

午後2時02分休憩

---

午後2時15分開議

#### ○議長（池満 渉君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ○7番（是枝みゆきさん）

政府は、性犯罪・性暴力対策の強化の方針を踏まえまして、子どもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないように、全国の学校において命の安全教育を推進しています。文部科学省と内閣府が連携し、有識者の意見も踏まえ、命の安全教育のための教材及び指導の手引を作成し、積極的な活用をお願いしております。

児童生徒の発達の段階や学校の状況を踏まえ、各学校の判断により、教育家庭内外の様々な活動を通じて本教材を活用することが可能ですなどを通達してあります。あくまで歯止め規定を遵守したものでありますが、現在、本市では、この命の安全教育の手引等を使った指導は行われているのか伺います。

#### ○学校教育課長（中鉢吉彦君）



お答えいたします。

先日、県教委より命の安全教育に関する動画教材の活用に関する情報提供が実はございました。それを受けて、各学校へ教材及び手引を再度確認し、それとともに、それらを活用して実態に応じた性に関する指導の充実に取組を指導しているところでございます。

#### ○7番（是枝みゆきさん）

ユーチューブも配信されておりまして、生徒たちは今、一人一人に渡されたタブレットもございますので、私個人としては、生徒も随分関心を持って考える教材ではないのかなと思っております。

先日、母と女性教職員の会に出席いたしまして、「子どもと性の話をしますか」という講演を聞いてまいりました。性教育は大変デリケートな部分を含んでおります。しかし、産む覚悟や環境がそろわない中で妊娠してからでは遅いのです。性教育の遅れの指摘もある中で、包括的教育ということも学んでまいりました。

言葉を変えながら社会や倫理観などを含め性教育を包括的に考えていくと、性暴力の問題やハラスメント、ジェンダーへの理解、人権尊重など広がってまいります。性の指導内容は今後ますます広がり、最も大切な教育になっていくのではと考えます。

教育長に、最後に、それらを踏まえてお考えをお聞きいたします。

#### ○教育長（奥 善一君）

性に関する指導については、命の教育、あるいは自分を大切にするというような意味で、まさに学校教育の中核に据えるべき内容であるというふうに思っています。この推進に当たりましては、学校及び保護者、地域社会等と連携を図りながら、しっかり取り組んでいくことが大事だというふうに認識をしております。

以上です。

#### ○7番（是枝みゆきさん）

それでは、健康保険課へ移らせていただきます。

女性の生命健康を保護することを目的といたしました母子保健法により、人工妊娠中絶手術は22週未満と定められております。日本は、避妊より中絶のことが先に法律で決まっているちょっと特異な国でございます。しっかり避妊ができず、鹿児島県でも10代の若者の中絶の数が多いことは先ほど申し上げたとおりでございます。

公立高校の養護教諭を経て思春期保健相談士となられた方が書かれた「10代の妊娠」という本の中に、最初のページに「誰にも言えなくてすみません」という文字が飛び込んでまいります。

ツイッターで相談してくる子どもの相談内容は、1つ目には「誰にも言えませんが」、2つ目は「すみません」と何度も謝ってくるそうです。独りで思い悩んで自分を責めている様子が痛いほど伝わってくると述べられております。

SOSを発信する、誰かに相談する、助けを求める場は何より必要なことです。日置市では、かごふれや、にんしんSOSかごしまの紹介をしているということで、相談の場が示されているということにはほっとしております。

1回目の答弁で、相談ができる人がいないとか、周りのサポートが得にくいというような、そのような背景があるという回答を頂きました。そこでお聞きいたします。

かごふれの中身はどうなっているのか。また、この、かごふれ、SNSの相談口があることで、どのような効果があるのかを伺います。

#### ○健康保険課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

かごふれホットライン、通称「かごふれ」

は、鹿児島県が鹿児島大学医学部保健学科に委託し運営している性や妊娠・出産に関するオンライン相談窓口です。相談はチャットボットによる回答が基本にはなりますけれども、希望される方には、電話、メール、面接による個別相談も対応しております。

性に関することはなかなか聞きづらく、また、ネットでは正しくない性の情報があふれ返っておりますけれども、このような中で、かごぶれを利用することで、性に関する正しい情報や相談窓口を知ることができる効果があるものと考えております。

#### ○7番（是枝みゆきさん）

今おっしゃられましたように、かごぶれホットラインカードにはQRコードがついておりまして、私も友達追加を簡単にすることができました。おっしゃられるようにボット機能もついておりまして、知りたいキーワードを選択すると、かなり詳しい説明が出てくる。

個人相談の相談フォームもありますし、体のこととか、心のこととか、社会保障制度にも言及されているというところが非常に信頼できる相談口であると私も考えております。

さて、もう一つ、一般財団法人全国妊娠SOSネットワークがあります。鹿児島にもできないのかなと思っていましたら、令和3年2月に、にんしんSOSかごしまという相談窓口がスタートしていました。助産師を中心とする医療福祉の専門家で作られておりまして、かごぶれと連携を取りながら面談式のサポートも多くされていると言っておられました。宿泊もできるようになっております。

最も多い相談は妊娠不安で、やはり10代、20代の女性が半数以上を占めていますが、それに限らず50代後半まで幅広い対応をされています。訪ねやすい立地条件でほっとする居場所でもありました。

先ほどホームページで案内は行われているということですが、相談窓口の一つとして、

こちらのほうも積極的に紹介を進めてみられたいかがでしょうか、お尋ねします。

#### ○健康保険課長（宮前美紀さん）

にんしんSOSかごしまについては、メールや電話、対面での相談もできるとなっております。市のほうでも連携をしている機関の一つでありまして、市のホームページに掲載し紹介をしております。今後、中学校の性教育のときにも紹介チラシ等をしているところなんです、そこにも掲載し、また、広報に努めてまいりたいと思っております。

#### ○7番（是枝みゆきさん）

今お話しいたしました、かごぶれホットラインという、こういうカードがございます。それからもう一つ、にんしんSOSかごしまのこういったカードがございますので、紹介しておきます。大きな印刷にしてこなかったのは、このように小さなカードがありますよ、いろんなところに置けますよというところで今紹介をさせていただいております。

これを、ぜひ学校で配付のみでなくて、ぜひ、若者の集まりやすいお店とか、ドラッグストアでは特に妊娠検査薬の売場近くなどをお願いをしてみたり、あるいは、公共施設または女子トイレなど、生理用品と併せてカードの設置など、身近な場所で情報に触れることのできる工夫をしてみませんか。

男性にも、女性にも、若者だけでなく、様々な年齢層に手に取っていただき、理解を社会全体で深める入り口になるのではないかと思います、いかがでしょうか。

#### ○健康保険課長（宮前美紀さん）

性教育での配付だけではなく、公共施設への配置やSNSを使った広報など努めてまいりたいと考えております。

#### ○7番（是枝みゆきさん）

それでは、次の質問をいたします。最後の5番目ですが、先ほど同僚議員からも質問がありまして、現在の取組についてもご回答を

頂いたところではございますが、本市の実態において、伴走型支援の導入はどのような効果があるとお考えか質問いたします。

#### ○健康保険課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

伴走型支援は、妊娠8から10週前後に面談、また、妊娠32日から34週に、アンケートと、希望者には面談、出産後の面談を行うこととなっております。

市の方では現在、母子手帳交付時の面談を行っておりまして、また、妊娠7か月頃に母子保健推進員によって訪問、「こんにちは妊婦さん」と言いますが、そういった訪問、あと、出産後は新生児訪問や、こんにちは赤ちゃん訪問ということを行っております。

こういったこれまでの支援に加えて、妊娠7か月頃にアンケートを行うことで、いよいよ出産を迎えようとしている時期に不安やニーズを把握する機会が増えます。そこで把握した方の相談に対して必要な支援につながることで、安心安全な出産、さらに子育て期への支援につながる効果があると考えます。

以上です。

#### ○7番（是枝みゆきさん）

つながり続けることは、孤立を防ぐ温かい大切な制度だと考えます。初めから継続して寄り添う人がいることで、ネットの情報に振り回されずに、対面でしっかり相談に乗ってくれることは本当におっしゃるとおり安心安全であります。

日置市で実際活躍されていらっしゃる助産師さんはいらっしゃいますが、どうでしょう、潜在的に資格を持っていらっしゃる方はいらっしゃらないでしょうか。

あるいは看護師さんなど、地域におられる母子保健推進員さんなど、そういう方々も含めて関わっていただき、お一人、あるいはチームでずっとケアを続けることで、肯定的

な出産体系が少しでも多くなればと願いますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

#### ○健康保険課長（宮前美紀さん）

産前産後の支援を行う上で、産科医療機関や助産院、地域の助産師の役割は非常に重要になっておりますが、専門職確保が非常に困難な状況であります。

今後も、助産師など専門職の確保に努めてまいりたいと思っておりますが、専門職による支援だけではなくて、地域の子育て支援センターや身近な相談役としての母子保健推進員など連携しまして、支援体制をより強化することで、妊産婦さんが妊娠・出産・子育てを肯定的に捉えられるように努めてまいりたいと考えます。

#### ○7番（是枝みゆきさん）

日置市には助産院もありますし、助産院では市内外ですね、お聞きしましたら市外からもいらっしゃっているようですね。分娩もされております。産科の医療機関もありまして、そう考えると、日置市は恵まれた条件がそろっているなど考えるところですが、継続して寄り添う人、寄り添う場所として、市と連携しながらますますの充実を願います。

産み育てやすいまちとして頑張りたいと思っておりますが、市長のお考えを伺います。

#### ○市長（永山由高君）

先ほどと同じ回答にはなりますけれども、専門職の確保にまずは努めてまいります。

あわせて、市内の産婦人科、助産院等と連携しながら、専門職による支援だけでなく、地域の子育て関連機関、これは子育て支援センターもございまして、保育園もございまして、女性センターなど、こういった機関と併せて子育てをサポートする方々も含めて連携を取らせていただいて、市民の皆様にも産み育てやすいまちというふうに感じていただけるように努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

それでは、ペットとの避難について2回目の質問をいたします。

台風14号——本年度ですが——の際に、阿久根市では、農村環境改善センターと、避難者からの相談を受け、追加で旧大川中学校校舎をペット連れの住民のために開設いたしました。南日本新聞の掲載写真には、避難者である飼い主とともに同室で過ごす犬の姿が映し出されておりました。

また、同紙面には、日置市は全ての避難所でペットを認めたと報道されていたので、ペットとともに避難する際の本市の考え方を伺っております。

阿久根市は、本市よりおよそ半分の人口がありますが、農村環境改善センターに7世帯22人と犬猫8頭、また、旧大川中学校の校舎には1世帯6人と犬1頭が身を寄せ動物と一緒に避難した家族と、そうでない家族のスペースを離して避難されました。

臨機応変に対応されている様子がかげえまます。鳴き声も特に問題はなく落ち着いた様子だったということでした。多分、飼い主と一緒にということが動物も安心しているのではないかと考えます。

それではお聞きします。ペットと同行する方に市からお願いしていることはどのようなことですか。また、各避難所の飼育スペースはどのように確保しているのか伺います。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

お答えします。

居住スペースへのペットの持込みは原則禁止、敷地内でペット等専用スペースを確保するようにしております。避難所の方には、災害時の対応は、飼い主の自由であるということが基本であるということで対応をお願いしているところでございます。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

先ほど、備えについてはハザードマップやホームページの掲載がされているということでご回答頂いておりますが、避難所開設に当たりまして、動物との同行避難の周知はどのようにされておられますか、伺います。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

ホームページのほうに記載はしてございますが、特に開設時に、避難所を開設する際の特別な案内は行っておりません。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

ペットと同行避難される方は一定数おられると考えます。もし、これまであまりいらっしやらないのであれば、周知がされておらずに、避難控えをされている数が一定数あることも原因の一つと思われます。環境省のガイドラインには、避難を促す際に、ペットの飼い主に同行避難を促すことを含めるようにと示してあります。

大震災を経験された熊本市では、市民の皆さんも震災の経験があることからか、多くの方がペットとともに避難をされておりました。ホームページには、ペット同伴の避難所の施設名、開設時間、同伴避難時持参するペット用品などが記載されております。

我が日置市も市民の避難所開設のお知らせは様々なツールを持っておりますので、ぜひ、ペット等の避難についても情報を流して、避難控えということがないように、抑えるように広報をすべきと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

おっしゃいますように、ペットの避難者が避難をためらいのないようにすべきであると考えております。

ペットの飼養者で避難が必要な人が避難をためらわないのに、どのようにしていくべきか十分把握ができていないというふうに考えております。現在、ホームページでペットの避難の在り方について提言なども募集しておりますので、それらの意見も参考に、どのような情報発信が望ましいのか考えてまいりたいと思います。

**○7番（是枝みゆきさん）**

続きまして、要配慮者の対応についてお聞きいたします。

盲導犬や介助犬、聴導犬は、障害を持った方々の手足となる重要な存在でございます。ペットとはまた異なる存在ではありますが、その支援はどのように考えていらっしゃるのかお聞きいたします。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

介助犬などは特別に訓練をされていますので、大勢の人が共同生活を送る避難所等においてトラブルが生じないように、他の避難者に配慮しながら、同室または別室で対応することになると考えています。

**○7番（是枝みゆきさん）**

別室の対応、あるいは同室というところで今ご答弁頂きました。できたら、そのようなお考えがあるのであれば、一般のペットにつきましてもそのような方向で考えていただきたいなと思っております。

本市の地域防災計画災害対応マニュアル編に、動物保護対策として3分の1ページほど記載してあります。飼養動物の保護内容は、災害から数日が経過し、動物の保護収容が必要と判断したときとなっていますと、いつ作られたマニュアルだろうかなと思う内容ですが、避難所の対応を含めて整理していく必要がありますが、お考えを示してください。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

災害時には、何よりも人命が優先されると考えております。しかしながら、近年、ペットは家族の一員であるという意識が一般的になりつつあることから、日数につきましては、できるだけ短くしていくべきというふうに考えております。

**○7番（是枝みゆきさん）**

環境省の人とペットの災害対策ガイドライン、改定がありましたが、熊本地震での飼育環境確保の問題の記録が参考にされております。そのような経験から、台風14号の際は、熊本市では協定を結んでおります九州動物学院が同伴避難所として解説されました。学院の生徒が家族様のブースを設置するなど、民間の力を借りております。

動物学院があるからこそのまれなケースであるとは思われますが、また、熊本市では水前寺競技場も開設しており、そちらは37頭が57人とともに過ごしております。いずれも人とペットと一緒に過ごせる同室避難として開設しております。

先ほど、アレルギー、それから、確かにペットを飼っている人、飼っていない人、温度差はあると思いますけれども、だからこその同室避難であると、場所を変えての同室避難であるというふうに申し上げたいと思います。

同室避難所開設に当たっては、現時点で同室の設置は難しいとのご回答を頂きましたが、設置を進めるに当たり今後必要な検討事項、ありましたらお示してください。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

お答えします。

ペットの避難につきましては、民間との連携というのが本市でも、ご指摘のように必要であろうというふうに考えているところでございます。

**○7番（是枝みゆきさん）**

ぜひ、そういった民間のですね、動物病院

とかもございますし、いろんなところで連携して、ボランティア団体の方々とか連携していかないといけないのかなというふうに考えます。ぜひ、その辺も進めていっていただきたいと思います。災害はいつ起こるか分からないので、まずはきちんと整理していくことが必要ではないかと考えます。

それでは、ペット災害手帳の作成と配布について2回目の質問をいたします。

犬の登録と狂犬病予防接種は飼い主の義務となっております。ほかにも混合ワクチン、フィラリア、ノミ、ダニ予防の接種は病院で行われています。猫も室外であってもワクチン接種が推奨されています。

病院ではワクチン接種の記録をするために動物の健康手帳を渡していただきますが、全ての犬猫が病院受診ができているわけではなく、そのような手帳をお持ちでない方もいらっしゃると思います。

しかし、長期避難が続いた場合、動物の感染症に対する管理も必要となってきます。自治体によってはペットの防災手帳を発行しているところもございます。ペットと安全に避難して安心して一緒に生活するための手引として作っております。ワクチンの接種等も進めながら、ペットの避難受付の際にも役立ちますし、災害時の対応など記載され便利だと思います。

立派なものでもなくとも——多分立派な手帳を考えていらっしゃるのかもしれませんが——A4サイズに印刷して、それを切り取って、重ねて手帳を作っているという、そういうようなパターンもあります。

先ほど回答にありました印刷物をお配りしたいということでしたので、それを手帳にして保存するような形でもいいのかなと思いますが、本市独自の内容で取り組んでみられませんか、質問いたします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口

亮君）

大切なペットの命を守るためにも、平常時から飼い主に役割について考えていただくことが重要でありますので、ご提案いただきました内容についても研究してまいりたいというふうに考えています。

○7番（是枝みゆきさん）

大規模な災害が発生した場合、自治体は平常時からペットの飼い方や管理方法の普及啓発、関係機関と連携して避難所での必要な飼養支援や、放浪動物の保護や負傷動物の救護など様々な役割を担います。被災した飼い主への支援として、ひいてはペットを飼育していない被災者を含む全被災者への総合的な災害対策としても非常に重要であります。

人とペットの災害対策もしっかり整備していかなければ、いざというときに混乱が起こります。最後に市長の考えをお聞きいたしまして、一般質問を終わりたいと思います。

○市長（永山由高君）

災害時に行政機関が担う役割というのは、これは、一義的には被災者の救護であるというところはございます。一方で、ペットを連れて被災者の方が必要とする支援を自治体が担うということを通して、ペットの飼い主の方の早期の自立を支援すると、そして、ペットの健康と安全の確保にも寄与するということは、これは必要なことだというふうに考えています。

事前周知など現状十分ではないというところもございますので、飼い主の皆様の声もお伺いをしながら充実させていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（池満 渉君）

次に、2番、元山寿哉君の質問を許可します。

〔2番元山寿哉君登壇〕

○2番（元山寿哉君）

一般質問初日最後の登壇者となりました。皆様お疲れになる時間帯、奄美出身の私にとっては今朝気合いを入れてそってきたひげも伸び始める時間帯でもあり、その点においてはマスク社会に感謝しているところです。どうぞ最後までお付き合いください。

早いもので、今年最後の定例議会となりました。サッカーの祭典ワールドカップが開幕し、連日熱戦が繰り広げられています。

今年2月24日に起きたロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、9か月経過し長期化しております。私たち日置市議会でも、3月定例議会においてロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議がなされました。

国際サッカー連盟会長は、世界は分断されている。世界のリーダーも見ている。衝突と戦争をやめて対話しよう。ワールドカップが平和の一助、世界が一つになることに貢献できることを願うというメッセージを発信しております。世界には紛争や戦禍にある国がある、このことが忘れられることがないように、そして一日でも早い収束を願うばかりです。

それでは、市民の皆様を代表し、永山市長が重要視する対話の場として、市民の皆様に分かりやすく有意義な場となるよう努めてまいります。

通告に従い一般質問をいたします。

1、本市の環境政策・施策について。

1点目、生ごみ回収事業において、開始から現在までの成果、CO<sub>2</sub>削減量、搬入ごみ削減量、視察受入件数を伺います。

2点目、Jクレジット導入を検討しないかを伺います。

3点目、高齢者、障がい者の戸別収集サービスを実施しないかを伺います。

2、オリーブ事業について。

1点目、オリーブ事業選定の根拠と経緯を伺います。

2点目、当初事業計画はどのような内容で

あり、現状との乖離はないかを伺います。

3点目、今後の事業展望を伺います。

3、飲食業支援について。

1点目、キッチンカー導入助成事業の周知はなされているか。市独自の助成を検討しないかを伺います。

2点目、市内で開催されるスポーツ大会、イベント等におけるマッチングシステムを導入しないかを伺います。

4、認知症施策について。

1点目、本市における認知症と診断された方への、または認知症予防の施策を伺います。

2点目、ITを取り入れた認知症予防施策に取り組まないかを伺って、1問目の質問といたします。

申し訳ありません。1の本市の環境政策・施策についての4点目、使用済み紙おむつの再生利用への取組は検討しないかまでを伺って、1問目の質問といたします。失礼いたしました。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項1つ目、環境政策・施策についてのその1、生ごみ回収事業の成果について回答します。

生ごみ回収事業における搬入ごみ削減量については、平成27年7月以降の生ごみ回収量は5,927tで、CO<sub>2</sub>削減量に換算いたしますと2,071tとなります。また、視察受入件数は、平成28年度からこれまで議会、自治体、各種団体等通算で159件となります。

その2、Jクレジット導入について回答します。

Jクレジットは、省エネ設備の導入や再生エネルギーの活用により実現する温室効果ガス削減量をクレジットとして売買できる制度で、ゼロカーボンシティを目指す日置市にと

ってはイメージアップにもつながる制度であります。

ただし、課題も多く、プロジェクト登録までの手続が複雑で時間がかかる、登録されたクレジットの販路確保が容易でない、1件当たりのクレジット創出量が少なく、クレジット創出者がメリットを得にくいなどが上げられています。国においても運用改善を予定しており、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

その3、戸別収集サービスについて回答します。

ごみ出しが困難な高齢者、障がい者等への戸別収集については、高齢者等の負担軽減を図ることができる方策の一つであると認識しております。しかし、収集作業の増に伴う作業員の増員、道路事情等を考慮した小型の専用車両の増車など大幅な経費の増加が見込まれ、慎重に検討をしなければならない課題であると考えます。

現在、ホームヘルパーによる家事援助や、ご近所での助け合いがなされておりますが、高齢化が進んでいく中で、戸別収集の需要は一層高まると考えております。ごみ出しを含む暮らしの課題については、官民の多様な資源を生かした地域包括ケアの推進により解決を図りたいと考えております。今後、庁内連携はもとより、地域の皆様とも対話を重ねながら道筋を検討してまいりたいと考えます。

その4、使用済み紙おむつの再生利用について回答します。

使用済み紙おむつの再生利用については、適切な分別回収と再生利用により、焼却で発生する二酸化炭素排出量の減少、資源の有効利用が期待されています。環境省の事例の中には志布志市とユニチャームの連携事業が紹介されていますが、いまだ実証実験段階であります。

今後、先行地域の導入事例を参考にして、

循環型社会の推進に向けた紙おむつの再生利用を含むごみ処理について調査・研究してまいりたいと考えております。

質問事項の2、オリーブ事業についてのその1、オリーブ事業選定の根拠と経緯について回答します。

平成24年に包括的業務協力協定を締結した鹿児島銀行より、地域活性化に向けた新たな取組として、養蚕とオリーブの6次産業化の提案を受けました。検討の結果、健康志向の高まりによる堅調な消費動向や国内産の希少価値性、豊富な加工品への可能性、さらに鳥獣害の影響を受けにくいなどの利点を考慮して選定いたしております。

その2、当初事業計画の内容と現状との乖離について回答します。

事業開始当初は栽培面積50ha、植栽本数2万本を目標としておりましたが、第2次日置市総合計画策定時において、目標を30ha、植栽本数1万2,000本に再設定しております。現在の栽培状況は、面積19ha、本数7,700本で、63%の達成状況となっております。

その3、今後の事業展望について回答します。

今後は、栽培技術の普及支援や植栽後の成長に伴う生産量の増加が見込まれるとともに、国産オリーブオイルのブランド化と、より多くの市民を巻き込んだオリーブの街としての関連産業の育成に向けて事業展開してまいりたいと考えております。

質問事項3、飲食業支援についてのその1、キッチンカー導入助成事業について回答します。

キッチンカーの導入に限定した補助金は、現時点で国・県においても確認できておりません。

市としても制度化の予定は今のところありませんが、現行制度で事業を営んでいない個



人が新たに事業を開始する際の新規創業者スタートアップ支援事業費補助金により、キッチンカーの創業もその対象となるところであります。国においては、事業再構築補助金など既存の補助の枠組みにおいてキッチンカー導入を支援する例もあるため、そういった枠組みについても相談があれば提案を行っております。

その2、マッチングシステムについて回答します。

出店したいキッチンカーの事業主とキッチンカーを呼びたいイベント等の主催者の両者を、直接専用のポータルサイト上で結びつける民間の専用ポータルサイトがあることは承知しておりますが、日置市に限ったシステムに対するニーズは、全国規模のシステムに比べて必ずしも高くないため、市独自で開発導入することは考えておりません。

質問事項4番目の認知症政策についてのその1、本市の施策を回答します。

認知症施策については、認知症施策推進大綱における共生と予防の考えを踏まえ、認知症と診断された方に対しては、介護給付に基づくサービスなどの導入支援を行っております。認知症予防については、認知症予防教室や筋ちゃん広場、いきいきサロン等の施策を推進しております。

その2、ITを取り入れた認知症予防施策について回答します。

ITを取り入れた認知症予防施策として、現在、脳ハツラツ倶楽部や、きばっど塾など、タブレットを活用した認知機能の維持向上と運動のプログラムを実施しております。

以上です。

## ○2番（元山寿哉君）

今回回答いただきましたように、本市の生ごみ回収事業は、低炭素社会の実現、循環型社会の形成に資する環境政策であり、先進地として大きく評価を受けているところです。そ

れは、今回答にありましたけれども、7年間で159件という視察受入件数からも証明されていると思います。市民参加型、市民の協力を得て達成されている環境政策の成功事例であると思います。

そして、回答でもありましたように、もっとこの取組を周知、アピールする方法の一つとしての提案であります。Jクレジット導入についての課題、こちら具体的にどのような点があるかを伺います。

## ○市民福祉部長兼市民生活課長（新川光郎君）

生ごみ回収を例にとりますと、搬入ごみ削減にて得られます温室効果ガスの効果を数値化したものがクレジットとなり、いわゆる債権みたいなものでございます。

しかし、Jクレジットにつきましては、廃棄物以外にも電力や熱、森林など多くの種別によるクレジット認証があるとともに、全ての種別にカーボンオフセットでの活用する方法が適用されているため、競合が多い中、買手と売手の相対取引となります。

また、取引が成立しない場合、仲介事業者を利用したり、売出しから6か月以上経過した場合は入札で安価で取引されるなど、クレジット創出者がメリットを得にくい状況が発生しています。

しかし、このような課題につきましては、国の制度運営委員会で実施要綱の改定が行われるなど、使いやすい制度に向けた改善策が検討されているため、脱炭素社会の実現を宣言しています日置市といたしましては、今後も省エネ設備の導入や、再生可能エネルギーの活用により得られるJクレジット制度の導入についても引き続き研究してまいりたいと思っております。

## ○2番（元山寿哉君）

回答も頂きましたとおり、本市においても永山市長がゼロカーボンシティを宣言され、2050年までに二酸化炭素実質排出量ゼロ

に取り組むことが目標として掲げられました。目標達成のためには、市民へさらなる意識を浸透させることが求められます。

また、市外においては、環境政策の先進地としてJクレジットを積極的に導入し、このように活用しませんかという提案であります。

先ほどもありましたこのJクレジットを参加されているところは、省エネとか再生可能エネルギー導入事例が多いんですが、今実際、本市がしている生ごみ回収事業を、このJクレジットに当てはめる、Jクレジット事務局に問い合わせをしました。

本市においては、方法論としては廃棄物、登録において計画書等審査を第三者機関への審査する必要があるので、目安として50万円から70万円コストがかかる。

そして、クレジットを実際に発行するとき、こちらモニタリングで第三者機関への審査が必要であるということで、こちら50万円から70万円で、答弁でもありました。相対取引となるので、買取価格、売る側の自由設定となるということで、相場としては現状1,500円から2,000円の間での取引が多いということでありました。

ここを踏まえて、なぜJクレジットを導入しませんかということなんですけれども、もちろん生ごみ回収事業のPR、ホームページで登録プロジェクトが公示されますので、この日置市の取組を評価していただける方を買っていただくという点もありますが。

先ほど申し上げた本市は先進地としてもう一步ですね、例えば、先ほど視察希望団体、視察受入実数が多いということでしたので、視察に来るときのCO<sub>2</sub>排出量をクレジットとして購入してもらおう。視察に来るときに発生したCO<sub>2</sub>をオフセットしてもらおう、そういう意識を高める上で、このJクレジットを導入する。

この点を踏まえて、日置市には必要ではな

いかと思いますが、先ほどの多くの課題ありましたけれども、導入を検討されないでしょうか、市長に伺います。

#### ○市長（永山由高君）

Jクレジットの導入に当たっては、この市場の環境がまず整うこと、それが優先だろうというふうに思っております。市がモデルとして情報発信をするに当たっても、そこが多くの方々を巻き込み得るプラットフォームになっているかどうか、これが重要な観点であろうというふうに思っていますので、今後の制度の運用をしっかりと注視してまいりたいというふうに考えています。

以上です。

#### ○2番（元山寿哉君）

では、前向きな検討を期待したいと思います。

続きまして、高齢者、障がい者の戸別収集サービスについてです。

鹿児島市が無料の、まごころ収集を実施しております。ほかには、無料サービスで言えば枕崎市、南さつま市、志布志市、有料サービスは鹿屋市、始良市がありますけれども、枕崎市、南さつま市は、今後、新クリーンセーターを共有する市でもあります。他市を参考に実施しないでしょうか、伺います。

#### ○市民福祉部長兼市民生活課長（新川光郎君）

ただいまございましたように、鹿児島市を含む実施自治体の多くは、身体障がい者1級または2級の独り暮らしで、ほかに協力を得ることができない方などを対象とした条件がございます。また、一部の自治体では、自治会や支援団体に登録をいただいて支援する方法も検討されているような状況でございます。

先ほども市長の答弁にもございましたように、日置市におきましても、このような官民の多様な方法、資源を生かし、地域包括ケアの考え方の下、最も合理的な方法について検討してまいります。

**○2番（元山寿哉君）**

回答を頂きましたが、このサービスを実施することによるメリット、今、地域に支えられて、そういう、ごみ出しとかという点もありますが、ただ、その地域で支えている方々の高齢化も進んでいるというところがあります。

また、これを実施することによって、安否確認、あとはケアプラン作成の影響があると思います。

例えば、住まいの地域でのごみ収集日が火曜日、金曜日である利用者の方々は、ヘルパーを使うとすれば、その日のごみ出し収集日の朝には必ず家にいないといけません。

このサービスを実施されると、ごみ出しは無料で、または有料でしていただくということで、ヘルパーさんを利用しない日が出てくるとなれば、利用者が好きな日にデイサービスが通えるというようなケアプラン作成への好影響があると思います。

あとは、この後取り上げます使用済み紙おむつ再生利用、取り組む際の回収の方法としての準備になるとも考えます。前向きな検討を期待しております。

続きまして、令和2年3月に環境省より使用済み紙おむつの再生利用等に関するガイドラインが出されました。答弁でもありました。その中の参考資料として、使用済み紙おむつ再生医療等に取り組む市町村として、志布志市の取組が紹介されています。志布志市取組から上げられる再生利用への取みについての課題は何であるか伺います。

**○市民福祉部長兼市民生活課長（新川光郎君）**

先ほど市長の答弁にもありましたように、志布志市とユニチャームの連携事業が環境省のホームページで紹介されております。この事例につきましては、世界で初めてと言われる実証実験であるため、企業側が設備を導入し行われていますが、設備導入と運営に多額

のコストがかかる事業でございます。

また、現段階においては環境に優しい商品ではございますが、再生品の価格が従来品と同程度であるなど、設備投資を考えますと、費用対効果に問題が発生しています。このようなことから、紙おむつ再生につきましては、志布志市の状況を見守るなど、情報収集に努めてまいります。

**○議長（池満 渉君）**

ここでしばらく休憩します。次の会議を3時15分とします。

午後3時05分休憩

---

午後3時15分開議

**○議長（池満 渉君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

**○2番（元山寿哉君）**

これから環境政策先進地としての未来を見据えて、日置市の次に取り組むことは何であるか、水分を多く含む廃棄物としての使用済み紙おむつ、そして高齢化率が高くなり、今後ますます本市において排出量が増加すると予想されます。今上げられた課題を基に、前向きに検討いただきたいと思います。

続きまして、オリーブ事業についてです。

今回、私がこのオリーブ事業について取り上げさせていただきしたのは、日置市イコールオリーブというイメージが先行していることに違和感を持っている市民は多いです。オリーブは思ったより取れていないのではないかと、この事業を継続していく上で市民の理解は必須であり、市民の不安を払拭すべきであるとの考え方からです。

まず、植栽農家140人のうち部会員は何人であり、その部会員にはどのようなサポートがされているのか伺います。また、そのうち今年の出荷者は何人であるか伺います。

**○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）**

植栽者139人のうち、日置市オリーブ部

会の会員は現在 88 名でございます。

この 88 名の方につきましてのサポートにつきましては、日置市でのオリーブ栽培の年間の栽培マニュアルができておりますので、そのマニュアルに通じまして、ポイント・ポイントでの栽培技術についてダイレクトメールを送って指導をいたしております。もちろん電話等で相談が来れば、現地に足を運んで直接指導をしております。

集合指導につきましては、今ちょっとコロナの関係で控えておりますが、88 名の方を全てサポートできる体制を取っているというようにしております。

それから、88 名のうち本年産の出荷者につきましては、30 人の方が出荷をされております。

以上です。

#### ○2 番（元山寿哉君）

部会の方が 88 名、140 人うち 88 名で、その方々にはしっかりとした技術指導がなされているということです。

じゃあ、その出荷者、今年度 30 人だったということですが、それ以外の方はなぜ出荷がなかったのでしょうか。

#### ○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

本年出荷のなかった部会員の方々の主な理由といたしましては、植栽してからの年数がまだ浅く、開花結実する年数に達していないという方が主な理由となりますが、一部には、栽培管理が適正に行われておらず出荷に至らなかったという方も一部散見されるというふうに認識いたしております。

#### ○2 番（元山寿哉君）

第 2 次日置市総合計画後期基本計画ででしょうか、市が目標としている農家の収入は 10 a 当たり幾らで、それは一般的にはどのような水準であるのでしょうか、伺います。

#### ○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

オリーブの木が、品種にもよりますけれど

も、年数が経過して成木となり、適正な栽培管理が行われれば、10 a 当たり 32 万円程度の販売収入になるのではないかと考えております。また、この金額につきましては、露地栽培の果樹としましては比較的魅力的な金額であるというふうに認識いたしております。

#### ○2 番（元山寿哉君）

現時点では、植栽農家の方は兼業のみであり、このオリーブ植栽のみでの生活を糧にしている方々はいらっしゃるということですのでよろしいですか。

#### ○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

現在の部会員の方々に、1 法人がオリーブ専作の法人として、日置市で参入いたしております。その法人以外は大半兼業であるというふうに認識しております。

#### ○2 番（元山寿哉君）

これは市民の方々の視点からでありますけれども、新聞報道等では、公表された数字から、今、買取価格が 1 kg 800 円。今年度が 2,400 kg、1 kg 800 円として、192 万円買取総額、また、新聞報道では、植栽本数が 7,722 本、この 192 万円を 7,722 本で割ると 1 本当たり 248 円、これが新聞報道等で出された数字から、市民の方々はこの理解であるということではありますが。

今の回答においては、10 a 当たり 32 万円というのは非常に魅力的な業種、農業としては魅力的なということに理解いたしました。

それでは、この事業は、事業開始から 8 年経過していますけれども、当然これまで取り組んだ中で課題が出てきていると思います。課題解決に向けて今動き出していることを具体的に伺います。

#### ○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

これまでこのオリーブ事業につきましては、生産をする、栽培をする、そしてそれを普及していくということについては、日置市が担

っていき、加工・販売につきましては鹿児島オリーブを中心にとすることで役割分担をしてきてまいりました。

役割分担という言葉ではいいんですが、逆にそれぞれがそれぞれのことを進めているということでは、ちょっとまずいのではないかとということも検討いたしまして、今後、国産オリーブが増加してくることを踏まえ、現在民間から来ていただいているブランディング戦略監を配置いたしまして、販売戦略の見直しなどの支援を今現在展開しているというところがございます。

#### ○2番（元山寿哉君）

オリーブ事業についての理解は深まりました。

では、この質問の最後に、総括として再度市長に伺います。

この事業には未来があり、日置市イコールオリーブへ向けて継続していくとの方針を確認したいと思います。

#### ○市長（永山由高君）

先ほど議員からのご質問の中に、日置市イコールオリーブというイメージが先行しているという市民の声がありますというふうにお話しいただきましたけれども、日置市イコールオリーブというイメージをまだまだ私の認識としてはつくれていないなというふうに認識をしています。

ですから、飲食店の皆様や加工事業者の皆様、小売業の皆様、多くの方々にオリーブとまた関わっていただいて、産業としての裾野を広げていきたいなというふうに思っている次第です。今後を積極的な取組を続けてまいりたいというふうに思っています。

以上です。

#### ○2番（元山寿哉君）

続きまして、飲食業支援についてです。

こちらを取り上げました主眼としましては、コロナ禍において飲食業者への助成・補助が

不十分ではないのかというところがあります。

まず、コロナ禍において、これまで本市における飲食業者への助成はどのようなものがあったか伺います。

#### ○商工観光課長（田代誠治君）

回答いたします。

鹿児島県からの営業時間短縮要請に応じた協力金や飲食店感染防止対策支援事業、また、飲食店を含む中小企業者を対象にした緊急経営支援給付金事業、それから継続支援給付金事業を実施しております。また、補助金以外にもプレミアム付商品券や飲食店限定のプレミアム商品券も発行し、消費を喚起している状況でございます。

以上です。

#### ○2番（元山寿哉君）

先ほど答弁の中では、これから新規に、飲食店をしてなくて事業を開始するという方々への補助、スタートアップ事業が回答がありましたけれども、今既に飲食店をしていて外に出ようという方々、キッチンカーを導入しようと考えている事業者への助成は検討しないでしょうか。

例えば、本市において既にキッチンカーを所有している事業者、今後導入する事業者を登録制度にして、例えば市が所有する市の社会体育施設、予約がある大会等、イベント等、そこと連動させて、弁当の必要の有無、キッチンカーやテイクアウト利用の有無、各スポーツ大会、イベント等、来場者に応じてマッチングさせる仕組みを市が導入しないでしょうか、伺います。

#### ○商工観光課長（田代誠治君）

回答いたします。

今、飲食店の方がキッチンカーをしたいときの補助金というご質問がありましたが、これにつきましては、国のものづくり補助金や小規模事業者持続化補助金、また、今年度の公募は終了しましたが、鹿児島県の中小企業

経営革新支援事業等がございます。

また、社会体育施設の予約をするときに、一緒に弁当、キッチンカーの必要の有無を聞き取れるようなシステムは作れないかというご質問ですが、現在、施設予約団体から弁当の注文等があった場合には、各地域の飲食業組合などに依頼をして対応しているところがございます。

今後、指定管理施設の指定管理者等につきましても、地元の飲食業を活用するように依頼をしたいというふうに考えております。

以上です。

#### ○2番（元山寿哉君）

このキッチンカー導入については、他行政で言えば神戸市が特化した取組をしております。この神戸市を参考にして導入しないでしょうか、伺います。

#### ○商工観光課長（田代誠治君）

神戸市の取組につきましては、市と企業が連携し、キッチンカーで開業するための支援を設けております。その特徴といたしましては、サポート範囲が費用だけでなく、出店場所やPRなど多岐にわたることです。これらの取組につきましては、今後の参考とさせていただきますというふうに考えております。

以上です。

#### ○2番（元山寿哉君）

行く行くは私の提案、キッチンカー村とかキッチンカー屋台村のようなイベントを行うことをイメージしていただきたいと思います。

今、本市内でキッチンカーが5台であるとのことですが、多種多様な食べ物を提供する事業者を募る。今、ピザとかカレー提供者がそろっていれば、足りていないラーメンとか、その提供するキッチンカーを募集して、全ての飲食業者にというか、手を挙げていただいた方に助成を行う等の検討をしていただきたい。

また、コロナ禍において、屋外は利用しや

すいというのが消費者の意識で、今キッチンカーが盛り上がっているのだと思います。交流人口から関係人口へ、スポーツ大会開催時には、吹上の人工芝サッカー場とか利用者が多いです。30分でも本市に滞在時間を延ばす。本市飲食業者の出店を増やし、少しでもお金を使っていただき、コロナ禍で影響を受けた方々へのフォロー、経済を回す。

少しでも本市を、日置市を少しでも知っていただく施策として大変有効であると考えますので、前向きに検討いただきたいと思えます。

続きまして、認知症施策について質問いたします。

こちらの認知症についての提案の根拠なのですけれども、民間介護事業者のほうで月1回開催しています、認証のことをメインに介護を語る会というのが開かれております。地域包括支援センターの職員、また、私も参加しております。その中で、常に、認知症になっても住みやすい市・まちづくりとはどういことであるかが議論されているところです。

では、本市で既にこのITを取り入れた事業が実施されているということではありますが、利用者の反応はどのようであるのかを伺います。

#### ○介護保険課長（松岡政仁君）

お答えします。

脳ハツラツ倶楽部というものになりますが、ITを使った事業、タブレットを使った認知予防教室になりますが、平成29年度から実施しております。1会場当たり25名の参加が今年度もあり、実施しているところです。

参加者からの声として、新しいことに挑戦し、気持ちが元気になった、記憶力がよくなったような気がする、今後も認知症予防の取組を続けていきたいなど、意欲が向上したという感想を多く聞かれています。

以上です。

## ○ 2 番（元山寿哉君）

決算報告のほうでもありましたけれども、このコロナ禍において、デイサービスの利用が減っている、ヘルパーの利用者が増えているという傾向であるとのことですね。積極的に外出しない高齢者が増えているということになりなります。高齢者の方々は、コロナ感染におけるリスクが高いことを自認されての傾向であるとも思います。なかなか外出を促すということは難しいとも考えます。

ただ、そのまま引き籠もってしまうと、他者との接触とか刺激がない、ADL、日常生活動作が低下していく、ADLの低下には身体、認識機能、精神面、社会環境が相互に作用し合っていて、一つでも低下するとADLの低下につながると言われています。家にいながらADL防止のためには、他者とつながることを実現するITを積極的に活用する必要性があると思います。

なかなかこのIT機器に触れられない方々も、動機づけとして自身のための認知症予防、友達や孫、ひ孫とリモートで会話する、そういう目的を持った活用を促すことで、積極的に機器を触り、また、DX推進の課題でもあるデジタル・デバイドの解消にもつながるのではないかと考えております。

また、今回は通告をしておりませんでしたけれども、認知症の方々が暮らしやすいまちづくり、その視点としては、今後、認知症の家族を支える予備軍として、学校の教育の場でも取り入れる、保護者へは家庭教育学級などで取り入れる必要もあるのではないかと考えます。

イメージとしては、ちょっと前にCMでありました。レジで支払い時に時間がかかる高齢者、後ろに並ぶ若者から「ゆっくりでいいんだよ」というような声かけができています。市・まちづくりに取り組んでいく必要性が強

いと思います。認証の方々を受け入れる環境づくりの必要性を強く感じているところでもあります。

総括いたします。

最後に、永山市長に伺います。

先日、伊集院中学校校区、伊集院中学校、飯牟礼小学校、伊集院小学校の、ひおきふるさと研究公開において、伊集院中学校2年1組の特別講師として、SDGsについて子どもたちに授業をされました。その中で、SDGsの基本理念、前文で触れられております。誰一人取り残さないことのメッセージは、子どもたちに響いていたと感じました。

市政運営において、市長はご自身の思いを持って就任されたと思います。その思いがなかなか伝わっていない、市民に説明が足りないと感じる、そういった市民は取り残されていると感じるのではないかと思います。

市長が子どもたちへ語られたSDGsの基本理念、前文での誰一人取り残さないことを踏まえ、これからの日置市政の舵取り役として、どのように未来へ進めていくのか考えを伺って、私の最後の質問といたします。

## ○市長（永山由高君）

新型コロナウイルスが広がって3年間がたちまして、様々な対話の機会が減っているというのが現状であろうかというふうに思います。それがまた少しずつ戻ろうとしている時期が今ではないかなというふうに認識をしています。

この3年間で孤立を感じておられたり、これまでつながっていた方とのつながりが途絶えてしまったりといった方々が一定数いらっしゃるということは、まず、足元、現時点での課題であるというふうに認識をしています。

ここから少しずつコロナを克服していくに当たって、これは先日、伊集院中学校でお伝えしたことでありますけれども、SDGsの基本理念でもある誰一人取り残さない社会

をつくる。これは日置市に限った話ではなく、全世界が目指す大きな方向性ですから、そこは大切にしながら今後も市政運営に当たっていきたいというふうに考えています。

以上です。

---

△散 会

○議長（池満 渉君）

以上で、本日の日程は終了しました。

明日30日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

午後3時35分散会



第 3 号 ( 1 1 月 3 0 日)



議事日程（第3号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（6番、17番、16番、4番、5番）
-------	------------------------

本会議（11月30日）（水曜）

出席議員 19名

1番	中村清栄君	2番	元山寿哉君
3番	福田晋拓君	4番	長倉浩二君
5番	下園和己君	6番	佐多申至君
7番	是枝みゆきさん	8番	富迫克彦君
9番	重留健朗君	10番	福元悟君
11番	山口政夫君	12番	中村尉司君
14番	黒田澄子さん	15番	下御領昭博君
16番	山口初美さん	17番	坂口洋之君
18番	並松安文君	19番	漆島政人君
20番	池満涉君		

欠席議員 1名

13番 留盛浩一郎君

---

事務局職員出席者

事務局長	内山良弘君	次長兼議事調査係長	神余徹君
議事調査係	上田橋裕生君		

---

地方自治法第121条による出席者

市長	永山由高君	副市長	井多原章一君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	上秀人君
市民福祉部長兼市民生活課長	新川光郎君	産業建設部長兼農林水産課長	城ヶ崎正吾君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	久木崎勇君	消防本部消防長	福山昌己君
東市来支所長	横枕広幸君	日吉支所長	船倉利幸君
吹上支所長	有村弘貴君	総括兼選挙管理委員会事務局長	瀬戸口亮君
財政管財課長	東正和君	企画課長	上村裕文君
地域づくり課長	濱崎慎一郎君	税務課長	有島春己君
商工観光課長	田代誠治君	福祉課長	坂上誠君
健康保険課長	宮前美紀さん	こども未来課長	馬場口美宗香さん
介護保険課長	松岡政仁君	建設課長	田口悦次君
農地整備課長	東広幸君	上下水道課長	田村長保君

学校教育課長 中 鉢 吉 彦 君  
会計管理者兼会計課長 外 菌 和 代さん  
農業委員会事務局長 東 浩 文 君

社会教育課長 立和名 素 大 君  
監査委員事務局長 内 山 良 弘 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（池満 渉君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（池満 渉君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、6番、佐多申至君の質問を許可します。

〔6番佐多申至君登壇〕

○6番（佐多申至君）

皆さん、おはようございます。

皆さんにとって、そして市民にとって地区公民館で何でしょうか。地域の情報共有及び交流の拠点であり、人と人とが共感し、つながり、社会教育また自身実生活の学びの場ではないかと私は考えております。

今回は、その地区公民館について、全員協議会で予算を振り替えて工事するとの説明があった、ゆーぷる吹上等に供給するための水源について質問してまいります。

ゆっくりと質問してまいりますので、市民に分かりやすく答弁頂ければと思います。

一つ、地区公民館について。

共生・協働による地域社会の実現を目標に、市民の主体的な地域づくり活動拠点としての評価を含め、これまでの5期の成果をどう検証しているのか。

2、小学校区の単位で設置されている地区公民館において、学校規模や小中学校統廃合など多様な地域情勢の中で、その地域性と事業運営をどのように進めているのか。

3、各地区公民館での生涯学習事業の活動状況はどうか。

4、地区公民館の今後の在り方などについて協議している推進会議のメンバー構成は。またその会議の最終的意図に市長が描く地区

公民館の変革的な構想があるのか。

2項目、吹上地域の水不足問題に伴う予算振替について。

1、当初予算で計画していた今田朝原橋配水管布設替え工事と吹上北部水源から吹上中央地区及びゆーぷる吹上への供給する工事に振り替えたことに対して問題はなかったのか。

2、ゆーぷる吹上の既設ろ過施設を使用するとの説明があったが、ろ過施設を通す前後での水質検査結果にどう違いがあったのか。

また、ろ過施設の今後の設備の性能管理は。

3、ゆーぷる吹上の水源は、創設当初、水源が2年後に枯渇に近い状態となり、その後、永吉ダムからの水を当ろ過施設に通して水質管理しながら長年供給した経緯がある。その間に吹上北部水源が発掘されているが、現在までその水源を活用しなかったのには何か理由があったのか。

以上、1問目の質問とさせていただきます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

おはようございます。それでは、質問にお答えしてまいります。

まずは、質問事項1つ目、地区公民館についてのその1、成果について回答いたします。

地区公民館は、平成19年度に社会教育法に基づく生涯学習の拠点という性質を持って、小学校区及び旧小学校区のエリアに26か所設置されました。

平成23年度からは、地方自治法に基づき地区公民館条例を制定し、生涯学習も行う地域づくりの館へと移行し、教育委員会から市長部局へ所管変更しています。

平成21年度からは、自助・互助・共助による地域づくりを目指した地区振興計画の策定により、防犯灯やロードミラー、側溝など身近な基盤を整備するハード事業を行いました。通常の公共事業では実施できない小規模な箇所の整備ができたと考えています。

平成27年度からの第3期地区振興計画からソフト事業に軸足をシフトし、地区公民館を拠点に地区の活性化や課題解決を図ってきました。

第1期中、平成22年度から地元企業の協賛による花火事業を実施することで、地区内の人のつながりが生まれ、話し合い活動につながる環境が整備されたことが大きかったと評価しています。一方で、現在は市からの交付金とこれまでの各種事業の経験により、地区公民館主導の行事が多くなってきており、今後においては、地区公民館の活動について多様な方の意見を伺いながら検討してまいります。

その2、地域性と事業運営について回答します。

議員ご指摘のとおり学校が既に統合され閉校になった地区が11か所あります。

また、地区公民館の規模については、1自治会で組織される地区公民館が4か所ある一方で、伊集院地区公民館のように31自治会、約1万3,000人で構成される地区もあります。

現状としては地区公民館ごとに一律的ではなく、地区の自主性、実情に沿って夏祭り等のイベントや健康づくり、生涯学習講座等各種事業を行っています。

その3については、教育長より回答いたします。

その4、推進会議について回答します。

日置市協働のまちづくり推進委員会の委員は、地域コミュニティー代表として各地域の地区公民館長の代表、自治会長連絡協議会の会長、NPOや地域の任意団体など市民活動団体の代表、学識経験者、公募に応じた市民の15名です。

また、事務局として地域づくり課、社会教育課、健康保険課、介護保険課など複数の部署が横断的に関わられるような議論の場にして

います。

委員会においては、住民の暮らしを守る自治会を基盤とした最適な地区公民館の在り方を検討することを目的に進めていきたいと考えています。

質問事項の2つ目、吹上地域の水不足問題についてのその1、工事の振替について回答します。

当初予算で計画しておりました今田朝原橋配水管布設替え工事は、漏水に対して予防的な対策です。吹上北部水源を利用した供給量の増加は喫緊の課題であり、より優先度が高いと判断したもので問題ありません。

その2、ゆーぷる吹上の既設ろ過施設について回答します。

吹上北部水源のろ過前とろ過後の水質については、9月12日に両方の水を採水し、水道の基準により検査を行い、その結果、ろ過前は鉄及びその化合物とマンガン及びその化合物が基準を超えていましたが、ろ過後は基準値内となっております。

また、ゆーぷる吹上のろ過施設の今後の管理については、ほかの水道施設と同様に通常点検及び修繕等を行います。

その3、経緯について回答します。

吹上北部水源については、平成24年にボーリングを行っておりますが、この水源は鉄とマンガンの量が水道水の基準を超えており水道に適さない状況でありました。

また、水量は1日当たり400tを有していますが、400t級の鉄とマンガンの除去施設の整備には多額の費用を要することから活用しておりませんでした。今回あらゆる可能性を検討する中で、ゆーぷる吹上のろ過施設の活用案が生まれ、性能確認をしたところ有効に活用できるとの結論に至りました。

以上です。

〔教育長 奥 善一君 登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、私のほうからは地区公民館についての現在の活動状況についてお答えをいたします。

令和4年度は26地区公民館において、初心者講座、自主講座合わせて124講座が開設され、1,616人が受講されています。

以上でございます。

#### ○6番（佐多申至君）

平成23年に地区公民館条例が制定され、行政も地区公民館も、そして当時の自治会等も当然現在もですが、共生・協働による地域社会づくりに、最初は誰と、何から、どこからというような雰囲気からスタートした記憶があります。

私も平成21年度から平成29年度、8年間自治会長を務め、後半は市の自治会長連会長として行政と一体となって、最初は不安でしたが、朝から晩まで自助・互助・共助と声を出しながらそれぞれの立場で懸命に地域づくりに適切かどうか言葉が分かりませんが、果敢に挑戦、連携、行動、反省を繰り返し、その後、様々な意見やソフト事業や花火事業の企画行事など精力的な活動が継続され、結果、今のすばらしい地区公民館が構築できているように思います。

地区公民館の活動に対して、現在これまでの経験者やまた市民から意見などありましたら、ご紹介ください。

#### ○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

自治会からは自治会員の高齢化、会員の減少によりまして、地区公民館とともに活動しており、自治会の支援組織として重要であるという意見がある一方で、自治会への協力依頼による地区公民館主導の行事も多く自治会へのアプローチに課題があるという意見も一方で頂いているところでございます。

#### ○6番（佐多申至君）

答弁の中に地区公民館主導の取組が多いと市長からも説明もありました。地区公民館は

市民の主体的、つまり市民が中心であるが、自主的で積極的な活動拠点となり得ているのでしょうか。市長にお尋ねします。

#### ○市長（永山由高君）

地域が主体的に地域資源の再確認や課題の抽出、そして未来像を描いて解決する取組を話し合っていたくという取組、これは地区公民館はその活動の拠点となっているというふうに認識をしています。

一方で、公民館活動に対して強い関心と興味を持って参加いただく方もいらっしゃる一方、特に若い世代の方々を中心に地区公民館の活動に関心を持っていただけない。もしくは参加する時間が取れないという方々がいらっしゃることも、また多いというふうに認識をしております。

以上です。

#### ○6番（佐多申至君）

市長の今の答弁の中に私も気になる若年層ですね。これについての参加を促す検証は現在進んでいるのでしょうか。

#### ○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

地区公民館の活動については、地区振興計画の策定時、これはいろんな世代の方を入れてくださいという言い方もしております。

それから総会、運営委員会等において自治の取組として議論をされているということで、市民の主体的な活動であるということは認識をしているところです。

ただし、先ほど申しあげました若い世代を中心に地区公民館が実施している活動をまず知らない、興味がない、それから時間が合わない、こういった意見もあるということでございます。

まずは多くの意見をどう集約して活動につなげるか、また行っている取組のPR、これをどうすれば認識されるのかということは、協議することは非常に重要なことだと考えているところでございます。



○6番（佐多申至君）

これまでそれぞれ行政、そして自治会、そして市民の方々が一生懸命取り組んでいた地区公民館の活動において、そのような現象が起きているということについては誠に寂しい思いがする限りです。2問目の質問、3問目の中で、その私の思いを伝えていきたいと思えます。

2番の小学校単位に設置されている地区公民館についての質問になるわけですが、学校が既に統合され閉校になった地区が11か所とのことですが、閉校となった地区での地区公民館活動等において、その地区民や市民からどのような意見があるのかお尋ねします。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

学校が統合されたことで地区公民館と子どもたち、それから保護者、そして学校をつなぐ地域の活動が難しい面があるということは聞いているところでございます。

ただし、閉校いたしましても、子どもたちを交えたその地区独自の運動会等の行事をしている地区も多くございます。

○6番（佐多申至君）

先ほども伊集院地区公民館のように31自治会、約1万3,000人、もう一つの町のような地区公民館の人口規模でございますが、校区にこだわらない、つまり隣接する自治会間の自主的な組織及び地域づくりなどの要望や意見は上がっておりませんか。市長にお尋ねします。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

現在、自主的な組織及び地域づくりなど実施しているコミュニティーは一部にはあるというふうに認識をしております。そういったコミュニティーから補助金等の支援ができないのかというご相談は頂いているところでございます。

○6番（佐多申至君）

それでは、そういった市民の切なる要望や

意見が多くなり思いが強くなれば、行政としては活動支援の方向性は準備できているのでしょうか。検討できているのかも含めて、市長にお尋ねします。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

伝統行事など地区公民館を通して一定の活動支援を行っている現状はございます。地区公民館は行政と地域の間支援組織として様々な地域の団体、組織と連携して支援する視点を持つことは重要であるというふうに考えております。

○6番（佐多申至君）

大体的な現状は分かりました。ここからは私の思いを伝えていきたいと思えます。

2番の各地区公民館での生涯学習事業の活動状況からの答弁を頂きましたが、地区公民館条例の制定後に地区公民館は教育委員会から市長部局へ所管変更されましたが、その後の生涯学習活動の推移をどう捉えておられますか、お尋ねします。

○社会教育課長（立和名素大君）

所管変更をしてからも、特に募集要項等に関しては変更しておりません。受講者数について申し上げますと、減少傾向にございます。

また、受講者の年齢層としては、退職されてからの年齢層の方が多という傾向は変わっておりません。

○6番（佐多申至君）

今、所管課のほうからのお話がありましたが、私の持つ生涯学習のイメージを少しお話ししますと、コロナ禍において地域の多くの行事が行われていない中、生涯学習講座や公民館ソフト事業など趣味共通の仲間意識などの下、疲弊しつつある社会環境でも感染防止への共通認識及び理解、そして努力が図られながらも開かれていました。

このように仲間意識でつながる活動、教育からの視点と連携でもって普及して地区公民館活動にもっと生かしてみよう

か、お尋ねします。

#### ○社会教育課長（立和名素大君）

生涯学習講座は、知識や教養を高めるという目的はもちろんございますけれども、そこに人が集まることで会話が生まれ、お互いを理解し地域の人を知るということで、人とのつながりづくり、ひいては地域づくりにつながっていくと考えます。引き続き地域で学べる生涯学習講座を推進していきたいというふうに思っております。

#### ○6番（佐多申至君）

地区公民館の歴史は答弁にもありましたように、そもそも社会教育法の理念から設置されたものであります。その定義は社会教育法総則にもあるように、今お話もありました主に青少年及び成人に対して実生活に即する教育、学術、文化に関する各種事業を行い、市民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進であると考えています。

その後、防災・減災や防犯、見守り活動など、時代の流れで公民館へ求められる活動の多様化により、社会教育視点から地域づくり視点へ移行してきたのではと考えています。その流れについて、これまでの経緯を市長はどのようなふうに見ておられますでしょうか、お尋ねします。市長にお尋ねします。

#### ○市長（永山由高君）

社会教育と地域の自治というテーマは、相互に密接につながったテーマであるというふうに認識をしております。もともとの始まりが社会教育法から始まったものであったとして、それが時代の変化によってどのような切り口で語られるものかということは、これは変化するものではないかなというふうに認識をしています。

以上です。

#### ○6番（佐多申至君）

少しでも同感していただけたので、少しというか市長の答弁聞けば、おおむね同感して

いただいたと察しますが、ぜひ地区公民館の今後の手法の一つとして、地域づくり課及び社会教育課が連携ではなく一体となり、社会教育と地域づくりの共生・協働視点で共通認識・理解を図り、社会教育を中心とした老若男女が、いわゆる先ほど話がありました青少年及び成人に対して、幸福度を高める魅力ある地区公民館活動を通して、基本的及び創造的豊かな共生・協働を構築していただきたいと考えますが、どうでしょうか。市長及び教育長それぞれにお尋ねします。

#### ○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

現在の地区公民館の体制では、生涯学習の取組に対する課題、これを検討する機能が十分に果たせていないという現状があると思っております。

今後は生涯学習を含め最適な地区公民館の在り方について、部署を超えて横断的に協議をしてまいりたいというふうに考えております。

#### ○教育長（奥善一君）

現在でも設置された当初の社会教育法の理念というのは、そのまま引き継がれているというふうに認識をしております。したがって、議員もご指摘のように、その両面併せ持つ地区公民館の機能が、より発揮されるようにまた努めていくことは大事だというふうに思っております。

また併せまして、今、地域学校協働活動という視点も加わっておりまして、地区公民館を軸といたしまして学校と地域がつながるという機能も非常に大切なことだと思っております。地域づくりと私どもとまた連携をして進めていくことはとても大事なことだと認識をしています。

以上です。

#### ○6番（佐多申至君）

答弁のほうは頂きましたが、私としては課題といたしましては、青少年、子どもたちの

立場からすると、第3土曜日の青少年育成の日及び大人にすれば、地区職員にしてみれば働き方改革、こういったものがいろいろ混同して、なかなかお互いの立場で地域に土日をうまく利用できなかつたり、いろいろしているようなので、これはまたもう一回教育長がおっしゃるようにみんなで、どうすれば地域が盛り上がっていくのか地域づくり、社会教育の理念から地域運営ができるのか、再度ゼロからスタートするつもりで進めていただきたいと、言葉を添えておきます。

今、私が思いをかなえるならば、そのことがさらには行政間の横へつながり、自治会活動や育成会活動、そして高齢者活動へにも影響し、新たな幸福度を高める意識向上にもつながると考えます。この辺については、当然ちょっと話題が生涯学習からずれますが、自治会活動、育成会活動、高齢者活動への影響について、市長はその辺はどのようにお考えでしょうか。

#### ○市長（永山由高君）

社会教育と地域自治の推進ということに併せて、今後ますます高齢化が進んでいく中で地域福祉をいかに実現するかという観点においても、この地区公民館の議論は重要であるというふうに認識をしております。

現在、日置市協働のまちづくり推進委員会行っておりますけれども、事務局としては地域づくり課、それから社会教育課、健康保険課、介護保険課など複数の部署が横断的にこの議論に関われるような体制をつくって推進をしているところです。

以上です。

#### ○6番（佐多申至君）

4番の質問の関連になっていくんですが、答弁の中で自治会を基盤としたいというお言葉を頂きましたが、自治会も現在不安定な状態であります。地区公民館活動の運営メンバーは公民館職員をはじめ各自治会の事業単

位の役員の方ほかで組織されています。さらに自治会は住まう住民と自治会内で組織する子ども育成会、高齢者クラブで組織されているのが主だと思います。

そして、そこに所属しない、またできない世帯及び市民がいらっしゃいます。地区の魅力発信の拠点でもある地区公民館が不安定な状態にある自治会とどう地域づくりに取り組んでいくのか。生涯学習講座の例を私の方で挙げましたが、今後の地区公民館の取組、自治会への呼びかけとしてはどうお考えになりますか。市長にお尋ねします。

#### ○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

まずは、暮らしに一番身近な自治会において、どういった活動、取組が必要なのか、できるのか、そういったことをまず協議を頂きたいというふうに考えております。その中で地区公民館は何をすべきなのか、自治会の中でもしっかり考える必要はあるというふうに思っております。

地区公民館の在り方を検討する中で、自治会活動研修会の場も活用しながら協議をしていきたいというふうに考えております。

#### ○6番（佐多申至君）

魅力のないものには人は寄りつかないと私は考えております。市長の思い切った判断と行動力で市長の考えをぜひ地区公民館の在り方の方向性に推し進めていただきたいと考えますが、市長お言葉を頂けませんでしょうか。

#### ○市長（永山由高君）

市長の思い切った判断と行動力でという議員のご発言でございますけれども、地区公民館制度を取り巻く論点は多岐に渡ります。社会教育ももちろんですし、地域福祉という観点もございしますが、私はやはり地域自治の起点であるというふうに地区公民館及び自治会については捉えております。

だからこそ、行政が一方的にルールを押しつけるといったようなことは極力避けるべき

であろうというふうに認識をしております。  
自治会や地区公民館をはじめとする多様な  
方々とともに在り方を語り、そして共に制度  
設計していくという立場に立って、今後議論  
を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

#### ○6番（佐多申至君）

市長の行動力というふうに申し上げましたが、先ほどから言いますように自治会も今不安定で、なかなか判断がつかなく何をすればいいのか現場の声は悲痛な思いが伝わってきます。

私はそこで、市長の今お考えになった市長になられての地区公民館制度への考え方をぜひ皆さんに助言という形で推し進めていただければ、それまた何らかの形で出てくるんじゃないかという思いで私はお話ししております。どうか推し進めていただきたいと思っております。

それでは、話題を変えまして、吹上地域の水不足問題の予算振替について話をしていきたいと思っております。

1問目の回答を頂けましたが、当初予算で問題なかったかと、当初予算で計画していた今田朝原橋配水管布設替え工事を振り替えたことは問題なかったことについての回答から進めていきたいと思っております。

先に申し上げておきますが、私は工事について反対しているわけではございません。内容を明確にしておきたいという考えの下でお話をしております。

今田朝原橋配水管布設替え工事は、当初3月議会の水道企業会計にて吹上地域の重要工事として議案審議して予算化されたものです。吹上北部水源からの布設工事は、その今田朝原橋の工事より優先度が高いので振替したいとの全員協議会の説明でした。

この吹上北部水源工事は、以前から計画されていたものであったのか。また新しい工事

なのか、お尋ねします。

#### ○上下水道課長（田村長保君）

お答えいたします。

予算の振替については、執行権の範囲内で工事箇所を変更したものです。吹上地域の水不足問題は議員の皆様のご関心も高い事案でありますので、さきの議会全員協議会で説明させていただきました。吹上北部水源の工事は計画はしておりませんでした。吹上地域の水不足問題に対して検討しておりました中で、今年に入りまして業者等などからの助言により、ゆーぷる吹上のろ過施設が鉄やマンガン処理ができる可能性があるとのことから、9月に試験運転を行い、良好な結果が得られたので今回工事をするところとさせていただきます。

以上です。

#### ○6番（佐多申至君）

吹上北部水源からの供給工事は、ゆーぷる吹上創設当時から設置されているろ過施設を使用することとなっています。ゆーぷる吹上については、施設運営など今朝の南日本新聞にも掲載されているように、現在大きな話題となっていることでもあります。

また、市民が飲む水でもあるので、振り替える予算額が適正な額であったかなど、この件に関してもっと審査が必要ではなかったかと考えますが、その辺はどうでしょうか、お尋ねします。

#### ○上下水道課長（田村長保君）

今田朝原橋配水管布設替え工事は、老朽管の漏水予防のために計画したものでございます。吹上北部水源の整備は既存施設を利用するため主に水源地の整備を行うことで、水の供給量の増加を図ることができることから水不足問題に有効な方法であると判断したところでございます。

また、予算につきましては、これまでの工事を参考に概算で算出をしております。

以上です。

○6番（佐多申至君）

今朝原橋配水管布設替えについては、当初予算時には入札に関する金額等を除き、工事計画及び内容は現地視察も含め説明されています。今回その単独工事の工事を抽出し金額を明示した上で別工事へ振り替えられたわけですが、今後、再度予算化する際はまた議案に上程されると考えますが、金額が明らかになったことで今後の入札等に影響はないのでしょうか、お尋ねします。

○上下水道課長（田村長保君）

工事の金額につきましては、2,500万円以下の工事の場合、予定価格は事前公表されますので、入札に際し大きな影響はないと考えます。

以上でございます。

○6番（佐多申至君）

今回議案として審査されていないわけですが、吹上北部水源からの供給工事について、今後追加補正があった場合、今後どのような予算組みがなされているのかお尋ねします。

○上下水道課長（田村長保君）

予算現額に変更が必要な場合は、補正予算として議会にお諮りしてまいります。

以上です。

○6番（佐多申至君）

予算現額に変更があるとき上程するというふうに言われましたが、その根拠はその予算の上げ方の問題が款、項、節のいろんなその中身の内容があると思っている。分かりやすい、なぜその補正予算で上げられる理由は述べられますでしょうか、根拠を。

○上下水道課長（田村長保君）

議会の予算議決の対象となりますのは、予算のうち款と項の項目でございます。ですので、この款と項の下には目、節等がございますけれども、こちらについては執行科目というようなことでなっております。ですので、

この款と項の項目に変更がなければ、補正予算として上程しなくてもよいということになります。

以上でございます。

○6番（佐多申至君）

水道会計の在り方について我々予算の当初予算見るんですけど、その節の中、どの程度の執行——その範囲の執行権については、これはもう執行権がありますので、我々のほうでどうということはありませんけど、その辺はもう少し私のほうも勉強して、今回問題ないということですので、また今後も注視していきたいと思っています。

ゆーぶる吹上の既設ろ過施設を使用する説明あったかという2問目の質問になるわけですが、吹上北部水源は10年前に発掘されたと聞いています。今の水質と10年前の水質に違いがあるのかお尋ねします。

○上下水道課長（田村長保君）

北部水源の水質はボーリング当時と今回を比較し、鉄が0.97mgから5.05mgに、マンガンが2.7mgから1.9mgに、色度が13度から96度に、臭気を感じられるなど一部悪くなっているものが見受けられました。

○6番（佐多申至君）

今後の水質の動向と既設ろ過の施設の性能に負担はないのでしょうか、お尋ねします。

○上下水道課長（田村長保君）

水質が悪くなっておりましたのは、ボーリング後、約10年間水が井戸内で滞留していたためと思われます。現在のろ過施設で水質は基準内となっておりますので、性能に支障はないというふうに考えます。

○6番（佐多申至君）

今後水源からの配水管の接続や既設ろ過施設のメンテナンス、また新設、取替えなどあった場合は、今後はどうのような所管で管理されていくことになるのでしょうか、お尋ねします。

○上下水道課長（田村長保君）

ろ過施設等の維持管理、修繕は、他の水道施設と同様に上下水道課で行ってまいります。

○6番（佐多申至君）

私の質問の中で新設、例えば今後ろ過施設が不良を起こしたとかいうことになったときに、新設、取替えなんかも上下水道課のほうで管理されていくのでしょうか。

○上下水道課長（田村長保君）

施設の更新とかそういったものにつきましては、今現在商工観光課のほうと協議を進めているところでございます。施設の供用までに細かいところは調整をしてまいります。

○商工観光課長（田代誠治君）

それでは、回答いたします。

既設のろ過施設につきましては、ゆーぶる吹上の附帯設備であります。よって、大規模な修繕につきましては、ゆーぶる吹上で対応したいというふうに考えております。

○6番（佐多申至君）

このろ過施設は結局、ゆーぶるの水を供給するための大切な水質管理の施設だと察しますが、この上下水道課としては、私は市民に対して責任ある水道を供給するための所管課と考えております。その中で商工観光課が管理していく、その連携はどのようにされていくのでしょうか。私は、上下水道課が管理するべきだと考えますが。

○上下水道課長（田村長保君）

吹上のろ過装置等につきましては、物自体はゆーぶる吹上の物でございますので、ただ、上下水道課としてはそれを使用させていただいて維持管理等は通常の点検とか、そういうのはやっていかないとはいけませんので、水道の施設として、その維持管理はうちのほうでやってまいります。

更新とかということになりますと、また、商工観光課という所有がございますので、商工観光課のほうとまた協議はしないといけな

いかということでは考えております。現時点で施設自体が正常に稼働しておりますので、当面、施設の運用に支障はないものというふうに考えております。

○6番（佐多申至君）

現在そういう検討の余地もありますが、水質の検査状況については商工観光課も同時に共有しながら管理していかなければならないという状況になっていくと考えますので、その辺の不具合、もしかしたらその管理に対していろいろありましたら善処していただければと、今のところはそのように申し添えておきます。

3番目のゆーぶる吹上水源についての3項目、最後の質問について質問してまいります。

今その水源の話をしてきましたが創設当初、ゆーぶるですね、ゆーぶるの創設当初の水源は約2年後に枯渇状態になったということでしたが、今回の吹上北部水源は大丈夫なんでしょうか、お尋ねします。

○上下水道課長（田村長保君）

吹上北部水源の水源のほうは、1日400tの水量がございます。当面使用する量は150tですので、枯渇の可能性は少ないというふうに考えております。

○6番（佐多申至君）

今の答弁で、400に対して150使うので、あとの余裕が250ですかね。それを余裕を持ちながら、これ未来永劫とまではいけませんけど末永く使えられるような水源であると切に望みたいと思います。

吹上地域の水不足問題は、地域外からの配水供給も含め持続的な水源確保が重要と考えます。市長、水不足問題について今後の方針はありますか、お尋ねします。

○市長（永山由高君）

吹上北部水源の整備によって、吹上地域の水問題が全て解消するというものではないというふうに認識をしております。今後におい

ても、まずは既存の取水施設の更新投資、これを予定しておりますが、併せて新たな水源の確保も含めて引き続き検討を進めてまいりたいというふうに思っています。

以上です。

#### ○6番（佐多申至君）

最後に、この予算においては、その原則は住民のものとして住民のためにつくられることから、当然に合理的かつ能率的に、しかも民主的に編成し管理し執行しなければならないとあります。そのための幾つかの基準となるべき原則もあります。そのことを踏まえても、緊急で住民に直接供するもので優先度の高い事案など執行権内であっても、今後も市民への真摯な対応に心がけて、その代表である議会に対して明確に丁寧に説明し理解を図っていただきたいと最後に申し添えて、私の質問を終えるいたします。

#### ○議長（池満 渉君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時5分とします。

午前10時54分休憩

---

午前11時05分開議

#### ○議長（池満 渉君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、17番、坂口洋之君の質問を許可します。

〔17番坂口洋之君登壇〕

#### ○17番（坂口洋之君）

私は、社民党の自治体議員として、市民の命と暮らし、平和と雇用を守る立場で70回目の質問をいたします。

まず最初に、本市のひきこもり、若者等の支援策について伺います。

これまでの本市のひきこもり相談、来所・電話・SNS等の状況と、その後の自立に向けての支援策について伺います。

2つ目です。当事者、保護者、家族等など

からどのような支援を求める声があったのか伺います。

3つ目です。福岡県うきは市や熊本県水俣市では、ひきこもり支援について社会福祉協議会に委託し継続的に支援し自立に向けた効果が上がっております。方針においてもより充実させるため、社会福祉協議会などに支援体制の移管が検討できないか伺います。

4つ目です。就労がうまくいかず、また障がい者認定を申請しても認定基準に満たさないグレーゾーンの方からの相談はないのか伺います。

5つ目です。子ども支援センターに多くの相談が寄せられており継続が必要と考え、18歳以上から30歳までの子ども・若者支援センターに拡充できないか伺います。

次に、生活困窮者、経済的に自立できない方への支援策について伺います。

物価高、値上げにより売上げが低迷の自営業者、高齢者の年金引下げ等により、全国的に納税、市税・国保税・介護保険料の支払いが困難な事例が増加していると言われております。本市に影響がないのか伺います。

2つ目です。4年度的生活困窮者自立支援相談事業、就労支援、就労準備支援、家計相談の相談状況を伺います。

3つ目です。本市の国民年金の20代、30代、40代、50代の納付率、免除、猶予等の状況を伺います。

4つ目です。国の特例貸付制度は、9月末で貸出しが終了し、来年1月から返済が始まります。この制度、貸付制度、緊急小口・生活福祉基金、短期貸付金等の利用件数、利用者数の状況を伺います。

5つ目です。志布志市では社会福祉協議会に委託し、しぶし生活自立支援センター「ひまわり」が設置され、生活困窮者の支援、技術支援、家計、滞納、債務整理支援、またフードバンクの拠点として食堂支援まで一体

的に取り組みます。

本市においても社会福祉協議会に委託し、相談から自立支援、食堂支援と総合的に支援できないか伺います。

3つ目です。川内原発の安全対策について伺います。

10月12日に九州電力が川内原発1号機、2号機の20年延長を申請しました。現在、鹿児島県も検討委員会で20年延長について議論されております。国の動向も含めて現状についてどのような認識を持たれているのか市長の考えを伺います。

2つ目です。今年度の鹿児島県の原子力防災訓練の目的、実施内容の状況はどうか伺います。

以上3点について質問し、1回目を終わります。

〔市長永山由高君登壇〕

#### ○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項の1つ目、ひきこもり・若者等の支援策についてのその1、これまでの支援策について回答します。

令和3年10月から4地域の中央公民館を巡回し、対面形式でのひきこもり相談会と来所が難しい方からは電話やSNSで相談を受けています。これまでの相談の状況は19人で、内訳としては男性14人、女性5人です。相談後も継続的な面談を行い、健康面や経済面での自立につながるよう支援しています。

その2、支援を求める声について回答します。

当事者からは、経済的に困っていることや寂しさ解消のために話し相手が欲しいといった相談があります。保護者や家族からは自分たちが亡くなった後に備えて社会的なつながりや経済的自立に向けた支援を求める声があります。

その3、支援体制の移管について回答しま

す。

他市においては各種相談機能を社会福祉協議会に集約している事例もありますが、日置市においては生活困窮者相談窓口、ひきこもり支援窓口など支援の必要な方への重層的支援体制を構築すべく福祉課を中心に介護保険課や健康保険課と連携して事業に当たっています。

そのため、ひきこもり支援窓口のみを社会福祉協議会に移管することは難しいと考えています。

その4、グリーゾーンの方からの相談について回答します。

ひきこもり相談においては、いわゆるグリーゾーンの方からの相談は実績としてはありません。今後そのような方からの相談があった場合は生活困窮者自立相談支援の窓口等で行ってきた就労準備支援事業やハローワークとの生活保護受給者等就労自立促進事業等により取り組んでいきたいと考えています。

その5については、教育長より回答いたします。

質問事項2つ目、生活困窮者、経済的に自立できない方への支援策についてのその1、本市の影響について回答します。

本市において10月末時点では、物価高、値上げ等による納税相談はなく、過年度からの未納による納税相談がほとんどの状況です。

その2、相談状況について回答します。

令和4年度の生活困窮者自立相談事業の相談状況としましては、就労支援27件、就労準備支援10件、家計相談35件となっております。

その3、国民年金の納付率、免除、納付猶予の状況について回答します。

日本年金機構が公表しております国民年金保険料の納付率については、令和3年度の最終納付率が全国で77.95%、日置市が82.4%となっております、年齢階級別の納付



率を5歳階級別にみると、25歳から29歳が68.98%、40歳から44歳が77.22%、55歳から59歳が84.44%と、おおむね年齢が上がるにつれて高くなっています。

本市における免除、納付猶予の状況については、学生納付特例を含め1,902人、猶予者数については169人となっております。

その4、国の特例貸付制度について回答します。

日置市社会福祉協議会によると、9月30日現在、緊急小口資金につきましては266件、総合支援資金につきましては255件の申請との報告を受けております。

その5、総合的支援について回答します。

生活困窮者自立相談支援は、市民の抱える様々な課題に対して、その相談を受け止め状況を適切に把握し、課題の解決に向けて支援するものです。

本市は平成26年度までの生活保護受給者及び生活困窮者の自立に向けたモデル事業の成果を踏まえ直営で実施しています。今後人口減少による社会の変化や複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するための重層的支援体制整備も視野に入れながら、社会福祉協議会をはじめ多様な関係団体を含めて支援体制を検討していく必要があると考えます。

質問事項3番目、川内原発の安全対策についてのその1、現状認識について回答します。

川内原子力発電所の運転期間延長の検討に関する分科会は、科学的技術的な検証に加えて運転期間延長申請に対応した議題の検討も行い、原子力規制委員会による判断が行われる前に、検証結果を専門委員会に、専門委員会は県知事に報告し、県知事は九州電力及び原子力規制委員会に対して厳正な対応を要請するものと認識しております。

その2、今年度の県の原子力防災訓練につ

いて回答します。

県の原子力防災訓練の目的は、国・事業者等と連携して総合的な訓練を実施し、原子力防災対策に係る関係機関相互の連携強化や地域住民の防災意識の向上を図ることです。

今年度の主な実施内容は、事故の進展に応じた関係機関の協働・連携、新型コロナウイルス等の感染症流行下を想定した対策、新たな訓練種目として原子力防災アプリを含む原子力災害時住民避難支援円滑化システムの活用と伺っています。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

#### ○教育長（奥 善一君）

それでは、子ども支援センターに関する質問にお答えをいたします。

児童や子育て中の保護者並びに教員等に効果的な支援を行い、児童の健全な育成を図ることを目的として日置市子ども支援センターを設置しております。18歳以上になるタイミングで相談窓口としては福祉課に引き継ぎますが、子ども支援センターも連携して取り組むなど切れ目のない支援に努めています。

以上でございます。

#### ○17番（坂口洋之君）

今回、大きく言いまして、ひきこもり支援、生活困窮者支援等の主に相談事業の充実について質問をいたします。いずれも1件でも多く、そういった困った方々の相談を少しでも拾い上げていただきたい、そういった観点で質問をしております。

まず最初に、本市のひきこもり・若者支援策について、これまで私は5回にわたり質問してまいりました。まず市長自身にひきこもり支援について再度伺います。

これまで日置市は防災無線、お知らせ版、SNS等においてひきこもり相談を実施してきましたが、鹿児島県の自治体で市独自で相談に取り組む取組は、私は高く評価されると

考えます。一方で潜在的なニーズがあっても相談をためらう、必要性を感じても相談を踏み出さない方が多い現状があると感じます。

これまでNPO法人ルネスかごしまの谷川勝彦さんに相談事業を委託し効果が上がっております。相談者が19名という数字を含めて市長は本市のひきこもり支援の取組についてどう評価されているのか伺います。

#### ○市長（永山由高君）

ひきこもりについては、これは問題の性質上、表面化しづらく潜在化しがちであるという側面を持ち合わせているというふうに思います。市としてもつかみづらい状況があります。

また、人間関係構築が苦手な方によると、やはり相談をなかなかしづらいというところも現状あるのではないかなというふうに認識をしています。その意味でも相談しやすい体制をつくることが重要です。

NPO法人ルネスかごしまさんは、日置市以外においても様々な理由で悩んだり苦しんだりされ、生きづらさを抱える方に対して伴走型の支援で相談に当たっておられる団体ということでお願いをしております。

19名という数については、それだけの方々に、19名の方々に今は利用いただいているということでもございますけれども、まだ利用いただけてない方がいらっしゃる可能性もこれは常に見続ける必要があろうかというふうに認識をしております。

以上です。

#### ○17番（坂口洋之君）

今回、ひきこもりの相談者は男性が14人、女性が5人という相談状況です。では、相談されたのは当事者か家族か、また電話、メール、相談会の来場なのか、年代の傾向はどうであったのか伺いたいと思います。

#### ○福祉課長（坂上 誠君）

相談された方につきましては、当事者が

5名、家族が11名、その他で民生委員とか職員の方が3名ということでした。相談の仕方は電話が7人、それからSNSを含むメールが2人、相談会への来場者を含む対面の方が10名ということです。

それから年代別におきましては、10代が1人、20代が5人、30代が5人、40代が5人、50代が1人、それから60代が2人ということになっております。

#### ○17番（坂口洋之君）

先ほどの担当課長のご答弁を見ますと、比較的相談された方が全般的に見ると若い方が多いのかなということをちょっと感じたところでございます。

まずは、19名の相談者は話をじっくり聞くことが大事であります。相談の継続性が望まれます。相談してもなかなか継続した相談が続かないというのが全国のひきこもり相談の状況です。

まず相談者が、具体的にどのような支援を求めていると感じているのか、話し相手なのか、自立支援なのか、就労を目指しているのか、その後の支援の必要性に日置市として何が必要であると感じていますか、市の考えを伺いたいと思います。

#### ○福祉課長（坂上 誠君）

相談されるご家族のほうは、自立支援を望まれます。それから当事者におかれましては、直接的な支援としての生活物資の提供を望まれたり、話し相手を望まれたりします。その後の支援の必要性につきましては、継続的に関わっていくことが大切であると感じているところです。

また、話し相手や友達がつくれるといった安心して過ごすことのできる場所としての居場所づくりも必要性を感じているところです。

#### ○17番（坂口洋之君）

先ほど担当課長が居場所づくりの必要性というのを述べられたと思いますけれども、市

として具体的に居場所づくりの必要性について具体的な検討をされているのか、いないのか、その状況について再度伺いたと思います。

**○福祉課長（坂上 誠君）**

居場所づくりにつきましては、ご家族とか当時の方が安心して過ごせる場所ということでございますけれども、理想としましては地域の中にコミュニティーがつかれることができればいいというふうに考えているところです。

**○17番（坂口洋之君）**

具体的に日置市も居場所づくりの必要性についてもまた検討されてきておりますので、状況に応じながら具体的な取組をしていただければと思います。

相談件数にとらわれない、まずは地道な取組と継続性が必要です。各自治体の相談窓口も、相談があっても半分以上がその後の相談が続かないという事例も多くあり、とにかくひきこもり支援は相談員の寄り添う姿勢と、粘り強さが求められます。そういった中で再度質問いたします。

これまで19名の方が相談に来られた、まずは急ぐことなく相談者と相談に関わる職員との人間関係をどうつくるかが相談自立に向けて重要であると私は考えます。相談者やその家族との人間関係構築に向けて本市では、まずは何が必要であると考えているのか伺います。

**○福祉課長（坂上 誠君）**

最も重要であることは、やはり相談者と相談員の信頼関係の構築だと思っております。現在日置市では、ひきこもり支援をNPO法人ルネスかごしまさんに委託しております、相談員として支援に関わっておられる職員の方も、その方自身もひきこもりの経験がありまして、また法人としてあらゆる年代の方の生きづらさを緩和し、住みよい地域社会をつ

くることを目的に活動を行っていただいております。

相談員が相談者へ向かう姿勢としましては、親しみやすく命令やアドバイスは行わず、これまでの相談者の生き方を変えたり無理にさせるようなことはしないことを、まず伝えることで安心した気持ちで相談を受けられるように対応していくことが必要だと考えております。

**○17番（坂口洋之君）**

併せて、地域を含めて各方面からの把握の取組が重要ではないかと思っております。ひきこもりの方の中には障がい者認定は受けておりませんが、心療内科等の医療機関、また親が高齢で、介護サービスを受けられている方もおられます。これまで連携されて取り組んでこられていると思っておりますけれども、県、医療機関、介護保険課との連携の状況はどうか。

また、個人情報、人権を配慮したアウトリーチ訪問活動の本市の取組の状況はどうか伺いたしたいと思います。

**○福祉課長（坂上 誠君）**

健康保険課、介護保険課と福祉課は、毎月1回ひきこもり支援事業の受託者も交えまして報告会を開催しまして、情報共有を行うことで連携を図っているところです。

また、心療内科等の医療機関等とは福祉事務所で毎月開催される嘱託員審査の際に嘱託医へ相談することで連携を図っているところです。

県との連携につきましては、伊集院保健所とは毎年度2回実施している家族会を共催しています。

また、県のひきこもり地域支援センターとは本年度センターが開催するひきこもり巡回相談を7月に共催で開催しているところです。

なお、ひきこもり支援においてはアウトリーチ支援が主となっております、その意味でも

受託者のNPO法人は相談者の都合に合わせてすることも可能で、場所や時間を限定せずに機動的な支援を行っているところです。

#### ○17番（坂口洋之君）

各方面との連携の状況が十分理解できたところでございます。

そういった中で一方では、地域の方々からの情報提供というか、いろんな形の把握が必要ではないかと思っております。

そういった中で、昨年11月に本市においては民生委員の方をお願いしてひきこもりではないかと思われる方のニーズ調査を実施されております。具体的にはどのような内容だったのか。

また、どの程度のひきこもりの方の情報が把握できたのか状況を伺いたと思います。

#### ○福祉課長（坂上 誠君）

調査におきましては、日置市全地域の民生委員の方々にひきこもり状態にある方の実態の調査を目的に調査を行いました。調査内容といたしましては、民生委員が把握している中の15歳以上64歳以下で6か月以上自宅に引き籠もっている方の情報を把握するための報告をしていただきました。

調査の結果としましては、男性が31人、女性が13人の合計44人ということで報告を頂いております。

#### ○17番（坂口洋之君）

先ほどひきこもり相談を日置市と県と連携しまして家族の集まりが年2回実施されてきております。日置市は相談事業を市独自で実施されております。先ほどご発言あったとおり相談者が19名、一方、いちき串木野市では、市独自のひきこもりに特化した相談会はなく県の保健所の巡回相談や情報提供や家族の問合せがメインであるとお聞きしております。そういう意味でも、家族の声を聞く定期的な悩みを共有することが私は大事ではないかと考えます。

そこで再度質問します。宮崎県の小林市の社会福祉協議会は宮崎ひきこもり家族会が取り組む家族会の例会をしております。そういった中で毎月1回社会福祉協議会が委託されておりますので、家族会と連携して家族の居場所づくりを実施しております。

先ほどご答弁の中で県と市が連携しまして、年2回実施しているのご発言がありましたけれども、やはり家族の方々のご意見を聞くという観点で年2回ではなく、せめて毎月1回、当事者や家族の方が集まるような場ができないだろうかということをお聞きしたいと思っておりますけれども、当事者が集まる会の毎月開催を提案しますけれども、そのことについて本市の考え方を伺いたしたいと思います。

#### ○福祉課長（坂上 誠君）

議員から提供頂きました情報も参考に、相談を頂いているの方々のご意見もお聞きしながら検討をしてみたいと考えております。

#### ○17番（坂口洋之君）

日置市の相談事業の取組につきましては、県内でありされておりません。基本的には県に相談するような形をとっておりまして、私も各自治体のひきこもり相談の状況聞いておりますけれども、ほとんど市独自でされておりません。せっかく日置市がここまでひきこもり支援について一生懸命取り組んでおりますので、さらに県内の先進的な取組としまして、ひきこもりの家族の方を集めたような、そういった集まりを実施すべきではないかと思っておりますけど、その点について市長にちょっとお伺いしたいと思います。

#### ○市長（永山由高君）

先ほど担当課長からも答弁申し上げましたけれども、議員にご提供頂いた情報、それから県内の情報も参考にしながら、やはり実際今相談を頂いているの方々のお話もしっかりと踏まえて検討してみたいというふうに思います。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

併せて、昨年度も私質問したんですけれども、支援充実と役割強化の上で日置市としまして、ひきこもり支援に取り組む日置市のメッセージとして、ひきこもり・若者支援係を福祉課に設置できないかと提案したいと思いますけれども、そのことについて市の考えを伺いたと思います。

○福祉課長（坂上 誠君）

相談から居場所づくり、それから自立に向けた取組を市で全て行うことによりまして、役割が強化され支援の充実も図られると考えておりますけれども、一方では限られた人材や財源、よりよい支援につなげていくためには多様な機関とか関係者による役割分担による支援づくりが望ましいと考えております。

このようなことから、現時点ではひきこもり・若者支援係の設置については考えておりません。

○17番（坂口洋之君）

ひきこもり支援の社会福祉協議会との連携について、再度伺いたと思います。

先ほどのご答弁の中で、これまでどおり重層的な支援ということで社会福祉協議会に委託するという事は考えていないというご答弁でございました。そういった中で、ひきこもり支援について社会福祉協議会との現在の連携の状況はどうか伺いたしたいと思います。

○福祉課長（坂上 誠君）

現時点では、ひきこもり支援につきまして日置市社会福祉協議会との連携というのは特に行われていないところですが、以前、市職員と社会福祉協議会の職員が共に水俣市で開かれたひきこもりに関する講座に参加したことはございます。

○17番（坂口洋之君）

先ほど担当課長のご答弁で、現在は社会福祉協議会と特に連携はされていないというこ

とでございますけれども、今後やっぱり社会福祉協議会との連携の強化をすべきではないかと私は提案したいと思っておりますけれども、その点について市長のお考えを伺いたしたいと思います。

○市長（永山由高君）

一つは、社会福祉協議会様側のご事情もしっかりと踏まえる必要があるという点はあるかと思っております。併せて、これは社会福祉協議会に限らずですけれども、連携をすべき対象とはしっかり連携を深めていく、これはもう必要なことであろうというふうに認識しております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

先般、ひきこもり支援には当事者や家族の話聞く傾聴の必要性が求められております。日置市社会福祉協議会では令和3年度NPO法人ルネスかごしまの谷川勝彦さんをメインに、傾聴講座が12回にわたり実施されました。ひきこもりの方だけではなく悩みを抱える方の寄り添い、話を聞くという意味で重要な取組であると私は考えます。

ひきこもり支援については、とにかく話を聞くことが重要です。この取組を市としてどのように生かしていきたいと考えるのか伺います。

○福祉課長（坂上 誠君）

日置市社会福祉協議会は昨年度から、よりよい支援員養成講座を実施されております。この講座を受講されることにより、住み慣れた地域で安心して心豊かにその人らしい生き方ができるようになるとともに、相手の立場に立ち寄り添う気持ちを持つことができるようになることが期待される場所です。ひいては、自分の普段の生活でも行きやすくなり、また他人に対しても優しい気持ちで過ごすことができるようになると思われるため、より多くの方に受講していただければと考えてお

ります。

#### ○17番（坂口洋之君）

私の知り合いも、この傾聴講座に参加したということですので、こういった地域の人材を生かしながら、ひきこもり支援を含めていろんな形で孤立化する社会ですので、やっぱりそういった悩みを聞いていただけるような、そういった人材の育成に努めていただきたいと思っております。

次に、子ども・若者支援センターの拡充について先ほど質問をしました。子ども支援センターの相談件数は4年度で6,012件ありました。実相談者数が342人の子どもや保護者からの相談でありました。主な相談内容は不登校、いじめ、虐待、発達障がい、子ども同士の間人間関係等でございます。少子化が進む中で相談人数が高いことをうかがわせる数字であると私は考えております。

少子化が進む一方で相談ニーズの高まりについて、教育長はどのようなご認識を持たれているのか伺いたいと思います。

#### ○教育長（奥善一君）

議員が今ご指摘頂いたように子ども支援センターへの相談件数というのは増えてきています。これは少子化との関係というよりも、これまで相談された方と、それから子ども支援センターに関わっている方々との信頼関係が非常に深くなって同じ方が何回も相談をされるというような状況もあると思いますし、また子ども支援センターの認知度といいますか、これが非常に高くなったことがその原因ではないかと、いい意味での原因になっているというふうに捉えています。

以上です。

#### ○17番（坂口洋之君）

私は、子ども支援センターにつきましては定期的に訪問させていただきまして、相談の実情などを知らせていただきたい、聞いているところでございます。

そういった中で、近年、情緒発達や人間関係が苦手な子ども、メンタルの不調を訴える子どもが増加しているとの指摘もございます。

また、18歳を超えた若い世代が社会や大学、専門学校に進学しても、精神的に病んでいる若い世代も多いです。そういう意味でも子ども支援センターの相談ニーズから見ても、18歳を超えた若い方や保護者の方が悩みを聞く相談窓口は私は必要であると考えております。

今回この質問いたしました、この質問について最後に市長自身のお考えをお聞きいたします。

#### ○市長（永山由高君）

属性や年代にかかわらず悩みを抱えた方が気軽に相談できる窓口体制を整えることは、大切なことであるというふうに認識をしております。先ほど答弁申し上げましたけれども、18歳以上になるタイミングでしっかりと福祉課が引き継ぐと、そしてそこに支援センターも連携して取り組むといった切れ目のない支援、これが必要であろうというふうに認識をしています。

以上です。

#### ○17番（坂口洋之君）

次に、生活困窮者、経済的に自立的できない方への支援策について再度伺います。

原油、ガスなどの天然資源、電気代、食料品等の生活必需品、あらゆる分野で値上がりしております。

また、企業、自営業者においては商品などの値上げによる客離れ、また仕入れ値の値上げが料金に反映されずに利益が縮小している中小企業者や自営業者が多いです。

先般、日置市議会議員と語る会で商工会青年部の事業されている方から仕入れの値上げによる影響があり経営を圧迫しているのご指摘を頂きました。現在の状況について市長はどのようなご認識を持っていらっしゃるの

か、まず伺いたいと思います。

**○市長（永山由高君）**

物価、資材そして原料高など、これはもうテレビ、新聞等においても報道されておりますし、私自身の感覚としても電気代や食料品等の生活必需品の価格も上がっているというふうに感じております。

また、私のもとにもガソリン代の値上がり、それから長引くコロナによる長期的な暮らしの不安を訴えられる方々のお声は届いておりますので、これは非常に厳しい状況におられる方々がいらっしゃるということについては認識をしております。

**○17番（坂口洋之君）**

やはり多くの市民の方が将来に不安を感じると思います。6月から年金が削減されました。一方、社会保険料の負担割合が年々増えてきております。それに併せて今回の物価高でございます。そういった市民の様々な声をしっかりと市長、聞いていただければと思っております。

そういった中で先ほど納税介護保険料については大きな影響はないとのご答弁でございました。そういった中で税金は納期内に納税することが原則でございますが、納税者が災害を受けたり病気にかかった場合、または事業を休止した場合、一度に納税ができないことを認めた場合、分割納付が求められます。コロナ感染の影響がまだあるかもしれませんが、今年度の分割納税の誓約の状況が増える傾向なのか、減少する傾向なのか伺います。

また、経済的に多重債務や失業などにより支払いが厳しく、福祉課や社会福祉協議会につながれた事例はどの程度あったのか伺います。

**○税務課長（有島春己君）**

お答えします。

今年度の各税の納税なんですが、過年度の

滞納の納付誓約につきましては、11月18日現在なんですが577件の納付誓約を結んでおります。今時点では例年並みの相談となっております。

また、現年度課税分の納付猶予です、納期前までの相談の納付猶予でございますが、一昨年来からのコロナ感染症の影響により営業収益の減少により固定資産税の納付猶予が昨年度3法人、今年度も同じ法人が、3法人の申請があり、また同じくコロナ感染症の影響によって収入減少で国民健康保険税の減免の申請です、減免の申請が昨年度は7世帯ありました。今年度が1世帯の申請があったところでございます。

あと経済的なというところで、福祉課とか社会福祉協議会につながれた事例があったかというところでございますが、今年度は福祉事務所のほうに1件つないだ案件がございました。

また、納税相談の内容によっては、福祉課とか福祉事務所、社会福祉協議会に限らず各担当窓口の案内を行い、またはつなぐなど横断的な対応を行っているところでございます。

以上です。

**○17番（坂口洋之君）**

次に、4年度の生活困窮者自立支援の相談状況について再度伺いたいと思います。

令和4年度の生活困窮者自立支援の相談事業につきましては、就労支援が27件、就労準備支援が10件、家計相談が35件というご答弁でございました。特に経済的に厳しい方が増えていく中で、生活困窮者の自立支援制度の啓発とまた相談をいかにつなげるかというのが非常に大事ではないかと私は感じております。

日置市では平成24年、生活困窮者自立支援事業の国のモデル自治体として生活保護受給者及び生活困窮者の自立支援に向けて取り組まれております。生活困窮者自立支援計画

も作成され、平成30年度からは第3期の日置市福祉計画の中に盛り込まれています。まずは本市の生活困窮者自立支援の基本目標であります制度のはざままで生活困窮について落ち込む誰もが人として尊重されるまちづくりを定めるとうたわれております。本市の生活困窮者自立支援制度計画のこの基本目標について市長自身の考えを伺いたいと思います。

#### ○福祉課長（坂上 誠君）

生活困窮者は総合的な問題を抱えており、社会的な孤立や孤独、それから心身の障がいや不安、経済的な困窮が重なるケースが多いと思っております。このような生活困窮という大きな課題を抱える地域住民が自立支援事業による社会生活の第2のセーフティーネットによって課題が解決され、地域社会の一員として安心して日常生活を営み、社会参加が可能となる生活を築いていくことができるようになることが求められているところです。従来からの対象者の属性によって細分化された対応ではなくて、地域福祉の視点に立って、重層的な支援を早期かつ継続して展開していくことが欠かせないということで認識しております。

#### ○17番（坂口洋之君）

先ほどの生活困窮者自立の相談事業について、一件でも多くの相談を掘り起こすという観点で再度質問いたします。

この制度は、場合によっては民生委員、場合によっては自治会長への制度への啓発、制度への理解をしていただくことが私は重要ではないかと思っております。私は、実はこの制度につきまして2人の民生委員の方にお話を聞きました。生活困窮について、直接2人の民生委員の方も相談はこれまでなかったけれども、気になるようなケース、人を介して何となく支援が必要かなと思う事例があったとのことでした。具体的な相談事例を分かりやすく学ぶ場をつくってほしいというご意見をいただ

きました。このような場がなかったわけではないかもしれませんが、今の社会の情勢を考えますと、生活保護、生活困窮者自立支援制度、民生委員の方々への最低限度の知識を学ぶ場、具体的な事例を含めて研修の充実を図るべきではないかと思っておりますけれども、その必要性について本市の考えを伺いたいと思います。

#### ○福祉課長（坂上 誠君）

生活における様々な困り事の相談を受ける民生委員さんにつきましては、一斉改選が行われる年度において、鹿児島県が実施する新任民生委員研修を受講することで職務に必要な基礎的な知識を習得していただいていると考えております。

また、それから毎月定例会を開催いたしまして、その中で自主研修等により各種制度の研究を企画され、学びの機会の充実を図られていらっしゃいます。

こういった中で、生活保護や生活困窮者自立支援制度等について福祉課のほうに要請があったときには、ご協力をしてまいりたいと考えております。

#### ○17番（坂口洋之君）

あわせて、相談しやすい環境づくりについて再度伺いたいと思います。

多くの方が電話なりとかSNSとかの相談があったかもしれませんが、やはり共通するのは可能な限り誰にも知られたくない心理が働きます。電話だけでは解決する問題ではなく、どうしても対面が必要でございます。現在、日置市におきましては、多くの相談が市役所本庁であります。しかし、相談スペースで相談に乗られる場合が多いと考えますけれども、相談者はまず可能な限り人に見られたくない心理が働きます。ましてや、市役所本庁では多くの職員が働いております。中には同級生だったり、地域で顔を合わすことがあるかもしれません。人に見られなく相



談できる環境について日置市はまだまだ課題があるのではないかと考えております。子ども支援センターは駐車場から相談者がすぐ相談室に入れます。一方、本庁の相談の場合は、多くの職員が働いているその場所を駆け抜けて、1階ないし2階に行きますので、どうしても知り合いに会う可能性もありますので、そういったことを含めて相談できる環境の、相談室のプライバシーを含めた確保が必要ではないかと私は考えておりますけれども、その点についての本市の考えを伺いたいと思います。

#### ○福祉課長（坂上 誠君）

市役所の本庁におきましては、相談スペースの課題は十分承知しているところでございます。

こういった中で、支所で相談を行ったりとか、相談者の自宅とか相談者が望まれる場所に相談員が出向いていくなどの可能な限りの対応を取っているところでございます。

#### ○17番（坂口洋之君）

そういった個別な対応をされてきていると思うのですが、やはり子ども支援センターのように相談の内容によってはある程度プライバシーが確保できるような、そういったスペースが必要ではないかと考えておりますけれども、市長に再度このことについて伺いたいと思います。

#### ○市長（永山由高君）

本庁舎のスペースは、これは限られている部分が当然ございますので、相談の内容に応じて現時点では可能な限りの対応を取らせていただいているという理解でございます。

以上です。

#### ○17番（坂口洋之君）

議長に許可を得まして、志布志市のしぶし生活自立センターひまわりについてご紹介をしたいと思います。すみません、ちょっと字が小さくて見えづらいのかもしれませんが

ども、志布志の社会福祉協議会に委託されております。そういった中で、生活に関する相談、仕事に関する相談、家計に関する相談を1か所で相談でき、自立に向けて取り組んでおります。志布志の自立支援センターひまわりは、社会福祉士、精神保健師、看護師、弁護士の5名体制で運営されていることでございます。もちろん行政と連携し悩みを抱えた方が来られたり、電話やメール等で相談にあることでした。そちらに聞くと、就労してもなかなか仕事が続かない、そういった方の相談がありまして、いつでもどこでも専門のスペースがありますので、プライバシーを守りながら相談に乗ってもらえる対応でございました。今回の社協については、市としては特に委託しておりませんが、このしぶし自立支援センターひまわりは、非常に相談のチラシがイラストで、市長にはちょっとあらかじめお渡ししておりますけれども、非常に分かりやすいチラシですので、こういった個別の相談についてホームページに載っておりますけれども、日置市も、もう少しこういった相談ができるのか、こういった内容が分かりやすい、こういった相談があるのか、そういったことを含めて分かりやすい生活困窮者自立支援制度のチラシが作成できないかと提案したいと思いますけれども、その点についての本市の考えを伺いたいと思います。

#### ○福祉課長（坂上 誠君）

本市におきましては、毎年制度説明の資料としまして「日置市の保健福祉」を作成し、相談等に活用しているところです。

今後はひまわりさんのチラシも参考にしながら、チラシ作成についても検討してまいりたいと考えております。

#### ○17番（坂口洋之君）

次に、3番目の川内原発の安全対策について再度伺いたいと思います。

現在、鹿児島県では原子力専門委員会が設

置されまして、11月18日までに18回開催されております。稼働延長について出された意見を知事に報告し、賛否を問わない形で最終的に市長たちに報告されるものでございます。

現在、国が進める60年後への稼働延長、また増設せずに既存の建て替えを進める方向性が示されておりますけれども、安全対策や実効性のある避難計画に課題が多く、再稼働に反対する自治体も多い現状でございます。今回の国の動きでございます。

川内原発30km圏内に2万7,000人が生活する日置の市長として、現在の国の原発の稼働と在り方について、市長自身どのようなお考えを持っていられるのか、市長の考えを伺いたいと思います。

#### ○市長（永山由高君）

私自身としては、原発に頼らないエネルギー政策が確立されるべきと考えております。

#### ○17番（坂口洋之君）

10月12日に、九州電力が鹿児島県に川内原発の20年延長が申請されました。九州電力として初めての川内原発20年延長となります。県民はもとより、30km圏内の日置市では市民の賛否が分かれているのも事実でございます。九電から20年延長と安全対策について、申請前に事前に説明があったのか伺います。

#### ○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

お答えいたします。

事前の相談はございませんでした。申請後、特別点検を実施した結果、原子炉容器や原子炉格納容器などの健全性を確認したこと、また特別点検結果を含めた劣化状況評価を行い、それを踏まえた施設管理方針を策定したことにより、運転開始後60年時点においても問題のないことを確認したことから、運転期間延長認可申請書及び原子炉施設保安規定変更

認可申請書を原子力規制委員会のほうへ提出したとの説明を受けたところでございます。

#### ○17番（坂口洋之君）

この申請につきましては、本来ならばせめて30km圏内の自治体の首長には、こういった形で申請を出すということを事前に伝えるべきであると私は考えておりますけれども、そのことについての市長の見解を伺いたいと思います。

#### ○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

現在の法制度上、そのような同意の必要はないところでございますが、住民に不安があることは承知しておりますので、市民の安全確保が最重要であると考えております。必要に応じて関係市町と協議をしまいたいと考えております。

#### ○17番（坂口洋之君）

国の法律上は相談はないのかもしれませんが、やっぱり律儀的にせめて30km圏内の首長に対しては事前に相談するべきではないかと私は考えております。

そういった中で、再度伺います。周辺自治体の原発の再稼働につきましては、本来ならば地元自治体と県だけで判断するのが今の法律でございます。しかし、茨城県の東海第二原発は、周辺自治体との同意と安全協定を結ぶことがございます。本市も東海第二原発同様に、原発の稼働、場合によっては今後20年延長についてもせめて市にこの意向を確認するようなそういった仕組みが本市でも必要ではないかと私は考えておりますけれども、そのことについての市長の考えを伺います。

#### ○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

繰り返しの答弁となりますが、現在の法制度上、同意の必要はありません。しかしながら、住民に不安があることは承知しておりますので、市民の安全が確保されるよう必要に

応じて関係市町と協議してまいりたいと考えております。

**○17番（坂口洋之君）**

最後に、防災訓練について再度伺いたいと思います。

令和3年度の原子力防災訓練は、今年の2月11日、祝日に開催されました。コロナ禍の中で住民の参加がない、避難に関わる関係中心の1,800名の参加でございました。

そういった中で、この訓練の本市の成果・課題は何か。3年度の原発訓練は外部委託による評価・検証等が示されております。外部委託の日置市の評価の状況はどうであったのか伺いたいと思います。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

令和3年度の訓練は、最終的に住民の参加を見送ることになりましたが、令和2年度には中止した訓練を新型コロナウイルス等の感染症流行下を想定し、縮小しながらも実施できたことは成果と考えております。

県が行った外部委託による評価について、日置市の行った訓練は評価対象外となっているところでございます。

以上です。

**○17番（坂口洋之君）**

再度質問いたします。3年度は防災アプリを使った訓練が試験的に実施されました。4年度から原子力防災アプリの活用も訓練に示されております。防災アプリの啓発・普及を今後市民へどう進めていくのか、本市の考えをお聞きいたしまして、私の質問を終わります。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

鹿児島県原子力防災アプリの住民向けアプリは、自治体からの避難に関するお知らせの受信、最寄りのモニタリングポストの空間放射線量の確認、避難経路の検索、QRコード

を使った素早い受付登録ができることになっておりますので、今後お知らせ版やホームページ等で紹介してまいりたいというふうに考えております。

また、今後の啓発については、アプリをかねてから利用し習熟度を上げていくということが必要と考えておりますが、現行、台風や大雨などの一般災害で利用できないなどの課題もございますので、県と調整の上、進めてまいりたいというふうに考えております。

**○議長（池満 渉君）**

ここでしばらく休憩します。次の会議を午後1時10分とします。

午後0時08分休憩

---

午後1時10分開議

**○議長（池満 渉君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番、山口初美さんの質問を許可します。

〔16番山口初美さん登壇〕

**○16番（山口初美さん）**

私は、日本共産党を代表して一般質問を行います。私に市民の皆さんから寄せられた声を市政に届け、その願い実現のために、今回は5つの項目について質問させていただきます。

さて、この1か月ぐらいの間に閣僚が3人辞職しました。1人目の山際氏は統一教会との癒着、葉梨氏は暴言が問題になり、そして寺田氏はお金の問題での辞職でした。

さらに、寺田氏の後任で総務相に就任した松本氏は、複数の政治資金パーティーで販売件数が収容人数をはるかに超えていて、政治資金規正法に違反する疑いが持たれています。

こんなに次々と問題が起こって辞職に追い込まれるなんて、こんな政権に任せておいて日本がよくなるでしょうかと、市民の方から声が寄せられていることをご紹介させていた

だき、それでは、私の一般質問に入らせていただきます。

まず、1問目は脱原発についてです。

九州電力は、川内原発の20年運転延長をついに国の原子力規制委員会に申請しました。しかし、このことは鹿児島県の専門委員会で今現在審査中であり、データを開示してほしいという声が上がっています。

九州電力が県の専門委員会の結論を待たずに、川内原発の20年運転延長を申請したことを、市長はどのように受け止めておられるのか伺います。

2問目は、吹上浜沖洋上風力発電計画についてです。

毎回の議会で、この吹上浜沖洋上風力発電計画について質問させていただいておりますが、今回は住民説明会の開催状況について伺います。

3問目は、会計年度任用職員の制度の改善について伺います。

会計年度任用職員制度の運用開始から3年目を迎えました。本市でも市民生活に関わる公共サービスの担い手の多くが、この会計年度任用職員という非正規職員です。官製ワーキングプアと揶揄され、社会問題となっている非正規公務員ですが、2020年4月から処遇改善を目的の一つとして始まったのが、この会計年度任用職員制度です。

3年目を迎えた会計年度任用職員の再度の任用においては、雇い止めを前提とせずに、本人の継続の意思を確認した上で、勤務の実績に基づく能力実証によって任用すべきではないでしょうか。また、会計年度任用職員の有給休暇の取得率はどうなっているのでしょうか。そして、残業手当についてはどうなっているのでしょうか。また、残業の実態はどうなのかについても伺っておきたいと思えます。

いじめ、不登校、貧困、虐待、子どもをめぐる問題が山積しています。学校でのカウ

セリングを通し、子どもや保護者の心理的サポートをするスクールカウンセラーは、文部科学省が全国に配置を始めてから今年で28年目になります。時には命に関わることを扱う専門職ですが、非正規で不安定な雇用条件となっています。専門性と継続性が欠かれない仕事だと思えますが、このままではよくないのではないのでしょうか。このことについては、教育長の見解を伺います。

次、4問目は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化についてです。

岸田政権は、2024年秋までに、健康保険証を廃止し、任意のはずのマイナンバーカードを健康保険証と一体化する考えを示しました。しかし、7割以上の医療機関がこれに反対しているとの報道がありました。

全国保険医団体連合会が医療機関に対して行ったアンケート調査1,721の回答によりますと、マイナンバーカードを使用したオンライン資格確認システムは18%が導入できない、しないと回答しています。また、現在導入している医療機関の40%でトラブルが発生し、さらに90%は必要性を感じていないが、義務化されたので導入したと回答しています。

加えて、停電や災害のときなどは利用できなくなるなどの問題がありますので、マイナンバーカードと健康保険証の一体化は進めるべきではないと考えますが、市長の見解はどうでしょうか、伺います。

5問目は、小中学校のトイレの洋式化について、教育長に伺います。

11月19日は、世界トイレデーでした。2013年に国連が地球規模のトイレの衛生問題に関する課題に対して、意識を高め、行動を促すことを目的として決めたそうです。

日本トイレ研究所が11月9日から10日に、全国の小学1年生から6年生と保護者を対象にインターネットで調査を行い、計

1,000組から回答を得ました。

家庭内のトイレのほとんどが洋式である一方、学校のトイレはまだ和式のところが約4割あるそうです。これは、文部科学省の調査で2020年の数字です。その家庭と学校とのギャップが児童生徒にとってストレスの原因となることがNPO法人日本トイレ研究所の調査によって明らかになりました。さらに、約3割の児童は、和式便器を使用できないと答えています。

日置市内小中学校のトイレの洋式率は男女別でどうなっていますか。また、今後の洋式化の計画はどう練っているのか、教育長に伺って、1回目の質問を終わります。

〔市長永山由高君登壇〕

#### ○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項1つ目、脱原発についてのその1、20年運転延長に対する受け止めについて回答します。

本年1月20日に開催された第1回川内原子力発電所の運転期間延長の検討に関する分科会で、九州電力が運転期間延長申請を行った場合も含めた今後の進め方を決めておられます。

分科会においては、科学的・技術的な検証に加えて、申請に対応した議題が追加で検討され、原子力規制委員会による判断が行われる前に、適正に検証結果が報告されるものと認識しています。

質問事項の2つ目、吹上浜沖洋上風力発電計画について、その1、住民説明会の開催状況につき回答します。

事業者によります住民説明会としましては、昨年末に3つの地区公民館で実施されて以降、新型コロナウイルス感染症の影響により開催されていない状況であります。来月4日に、吹上地域の方々を対象とした勉強会を開催するという事を伺っています。

また、県主催の利害関係者を対象とした洋上風力発電に関する制度説明会については、延期となっており、県では現在、内容や開催時期を含めて検討中であるとのこと。

質問事項3、会計年度任用職員制度についてのその1、能力実証による任用とすべきのご意見につき回答します。

会計年度任用職員については、本市では、4回まで従前の勤務実績に基づいて、再度の任用を行うことができる運用をしております。

その2、有給休暇取得率について回答します。

年次有給休暇は、勤務条件や任用期間によって付与日数が異なります。令和3年度の有給休暇取得率は約49%となっております。

その4については、教育長より回答いたします。

質問事項4つ目、マイナンバーカードと健康保険証の一体化についてのその1、見解につき回答します。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化につきましては、患者の利便性の向上や医療保険事務の効率化等を図るため、導入を進めていると認識しております。

なお、健康保険証と一体化することで、特定健診情報や診療、薬剤情報、医療費を本人が確認できること、また、高額療養費の限度額認定証等の更新手続が必要なくなるなどのメリットがあると考えられます。

ただし、紛失など何らかの事情により手元にマイナンバーカードがない場合、再発行に時間がかかるなどの課題が懸念されております。今後、国において円滑に移行できる環境整備に努めるものと認識しております。

質問事項5については、教育長より回答いたします。

以上です。

失礼いたしました。質問事項3、会計年度任用職員制度についてのその3を追加で回答

させていただきます。

会計年度任用職員の残業手当について回答します。

会計年度任用職員について、一部の職種を除き、原則として、時間外勤務を命令することはありません。

なお、例外的に時間外勤務を命じる場合には、所定の時間外勤務に係る報酬を支払っています。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

#### ○教育長（奥 善一君）

それでは、引き続きまして、会計年度任用職員の雇用についてお答えをいたします。

教育委員会においても、事務の種類や性質に応じて、幅広い分野で会計年度任用職員として従事していただいております。

働き方について多様なニーズがある中で、地方行政の重要な担い手として活躍していただいております。

続きまして、小中学校のトイレの洋式化についてお答えをいたします。

令和4年11月1日現在、日置市立小中義務教育学校の洋便器率は、男子56.2%、女子42.9%で、多目的トイレ等を含む洋便器率は49.3%となっております。今後におきましても、学校現場の要望等を聞きながら、公立学校施設の教育環境の改善に取り組んでまいります。

以上でございます。

#### ○16番（山口初美さん）

今回、九州電力が20年運転延長を国に申請したことは、日置市としても何らかの、態度表明というか、意見表明というか、そういうことをしたほうがいいんじゃないかと私は思います。

福島第一原発の事故では、原発から約50km地点の飯舘村でも避難指示が出されました。100kmの地点でも土からも放射能汚染が確

認されました。もし川内原発で事故が起これば、リスクは全国に広がりますし、日置市は川内原発から50km圏内にすっぽり入るぐらいの近いところにありますので、被害を受けるのは私たちなのです。その点を踏まえて、市長、態度表明できませんか、お願いします。

#### ○市長（永山由高君）

原発については、2011年東日本大震災における福島原子力発電所の事故の経験を重く受け止め、脱原発という国民的な世論をしっかり踏まえた姿勢を示し続ける必要があると考えています。

#### ○16番（山口初美さん）

そうですね、この場でそういう表明をしていただくことが一つの態度表明になると思います。

福島原発事故の後、川内原発でも、津波対策だ、竜巻対策だ、地震対策だ、テロ対策だ、台風対策だと言って様々な対策工事を行ってきました。

11月2日に、私ども総務企画委員会で川内原発の調査に行っていました。私は、様々な対策工事を福島原発事故後行われたようだが、一体幾らぐらいかかったのかと質問させていただきました。答えは、玄海原発と川内と合わせて、9,000億円ぐらいだったので、その約半分ですとのお答えでした。つまり4,500億円ぐらい掛かったということなんですね。これだけかけても絶対安全とは言えないのが原発だと思います。この点について、市長の見解を伺いたいと思います。

#### ○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

住民の不安があることは承知しておりますので、住民の安全が守られるように、市として対策を取ってまいりたいというふうに考えております。

#### ○16番（山口初美さん）

もし仮に川内原発で事故が起きたとして、

日置市民に避難指示が出されたら、私たちは一体どうしたらいいのでしょうか。

今、コロナ禍の下で、住民が参加しての避難訓練さえできていません。避難計画に実効性はないということが、コロナでより明確になっているんです。これ以上、さらに、私たちは原発の危険と隣り合わせで、あと20年も暮らしていかなければならないのでしょうか。原発に固執する電力会社や政府与党と私たち原発ゼロの日本という希望ある未来への道を目指す国民との対決の時ではないでしょうか。私は負けるわけにはいかない、絶対に負けるわけにはいかないと、心に決意をしております。

福島原発事故から11年余りが経過しましたが、福島原発事故の現場は収束とは程遠く、今もって溶け落ちた核燃料の位置や状態はほとんど分かっておらず、事故の原因は未解明です。事故の原因や原子炉の状態も分からないのに、安全な基準などつくれるわけがないと思います。この点、いかがですか、市長。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

住民の不安があることは承知しております。技術的・科学的な知見につきましては、原子力規制委員会等において、しっかり審査されるべきと考えております。

**○16番（山口初美さん）**

先ほど同僚議員の質問の中で、避難における防災アプリの活用というのが少し答弁の中にあっただけですけども、これは本当に一部の市民しか利用できないのではないかと思うんですが、その点、市長もよく言われます、誰一人取り残さない、そういう観点から、避難の今後の訓練など、どういうふうに日置市としては取り組んでいかれるのかを伺って、次の質問に移りたいと思います。市長、いかがでしょうか。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口**

**亮君）**

防災アプリにつきましては、利用者のかねてからの習熟度、これが重要になってまいります。先ほどの議員の答弁にも申し上げましたとおり、課題もあるというふうに認識しておりますので、県とも調整の上、進めてまいりたいというふうに考えております。

**○16番（山口初美さん）**

次の質問は風力発電ですが、市議会のほうには、これまで反対の陳情が2件と推進の1件、陳情が出されておまして、総務企画常任委員会で継続審査中です。

今回、12月議会に、新たに市民の命とくらしを考える会から、吹上浜沖洋上風力発電計画を方向づける占有区域指定を県が国に申請するための情報提供をしないことを要請する陳情が提出されています。この点についての市長の考えを伺いたいと思います。

**○企画課長（上村裕文君）**

お答えします。

議会の総務企画常任委員会におきましては、陳情について審議されているということでお聞きしております。引き続き、情報収集に努めながら、地域の皆様の声に耳を傾けてまいりたいと考えております。

以上です。

**○16番（山口初美さん）**

この日置市民の一人である陳情者の思いが伝わってくるような、その陳情書の内容になっておりますので、少しこれを朗読させていただきます。

美しく広大な吹上浜の景観は、日本三大砂丘の一つです。浜では、潮干狩りや水平線に落ちる夕日を楽しんだり、海は、サーファーや釣り人が利用し、県内外の人々の憩いや思い出の場所となっています。また、上空の渡り鳥の飛翔エリアは、希少種の観察スポットにもなっており、ここに巨大な風車群が立ち並ぶと、超高速で回るブレードは数多くの鳥

を殺りくし、天の川も見える星空は、巨大風車群の航空障害等の強烈な閃光で台なしです。洋上風力発電施設は、この美しい環境を壊すだけでなく、人々から幸せを奪ってしまいます。と書かれています。

吹上浜は、日置市の大切な観光資源ですし、市民にとっての心のよりどころでもあります。かけがえのないふるさとを守りたい、美しい景観を壊されないように、今、声を上げなければと、吹上浜を外国資本には絶対に売り渡してはならないと、必死に訴えておられると思います。

さて、この事業を計画しているインフラックスという会社は、今、言いましたように、外国の、アメリカの資本です。私は、エネルギー政策も大規模ではないほうがいいし、地産地消というのが私はいいと思うのですが、市長は、この点についてどのようにお考えでしょうか、この点を伺って次の質問に移りたいと思います。

#### ○市長（永山由高君）

日置市においては、脱炭素ビジョンの策定に向けて、ゼロカーボン社会実現に向けた議論・検討を進めているところです。その中で、エネルギーの最適な調達・供給については、議論を重ねてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

#### ○16番（山口初美さん）

それでは、次のご質問に移りますが、会計年度任用職員のことにつきまして、自治労連というのが、全国の自治体で働く会計年度任用職員を対象とする、「今だから聞きたい誇りと怒りの2022アンケート」に取り組みました。

結果の特徴点を幾つか挙げてみます。

1つは、回答者に占める女性の割合が89%に達しており、会計年度任用職員制度が、女性労働に依存する制度となっているこ

とが裏づけられました。

2つ目に、正規職員が担うべき専門性と持続性が求められる職種にまで、会計年度任用職員制度が用いられており、正規職員の補助的でない業務に従事していることが分かりました。

3つ目に、勤続5年以上が57%を占めるも、年収200万円未満が59%に達しています。進まない処遇改善と専門性や経験が反映されない制度の欠陥が明らかになりました。

4番目に、単独で主たる生計を維持していると回答した25%のうち、年収200万円未満が49%を占めました。会計年度任用職員制度が、官製ワーキングプアを生み出す役割を果たしています。

5つ目、9割がやりがいと誇りを感じて働いているものの、具体的な要求項目では、上位4位を賃金に関する要求となっています。会計年度任用職員制度がやりがいと誇りに見合わない、低過ぎる賃金をつくり出しています。

6つ目に、自由記入欄の回答に、脆弱な雇用の下、弱い立場に立たされ、不安や怯えを感じているという記述が数多く見られたということです。

そして、さらに、「あなたが改善してほしいことは」という問いには、賃金を上げてほしい59%、一時金が欲しい、増やしてほしい37.3%、定期昇給が欲しい、退職金が欲しい、継続雇用を求めます。安定した雇用を求めています。

市民から見れば、誰が正職員か非正規の会計年度任用職員か分かりませんが、同一労働同一賃金という原則から見れば、今のこの日置市の現状は、本当に問題が多いと思うんですが、令和3年度の決算の討論でも私は申し上げましたけれども、日置市は、会計年度任用職員のほうが77人も多い、そういう現状がございます。その点、市長はこれでいいと思



っておられるのか、その点、伺いたいと思います。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

11月1日現在で、全体の職員数が正職員480、会計年度任用570、1,050人となっている状況でございます。

会計年度任用職員の占める割合が正職員より多いわけですが、毎年度、やっぱり実情を踏まえまして、会計年度の任用をお願いしている状況でございます。

○16番（山口初美さん）

国がこういう方針でやってるので、日置市は、それに従ってやってるだけということなんですけれども、勤務時間が正職員よりも短いパートタイムの割合はどうなっておりますでしょうか。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

会計年度任用職員のパートタイムの人員構成については、今現在、手元に数値がない状況でございます。

○16番（山口初美さん）

今、調べてきてもらってもいいんですけど、後で教えてください。

会計年度任用職員への制度移行時に、合理的理由もないまま、フルタイムからパートタイムに変更され、不利益を被っているという実態があるようなんですが、この点については、どのようにお考えでしょうか。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

パートタイムからフルタイムへの移行、これにつきましては、そのような形での運用というのは、市のほうではやってはいないというようなことでございます。

○16番（山口初美さん）

いろんな、その、有給休暇がちゃんと取れてないというお話とか、残業はもう申請もできないような、そういう状況だったりとか、そういうことが今やっぱり問題だと思いますので、その点もしっかりと、やっぱり同一労働

同一賃金という言葉もあるように、本当に同じ職場で同じように働いているのに待遇に大きな差があるわけですから、このことはやはり日置市としても、できるだけ改善できるように、働く人たちを本当に大切にしていってほしいというふうに言っておきたいと思います。

官製ワーキングプアを生み出さないようにすることが大切です。不当な雇止めをなくし、安心して働き続けられるようにすること、そして何より質の高い行政サービスを提供し続けるために、会計年度任用職員制度のこの改善は待たなしです。改善に今後どのように取り組んでいかれるか、最後、市長に伺って次の質問に移りたいと思います。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

会計年度任用職員については、やっぱり法の趣旨に基づいて、適切に運用していくということでございます。

先ほど回答で、パートからフルタイムへの移行の話を申し上げましたけど、フルタイムからパートタイムへの移行についてはないということで、訂正をさせていただきたいと思います。

○16番（山口初美さん）

それでは、この健康保険証の問題ですが、今の健康保険証ってとっても便利なんです。それを廃止して、マイナンバーカードと一体化して何かいいことがあるのでしょうか。この点は、市長はどのように考えておられるのか伺います。

○健康保険課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

マイナンバーのほうにひもづけていくことよってのメリットとしましては、1問目でもお答えをしたんですけども、過去の特定健診や薬剤情報を医師と共有ができたり、自分自身で特定健診や薬剤情報を閲覧できる、また、高額医療費の限度額を超える支払いに

ついて、限度額認定証がなくても、その更新をしなくてもよいという、そういうようなメリットが十分にあるということになっております。

以上です。

**○16番（山口初美さん）**

マイナンバーカードは4桁の暗証番号を使います。新型コロナ対策の10万円の特別定額給付金の際、オンライン申請では暗証番号を使いました。しかし、暗証番号を忘れてたり間違えたりする人が続出し、給付が遅れたりしたんですが、4桁の暗証番号を3回間違えるとロックがかかり、使えなくなりますので、そのロック解除のためには、市町村窓口に行かなければならないんですね。忘れてたり間違えたりしなければいいのですが、これってとても面倒なことだと思いますし、市役所も、こんな余計な、とても面倒な仕事が増えるということに対してはどうでしょうか。対応は大変じゃないですか。

**○市民福祉部長兼市民生活課長（新川光郎君）**

お答えいたします。

マイナンバーカードの暗証番号を忘れてたりということですが、確かに、おっしゃるように、暗証番号を忘れた場合は、役所のほうでも番号は保管しておりません。そのため、改めて申請をしていただくこととなりますが、その際は、その方の状況をお聞きして親切丁寧に、また申請をお手伝いしていきたいと考えております。

**○16番（山口初美さん）**

役所の対応、本当、大変になるんじゃないかなと思うんですけども、私もよくいろいろ忘れますので、これまでの従来の健康保険証が廃止されるということは、マイナ保険証の義務化ですよ。法律では、マイナンバーカードは任意なのに、どうしてマイナ保険証が義務になるのでしょうか。この点については、市長はどのように受け止められておられ

るのか、伺いたいと思います。

**○市民福祉部長兼市民生活課長（新川光郎君）**

確かに、デジタル大臣が10月13日、現在使われている紙の保険証を2024年秋に原則廃止ということで、義務化と捉えられがちになります。しかし、中には、やはり紙の保険証が今でも便利であるというご意見の方もいらっしゃいます。こういうご意見も参考に、国のほうでは、そういうマイナンバーカードを取得しない方に対してどのような方法があるか、今現在、検討をされている状況でございます。

以上でございます。

**○16番（山口初美さん）**

日置市では、2024年秋までに紙の保険証を廃止しても大丈夫なんでしょうか。

**○健康保険課長（宮前美紀さん）**

現在、その紙の保険証を廃止するかどうかというところまで、完全に廃止するかどうかというのを、国において検討しているところになりますので、恐らく認知症の方や紛失されやすい方々、どうしても取得が難しい方、そういった方も必ず出てくる問題でございます。そういったことも検討中でございますので、そのことも含めまして、また市のほうでも情報収集をしまして、また市民の方々に随時ご報告していきながら、市の対応についても検討してまいりたいと思っております。

以上です。

**○16番（山口初美さん）**

いろいろ混乱が起こるかもしれませんね。その時々で市民が主人公の市政ということ念頭に対処していただきたいと思います。日置市では、今、マイナ保険証が使える医療機関や薬局は、10月末ぐらいで何割程度あるのでしょうか。分かっておりますか。

**○健康保険課長（宮前美紀さん）**

お答えいたします。

日置市においては、医療機関、病院、診療

所、歯科、薬局、合わせて72機関ございますが、11月13日の時点で、47.2%の普及率のほうになっております。対応ができる医療機関となっております。

以上です。

#### ○16番（山口初美さん）

医療機関のほうも、この対応、いろいろ大変なことも聞いておりますので、これが本当に100%まで行くのかなって非常に心配なんですけれども、その点はどうなんでしょうか。見通しはあるんでしょうか。

#### ○健康保険課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

医療機関につきましても、なかなか導入が、非常に小規模な医療機関、クリニック、薬局も含めて難しいところだとは思いますが、ただ、これを機器導入に当たって、国のほうで補助金等をつけております。これが令和5年の末までにしかこの補助金が出ないという形になっておりますので、恐らくこのタイミングで、かなり普及としては進むであろうというふうに想定をしておりますが、どうしてもそこに申請をされず、対応しないという医療機関も多分出てくるかとは思いますが、ただ、今後、マイナ保険証が普及しまして、そのマイナ保険証が使用できない状況になってしまうということは、医療機関及び患者さんがせっかくそのひもづけをしたのに、そこで使えないという状況になったときには、双方にやはり不利益が生じるかなというふうに思っておりますので、市としまして、できればこの機器導入のほうをしていただいて、また、かなり医療機関においても、資格確認、保険の資格確認等もできますし、いろいろな利益があります。そういったことも、市のほうからも発信してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

#### ○16番（山口初美さん）

この、国が補助金を出しているという話なんですけれども、補助金では足りないという声も届いております。本当にいろいろ国がそういう方針を出しても、やっぱりそれが本当に市民や医療機関や、私たちの要求から始まっているのではなくて、何かこう国の都合で、そういうのが押しつけられているという感が、本当にそういう思いが私はするんですけれども、このマイナンバーカード普及のためにポイントを5,000円還元したり、2万円つけたり、こういうことに国は3兆円もつぎ込んでいるんです。今、国民が苦しんでいるのは、物価高や給料が上がらないこと、年金が少ないこと、こんなことでみんな困ってるんです。お金の使い方が間違っていると思いませんか。市長、どのようにお考えでしょうか。

#### ○市長（永山由高君）

国がマイナンバーカードを進めることによって目指すデジタルトランスフォーメーションという考え方自体については、これは日本の今後を考える上でも重要なテーマであろうというふうには思っておりますが、その進め方において、地域の実情を十分に把握いただけない場面がある場合には、九州市長会や全国市長会を通して、地域の声が届けてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

#### ○16番（山口初美さん）

今、本当に市長がおっしゃったように、やっぱり私たちの声をしっかりと聞いて行う国政であってほしいと思います。

小児科などでは、生後数か月でマイナンバーカードを作ること自体が困難だと考えます。市としては、何かこのようなことに対しての対策、本人がもう本当にこう高齢で窓口にも来れないとか、そういうこともいろいろあるかと思うんですが、このようなことに対しての市としての対応は、何か対策を考えておられるのでしょうか。

○市民福祉部長兼市民生活課長（新川光郎君）

議員からただいまご質問がありましたように、障がいをお持ちの方、高齢の方、そのような方に対しては、例えば、施設入所者の方については、施設に入所しているという証明を発行していただければ、それでこちらのほうで対応するようにしております。

例えば、そのほかでも、福祉施設に入所していらっしゃる方々については、こちらから出張申請も行っておりますので、なるべくご負担をかけないような形で、職員が出向くような形を取って、マイナンバーカード取得につなげていきたいと思っております。

○16番（山口初美さん）

いろんなことが、これから問題が起きてくるんだろうなと本当に思うんですが、本当にこの現行どおりの保険証で十分なのに、わざわざ面倒なことを何でやらなきゃならないんだろうかというふうに私は思います。

健康保険証を廃止するなんてとんでもないと、いろんな方から私のところにも声が寄せられています。

ちょっと紹介しますが、暗証番号を忘れてたり、カードを紛失したりするのが心配だし、悪用されたりしないか心配だという声もあります。それから、電子カルテなどの改修で多額の費用が発生するので大変だと、とにかく小さな病院や薬局などが、こういうことはやめてくれというふうに言っています。対応できないと言っています。

現場の状況を把握していないんじゃないか、停電になったりしたときは、保険証の資格確認ができなくなり、混乱することが予想されるなど、本当にこう健康保険証を廃止して、マイナンバーカードと一体化するようなことはやめるようにしてほしいと、そういう声もたくさん届いています。

このようなことを、市民のいろんな声があることを踏まえて、今後、市としてはどのよ

うに対応していかれるのか、このことを最後、市長に伺って次に移りたいと思います。

○市民福祉部長兼市民生活課長（新川光郎君）

ただいま議員がおっしゃったように、マイナンバーカードの普及を促進する中で様々な課題が出てきております。その都度、国のほうに問い合わせたりして、また、国のほうも、その都度、答えを出してきているような形です。今後、国の方針に基づき、適切に対応を取りたいと思っております。

○16番（山口初美さん）

国の方針に基づきということで、ご答弁、今いただきましたけれども、国の悪政をそのまま市民に押しつけるような、そういう日置市政であってはならないと、私は申し上げておきたいと思っております。

最後の質問、小中学校トイレの洋式化について。

今の教育長のご答弁では、何にも次の計画がないようなので、ちょっとがくっと来たんですけれども、和式の便器を使用できないと回答した児童のうち、男女別では、男子33.4%、女子18.9%で、男子のほうが高くなっています。

抵抗はあるが使用はできるが、男子が47.1%、女子が55.3%で、和式を使う子どもでも抵抗感を感じている場合が多いようです。

ちなみに、抵抗なく使用できるは、男子が19.5%、女子は25.8%でした。

まずは、洋式便器を増やすことが不可欠という点は、学校も教育委員会も認識しておられると思うんですが、その点はいかがでしょうか。確認をしたいと思います。

○教育長（奥善一君）

先ほどの答弁では十分に伝わらなかったようでございますけれども、私たちも一定程度、和式の便器を残す必要は感じております。しかしながら、現在の洋式の便器率49.3%

と申し上げましたけれども、これはまだ十分ではないと考えておりますので、先ほどもお答えしたように、学校の要望等も十分聞きながら、洋式化を進めていくというような気持ちはございます。

以上です。

○16番（山口初美さん）

文科省も洋式への切替工事には助成をするなど、普及を後押ししていますので、こういうのをぜひ活用していただきたいと思いますのですが、その点はいかがお考えでしょうか。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（久木崎勇君）

ただいま教育長も答弁いたしましたとおり、学校現場の要望等も聞きながら、この文科省の大規模改造のトイレ改修事業等も、場合によっては活用しながら行っていきたいということを考えているところです。あくまでもその学校現場の要望を十分聞いてまいります。

○16番（山口初美さん）

トイレを我慢する、そういうことが子どもたちあるようなんですが、トイレを我慢する理由として最も多かったのが、友達に知られたくない、次いで落ち着かない、休み時間内に間に合わない、友達にからかわれる、トイレが汚い、トイレが臭い、和式便器が使いづらい、このような回答がっております。このようなことから、学校のトイレ環境にそもそもの問題があると言えるのではないのでしょうか。

子どもたちが、学校のトイレが改善されたら、学校のトイレ環境を改善した自治体に文科省が確認をしたところ、我慢して体調不良を訴える児童生徒が減った、また、早退する児童が減ったという報告などがあったそうです。

子どもたちが学校でトイレを我慢しないで済むように、そして学校で安心して快適にトイレを使えるようにすることは、とても大切

なことだと思います。

最後に、教育長に、日置市内の小中学校のトイレの環境の現時点での評価、点数をつけるとしたら何点ぐらいでしょうか。その点を、お考えを伺って、私の一般質問を終わります。

○教育長（奥善一君）

一概に点数で評価することは差し控えたいというふうに思っておりますけれども、議員がご指摘のように、トイレの重要性というのは、やはり子どもたちの体の調査にも表れているように、非常に大事な部分だというふうに思っております。子どもたちにとって使いやすいトイレの在り方というものについては、様々な事例も参考にしながら研究をしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（池満涉君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を2時10分とします。

午後2時00分休憩

---

午後2時10分開議

○議長（池満涉君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番、長倉浩二君の質問を許可します。

〔4番長倉浩二君登壇〕

○4番（長倉浩二君）

通告に基づき、ただいまから一般質問を行います。

まず最初に、犬の適切な飼養と管理等についてお伺いします。

新型コロナウイルス感染症が中国武漢で初めて確認されて4年目を迎えるようになっていますが、日本では、第8波の感染流行期を迎えています。

この感染症は、社会経済のありようを大きく変えました。仕事の仕方、生活の仕方など、私たちの身の回りでも、今までの様式ががら

つと変わりました。

その中でも、働き方では、テレワークやローテーション勤務というスタイルが広がり、在宅の時間が増えてきました。地方でも、20%を超える実施率という調査結果もあるようでございます。

その影響の一つとして、人は新たにペットを飼う行動を起こしました。

ある民間の調査によりますと、20%の人が実際にペット、主に犬・猫になりますけれども、新たに購入したとされています。

全体での犬の飼養頭数は減少傾向にあるようですが、新たに犬を飼い始める人は、コロナ前と比べて増加傾向にあるようです。

そこで、1問目の質問でございます。コロナ禍の中、本市の犬の飼養頭数、狂犬病予防注射の実態はどうなっていますか。

犬を飼い始めると、飼い主はその犬が生涯にわたり健康で快適に暮らせるよう飼養する責任があります。一方、社会には犬が好きな人ばかりではありません。苦手な人もいらっしゃいます。

そんな中で、人々が安心して暮らすために、飼い方のルールがあるわけですが、ほんの一部の飼い主かもしれませんが、そのルールを守っているとは言えない状況にあるようです。

そこで、2問目の質問です。犬の飼養に関して、どのような苦情が市に寄せられていますか。

2011年の東日本大震災では、飼い主が見つからない犬や避難所での犬の様子が報道されました。本市でも、これまで大雨時や台風接近に備え、幾度となく避難所が開設されてきました。

犬を飼っている方に伺うと、犬は家族の一員、家に置いて避難所には行けないと言われる方もいらっしゃいます。

そこで、3問目の質問です。避難所での犬の取扱いはどうなっていますか。

今、本市では、犬の登録は地域を巡回する狂犬病予防注射時と市役所窓口での随時受付で行っています。一方、予防注射は巡回予防注射のほかに動物病院でもできます。新たに犬を飼い始めた方で、動物病院で予防注射をされた飼い主は、登録のために市役所での登録の手続をしなければなりません。二度手間になります。県内でも既に鹿児島市や薩摩川内市などでは、動物病院でも登録ができる仕組みになっています。

そこで、4問目の質問です。狂犬病予防注射に加え、登録までを動物病院でもできるようにしませんか。

大きな2問目でございます。

地域公共交通の現状と課題について伺います。

去る9月30日、日置八幡神社近くと東市来の湯之元を結ぶ1日1往復の路線バスが最後の日を迎えました。

沿線人口の減少、高齢化と自動車の普及、利用目的の消滅などによる利用者の激減が原因だと考えられますが、また一つ、ふるさとの風景が姿を消しました。

利用者の減、交通事業者の経営悪化、コスト削減、サービス低下、利用者の減と、一般的な公共交通の負のスパイラルと言われていますが、過疎地域においては、利用者の増加が見込めなければ、早い周期で撤退となるようです。

そこで、日置市でも地域の足を守るため、高齢者など特に交通の配慮が必要な方に対して、交通手段を確保し、公共の福祉の増進を図るとともに、交流人口の増加並びに地場産業振興に資することを目的として、コミュニティバスの運行、そして乗合タクシーの運行を始めています。

そこで、1問目の質問です。現在市内で運行されているコミュニティバス及び乗合タクシーの現状はどうなっていますか。

平成17年5月の日置市誕生に伴い、それまで旧町で実施されてきた東市来、日吉、吹上のコミュニティバスを引き継ぎ、翌18年には伊集院地域でも運行が始まりました。現在では、日吉地域を除く3地域で6路線が運行されています。これまで幾度となく見直しが行われて今の形に至っていると思われしますが、これからも不断の見直しは必要だと思います。

そこで、2問目の質問です。コミュニティバス及び乗合タクシーをどのように評価していらっしゃるでしょうか。

私が、今回、この公共交通の質問をさせていただいた理由としては、地域住民の方からの質問や要望に加え、冒頭申しました、路線バスの廃止、それと衝撃的な光景を目撃したからでございます。

その光景とは、去る9月9日、9月議会2日目を終え、県道37号伊集院日吉線を車で帰宅中、旧伊集院町と旧日吉町の町境付近を日吉方面にシニアカーと呼ばれる電動の乗り物で移動している女性の姿です。

彼女は、規則にのっとり右側をちゃんと通行されていましたが、付近は、ご存じのとおり、坂道でカーブでもあり、交通量もあります。加えて、この場所は日吉の毘沙門と伊集院の飯牟礼の交差点信号の中間で歩道がないところでございます。

彼女の発地や目的地、移動目的は今となっては知る由もありませんが、事故の情報はありませんでしたので、無事目的は達成されたと思います。しかしながら、このような行動を取らざるを得なかった事情の背景には、やはり公共交通空白地域と言われる実態があると思われまます。

そこで、3問目の質問です。過疎・高齢化が進行していく中、路線バスも廃止されています。今後、どのように交通弱者の移動手段を確保していきますか。

現行の乗合タクシー事業については、基本的にそれぞれの地域内において周辺部とその地域の中心部を結ぶ、指定された路線での運行であり、利用するには前日の決められた時間までの予約が必要になっています。しかし、移動の目的は人それぞれ、時間も様々です。また、今の予約システムは煩わしいという声を聞きます。必要なときに行きたいところに行きたい、そのニーズに応えるべく、現行の乗合タクシー事業を補完する形のフルデマンド交通も必要ではないかと考えます。

そこで、4問目の質問です。タクシー料金割引を取り入れた事業はできませんか。

以上、1回目の質問といたします。

〔市長永山由高君登壇〕

#### ○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項1つ目、犬の適切な飼養・管理等についてのその1、飼養頭数、狂犬病予防注射について回答します。

犬の飼養頭数等については、11月21日現在、日置市内で2,000頭が登録され、このうち狂犬病予防注射済みが1,509頭、接種率は75.45%となっています。

コロナ禍前の令和元年度と比較しますと、登録数が339頭の減、狂犬病予防注射接種頭数が318頭の減といずれも減少しており、接種率も78.02%から約2.57%減少している状況となっております。

その2、苦情について回答します。

今年度、市に対しては、犬の放し飼いに関する苦情が2件、伊集院保健所へは放し飼い1件、ふん尿処理1件、犬の虐待疑い3件が寄せられています。

その3、避難所での取扱いについて回答します。

開設する避難所にペットと一緒に避難し、ペットとは別々の場所で過ごす同行避難を原則として受け入れています。

その4、登録について回答します。

犬の登録事務を動物病院に委託することにより、飼養者の利便性の向上が図られると考えます。そのためには委託経費のほか、転入の際の登録変更届の扱いなど幾つかの課題がありますので、解決策を検討した上で日置地区獣医師会及び市内動物病院と協議したいと考えております。

質問事項の2つ目、地域公共交通についてのその1、コミュニティバス及び乗合タクシーの現状について回答します。

現在、コミュニティバスは、東市来、伊集院、吹上の3地域で運行しており、昨年度の実績は利用者が1万9,400人となっています。乗合タクシーについては、全地域で運行しており、昨年度の利用者は8,190人となっています。

コロナ禍前の令和元年度と比較すると、コミュニティバスで約1万1,000人、乗合タクシーで1,000人の減少となっています。

その2、評価について回答します。

コミュニティバスについては、自由乗降区間を設けるなど利用者増を図ってまいりましたが、目的地まである程度の時間を要するため、コロナ禍以前から利用者の減少が進み続けております。財政負担も増大しているため、東市来と吹上については、今年度末をもって廃止し、その代替として乗合タクシーを導入することとしています。

この乗合タクシーについては、自宅付近から目的地の入り口付近まで運行するため、比較的利便性が高く、導入希望の声も多数頂いております。

また、予約制であるため、財政面から見ても効率的・効果的な交通手段であると考えています。

その3、今後の移動手段について回答します。

令和3年度に策定した日置市地域公共交通計画においては、超高齢化社会を考慮した地域内交通の充実を図り、免許返納者や交通手段を持たない人も安心して暮らせるよう、移動ニーズに沿った交通体系の構築を目指すとしています。

現在、交通関係事業者、市民代表者など、多様な主体で構成される公共交通会議で交通弱者の移動手段等について協議しており、その一環として、コミュニティバスから乗合タクシーへの移行や新たな交通手段の確保方策を検討しています。

その4、タクシー料金割引について回答します。

市が運行している乗合タクシーは、低価格で利用できる移動手段として制度設計していることから、市独自のタクシー料金割引制度は検討しておりません。

以上です。

#### ○4番（長倉浩二君）

登録に関しては、全国の流れと同様に減少しているようでございますが、現在、狂犬病予防注射を受けるには、先ほども言ったとおり、2つの方法があるわけですが、一つは、春・秋の市内巡回の集団予防注射と、それと動物病院と個別にあるわけですが、注射済み1,509頭のそれぞれの方法による実施数はどうなっていますか、お答えください。

#### ○市民福祉部長兼市民生活課長（新川光郎君）

お答えいたします。

集団接種会場における狂犬病予防注射接種頭数は、春、5月でございますが、実施650頭、秋、11月でございます、ここで84頭で、合計734頭、接種しております。

また、動物病院での個別接種頭数は775頭で、全体の51.36%となり、うち市内の動物病院では488頭、市外で287頭となっております。

#### ○4番（長倉浩二君）



動物病院のほうは、非常に、半分以上というところでちょっと驚いたところがございますが、一方、登録に関しては、飼い始めて1回すればいいわけですけれども、巡回の予防注射と合わせて行う方法と、さっき言った、市役所窓口で行う方法があるわけですが、窓口での標準的な処理時間、何分ぐらいでございましょうか。

**○市民福祉部長兼市民生活課長（新川光郎君）**

窓口における新規登録申請の場合、申請者が申請書に記入した後、犬の観察と登録手数料の納付の受け渡しとなりますので、処理時間につきましては約10分となります。しかし、転入や県外のペットショップで購入した犬を日置市で飼うとなった場合、前自治体の登録を日置市に変更する必要があります。その際、二重登録等を防ぐため、転入前自治体が発行する登録証を持参していただく必要がございます。

持参されている場合は、短時間で手続きが完了いたしますが、お持ちでない場合等は、転入前自治体への確認が必要となり、照会先自治体の状況次第では、折り返し電話をいただくなど確認が遅くなり、必要以上の時間を要する場合がございます。

**○4番（長倉浩二君）**

私のところに、相談というか、あった事案では、登録に45分要したといったものがございまして、いけんかならんどかいということだったんですけれども、当日、当時、担当者が不在だったのかもしれないけれども、原因は、今、部長がおっしゃった、県外からの転入だったということですので、そういうことも考えられるわけですが、ほかに何か原因として考えられるものがございましてでしょうか。

**○市民福祉部長兼市民生活課長（新川光郎君）**

お話のありました件につきましては、お時間を取らせてしまい、誠に申し訳ございません

んでした。

本件につきましては、ただいま議員からございましたように、県外で登録のある犬を日置市での登録に変更する事案であったと聞いております。

県外からの登録事項変更等の場合、先ほど申しましたが、以前お住まいになっていた自治体の問合せをする関係から、確認時間を要する場合がございます。

その他につきましても、こちらの不慣れ等もございますが、今後におきましては、マニュアル等に沿った迅速な事務を心がけたいと考えておりますが、状況次第ではお時間を頂くことがございますので、その都度、お客様のご都合を伺い、理解を得られる方法で事務を進めてまいりたいと考えております。

**○4番（長倉浩二君）**

事務処理マニュアルもあるでしょうから、そういうのを活用するなり、そして時間がかかる場合は、お客様に一声かけていただければ安心されるのかなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

今年6月からブリーダーやペットショップ等で販売される犬には、マイクロチップの装着が義務づけられています。既に飼われている犬については、飼い主の努力義務というふうになってはいますが、本市での普及状況はどうなっていますでしょうか。

**○市民福祉部長兼市民生活課長（新川光郎君）**

日置市としては、マイクロチップ装着頭数は把握できておりませんが、環境省、犬と猫のマイクロチップ情報登録を見ますと、11月22日現在の装着頭数は、犬で73頭と出ております。

以上です。

**○4番（長倉浩二君）**

73頭ということですが、これ、今後このようなことが広がっていくと思われそうですが、広報活動のほうはいかがなされますでしょうか

か。

**○市民福祉部長兼市民生活課長（新川光郎君）**

広報活動についてでございますが、環境省発行のチラシ「購入した犬や猫のマイクロチップ情報の登録が義務になります」というチラシでございますが、今年に入ってから5月27日付自治会文書にて広報活動を行っております。

今後も市民向けあるいは動物病院からの掲示等におきまして、定期的な広報に努めてまいります。

**○4番（長倉浩二君）**

それでは、別に、本市での多頭飼育の現状ですが、登録された犬を最も多く飼っておられる方で何頭飼っていらっしゃいますでしょうか。

**○市民福祉部長兼市民生活課長（新川光郎君）**

令和4年11月現在、本市に犬の登録のある多頭飼養頭数は6頭となっております。6頭が1件、5頭が5件というような状況でございます。

**○4番（長倉浩二君）**

ありがとうございます。案外、苦情のほうは少ないという印象を受けたところですが、散歩中や放し飼いによるふんの苦情、これは私のところにも寄せられておりまして、一回現場を見てくれというようなことで行って、見るだけじゃ済まないの、やはりそこにあったものを処理したということもございます。

今後、このふん、広報の強化を考えませんか。

**○市民福祉部長兼市民生活課長（新川光郎君）**

ただいまありました苦情についてですが、放し飼い及びふん等の苦情でございますが、令和4年11月時点、市に対する苦情では、犬の放し飼いが2件、先ほども市長からありましたように、伊集院保健所に対し、犬の放し飼い1件、犬のふん尿被害1件の苦情でございますが、寄せられた苦情であり、ほかに

もマナーを守らない方がいらっしゃるかもしれません。

今、議員からございましたように、これからも、飼い主のマナーにつきましても定期的に広報紙等でお知らせをしてみたいと考えております。

**○4番（長倉浩二君）**

広報のほうもよろしくお願いたします。

この犬のふんは、廃棄物処理法でいうところの廃棄物に当たるとのことなんですが、2013年、大阪の泉佐野市において、飼い犬のふんを放置した飼い主に対して環境美化推進条例に基づき、5,000円の過料をしたという例がございますが、本市では同様の規定がございますでしょうか。

**○市民福祉部長兼市民生活課長（新川光郎君）**

犬のふん害等防止に特定した条例はございません。清潔で美しいまちづくりを目指すことを目的とする日置市空き缶等ポイ捨て条例等があり、ご質問にございました条例に類する条例かと思えます。

なお、この条例の規定には過料の規定はございませんが、勧告及び命令に関する内容が規定してございますので、こちらの条例にて、また適正な指導に努めてまいりたいと思えます。

**○4番（長倉浩二君）**

このような過料とか、そういう厳しい勧告が下らないように、マナーアップを努めていけたらというふうに思っております。

多くの飼い主の方は、飼い犬のふんは適切に処理されていますけれども、家に持ち帰った後は、庭に埋める、トイレに流す、燃えるごみとして処理するなどの方法があると思えますけれども、市として推奨している方法がありますか。

**○市民福祉部長兼市民生活課長（新川光郎君）**

犬の散歩で持ち帰った犬のふんについてでございますが、一部の自治体においては、ト

イレに、下水に流すということを推奨している自治体もございますが、日置市においては、ふんを入れた袋などの口を固く縛り、臭いにおいが漏れないように回収時の飛散の防止を行った上で、燃えるごみとして出させていただきたいということで周知をいたしております。

○4番（長倉浩二君）

またそのような広報も機会を見て、やっていただきたいと思っております。

今年8月の台風14号接近時に開設された避難所には、最大348世帯557名の方々が避難されたようですけれども、このとき、犬の同行避難は何件あったのでしょうか。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

お答えいたします。

2か所の避難所で、それぞれ1件ずつでございます。

○4番（長倉浩二君）

同行避難にはそれなりのルールがあると思っておりますけれども、あってはならないことは、犬と避難できないことで避難をためらうことだというふうに思っております。それらを含め、事前のガイドラインの周知というものはできておりますでしょうか。先日の7番議員の質問と重複するかもしれませんが、お答えください。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

お答えいたします。

ペット避難について、ホームページやハザードマップへの掲載、出前講座など、機会を捉えて周知を行っておりますが、昨日の7番議員のご質問にも回答したとおり、十分でないと考えておりますので、今後、犬の注射時に配布する文書等に災害時への備えも加えていきまして、意識の啓発に努めてまいりたいと考えております。

○4番（長倉浩二君）

注射と登録の件に戻りますけれども、集合注射をしない時期に犬を飼い始める場合もございます。その場合、さっき言ったとおり、動物病院で注射を打っていらっしゃる、受けるという方がいらっしゃいます。そうすれば、先ほども言ったとおり、注射は動物病院、登録は市役所と、二重手間になります。飼い主の利便性を考えると、動物病院で両方が完了する方がずっと便利でございます。先進の事例もございますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思っております。

先ほども回答がありましたとおり、関係機関・団体等との調整もあると思っておりますけれども、一日も早く実施していただきたいと思っております。

続きまして、公共交通政策について質問いたします。

コミュニティバス及び乗合タクシー事業に対する令和3年度の財政負担は、それぞれ幾らになっておりますでしょうか。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

まず仕組みといたしまして、コミュニティバスは契約単価に走行距離を掛けた金額、これから利用料金を差し引いた金額が委託料として支出をしております。令和3年度の委託料が約3,000万円ということになっております。

乗合タクシーについては、メーター料金から利用料金、実際の利用料を差し引いた金額を委託料としておりまして、令和3年度が約810万円となっておりますのでございます。

以上です。

○4番（長倉浩二君）

ただいまの数字と最初の答弁でいただいた運搬人員の数字を見ますと、乗客1人を運ぶのにかかった費用ですが、運んだ距離は分かりませんが、距離に関係なく同一料金ですので、かかった費用を運んだ乗客数で単純に割り算しますと、コミュニティバスが

1人1,546円、乗合タクシーでは976円となります。

一般的に考えると、バスのほうがコスパが高くなると思われるんですが、この数字をどう評価されますでしょうか。

**○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）**

コミュニティバスについては、今後、利用者的大幅な回復がない限り、1人当たりの委託料は増加するというふうに考えております。

乗合タクシーについては、利用者が減少しても大きく委託料が増えることはなく、乗合を誘導することによりまして、1人当たりの委託料の減少を見込めるというふうに考えております。

これは、乗合タクシーが予約制とをいうことが大きく影響しておりまして、予約がなければ運行しないことで無駄が発生しない、効率的な交通機関であるというふうに考えております。

このような評価から、今年度、検討を進めている2つの地域のコミュニティバスの廃止、それから乗合タクシーへの導入の移行、これを進めているところでございます。

**○4番（長倉浩二君）**

よく分かりました。東市来、吹上地域のコミュニティバス、今年度で廃止予定ということですがけれども、今年度の運行経費はそれぞれ幾らになる見込みでしょうか。

**○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）**

廃止予定である吹上と東市来のコミュニティバスの運行委託料の合計は2,300万円というふうになっております。

内訳を申しますと、東市来が約1,300万円、それから吹上が約1,000万円ということになっております。

**○4番（長倉浩二君）**

先ほども申しましたが、利用者の減、経営悪化、コスト削減、サービス低下、利用者の減という、いわゆる負のスパイラルに陥らな

いために、現行のバスを守るために行政としてできることは、利用者の利用増加を促す施策を打つことです。

例えば、市の職員や市内事業者に呼びかけ、ノーカードなるものを設け、コミュニティバスを利用してもらうなど、そういった施策を打つべきだったとか、そういうことを、施策を打つべきだったと思いますが、十分だったと言えますでしょうか。

**○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）**

国土交通省が作成しました利用促進のためのハンドブック、これによりまして、まずは情報を分かりやすく、幅広く伝えることというふうになっております。

これによりまして、利用しやすい環境づくりがポイントであるというふうに考え、乗り継ぎに便利な情報を網羅した日置市地域公共交通マップの作成、それから公共の場や主要な商業施設に設置をしているところでございます。

それから、インターネットで検索したときに、時刻とか乗り継ぎ等が分かるNAVITIMEというものを導入しているところでございます。

さらに、広報ひおきでは、バスの利用促進特集を組むなどを行ってまいりましたけれども、本市が取り組んできたものが十分なのかといいますと、判断が難しいところでございます。

今後も、市の公共交通会議中心に継続して利用促進施策を検討・実施してまいりたいというふうに考えております。

**○4番（長倉浩二君）**

東市来、吹上地域のコミュニティバスの廃止代替として導入予定の乗合タクシーの路線は、それぞれの地域で何本というふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

**○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）**

まだ確定はしていないところでございます。

現在検討中という内容になります。

ただ、今、事務局のほうでいろいろ想定をしているところは、コミュニティバスを廃止したエリアをとにかく補完しようということで、吹上地域で4つの路線、東市来地域で4つの路線を考えているところでございます。

また、各地域の運行便数、それから運行日数の追加も検討しているということでございます。

#### ○4番（長倉浩二君）

先ほど言った、路線バスの廃止ですが、林田バス時代から長年運行されてきたこの路線バスの日置湯之元線ですが、もう最後というか、運行時間が朝7時頃日置を出て、夕方5時頃日置に戻るといふ、決して使い勝手がいいとは言えない運行時間のようでした。

この路線廃止に伴い、乗合タクシーを導入する予定は、考えはございませんでしょうか。

#### ○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

現時点で同じ路線を代行運行することの想定はしていないところでございます。

理由といたしましては、昨年度1便当たりの平均利用者数、これが日置発湯之元行きで1.7人、1便当たりですね、湯之元発日吉行き、これが0.3人という、非常に少ない状況でございました。

ちなみに、本路線の代替として乗合タクシーの導入をする場合、1便当たり約6,000円ほどの交通コストがかかるということをご想定しております。乗合タクシーへの移行は難しいというふうにご考えております。

#### ○4番（長倉浩二君）

乗合タクシーの導入は厳しいということですが、すけれども、このバスについては、さっき言ったとおり、非常にこう使い勝手の悪い時間に走っているということもございまして、中身をもう一回精査していただけたらというふうにご考えております。

合併17年を経過いたしました。コミュニティバス、乗合タクシーの運行経路の設定について、現在で旧町内で全てが完結できていない面、例えば、病院であったり買い物であったりとか、そういうことから旧町範囲にこだわらず、住民の生活の実態を考慮して運行経路の設定というものは考えられないでしょうか。

#### ○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

旧町間を結ぶ路線については、まず柱といたしまして路線バスが運行しているということでございます。

このような中、現在、東市来地域の上市来、高山地区からは伊集院の中心地へ乗合タクシーの運行を行っております。これは、両地区の生活圏が伊集院というアンケート結果が計画策定時に出ていることから、それを反映したものでございます。

今後においても、路線バスの維持・存続を図る支援を行いながら、生活圏を重視した、旧町範囲にこだわらない視点を持ちつつ、乗合タクシーの新規導入・拡充について検討してまいります。

#### ○4番（長倉浩二君）

公共交通会議では、昨今の社会経済情勢の変化に対応した熱心な協議が進められていると考えますが、その中で、新たな移動手段の検討があればお示しいただきたいと思っております。

#### ○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

新たな公共交通を模索・検討する際に、まず利便性が高く、費用対効果の高い事業運営を民間主導で実現できないか、今現在協議をしているところでございます。

現在、民間サービスにより全国幾つかの箇所でも実証実験を行っている、地元のタクシー事業者を活用した一定のエリア内で月額定額制の乗り放題サービス、こういったものに注目しております。関係機関と実証実験に向けて調整・検討をしているところでござい

す。

#### ○4番（長倉浩二君）

新たな手段を検討ということですが、その実証実験なるものはいつから始められる予定か、それと、今あった一定のエリアというのは、どういうところを想定されていますでしょうか。

#### ○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

まず、いつからというところについては、なるべく早く実証できないかということで現在動いておりますが、公共交通会議であったり、地元のタクシー会社、こういったところのご協力もいただく必要がございます。そこら辺も理解もしっかりいただいた上で、なるだけ早めに実証ができるように現在動いているところでございます。

それから、エリアですけれども、一応、今のところ、我々事務局のほうで考えているのは、市が、これは今のところ負担をしなくていい実証ということになっておりまして、ある程度こうペイできるような地域ということで、伊集院駅を中心とした半径2kmから3km、きれいな円じゃなくてもいいんですけど、半径2kmから3kmぐらいのエリアを網羅するところで、実証ができないかということで、現在、運輸支局をはじめ関係機関と協議を進めているところでございます。

#### ○4番（長倉浩二君）

実証実験の成果が楽しみなところでございます。新たなタクシーの料金の割引事業については検討してないということですが、先ほど回答のありましたコミュニティバス廃止に伴う財源2,300万円を充てて、その半分でもいいです。できないでしょうか。例えば、タクシーに10km乗車した場合3,700円かかります。その利用料金の2割引の場合が740円、3割引の場合が1,110円、さっき言ったコミュニティバス1人運ぶコストが1,546円、乗合タ

クシーで1人運ぶコストが976円というふうになっておりますので、財源のコミュニティバス廃止に伴う財源を半分1,150万円活用した場合、2割引の場合、1万5,540回、人を運べると、それから3割引にした場合1万360回、人を運べるという計算になるようですが、これらを参考に、もう1回検討できないでしょうか。

#### ○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

コミュニティバスの廃止に伴う財源といたしましては、廃止するコミュニティバスのエリアに導入する乗合タクシー、これについて新設、それから日数と便数の拡充、こういったところに充てたいというふうに、現在は考えておりますが、議員ご指摘のとおり、いろいろな角度から検討はする必要があるというふうに思っております。

#### ○4番（長倉浩二君）

コミュニティバスを補完する形で、乗合タクシーが導入されてきました。そのコミュニティバスがなくなるということですので、この乗合タクシーを補完する形でこの割引制度というものが検討できないかということでございます。これも検討材料に挙げていただければありがたいです。

最後に、市長に公共交通に対する意気込みをお伺いします。

地域の足の確保は、多くの自治体が抱える重要な課題の一つであります。その中で、運転免許返納者は毎200人前後で推移しています。そのほとんどが高齢者です。数字を言いますと平成30年が216件、令和元年が248件、令和2年が220件、令和3年が155件、令和4年が10月末で148件、令和3年、4年が、がくと落ちている、恐らくこれは、コロナによるもので、どうしても車を手放せないというような現れではないかと推察するところでございます。

一方、全国各地では、毎日のように起こる

高齢者による悲惨な交通事故も後を絶ちません。車への依存度は、田舎ほど高いと考えます。また、昨日の一般質問でもありましたが、外出を控えるとADLが低下となるということです。車で行くも帰るも、家にとどまるも課題が多い状態でございます。

冒頭紹介した県道を移動するシニアカー、いま一度ご想像してください。現在の地域交通の脆弱さを象徴する光景ではないでしょうか。民間の足を守るためには民間事業者側だけでなく、自治体ほか地域の資源を活用していくことが必要であります。各地で展開されている地域交通は、集落の形成、対象者、人口、道路、地形の状況、運行目的、運行運営主体など違いがあり、100の自治体があれば、100通りのやり方があります。

本市でも地域の実情を考慮した持続可能な地域交通を構築し、どこに住んでいても同様のサービスを受けられるようにしていくべきと考えます。市長、どうお考えでしょうか。

#### ○市長（永山由高君）

現時点で、日置市の年齢別の人口構造を見ますと、70歳から75歳の方が一番多いという人口構造になっております。10年しますと、その方々が80歳から85歳という幅に入ってこられます。

議員おっしゃるように、運転免許の返納を多くの方々が検討されるという状況が生じるのに、そう遠い未来ではないというふうに思っています。ついては、運転免許返納されてから、公共交通使われるということではなく、現時点で運転免許を持っておられて、日常的に自動車を使っておられる方であったとしても、使いたいなど思っていただけのような公共交通をどのようにつくっていくかということが、重要ではないかなというふうに思っております。

そのためにも、民間のサービスも含めて、多方面から検討を進めていく必要があるとい

うふうに思っております。

以上です。

#### ○議長（池満 渉君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を3時10分といたします。

午後3時01分休憩

---

午後3時10分開議

#### ○議長（池満 渉君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、下園和己君の質問を許可します。

〔5番下園和己君登壇〕

#### ○5番（下園和己君）

皆様こんにちは。西暦2022年日置市議会最後の一般質問を務めることになりました。5番議員の下園和己でございます。

日置市民の皆様、2022年は、コロナ禍に加えて、ロシアのウクライナ侵略に伴う食料危機に始まり、今では、あらゆる商品の値上げ、物価高で、国民、日置市民の生活は非常に厳しい状況となっております。

このような暗いニュースが多い中、日置市をホームタウンとする県内で初めてのプロの男子バレーボールチーム、フラワーゴラッド鹿児島が、Vリーグに来年から参戦できることが先般決まったことは、実に喜ばしい出来事でございます。フラワーゴラッド鹿児島が今後活躍できるよう、これから市民みんなで応援してまいりましょう。

このような中、私は、日置市民の生活向上を願ひまして、幾つかある中から、今回は、国民宿舎吹上砂丘荘と健康交流館ゆーぷる吹上の経営改善策一つに絞りまして6項目一般質問を行います。

それでは、分かりやすく元気よく質問いたしますので、皆様、最後までしばらくお付き合いくださいますようお願い申し上げます。

1つ目です。まず、ゆーぷる吹上の食堂を

軽食コーナーにする計画となっておりますが、宿泊客の食事はどう対応するのかお尋ねいたします。

2つ目です。ゆーぷる吹上の各種定食は人気があり、吹上砂丘荘で引き継ぎ、昼夜提供できないかを質問いたします。

3つ目、ゆーぷる吹上の売店は廃止の計画ですが、広いロビーがもったいないし、売店目当ての来客者も多いので継続すべきと思いますが、どうでしょうか。

4つ目です。経費、労力削減の観点から、ゆーぷる吹上の北側風呂の高温湯1槽と南側風呂の中温湯3連槽のうち一槽を思い切っただくすべきと考えますがどうでしょうか。

5つ目です。吹上砂丘荘を本館、ゆーぷる吹上を別館とし、宿泊の予約受付を吹上砂丘荘が一括する計画ですが、ゆーぷる吹上の予約客に迷惑がかかるのではと心配しますがどうでしょうか。

最後に、ゆーぷる吹上のオープン当初は、ロビーや食堂などから美しい吹上浜が見えておりましたが、今では周りの松が伸びすぎて展望台からしか見えず、宝の持ち腐れ状態となっております。適度な高さで伐採し、美しい眺望を確保すべきだと考えますが、どうでしょうか。

以上で、1回目の質問を終わります。

〔市長永山由高君登壇〕

#### ○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項の1つ目、国民宿舎吹上砂丘荘と健康交流館ゆーぷる吹上の経営改善についてのその1、ゆーぷる吹上の食堂における宿泊客の食事について回答します。

宿泊客の食事は、これまで同様ゆーぷる吹上で対応いたします。なお、食事の場所は、研修室兼レストランはまゆうの部屋を利用させていただく予定としております。

その2、各種定食につき回答します。

吹上砂丘荘の料理長が、ゆーぷる吹上の各種定食メニューを参考に安価で提供できるメニューを検討しております。なお、現在吹上砂丘荘が提供しているランチカレービュッフェは好評であるため、定食メニューは夜のみの提供を検討しています。

その3、ゆーぷる吹上の売店について回答します。

売店利用者は、コロナ前と比較すると約6割減少している状況です。なお、令和3年度における売店利用者は1日あたり約7.5人となっています。また、野菜などを扱っている生産者の撤退も相次ぎ、新規参入もなく、商品が減っている状況から、売店を廃止することといたしました。

その4、ゆーぷる吹上の北側風呂及び南側風呂について回答します。

経費、労力削減の観点からは、有効な手段であると考えられますが、誰でも気軽に利用できる健康交流館ゆーぷる吹上の温泉施設は市民及びスポーツ合宿利用者から好評であることから、今後も有効を活用したいと考えております。

その5、予約の一括化について回答します。

宿泊の予約については、合宿利用者を含め、本館である吹上砂丘荘が一括で受けて、最終調整で本館か別館かを判断する予定としております。なお、予約方法についてはフリーダイヤルやネット予約となりますが、利用者にご迷惑がかからないようにシステムを構築してまいりたいと考えております。

その6、眺望について回答します。

ゆーぷる吹上周辺は県立自然公園の第2種特別区域となっており、伐採する際は許可を受ける必要があるなど、一定の制限が設けられております。また、伐採にかかる費用など多額の予算を伴うため、今後の経営状況を踏まえ、慎重に判断したいと考えております。

以上です。



○5番（下園和己君）

ただいま市長より1回目の回答いただきました。

それでは、これから1回目の回答につきまして、内容を深めてまいります。

1つ目のゆーぷる吹上の食堂を軽食コーナーにする計画ということでございますが、今回の改善計画でゆーぷる吹上の宿泊客の食事は、ゆーぷるで提供することによって安心していただけますけれども、今日の改善策を聞くまでに、国民宿舎吹上砂丘荘で食事をするとのことのお話が、ちまたで聞かれました。宿泊客が別の建物で食事をするというようなことになると何より大切なお客様に、ご不便とご迷惑をかけることになるので、私は今後の改善策でもゆーぷるで提供すべきであると考えますので、十分ご留意くださるようお願いいたします。

2つ目の件ですが、ゆーぷるの各種定食等のことのメニューについてです。

日置市営2施設の食事メニューにつきまして、一般質問を行うのもどうかと迷いましたが、吹上地域の吹上支所近辺では、少人数でいくお食事どころは数軒ありますけれども、大勢が行けるようなお食事どころがゆーぷると吹上砂丘荘しかない実情を市民の皆様でどうかご理解ください。

ゆーぷるの定食を夜だけ国民宿舎吹上砂丘荘で提供できるよう検討中との回答でしたが、夜だけではなく、昼間も提供できるようご努力くださいませでしょうか。というのも、現在はグラウンドゴルフをした後のお客様、水泳後のお客様が昼食を楽しみにして、ゆーぷるに食べに来ております。併せて、安価でおいしく、お客様に今人気のあるうどんやそばも砂丘荘のほうで提供できたらと、砂丘荘のお客様も増えるし、利益向上につながると考えますがどうでしょうか。

以上で一旦終わります。

○商工観光課長（田代誠治君）

それでは、回答をさせていただきますが、ちょっと質問が複数あって、ちょっとこっこのほうも把握ができなかったもんですから、まず第1問目だったと思います。ゆーぷるの食事を提供するんですけれども、その際については、調理師を砂丘荘からゆーぷるに派遣をして対応していただきたいと思います。なお調理補助についても、同じく派遣をして配膳等を行う予定としております。

それから2問目だったと思いますが、夜のみの提供ということで、ゆーぷるのメニューを楽しみにしている方がいらっしゃるといってご質問でしたが、ご存じのとおり、ゆーぷるのメニューを楽しみにしている方がいらっしゃることは、十分存じております。ただし、両施設の経営状況、それから経営改善を考慮すると、夜のみの提供というふうに考えております。

それから、ゆーぷる吹上の利用者につきましては、グラウンドゴルフなどの利用者など、高齢者が多いということで、そば、うどんの提供ができないかというご質問でしたが、このことにつきましては、ご指摘のメニューについては、今後参考とさせていただきたいと考えております。

以上です。

○5番（下園和己君）

ゆーぷるの宿泊客の食事はゆーぷるで提供するというので、今後もそのようにお願いしたいと思います。メニューにつきましても、今後砂丘荘がゆーぷるの内容は引き継いでいくというようなことだったので、そのようにご努力方お願いしたいと思います。

3つ目のことですが、うどんやそばも提供できたらと思いますけれども、そのことにつきましてはどうでしょうか。

○商工観光課長（田代誠治君）

回答いたします。

先ほど回答をいたしましたので、このことに

つきましても、前向きに検討していきたいというふうに考えております。

**○5番（下園和己君）**

よろしく願い申し上げます。

それと、4つ目の件ですけれども、お風呂をなくしたらどうかというのを私申し上げましたが、これは経営改善をするために、私もあったほうがいいと思うんですけれども、こういうことも考えたらどうかということで質問をいたしたところですが、有効活用して残したいということでしたので、ぜひそのようにしていただきたいと思っております。

5つ目のことですが、ゆーぶるのお客様の予約も砂丘荘が一括してするということですが、フリーダイヤルとネット予約での対応ということですが、問題はなかと考えますか。

**○商工観光課長（田代誠治君）**

回答いたします。

3月までの準備期間中におきまして、予約方法の変更に関する内容をホームページや館内掲示板等でお知らせをいたしまして、さらに過去にご利用いただいた方には、郵便物などで周知を行う予定としております。

以上です。

**○5番（下園和己君）**

問題はないだろうというようなことでしたが、吹上砂丘荘のフロント係がゆーぶる吹上の宿泊予約も受けるわけですので、ゆーぶるの施設研修も行うなど、来年の3月までに職員研修などで準備等にご努力くださるようお願い申し上げたいと思っております。

それから6つ目の伐採の件ですが、ゆーぶるの周りは県立自然公園なので、第2種特別区域となっており許可を受ける必要があると、それと多額の予算をと伴うため慎重に判断したいとの答弁でしたが、面積的に、広い面積だと許可もなかなかもらえないんですけれども、ゆーぶるの周りの小さ

い面積、あるいは数本を伐採、あるいは剪定というようなことになると、許可もおとりんじゃないかと考えます。

それと金銭面についてですけれども、予算がないのは私も重々承知しておりますので、まずは自分で切って、たき物とかそういうふうに使いたいという方がいないかをお知らせ版等で募集するというようなことも考えてみたらどうでしょうか。

**○商工観光課長（田代誠治君）**

回答いたします。

先ほどの答弁にもありましたように、ゆーぶる吹上の周辺は市有地で県立自然公園第2種特別区域内となっている状況でございます。伐採剪定につきましては、県のほうに確認いたしました。根元からの切り落としや根から掘り取る場合などの木竹の伐採には許可の申請が必要だということになります。

また、剪定であっても、規模や状況によっては木竹の伐採に該当する場合がありますので、剪定等を行う際は、県のほうに連絡をするよという指導を受けているところでございます。

今、ご質問の、議員からご質問のあった内容につきましては、個人での伐採ということになりますので、こうなると危険を伴うのも十分考えられますので、ご質問内容については対応できないというふうに考えております。

**○5番（下園和己君）**

個人に限らず、業者でもいいんじゃないかなと私は考えるんですけれども、どうでしょうか。

**○商工観光課長（田代誠治君）**

回答いたします。

当該地につきましては、市の市有地となっておりますので、市で対応することになるかと思っております。

以上です。

**○5番（下園和己君）**

日置市には作業班の人たちもいらっしゃいます。作業班の方々に伐採を、できる範囲で伐採をしてもらうというようなことはどうでしょうか。

**○商工観光課長（田代誠治君）**

回答いたします。

松の高さも結構高い松もあるかと思えます。それで作業班の方が対応できるかというのなかなか判断はしづらいと思えますので、そこら辺は、慎重に判断していきたいと思えます。

以上です。

**○5番（下園和己君）**

軽食コーナーのことにについて返りますけれども、計画ではフライドポテト、フランクフルト、唐揚げ等を計画されているようですが、これは自前で作るのでしょうか、それとも仕入れるのでしょうか。

**○商工観光課長（田代誠治君）**

回答いたします。

軽食コーナーにつきましては、基本的に、人手や手間がかからないようなメニューを検討しております。これらには具体的にメニューにつきましては、コンビニのレジ周りにあるものを想定しておりますが、今、支配人を含めて検討を進めているところでございます。

以上です。

**○5番（下園和己君）**

検討中ということでしたけれども、計画書の中では、そのようなことが書かれておりました。揚げ物のフランクフルト、フライドポテト、唐揚げ等では、ゆーぶるのお客様は高齢者が中心でございます、それで、食堂の代わりに、そういう軽食をおいてもほとんど売上げが望めないとも思われます。お客様からは、うどんやそばの需要が高いですし、ぜひともうどんやそばを提供できるようなことが必要じゃないかと考えますがどうでしょうか。

**○商工観光課長（田代誠治君）**

回答いたします。

ご指摘のメニューにつきましては、今後の参考とさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

**○5番（下園和己君）**

今回の経営改善計画で、ゆーぶる吹上も食堂を軽食コーナーにするという計画は、これは第1回目の経営改善計画であるということですが、次の経営改善計画では食堂なくす前兆のような気がしてならないのですが、どうでしょうか。

**○商工観光課長（田代誠治君）**

回答いたします。

経営改善につきましては、段階的に経営改善を図るということにしておりますが、現在のところ、廃止をする予定ではございません。

以上です。

**○5番（下園和己君）**

ゆーぶるの売店のことにまた返りますけれども、廃止するとの計画でございましたが、売店の利用者が少なく、野菜の納入農家も減っており廃止するというような回答でしたけれども、現在、売店では洋服やハチミツなどの食品目当てのお客様も結構多いし、売店をなくすると、せっかくの広いロビーがもったいないですし、何も置かず殺風景な空間とするより、売店は継続する方が、手数料が少しでも入り利益向上につながるのではと考えますが、どうでしょうか。

**○商工観光課長（田代誠治君）**

回答いたします。

売店の置かれているロビーは、構造上もともと売店を想定していなかったものだというふうに認識はしております。館内案内や団体客の集合場所など、エントランスとしての役割を担えるものというふうに考えております。

以上です。

**○5番（下園和己君）**

もともとなかったからなくすと、そのようなことでは駄目なんじゃないかなというふうに私は考えます。少しでも、ゆーぶるなり、砂丘荘の収入を増やすことをみんなで考えていかないといけないんじゃないでしょうか。そのためには、少額であっても売店を維持することのほうが良いというふうに、私は考えますが、どうでしょうか。

**○商工観光課長（田代誠治君）**

回答いたします。

売店の売上げにつきましては、令和3年度が249万7,000円、それから令和2年度につきましては266万4,000円、それから令和元年度については、488万2,000円というふうになっております。これから仕入額を引きますと、令和3年度が39万3,000円、それから令和2年度は44万円、それから令和元年度は84万2,000円というふうな売上げから仕入額を引いた数字はこういうふうになりますが、これに伴うは人件費、かれこれかかっておりますので、これについては廃止をするという方向に決めたところでございます。

**○5番（下園和己君）**

売店の品物を扱うのに、人手は1人かかるわけじゃないんですよね。フロントの方が対応してると思うんですが、その辺のことから、人件費はほとんどかからないと思いますので、売店を廃止することは簡単ですけれども、販売品目を充実させて利用者を増やす努力を行いまして、ぜひとも継続していくことを再考いただきたいと思います。そのように考えますけれども、どうでしょうか。

**○商工観光課長（田代誠治君）**

回答いたします。

先ほどの答弁にもありましたように、野菜などを扱っている生産者の撤退も相次ぎまして、それから新規参入もないという、また商

品が減っている状況から、ここにつきましては廃止したほうがいいのではないかというふうに決めたところでございます。

以上です。

**○5番（下園和己君）**

経営改善計画というのは、今月の全協で、私どももいただいたところですけれども、この経営改善計画では、誠に失礼なんですけれども、簡単に要約しますと、ゆーぶるの食堂の職員を砂丘荘に移して、砂丘荘の宴会部門を充実させると、そのようなことで一般財源からの繰入金1,500万円が削減できているようですけれども、短絡的効果見込みだと私は感じるところで、疑念を感じる場所でもあります。

はっきりと言えるのは、ゆーぶるの収入と支出は確実に減ります。砂丘荘の支出は増加し、宴会等で収入が増えるということは分かっております。現在、ゆーぶるも砂丘荘も、支配人以下職員は精いっぱい頑張っております。そもそもここ3年、繰入金が増えてきている原因は、世界的あるいは全国的なコロナによる悪影響が大半を占めているものと思われれます。近々コロナも2類から5類へ取扱いが変わりそうですし、来年の夏には、水不足問題が解消してサウナが復活しますと、お客様も増えてくることが予想されます。

しかしながら、私もただ自然回復を当てにするだけではなくて、経営改善は必要と思っております。そこで、この際、宿泊者の食事は自前、軽食は仕入れるか作るかは分かりませんが、中途半端な食堂の改善策を取るよりも、過日全国ネットのテレビ放映もありましたように、日置市、ことに吹上地域は、県内で、一、二を争うそばの産地でございます。この際、吹上のそばを使用していて、吹上を発祥の地とする有名なそばのチェーン店などに、テナントに入ってもらえないか打診してみてもどうでしょうか。

**○商工観光課長（田代誠治君）**

回答いたします。

この経営改善の一番の目的は、一般財源からの毎年1億円以上繰入れている繰入金をいかに削減できるかというところの焦点だと考えております。また、議員ご指摘のように、売上増、利用者の増などより一層の経営努力が必要であるというふうには考えておりますが、まだ同時に経営をスリム化し、コスト削減も必要であるというふうに考えているところでございます。

なお、最後にテナントの件も出ましたが、テナントにつきましても、これらの食堂も、もし廃止される場合等がございましたら、テナントの導入も視野に入れながら検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

**○5番（下園和己君）**

この計画書の中によりますと、雇用人員もそのままというようなことになっております。それで、この書類を計画書を見る限りでは、本当に1,500万円が削減できるかなというのを私は懸念する次第でございますが、やはり食堂はゆーぷる吹上の看板、顔でございます。ゆーぷるには絶対欠かせないものです。実は、私もゆーぷるの食堂の愛好者でございます。ここ1年ぐらい週2回のペースでおじと2人で利用しているところでございます。今後、ゆーぷるで、そば、うどん、定食などが食べれないとなると、施設の魅力は半減し、その悪影響は温泉施設やプールにも及びます。おいしい食事を提供する会社等がテナントに入れば、ゆーぷる吹上の来客増とテナント料という確実な利益増が期待できるので、食堂のテナントを募るということをやってみたらどうでしょうか。再度お尋ねいたします。

**○商工観光課長（田代誠治君）**

回答いたします。

ゆーぷるのメニューにつきましては、引き

続き、吹上砂丘荘の料理長が、安価で提供できる定食メニューを研究というか、しております。その中で、全く同じものができるかというところでもないと思いますが、今、ゆーぷるのメニューを参考にしながら検討を進めているところでございます。なお、テナントにつきましては、先ほど回答しましたけれども、賃料、そういうものが十分入ってくる見込みもありますので、そこについては、また検討してまいりたいと思います。

以上です。

**○5番（下園和己君）**

現在あるゆーぷるの施設の中、売店それから食堂等が一般客に対してはなくなるというような計画でございます。これでは、さっき、ゆーぷるのお客様がご飯を食べてお風呂にいくとか、風呂に入ってからお食事をしようとか、そういった方々が食事がないと非常に困ります。そういったことから、ぜひとも、売店と食堂は、私は必要なんじゃないかなというふうに考えます。

そこで、市長に最後に、私の考える売店継続案と食堂継続案について、市長の見解をお尋ねいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

**○市長（永山由高君）**

国民宿舎吹上砂丘荘と健康交流館ゆーぷる吹上については、現在2施設合わせて1億円以上の繰入金を計上している、そこに対して経営改善を急ぐ必要がある、この前提はをご理解いただいているものと捉えます。もちろん経営改善に当たっては、地域の皆様のご意見をしっかりと伺う必要はございますけれども、お客様にこれはご理解をいただく必要がある部分も当然でございます。

今上がっている経営改善案については砂丘荘とゆーぷるの両支配人を中心とした、現場の皆様方に議論を重ねていただいて出てきた案、これが前提になっております。食堂につ

いては、ゆーぷる吹上の食事をとるという機能は損なわない形で、軽食という範囲の中でどこまでできるか、これをしっかりと検討をしていきたいと、そして売店につきましては、現状の損益構造の分析からよると、このまま継続するのは難しいということが今考えている状況です。

引き続き、損益改善については全力で取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

---

△散 会

○議長（池満 渉君）

以上で、本日の日程は終了しました。

12月20日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します、ご苦労さまでした。

午後3時50分散会

第 4 号 ( 1 2 月 2 0 日 )





## 議事日程（第4号）

日 程	事 件 名
日程第 1	議案第 68号 日置市観光案内所に係る指定管理者の指定について
日程第 2	議案第 69号 日置市森林体験交流センター美山陶遊館及び日置市共同登り窯に係る指定管理者の指定について
日程第 3	議案第 70号 日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」に係る指定管理者の指定について
日程第 4	議案第 71号 日置市伊集院文化会館及び日置市東市来文化交流センターに係る指定管理者の指定について
日程第 5	議案第 72号 日置市体育施設及び日置市都市公園運動施設に係る指定管理者の指定について
日程第 6	議案第 74号 日置市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 7	議案第 75号 公の施設の使用料等の額の改定のための関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第 8	議案第 76号 日置市手数料徴収条例の一部改正について
日程第 9	議案第 78号 令和4年度日置市一般会計補正予算（第10号）
日程第10	議案第 79号 令和4年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第11	議案第 80号 令和4年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）
日程第12	議案第 81号 令和4年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）
日程第13	議案第 82号 令和4年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第3号）
日程第14	議案第 83号 令和4年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第15	議案第 84号 令和4年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第16	議案第 85号 令和4年度日置市水道事業会計補正予算（第4号）
日程第17	議案第 86号 令和4年度日置市下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第18	陳情第 6号 川内原発の運転期間を20年延長しないことを求める件
日程第19	議案第 87号 日置市職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第20	議案第 88号 日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
日程第21	議案第 89号 令和4年度日置市一般会計補正予算（第11号）
日程第22	議案第 90号 令和4年度日置市水道事業会計補正予算（第5号）
日程第23	議案第 91号 令和4年度日置市下水道事業会計補正予算（第3号）
日程第24	閉会中の継続審査の申し出について
日程第25	閉会中の継続調査の申し出について

日程第 26 所管事務調査結果報告について

日程第 27 議員派遣の件について

本会議（12月20日）（火曜）

出席議員 19名

1番	中村清栄君	2番	元山寿哉君
3番	福田晋拓君	4番	長倉浩二君
5番	下園和己君	6番	佐多申至君
7番	是枝みゆきさん	8番	富迫克彦君
9番	重留健朗君	10番	福元悟君
11番	山口政夫君	12番	中村尉司君
14番	黒田澄子さん	15番	下御領昭博君
16番	山口初美さん	17番	坂口洋之君
18番	並松安文君	19番	漆島政人君
20番	池満涉君		

欠席議員 1名

13番 留盛浩一郎君

---

事務局職員出席者

事務局長	内山良弘君	次長兼議事調査係長	神余徹君
議事調査係	上田橋裕生君		

---

地方自治法第121条による出席者

市長	永山由高君	副市長	井多原章一君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	上秀人君
市民福祉部長兼市民生活課長	新川光郎君	産業建設部長兼農林水産課長	城ヶ崎正吾君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	久木崎勇君	消防本部消防長	福山昌己君
東市来支所長	横枕広幸君	日吉支所長	船倉利幸君
総括監兼選挙管理委員会事務局長	瀬戸口亮君	財政管財課長	東正和君
企画課長	上村裕文君	地域づくり課長	濱崎慎一郎君
税務課長	有島春己君	商工観光課長	田代誠治君
福祉課長	坂上誠君	健康保険課長	宮前美紀さん
こども未来課長	馬場口美宗香さん	介護保険課長	松岡政仁君
建設課長	田口悦次君	農地整備課長	東広幸君
上下水道課長	田村長保君	学校教育課長	中鉢吉彦君

社会教育課長 立和名 素 大 君  
監査委員事務局長 内 山 良 弘 君

会計管理者兼会計課長 外 菌 和 代さん  
農業委員会事務局長 東 浩 文 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（池満 渉君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第68号日置市観光案内所に係る指定管理者の指定について

△日程第2 議案第69号日置市森林体験交流センター美山陶遊館及び日置市共同登り窯に係る指定管理者の指定について

○議長（池満 渉君）

日程第1、議案第68号日置市観光案内所に係る指定管理者の指定について及び日程第2、議案第69号日置市森林体験交流センター美山陶遊館及び日置市共同登り窯に係る指定管理者の指定についての2件を一括議題とします。

2件について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長佐多申至君登壇〕

○総務企画常任委員長（佐多申至君）

皆さん、おはようございます。ただいま議題となっております議案第68号日置市観光案内所に係る指定管理者の指定について及び議案第69号日置市森林体験交流センター美山陶遊館及び日置市共同登り窯に係る指定管理者の指定について、総務企画常任委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

本案は、11月22日の本会議におきまして本委員会に付託され、12月5日に委員6名出席の下、委員会を開催し、総務企画部長、商工観光課長など当局の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

まず初めに、議案第68号日置市観光案内所に係る指定管理者の指定についてから報告

いたします。

本案は、日置市観光案内所の指定管理者を指定するにあたり、一般社団法人日置市観光協会に、指定期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間、指定管理料は令和5年度、令和6年度、令和7年度、それぞれ同額の367万3,000円、合計1,101万9,000円とするものであります。

事業者の概要は議案のとおりですので、省略させていただきます。

質疑の主なものを申し上げますと、委員より、事業計画書の中に要望・苦情の対応が記載されているが、市にはどのようなことが寄せられているのかとの問いに、駐車場がないので不便だということが寄せられているとの答弁。

また、ほかの委員より、人件費が年間350万円程度という計画であるが、何人の職員の人件費なのかとの問いに、6名の人件費で、店長が1名と観光ガイドのガイドさん5名を観光案内所で雇用している人の人件費であるとの答弁。

また、ほかの委員より、観光案内所の2階の会議室は利用頻度が少ないと思われるが、今後どのようにして利用頻度を上げていくのかとの問いに、JR伊集院駅は1日に4,000人程度の乗り降り客がおり、そのほとんどが通勤・通学での使用である。観光協会とも協議して、その方々を巻き込めるような活用促進を図り、観光案内所の認知度を上げていきたいとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

討論に付しましたところ、指定管理者制度そのものに反対であるので反対との反対討論がありました。

ほかに討論はなく、採決の結果、議案第68号日置市観光案内所に係る指定管理者の

指定については、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第69号日置市森林体験交流センター美山陶遊館及び日置市共同登り窯に係る指定管理者の指定についてのご報告いたします。

こちらにも議案第68号と同様、日置市森林体験交流センター美山陶遊館及び日置市共同登り窯の指定管理者を指定するにあたり、株式会社モダン薩摩に、指定期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間、指定管理料は令和5年度、令和6年度、令和7年度、それぞれ同額の322万5,000円、計967万5,000円とするものであります。

事業者の概要は議案のとおりですので、省略させていただきます。

質疑の主なものを申し上げますと、委員より、この施設での雇用はどのような状況かとの問いに、正職員が2名とパート職員が5名という雇用であるとの答弁。

また、委員より、事業計画書の中に要望・苦情の対応が記載されているが、市にはどのようなことがよせられているのかとの問いに、利用者アンケートを実施しているが、ほとんどのお客様に満足、やや満足という回答をいただいている。訪れた方については、満足度が高いと理解しているとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

討論に付しましたところ、指定管理者制度そのものに反対であるので反対との反対討論がありました。

ほかに討論はなく、採決の結果、議案第69号日置市森林体験交流センター美山陶遊館及び日置市共同登り窯に係る指定管理者の指定については、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

これで、総務企画常任委員会の報告を終わ

ります。

○議長（池満 渉君）

これから2件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

これから議案第68号について討論を行います。発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○16番（山口初美さん）

私は、議案第68号日置市観光案内所に係る指定管理者の指定について、反対討論を行います。

この指定管理者制度そのものに、私は反対でございます。

この施設は、住民の福祉向上や地域経済活性化のために造られた市民共有の貴重な財産であります。

民間任せにせず、市が責任を持って直接管理し、運営するべきだと考えますので反対です。

以上です。

○議長（池満 渉君）

次に、福田晋拓君の賛成討論の発言を許可します。

○3番（福田晋拓君）

議案第68号日置市観光案内所に係る指定管理者の指定について、賛成の立場で討論させていただきます。

指定管理者制度は平成15年の地方自治法の一部改正により、公の施設の管理と運営を民間事業者指定できる制度で、民間の知恵と専門性を生かしたサービスの向上を目指すためにつくられた制度であります。

一般社団法人日置市観光協会さんは、まだ歴史は浅いとはいえ、私たち日置市の観光発展の一翼を担う団体であります。今後も様々な魅力ある観光事業の提案をしていただき、

またアフターコロナに向けた観光案内所のさらなる活用を期待して賛成討論といたします。

○議長（池満 渉君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから議案第68号を採決します。この採決は、起立採決に代わり、電子表決により行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（池満 渉君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成多数です。したがって、議案第68号日置市観光案内所に係る指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第69号について討論を行います。発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○16番（山口初美さん）

私は、議案第69号日置市森林体験交流センター美山陶遊館及び日置市共同登り窯に係る指定管理者の指定について、反対討論を行います。

私は、指定管理者制度そのものに反対です。これらの施設は住民福祉の向上や地域経済活性化のために、その目的として造られた施設でございます。民間任せにせず、市が責任をもって直接管理し、運営していくべきだと考えますので反対です。

以上です。

○議長（池満 渉君）

次に、福田晋拓君の賛成討論の発言を許可します。

○3番（福田晋拓君）

議案第69号日置市森林体験交流センター美山陶遊館及び日置市共同登り窯に係る指定管理者の指定について、賛成の立場で討論させていただきます。

議案第68号と同様、指定管理者制度は平成15年の地方自治法の一部改正により、公の施設の管理と運営を民間事業者指定できる制度で、民間の知恵と専門性を活用したサービスの向上を目指すためにつくられた制度であります。今回、継続して指定しようとする株式会社モダン薩摩さんについても、今までの実績や利用者アンケート調査においても、何ら問題なく運営されています。したがって、本案については私は賛成といたします。

以上、賛成討論といたします。

○議長（池満 渉君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから議案第69号を採決します。この採決は、起立採決に代わり、電子表決により行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（池満 渉君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成多数です。したがって、議案第69号日置市森林体験交流センター美山陶遊館及び日置市共同登り窯に係る指定管理者の指定については、委員長の報告

のとおり可決されました。

△日程第3 議案第70号日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」に係る指定管理者の指定について

△日程第4 議案第71号日置市伊集院文化会館及び日置市東市来文化交流センターに係る指定管理者の指定について

△日程第5 議案第72号日置市体育施設及び日置市都市公園運動施設に係る指定管理者の指定について

#### ○議長（池満 渉君）

日程第3、議案第70号日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」に係る指定管理者の指定についてから日程第5、議案第72号日置市体育施設及び日置市都市公園運動施設に係る指定管理者の指定についてまでの3件を一括議題とします。

3件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生委員長是枝みゆきさん登壇〕

#### ○文教厚生常任委員長（是枝みゆきさん）

おはようございます。ただいま議題となっております、議案第70号日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」に係る指定管理者の指定について、議案第71号日置市伊集院文化会館及び日置市東市来文化交流センターに係る指定管理者の指定について、及び議案第72号日置市体育施設及び日置市都市公園運動施設に係る指定管理者の指定についての3件につきまして、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る11月22日の本会議において、本委員会に付託され、12月2日、5日に委員全員出席の下、委員会を開催し、担当

部局課長など当局の説明を求め、12月5日に討論、採決を行いました。

指定管理者の選定にあたり、これまで3回の選定委員会を開催し、施設の状況や利用者の推移、収入状況、管理運営実績など様々な観点から施設の今後の方向性について検討し、これらを踏まえ修繕費の上限額、管理運営基準額の協議がなされ、公募による選定、指定期間は3年間と決定し提案されたものであります。

まず初めに、議案第70号日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」に係る指定管理者の指定について、議案の内容を申し上げます。

管理を行わせる公の施設の名称は、日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」であります。

指定管理者候補の名称は、株式会社グッドフェローズダイニングであり、これまでの株式会社日章から当指定管理者候補へ変更となっております。

管理を行わせる指定の期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間であります。

事業概要及び事業計画の主なものとしまして、大浴場、レストラン、宿泊施設、工芸棟、ふれあい健康センターなどであり、様々な世代の方が運動・温泉・食を通して健康になり、笑顔あふれる日々を送れるための交流イベントの実施。また、市民サービス向上策や施設利用促進への対策として、農産物の販売強化、レストランのメニューを全面的に見直し、コスト原価の削減、テイクアウト商品の開発などが提案されております。

また、当指定管理者候補の経営状況につきまして、公認会計士に財務諸表を分析していただき、財政的には特に問題ないとの回答をいただいておりますとの説明でございます。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。



委員より、収支計画書を見ると令和5年度から令和7年度まで、毎年3,184万9,000円指定管理料を支払うことになっており、住民サービスの合理性からコスト削減、業務改善などが必要と考えられるが、今回の選定にあたり、事業種別ごとの収支内容の把握や改善改革の可能性を検証されたのかとの問いに、レストラン、宿泊業務については、コロナ感染症の影響を大きく受けて売り上げも低かった。現在年間を通して、市有財産のサウンディング型市場調査も行っているため、今回指定管理期間を3年間と定めた中で、現状と課題をしっかりと把握し、今後の方向性を探り協議していきたいとの答弁。

また、指定管理者候補からゆすいんのレストランを具体的にどういう形で営業強化していくのか提案があったのかとの問いに、他市で開催されたどんぶりコンテストで優勝するほどの企画力があり、幅広く飲食店を展開している実績あることから、子どもから高齢者まで喜んでいただける特別なメニューを考案し、行列ができるレストランを目指していきたいとの提案があったとの答弁。

また、地域貢献度について、選定委員会の中で加算がつくような評価項目があるのかとの問いに、地域の関係機関との連携体制が図られているか、市内に法人があるか、地元の雇用促進が図られているかなど地域貢献に関する項目はあるとの答弁。

このほかにも多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

その後、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第70号日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」に係る指定管理者の指定については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第71号日置市伊集院文化会館及び日置市東市来文化交流センターに係る指定管理者の指定について、議案の内容を申し

上げます。

管理を行わせる公の施設の名称は、日置市伊集院文化会館、日置市東市来文化交流センターであります。

指定管理者候補の名称は、株式会社舞研であり、指定管理を継続するものであります。

管理を行わせる指定の期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間であります。

事業概要及び事業計画の主なものとしましては、伊集院文化会館、東市来文化交流センターの管理・運営を行うものであり、過去16年の経験を生かすとともに本市の裾野を広げる役割を引き継ぎ、新たな発想でさらなる文化発展に貢献するものであります。

また、2文化施設の利用に関しては、公平・平等を基本とし、指定管理者として市民からの要望を幅広く受け止め、管理運営や自主文化事業の計画を生かすサービスの向上に努め、イベント等のPR、各種団体への会館だよりの発行、文化施設を身近に感じていただくためのピアノ開放・反響板開放デー事業の継続。また、小学生の社会科見学、生涯教育活動発表の場としての利用促進に努めるなどを提案しております。

また、当指定管理者候補の経営状況につきまして、公認会計士に財務諸表を分析していただき、舞台管理、文化施設管理など管理のノウハウを保有しており、設備等についても充実している。特に舞台関係の設備は、他企業と比較できないほど優秀であり、問題ないとの回答をいただいておりますとの説明がありました。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、今回の公募では1社のみ応募であるが、複数の応募でお互い競争してよい提案を比較検討して、審査することが望ましいと考えるが、県内には同様の事業者はないのかとの問いに、舞台芸術など一括して指

定管理しているところは把握していないが、数少ないと思っている。当指定管理候補者は、文化施設管理の知識と経験が豊富で設備も多く保有しており、県内でも有数の企業であると認識している。また、舞台、照明設備など部分的に指定管理しているところは県内にもあるが、把握している範囲では総合的にできるのは当指定管理者であるとの答弁。

また、施設や設備の修繕は、指定管理者が行うのかとの問いに、協定書に基づき、小規模修繕は指定管理者が行い、大規模修繕、もしくは工事を伴うものは市の予算執行となるとの答弁。

また、選定委員会での審査基準は、何点以上で採択となるのかとの問いに、1,400点の7割以上であるとの答弁。

このほかにも多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

討論、採決の前に自由討議を行い、公募により1社しか応募していない状況があるので、多くの企業に応募してもらえよう、今後は公募の在り方を工夫して周知する必要があるのではないかと意見がありました。

その後、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第71号日置市伊集院文化会館及び日置市東市来文化交流センターに係る指定管理者の指定については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第72号日置市体育施設及び日置市都市公園運動施設に係る指定管理者の指定について、議案の内容を申し上げます。

管理を行わせる公の施設の名称は、日置市体育施設、日置市都市公園運動施設であります。

指定管理者候補の名称は、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社であります。

管理を行わせる指定の期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年

間であり、今回新たに指定管理者制度を導入する議案となります。

体育施設の内訳としまして、こけけドーム・東市来総合運動公園・日吉総合運動公園・吹上人工芝サッカー場など日置市体育施設条例に規定する17施設であります。

都市公園運動施設の内訳としまして、湯之元球場・伊集院総合運動公園内施設・吹上浜公園内施設など、日置市都市公園運動施設条例に規定する19施設であり、合計で36施設となっております。

事業概要及び事業計画の主なものとしまして、先ほどご説明いたしました36施設を一括して管理・運営を行うものであり、当指定管理者候補は全国377自治体で取り引きがあり、体育施設、運動施設等13施設の指定管理業務をはじめ、学校給食調理、放課後児童クラブ、学校用務員、図書館、道の駅、キャンプ場、温浴施設など多種多様な実績があり、これまで育成、蓄積してきた人材、ノウハウを活用しながら健康の維持増進に貢献しております。

また、地域に根差した魅力的な事業を展開し、市民目線を十分意識しながら、平等な利用を心がけ、市民サービスの向上を図り、高齢者、障害者等への配慮はもとより、健康寿命につながる取組を計画されております。大会、イベント開催時には、キッチンカーの出店、施設の利用促進を図るための予約システムの導入、芝刈り、床清掃などを行う自動掃除ロボットの配備を提案しております。また、ホームページ、インターネット環境がない方に対しても紙面により広く周知を図り、利用促進を促していくとの内容でございます。

また、当指定管理者候補の経営状況につきましては、公認会計士に財務諸表を分析していただき、上場企業と比較しても遜色のない状況であり、特に問題ないとの回答をいただいておりますとの説明がございました。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

管理運営において、財政的に直営と指定管理を比較した場合、削減効果はどのくらいになるのかとの問いに、経費的には直接コストとして、61万9,000円の削減効果となるとの答弁。

そのほか管理運営に対して、指定管理者制度を導入するメリットをどう捉えるのかとの問いに、幾つかの提案の中で、今回新たに施設予約システムを導入する計画があり、施設の利用状況を的確に把握できるようになり、施設の利用促進、利便性の向上、手続の迅速化につながることを期待される。また、スポーツ教室等の計画があり、市民参加による健康増進につながり、費用的な削減効果では換算できないメリットがあるとの答弁。

また、現在のネーミングライツ協定は、今後も引き継がれていくのかとの問いに、これまでの事情を踏まえて協議していきたいとの答弁。

また、施設予約のために早朝から並ばれる方や自主練習のため予約が取れない方、市外の方が市民の住所を借りて申請する事例や、天候の心配から重複予約される方など様々な課題があるが、指定管理者制度導入後の施設予約システムに反映できるのかとの問いに、施設予約システムは選定委員会で新たに提案されたもので、市民の皆様にご迷惑のかからないような形で進めていきたいとの答弁。

また、ホームページ等により公募しているが、応募してきたのは1社のみであったのかとの問いに、説明会には3社来られたが、実際応募してきたのは1社のみであったとの答弁。

また、公の施設を指定管理者として管理運営する中で、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の市民の方から要望や苦情が多く寄せられると思うが、その対応や改善策、担当課との連携について情報共有できるのかとの問い

に、当指定管理者候補は現在市が雇用している33人について優先的に雇用し、初任者研修、接遇、マナーなどの社内研修を定期的に行い、社員のスキルアップを図る計画など、教育環境は充実しているとの答弁。

このほかにも多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

その後、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第72号日置市体育施設及び日置市都市公園運動施設に係る指定管理者の指定については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（池満 渉君）

これから3件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

これから議案第70号について討論を行います。発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○16番（山口初美さん）

私は、議案第70号日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」に係る指定管理者の指定について、反対討論を行います。

今回は指定管理者が変わります。この施設で働く人たちの中には、経営者が変わることに不安を訴える声もありました。私は、この指定管理者制度そのものに反対です。

この施設は、住民の健康づくりをはじめ、福祉の向上や地域経済の活性化を目的としてつくられたもので、民間に丸投げせずに市が直接責任を持って管理し運営すべきだと考えております。市民共有の貴重な財産であります。市としても、このような施設を本当に住民の宝として責任を持って運営していくことが、今求められていると考えます。

以上、反対討論といたします。

[電子表決]

○議長（池満 渉君）

次に、元山寿哉君の賛成討論の発言を許可します。

○2番（元山寿哉君）

議案第70号日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」に係る指定管理者の指定について、賛成の立場で討論いたします。

今回、公募によって5社からの応募があり、健全な競争力を伴い、選定委員7人の審査により点数化され、決定した過程の透明性を確認しております。

選定された株式会社グッドフェローズダイニングは、このコロナ禍においても飲食事業を中心に順調に運営され、事業計画においても地域と連携した市民サービス向上策や施設利用促進の対応策など、様々な提案がなされ、人を呼べる施設として地域活性化への貢献が期待されます。

また、提出された会計書類についても、公認会計紙確認の上、健全性が確認されているところです。これらを踏まえ、多様化する市民ニーズにより、効果的・効率的に対応するため、民間のノウハウを活用しながら市民サービスの向上を図ることを目的としつつ、指定管理者制度を活用する上で適任なパートナーであると考えます。

以上、根拠として賛成討論といたします。

○議長（池満 渉君）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから議案第70号を採決します。この採決は、起立採決に代わり、電子表決により行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

○議長（池満 渉君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池満 渉君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成多数です。したがって、議案第70号日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」に係る指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第71号について討論を行います。発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○16番（山口初美さん）

私は、議案第71号日置市伊集院文化会館及び日置市東市来文化交流センターに係る指定管理者の指定について、反対討論を行います。

私は、この指定管理者制度そのものに反対です。民間に丸投げせずに、市が市民共有の貴重な財産でありますので、責任を持って直接管理し運営していくべきだと考えます。

そして、市としても文化施設の管理や運営、そういうことができる、得意な、そういう人材を育てることも必要だと考えます。

以上、反対討論といたします。

○議長（池満 渉君）

次に、中村清栄君の賛成討論の発言を許可します。

○1番（中村清栄君）

ただいま議題となっております議案第71号日置市伊集院文化会館及び日置市東市来文化交流センターに係る指定管理者の指定について、賛成の立場で討論いたします。

株式会社舞研は、舞台関係の業務で県内でも屈指の専門業者であり、業務と設備は他企業と比べても優秀であります。現在まで、利用者の満足度を上げるために施設の利用に関

しては公平平等を基本とし、指定管理者として市民からの要望を幅広く受け止め、管理運営や自主文化事業の計画を生かすサービスの向上に努め、イベント等のPR、各種団体への会館だよりの発行など、様々な市民要求の実現のために努力しています。

そういった様々なアイデアで本市の財政難に効率的・効果的に生かし、地域住民のニーズの多様化に対応するのも指定管理者制度であり、これまで過去4期16年のノウハウを生かして、日置市の文化発展に貢献しており、今後のさらなる発展を期待して、議案第71号日置市伊集院文化会館及び日置市東市来文化交流センターに係る指定管理者の指定について、賛成討論といたします。

○議長（池満 渉君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから議案第71号を採決します。この採決は、起立採決に代わり、電子表決により行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（池満 渉君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成多数です。したがって、議案第71号日置市伊集院文化会館及び日置市東市来文化交流センターに係る指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第72号について討論を行います。発言通告がありますので、山口初美さ

んの反対討論の発言を許可します。

○16番（山口初美さん）

私は、議案第72号日置市体育施設及び日置市都市公園運動施設に係る指定管理者の指定について、反対討論を行います。

私は、この指定管理者制度そのものに反対です。この施設は、市民共有の貴重な財産です。体力づくりや健康づくりをはじめ、住民福祉の向上、地域経済発展、活性化、そういうことを目的として造られたものです。この施設の、これらの施設の管理運営は市が直接責任を持って行うべきだと私は考えます。

以上です。

○議長（池満 渉君）

次に、山口政夫君の賛成討論の発言を許可します。

○11番（山口政夫君）

私は、議案第72号日置市体育施設及び日置市都市公園運動施設に係る指定管理者の指定について、賛成の立場で討論いたします。

議案は、体育施設13か所17施設、都市公園運動施設3か所19施設、合計36施設を令和5年4月から令和8年3月31日までの3年間を、3億325万8,000円で東京都調布市に所在し昭和61年11月に設立したシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を指定管理者とするものであります。指定管理者の経営面では、公認会計士に財務等の分析を依頼、上場企業と比較しても遜色のない状況で、リースの債務を除き無借金であり、総合的に指定管理者として財務上は問題ないとの説明であります。

また、全国に支店10か所、営業所64か所を設置し、全国377自治体と取引があり、体育施設及び運動施設等の指定管理者をはじめ、委員長報告のとおり多種多様な業種の運営実績で蓄積されたノウハウの活用で、本市の健康の維持増進やスポーツ振興への事業展開が期待できるものです。

事業計画書でも、現状より安い飲料自販機の設置、自然災害時に飲料水が無償提供できるライフライン自販機、食品自販機やイベント開催時にキッチンカー等の出店等を提案、平等利用の考えから利用受付は原則開館時に行い、ホームページの予約画面から予約可能な施設予約システムの導入で一元的な受付体制の構築等、民間事業者ゆえのノウハウの事業展開も期待できます。

指定管理の応募説明会には、3社が参加されたが公募は1社のみの公募で、選定審査は13人が持つ200点で行い、合計点2,600点とし、審査結果は2,025点で合格基準の7割以上であり、指定管理者として決定したものであります。

公募時に2社が辞退し1社だけの公募の課題や、施設予約システムについても初めての導入とのことだが、詳しい説明が必要とは感じましたが、現在の会計年度任用職員さんを従業員として優先雇用し、初任者研修や接客マナー研修とスキルを上げるための研修も計画されていると説明など、これからの事業展開に期待が持てます。

指定管理者制度は2003年に地方自治法の一部改正で、民間事業者等が蓄積したノウハウを活用し、市民の健康福祉の増進を目的に運営管理し、適切な管理が行われているか定期的に見直すため管理機関を定めて指定を行うことから、民間事業者ゆえの事業改善、改革が望めると確信いたします。

このようなことからシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を指定管理者とすることに賛成すべきものと申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（池満 渉君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから議案第72号を採決します。この採決は、起立採決に代わり、電子表決により行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（池満 渉君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成多数です。したがって、議案第72号日置市体育施設及び日置市都市公園運動施設に係る指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

---

△日程第6 議案第74号日置市国民健康保険税条例の一部改正について

△日程第7 議案第75号公の施設の使用料等の額の改定のための関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（池満 渉君）

日程第6、議案第74号日置市国民健康保険税条例の一部改正について及び日程第7、議案第75号公の施設の使用料等の額の改定のための関係条例の整備に関する条例の制定についての2件を一括議題とします。

2件について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長佐多申至君登壇〕

○総務企画常任委員長（佐多申至君）

ただいま議題となっております議案第74号日置市国民健康保険税条例の一部改正について及び議案第75号公の施設の使用料等の額の改定のための関係条例の整備に関する

る条例の制定について、総務企画常任委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

初めに、議案第74号日置市国民健康保険税条例の一部改正についてご報告いたします。

本案は、11月22日の本会議におきまして、本委員会に付託され、12月2日、5日に委員6人出席の下、委員会を開催し、総務企画部長、税務課長など当局の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

当議案は、県が国民健康保険税の算定方式を現在の4方式から資産割を廃止し、令和5年度を目標に3方式に統一することに伴い、本市においても見直しし、所要の改正を行うものであります。

質疑の主なものを申し上げますと、委員より、資産割がある人とない人の割合はどの問いに、当初の試算になるが、7,156世帯中、資産割がある世帯が2,990世帯であるので、約42%であるとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたところ、委員より、資産割をなくして3方式にするということ自体は賛成であるが、この条例の改正により国保税が増額になる方もいることについては認められないので反対との討論がありました。

ほかに討論はなく、採決の結果、議案第74号日置市国民健康保険税条例の一部改正については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第75号公の施設の使用料等の額の改定のための関係条例の整備に関する条例の制定についてご報告いたします。

本案は、11月22日の本会議におきまして、本委員会に付託され、本会議終了後、総務企画委員会を開き、協議の結果、会議規則第103条の規定により、文教厚生常任委員会及び産業建設常任委員会へ連合審査の申入

れを行いました。その申入れを両委員会が同意し、12月6日に総務企画常任委員会委員ほか各常任委員会の委員19名出席の下、連合審査会を開催し、総務企画部長、市民福祉部長、産業建設部長、教育委員会事務局長及び各担当課長など当局の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

今回の利用料見直しは、第4次日置市行政改革大綱に基づき見直しを行うもので、その趣旨は、受益者負担の原則を基本的な方針として、受益と負担の適正化によるものと利用者の利便性を考慮し、また、近隣や類似施設を参考に公の施設の使用料等の改定が行われました。

改定内容等については、議案等資料のとおりでありますので省略いたします。

質疑の主なものを申し上げますと、第1章総務企画部関係の地域づくり課所管分では、委員より、地区公民館の調理室の使用料は、ガスの使用料込みの金額という理解でいいのかとの問いに、そのとおりであると答弁。

また、ほかの委員より、地区公民館の使用料減免については、全地区公民館同一条件であるのかとの問いに、内規を地域づくり課でも制定しており、各地区公民館に周知している。協議が必要な場合は、地域づくり課に照会をかけていただき、協議の上、検討していると答弁。

ほかの委員より、地区公民館の夜間の使用が昼間の利用料より大幅に上がっているがなぜかとの問いに、これまでの条例の区分を踏襲して改定を行っているかと答弁。

第1章の商工観光課所管分では、委員より、全てのものについて言えることであるが、物価高騰による市民の生活は苦しいと思われる。値上げのタイミングについて検討はなされたのかとの問いに、施設を利用されない方と施設を利用される方との公平性の観点からの改定であると答弁。

次に、第2章の市民福祉部関係では、委員より、施設使用の際、市内在住者と市外在住者が混在して利用されるケースがあるが、その場合の利用料徴収についてはどのように行っているのかとの問いに、使用申請書を事前に提出をいただくので、その申請内容に基づいて判断していると答弁。

ほかの委員より、団体の要件が施設により異なるが、その統一は図られなかったのかとの問いに、今回の使用料の金額が主となるまで、今後様々な事柄も含め、日置市公共施設の使用料見直し方針に基づき協議していきたいと答弁。

次に、第3章産業建設部関係では、委員より、伊作地区多目的共同利用施設の洗濯機の使用料が以前は徴収しており、今回から削除されているが、その理由はどの問いに、各農村センターには味噌などを作る場合の布の洗濯が必要で、洗濯機が設置されているが、ほかの施設で規定していなかったもので、今回削除したとの答弁。

また、委員より、トレーニング室の夜間使用の際の鍵の受渡しはどのように行うのかとの問いに、地区公民館の取扱いと同様であると認識していると答弁。

最後に、第4章の教育委員会関係であります。委員より、体育施設において市内市外でどちらの利用が多いのかとの問いに、利用者割合としては市内が6割、市外が4割となっていると答弁。

また、委員より、今回の使用料改定の中で、東市来総合運動公園の多目的陸上競技場の片面使用のみ利用料が値下がりとなっているが、その根拠はどの問いに、今回面積で算出した際、全面使用については値上がりとなっており、片面使用の場合は、その半分と規定したことに基づき値下がりとなっていると答弁。

また、ほかの委員より、体育館使用で、卓球、バドミントン、バレーボール、バスケッ

トボール、テニスについては1面での利用料金が提示されているが、それ以外の競技については全面と片面での利用のみとなるのかとの問いに、今回の改定は今までの区分を踏襲しているところであるが、指定されている競技については、体育館にラインが引かれているものなどを指定しているところである。

また、他の委員より、照明料について、現在、電気代の高騰で、今回の補正でも増額計上がなされているが、改正はなされていないのかとの問いに、今回は改正の対象ではないと答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

その後、自由討議を行ったところ、夜間使用料が昼間の使用料の倍近くの料金設定について、若い世代は夜間でないと利用できないので、見直しを検討してもらいたいという意見や、市外利用、市内利用の判断基準を明確にし、申請書は市内在住者の申請であっても、使用者の欄には実際使用される方を明確にしたり、利用日誌等でしっかりと把握していただき、料金徴収のトラブルがないよう行っていただきたいという意見や、関連して、その部分の把握が困難であれば、市内外を問わず料金設定することで、市外から来ていただける方への配慮ができるのではないかなどの意見も出されました。

その後、討論を行ったところ、委員より、今回の市の考え方は理解できるが、物価高騰により利用が抑制される予想もあるので反対という討論がありました。

ほかに討論はなく、採決を行ったところ、議案第75号公の施設の使用料等の額の改定のための関係条例の整備に関する条例の制定については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（池満 渉君）

これから2件の委員長報告に対する質疑を



一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

これから議案第74号について討論を行います。発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○16番（山口初美さん）

私は、議案第74号日置市国民健康保険税条例の一部改正について反対討論を行います。

国保の運営主体が鹿児島県に統一されたことに伴い、税の算定方式を4方式から3方式にすることについては、私といたしましてもこれまで要求してきたことでありますので、評価いたしますし賛成です。固定資産税の二重取りになっていたのが、これで解決します。しかし、この4方式が3方式になったことにより、もともと固定資産を持たなかった被保険者が所得割の税額が増えている点、私は認めることができません。国が財政支援をし、増税になることがないようにすべきと考えます。高過ぎる国保税がさらに増税される部分があることを私は認めることはできませんので、反対いたします。

以上、反対討論といたします。

○議長（池満 渉君）

次に、重留健朗君の賛成討論の発言を許可します。

○9番（重留健朗君）

議案第74号日置市国民健康保険税条例の一部改正について、本議案は、県が国民健康保険税の算定方式を現在の4方式から資産割を廃止し、令和5年度を目標として全市町村が3方式に統一することに伴い、必要に応じて保険料に占める資産割を段階的に縮小していくなど、経過措置を設けるものであります。したがって、本議案は賛成の立場といたします。

○議長（池満 渉君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから議案第74号を採決します。この採決は、起立採決に代わり、電子表決により行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（池満 渉君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成多数です。したがって、議案第74号日置市国民健康保険税条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第75号について討論を行います。発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○16番（山口初美さん）

私は、議案第75号公の施設の使用料等の額の改定のための関係条例の整備に関する条例の制定について反対討論を行います。

今、市民の暮らしは物価高騰の影響を受け、ますます大変になっています。少しでも節約したいと市民は苦勞しています。この条例の制定によって、公の施設の使用料が値上げになる部分がございます。この使用料の値上げに、私は市民の負担が増えることに賛成することはできませんので反対です。また、せっかくある施設が利用を抑制されることにもつながりかねないと私は考えます。

以上、反対討論といたします。

○議長（池満 渉君）

次に、下御領昭博君の賛成討論の発言を許

可します。

○15番（下御領昭博君）

議案第75号公の施設の使用料等の額の改定のための関係条例の整備に関する条例の制定について、賛成討論をいたします。

ご承知のように、全国で人口減少が続き、日置市も例外ではありません。当然ながら主たる財源とする市税も地方交付税も減り、逆に、高齢化の進展は社会保障の増加に直結します。また、国県補助金やふるさと納税は決して決定的な財源とは言えず、これからの本市財政はますます厳しくなります。

また、公共施設の多くは、当初の建設資金はもちろんのこと、存在することで多額の維持管理費、修繕費等が発生します。しかし、これらは市民全てが利用するになることはあり得ません。施設の利便性を享受する人とそうでない人の不公平感、平等な公共サービスの提供を旨とする行政の趣旨にも反します。

今回の改正は、施設の市場性の高低から、公費と受益者の負担を公共性の強弱の観点から3段階に分けて使用料を改定し、改定率の上限も設けています。あわせて、日置市が誕生以来、消費税改定時の見直しを除けば、初めてのこととなります。また、今回の改定見直しを受けて、5年後にはよりよい使用料体系の再見直しも計画されています。将来の厳しさには、市民誰もが共通した認識を持っているはずですが、ならば、今からできることから対策を打たねばなりません。それも市民そろっての理解と参加が必要です。そのためには、改定についての丁寧な説明と、市内の利用者への心遣いが欠かせません。大きなカーブは急ハンドルでは曲がりません。早くから少しずつハンドルを切りましょう。戦略的に縮むことを訴えて討論を終わります。

○議長（池満 渉君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから議案第75号を採決します。この採決は、起立採決に代わり電子表決により行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（池満 渉君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成多数です。したがって、議案第75号公の施設の使用料等の額の改定のための関係条例の整備に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時20分とします。

午前11時08分休憩

午前11時20分開議

○議長（池満 渉君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第8 議案第76号日置市手数料徴収条例の一部改正について

○議長（池満 渉君）

日程第8、議案第76号日置市手数料徴収条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長是枝みゆきさん登壇〕

○文教厚生常任委員長（是枝みゆきさん）

ただいま議案となっております議案第76号日置市手数料徴収条例の一部改正につ

いて、文教厚生常任委員会での審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る11月22日の本会議において、本委員会に付託され、12月2日に委員全員出席の下委員会を開催し、市民福祉部長など当局の説明を求め、12月5日に討論、採決を行いました。

内容については、証明書等の手数料の一部が長年据置きとなっていたことから、負担の公平性、受益者負担の原則の観点から、今回200円から300円へ手数料の額を引き上げる改正となっております。なお、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する、戸籍謄本・抄本、全部事項証明につきましては、据置きとなっております。また、コンビニ交付に係る手数料につきましても、普及促進を図る観点から、現行の手数料を据え置くものとなっております。

続きまして、質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、今回の改正に伴いどの程度の増収を見込んでいるのかとの問いに、現行手数料200円から300円に改正されることにより、窓口交付金で560万円程度の収入増を見込んでいる。現在、コンビニ交付の普及促進を図っている観点から、今後コンビニ交付率が上昇していけば、先ほどお示しした増収額は減ってくると思われる。また、コンビニ交付の手数料は全国一律117円であり、市が負担することから、手数料の支出も増えることにつながるが、市民の利便性向上の観点から推進しているところであるとの答弁。

また、今後、手数料の見直し時期についてどう考えているのかとの問いに、経済の動向や近隣自治体の状況を見極めながら、定期的な見直しを検討していきたいとの答弁。

ほかに質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第76号日置市手数料徴収

条例の一部改正については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（池満 渉君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

これから議案第76号について討論を行います。発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○16番（山口初美さん）

私は、議案第76号日置市手数料徴収条例の一部改正について、反対討論を行います。

市民の暮らしは、今物価高騰などの影響を受けて、ますます大変になっています。この条例の改正によりますと手数料の値上げとなるようです。負担が増えることを私は認めることができません。しかし、当局ができるだけ値上げを抑えようと努力された点は評価しておきたいと思います。

以上、反対討論といたします。

○議長（池満 渉君）

次に、漆島政人君の賛成討論の発言を許可します。

○19番（漆島政人君）

ただいま議題となっております議案第76号日置市手数料条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

今回、執行部が手数料徴収条例の一部改正案を提案された背景には、大きく次の3項目があったと認識しています。

1つは、住民票の写しなど窓口で交付する手数料について、人件費や物件費等を基に必要経費を厳密に積算すれば、1件当たり500円を超えとの説明でありました。2つ目は、総務省が把握している窓口手数料

の全国平均は300円だそうです。また、自治体の中には400円徴収している自治体もあるとのこと。3つ目は、様々な必要経費が上がる中で、今まで200円であった窓口手数料を実に37年ぶりに300円に値上げを提案するものであるとの説明でありました。

私はこの説明だけでも、手数料徴収条例の一部改正は必要であると認識いたします。先ほど委員長のほうからも話がありましたけど、今回の手数料改正によって得られる新たな歳入は560万円を見込んでいるとの説明でありました。先ほど手数料徴収条例の一部改正については、市民への負担が伴う改正であり賛成できない、そういった趣旨の反対討論がなされましたけど、私は今回の手数料の改正も含め、こういった細かな見直しを行っていかなければ、結果的に目に見えない形で新たな間接的住民負担が増えてくることが予想されます。したがって、市民全体の負担の公平性や受益者負担の原則の観点からも、今回の手数料改正案は妥当な対応であり、議案第76号に賛成するものであります。

以上で、賛成討論を終わります。

○議長（池満 渉君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから、議案第76号を採決します。この採決は起立採決に代わり、電子表決により行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（池満 渉君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

押し忘れなしと認めます。採決を確定します。

賛成多数です。したがって、議案第76号日置市手数料徴収条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第9 議案第78号令和4年度日置市一般会計補正予算（第10号）

△日程第10 議案第79号令和4年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

△日程第11 議案第80号令和4年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第12 議案第81号令和4年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第13 議案第82号令和4年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第3号）

△日程第14 議案第83号令和4年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）

△日程第15 議案第84号令和4年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

△日程第16 議案第85号令和4年度日置市水道事業会計補正予算（第4号）

△日程第17 議案第86号令和4年度日置市下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（池満 渉君）

日程第9、議案第78号令和4年度日置市一般会計補正予算（第10号）から日程第17、議案第86号令和4年度日置市下水道事業会計補正予算（第2号）までの9件を一

括議題とします。

9件について、予算審査特別委員長の報告を求めます。

〔予算審査特別委員長坂口洋之君登壇〕

#### ○予算審査特別委員長（坂口洋之君）

ただいま議題となっております議案第78号令和4年度日置市一般会計補正予算（第10号）から議案第86号令和4年度日置市下水道事業会計補正予算（第2号）について、予算審査特別委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、去る11月22日の本会議にて、予算審査特別委員会に付託され、12月2日、5日にそれぞれ分科会を開催し、当局の説明を求め、慎重に審査を行われました。その結果を受けて、12月9日の予算審査特別委員会の中で分科会の報告を行い審議しました。

今回の補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ6億3,038万1,000円を追加し、総額を298億5,792万7,000円とするものであります。

今回の補正予算は、物価高騰の影響を受けている事業者等の支援や障害者自立支援給付費の扶助費の増額、寄附金の増額に伴うふるさと納税推進事業費の増額、光熱水費の高騰に伴う予算措置などのほか、来年度の施設維持管理業務等で年度内に契約を行う必要があるものについての債務負担行為の設定など、所要の予算を編成するものであります。

歳入について主なものは、地方特例交付金で新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の増額、国庫支出金で新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金、障害者自立支援給付費国庫負担金、現年補助公共土木施設災害復旧費等の増額、県支出金で障害者自立支援給付費県負担金、農地集積協力金事業費県補助金、県議会議員選挙費委託金等の増額、寄附金で一般寄附金や指定寄附金の増額、繰入金で財政調整基金繰入金の増

額、諸収入で後期高齢者医療市町村療養給付費負担金還付金、源泉所得税返納金の増額、市債で過疎対策事業債の減額、公共事業等債の増額でありました。

歳出についての主なものは、総務費で地区公民館管理費、移住定住促進対策事業費やひおきとプロジェクト事業費、個人番号カード事業費、県議会議員選挙等の増額、民生費で地域生活支援事業費や福祉センター管理運営費等の増額、衛生費でクリーン・リサイクルセンター運営費や水道事業会計事業費等の増額、農林水産事業費で農林振興育成事業費等の増額、商工費でふるさと納税推進事業費、国民宿舎、健康交流館への繰出金等の増額、土木費で一般道路整備事業費等の増額、消防費で特殊勤務手当等の消防本部費の増額、教育費で小・中学校管理費や体育施設等の増額、災害復旧費で現年補助農地農業用施設災害復旧費、現年補助公共土木施設災害復旧費の増額、公債費で借換えによる起債利子の減額等でありました。

3分科会における質疑の主なものをご報告いたします。

財政管財課所管では、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金がこれまで交付されているが、交付金事業についてはどのようにして選定し、どのように交付金を振り分けたのかとの問いに、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金の活用事業については、交付メニューの目的に合った事業内容を検討し、交付限度額を十分に活用できるような事業費で予算化しており、最終的には事業間で充当額を調整し、交付金を最大限活用するようにしているとの答弁。

地域づくり課所管では、ネオ日置建設の補正予算が計上されているが、それを行うことによりどのような日置市になるのかとの問いに、仮想空間のメタバース上にネオ日置が建設されることで、時間にとらわれず日置市の

体験を日本人のみならず外国人もすることができ、日置市に住む人との交流もリアルに体験できる。また、メタバース上で実演販売や観光ガイドを使った観光案内等を行うことができるとの答弁。

消防本部所管では、防疫手当の増額補正があるが、現在新型コロナウイルス感染症については、当初に比べ感染に対する考え方が変わりつつあるが、防疫についても変化があったのかとの問いに、防疫手当の基準は国の規則であり、規則が変わらない国からの通知がない限り、搬送等の変更はないとの答弁。

商工観光課所管では、委託料の予算組替えがあるが、武将飯を活用したPR業務について組み替えた理由はどの問いに、当初武将飯を開発するという事で委託料と旅費、よしとし軍議場の備品購入費を計上して県の地域振興推進事業の採択を受けたが、今年度執行するに当たり、備品をよしとし軍議場に設置するよりも、このメニュー開発を充実して、開発したメニューを使ったスタンプラリーであったり、パンフレット作成を行ったほうが、今後このマイクロツーリズムの獲得に向けて有効ではないかと、商工観光課内や軍議場と協議し、県に相談したところ事業変更が認められたため、今回備品購入費と旅費を委託料に組み替えたものであるとの答弁。

市民生活課では、生ごみ回収事業に参加する自治会等へ配布するタル、家庭用バケツ、水切りの購入費計上について、今回新規に加入する自治会の数はどれくらいかとの問いに、吹上地域6自治会が新規加入したとの答弁。

福祉課所管では、福祉センター費とゆすいん等の光熱水費が増額計上されているが、コロナ交付金に該当しなかったのかとの問いに、委託料や公共施設の電気料は対象外であるとの答弁。

こども未来課所管では、負担金、補助及び交付金の電力・ガス・食料品等物価高騰重点

支援地方交付金は、保育所、認定こども園、幼稚園、放課後児童クラブに支給する内容となっており、その中に認可外3事業所とあるが人数は何人かとの問いに、認可外の保育園については県が把握している。毎年県から調査依頼があった時点で把握するので、今後、入所状況等について把握したいとの答弁。

健康保険課では、後期高齢者医療特別会計への繰出金が計上されているが、今後も増加する傾向にあるのかとの問いに、後期高齢者医療の被保険者は、団塊の世代が対象となっている傾向にあり増加しているので、今年度の状況を踏まえ調整していきたいとの答弁。

学校教育課・教育総務課所管分では、学校の樹木伐採について、樹木医や造園業者の判断により伐採を行うことになるのかとの問いに、明らかに危険性があり緊急性の高いものは、既に予算内で対応済みである。以前、樹木医に現状を確認してもらった経緯はあるが、危険性についての判断は難しいとのことから、今回造園業者をお願いし、状態を確認してもらい、見積り依頼を行ったとの答弁。

社会教育課所管分では、薩摩おいどんカップ実行委員会の負担金について、このおいどんカップとはどのような内容かとの問いに、来年2月から3月に本市と鹿児島市、始良市、薩摩川内市で開催される野球の大会で今回が初めての開催となり、県内あるいは近県でキャンプを行っている、大学、社会人、プロ野球チームが期間中に試合を行うものであり、試合後には子ども向けの野球教室も計画しているとの答弁。

農林水産課では、農業振興費の補助金及び交付金の農業振興育成事業費単独分について、12月補正で計上された理由は何かとの問いに、例年、焼酎こうじ用米の面積が確定した12月補正予算のタイミングで予算要求している。ただし、例年要求することから、令和5年度については当初予算で予算要求するこ

ととしたとの答弁。

農地整備課関係では、歳入の農村災害対策整備事業債について、制度改正により、過疎対策事業債から公共事業等債に組み替えるということであるが、過疎対策事業債は充当率100%で交付税措置率が70%ということであったが、公共事業等債についてはどうかとの問いに、公共事業等債の充当率は、過疎対策事業債より少し低く90%である、また、交付税措置率は20%であるとの答弁。

建設課所管では、道路維持費の燃料費について、単価上昇により32万3,000円が増額計上されているが、これは公用車何台分であるかとの問いに、本庁の公用車が3台、東市来支所の公用車が3台、それから刈払機などの混合油代も含め本庁分で17万5,000円、東市来支所分で14万8,000円増額となっているとの答弁。

分科会の報告が終了し、特別委員会にて質疑を行ったところ、委員より、ひおきとプロジェクトの役務費と委託料の件については質疑があったのかとの問いに、委員会にて詳細な資料が配付されたため、それを確認したとの答弁。また、委員より、武将飯についての中身について質疑があったのかとの問いに、当初予算の審議の際に同様の説明があったので、今回質疑は行っていないとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、分科会長の報告で了承し、質疑を終了。自由討議終了後、討論に付しましたところ討論はなく、採決の結果、議案第78号令和4年度日置市一般会計補正予算（第10号）につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、文教厚生分科会の中での自由討議で、老人福祉費の負担金、補助及び交付金の中で、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の計上において、介護老人福祉施設への交付金が、施設の種別により額を定めてい

るが、施設の規模、定数等がそれぞれ異なっているから実態に沿っていないのではないかと意見があったことを申し添えます。

次に、議案第79号令和4年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご報告いたします。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億1,773万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億8,188万3,000円とするものです。

歳入の主なものは、県支出金で給付見込みに伴う保険給付費等交付金の増額。歳出の主なものは、保険給付費の一般被保険者療養給付費の負担金の支払い見込みに伴う増額でありました。

質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。特別委員会にて報告を行い、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第79号令和4年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第80号令和4年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）についてご報告いたします。

歳入歳出の総額にそれぞれ1,608万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,212万8,000円とするものであります。

歳入の主なものは、営業収入の減額や一般会計繰入金増額の増額。歳出の主なものは、経営費の一般事業費で賄い材料費の減額でありました。

質疑の主なものを申し上げます。人材派遣回数増に伴う労働者派遣業務委託料の増額補正が出ているが、きちんと雇用せず、足りないときだけ人材派遣会社から派遣をしてもらっているのかとの問いに、ハローワーク等に職員の募集をかけているところであるが、な

なかなか人が集まらないため人材派遣会社をお願いしているとの答弁。

ほかに質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。その後特別委員会にて報告したところ、委員より、職員の補充に関しては、計画的にコストカットの意味で職員を採用せずに人材派遣で賄っているわけではなく、積極的に募集をしているという理解でいいのかとの問いに、国民宿舎は当初予算の段階から職員の退職があり、ハローワーク等に募集をかけているのだが、なかなか申込みがないとのことで、現在の職員で対応しながら、どうしても運営ができないときは人材派遣会社に頼らざるを得ないという説明であったとの答弁。

ほかに質疑はなく、分科会長の報告で了承。討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第80号令和4年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第81号令和4年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）について報告いたします。

歳入の主なものは、営業収入の減額や一般会計繰入金の増額。歳出の主なものは、経営費の管理事業費で光熱水費の増額や賄い材料費の減額でありました。

質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。特別委員会にて報告を行い、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第81号令和4年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第82号令和4年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第3号）について報告いたします。

歳入歳出予算の総額は、既定の歳入歳出予

算のとおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ604万1,000円とするものであります。

歳入はなく、歳出については、維持管理費の会計年度任用職員報酬の増額と予備費の減額であります。

質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。特別委員会にて報告を行い、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第82号令和4年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第83号令和4年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）について報告いたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億23万9,000円とするものであります。

歳入の主なものは、繰入金の増額。歳出の主なものは、総務費の介護認定審査会費で会計年度任用職員報酬の増額補正であります。

質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。特別委員会にて報告を行い、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第83号令和4年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第84号令和4年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご報告いたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ149万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2,936万9,000円とするものであります。

歳入の主なものは、繰入金の増額。歳出の主なものは、保健事業費の健康診査費で受診



者見込み及び単価の増加に伴う委託料の増額であります。

質疑の主なものを申し上げます。繰入金について、長寿健診受診者及び人間ドック受診者の増加見込みとの説明であったが、何人ぐらい想定しているのかとの問いに、長寿健診は当初2,000人見込んでいたが、今回70人分を増額して、人間ドックは当初175人を見込んでいたが、今回25人分を増額しているとの答弁。

ほかに質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。特別委員会にて報告を行い、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第84号令和4年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第85号令和4年度日置市水道事業会計補正予算（第4号）についてご報告いたします。

収益的収入及び支出の収入を既定の予算のとおりとし、総額を9億6,762万7,000円に、支出は5,858万円を増額し、総額を9億5,844万4,000円に、資本的収入及び支出では、収入は196万2,000円増額し、総額を4億3,347万2,000円に、支出は275万8,000円を増額し、総額を9億8,200万2,000円とするものであります。

今回の補正予算につきましては、水道事業費用の配水及び給水費で、水道施設動力費の増額等に伴う補正になります。

質疑の主なものを申し上げます。収益的支出の電気料金4,020万円は相当な額であると思われるが、水道料金の値上げ等については、経営努力で対応していくことになるのかとの問いに、水道料金については今年度から値上げしているため、現時点では予算的に足りているという状況であるとの答弁。

ほかに質疑はなく、質疑を終了。特別委員会にて報告を行い、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第85号令和4年度日置市水道事業会計補正予算（第4号）につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第86号令和4年度日置市下水道事業会計補正予算（第2号）についてご報告いたします。

収益的収入及び支出の収入を既定の予算のとおりとし、総額を7億8,235万9,000円に、支出は5,000円増額し、総額を5億3,140万4,000円に、資本的収入及び支出の収入を既定の予算のとおりとし、総額を1億3,019万1,000円に、支出は7万9,000円増額し、総額を3億2,531万円とするものであります。

今回の補正予算につきましては、最低賃金の見直しに伴い、会計年度任用職員報酬等の補正になります。

質疑の主なものを申し上げます。資本的支出の企業償還金について、元金償還金の増額補正を計上したという説明であったが、利子償還金については、減額補正すべきではないのかとの問いに、現時点で全ての利率が確定しているわけではないので、留保しているとの答弁。

ほかに質疑はなく、質疑を終了。特別委員会にて報告を行い、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第86号令和4年度日置市下水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

○議長（池満 渉君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を午後1時とします。

午前11時59分休憩

午後 1 時 00 分開議

○議長（池満 渉君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから 9 件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

これから議案第 78 号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから議案第 78 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 78 号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 78 号令和 4 年度日置市一般会計補正予算（第 10 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第 79 号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから議案第 79 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 79 号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 79 号令和 4 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第 80 号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから議案第 80 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 80 号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 80 号令和 4 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第 2 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第 81 号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから議案第 81 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 81 号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 81 号令和 4 年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第 2 号）は委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第 82 号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから議案第 82 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 82 号は委員長の報告のとおり決定する

ことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第82号令和4年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第83号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから議案第83号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第83号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第83号令和4年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第84号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから議案第84号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第84号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第84号令和4年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第85号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから議案第85号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第85号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第85号令和4年度日置市水道事業会計補正予算（第4号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第86号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから議案第86号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第86号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第86号令和4年度日置市下水道事業会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

△日程第18 陳情第6号川内原発の運転期間を20年延長しないことを求める件

○議長（池満 渉君）

日程第18、陳情第6号川内原発の運転期間を20年延長しないことを求める件を、議題とします。

本件について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長佐多申至君登壇〕

#### ○総務企画常任委員長（佐多申至君）

ただいま議題になっております、陳情第6号川内原発の運転期間を20年延長しないことを求める件につきまして、総務企画常任委員会における審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

本陳情は、川内原発20年延長を止める会、日吉町日置の黒岩廣樹氏より提出され、さる9月2日の本会議において本委員会に付託され、9月15日に委員出席の下、委員会を開催いたしました。

陳情項目は、1、住民の安心・安全な暮らしが必ず守られるという確証なしに、20年運転延長は認められないとの決議を求める。2、政府と県に対して、貴議会から原発40年運転期間を守る意見書の提出を求める、という内容でありました。

9月15日の委員会では、委員より、陳情趣旨も、原子炉等規制法において原発の稼働は40年と決まっており、金属脆化により劣化している原子炉格納容器は交換できず、危険性をはらむため、陳情に賛成するという意見や、現在、燃料価格も高騰しており、安定的な電力は原子力発電である。今すぐ止めるというのは難しいのではないかという意見があり、もう少し審議が必要であるとのことで、9月議会では採決は見送り、継続審査とすることにいたしました。

閉会中の11月2日に九州電力川内原子力発電所に視察を行い、陳情の趣旨の部分の使用済み核燃料の処理方法、運転期間の20年延長を県の原子力安全・避難計画等防災専門委員会への報告前に、原子力規制委員会に提出した件についての詳細の確認、地震の際の耐震についての調査を行いました。使用済み核燃料の処理については、青森県の六ヶ所村の再処理工場施設の状況等を確認、申請については、以前から、県や薩摩川内市には、九

州電力としては特別点検を行う前から原発を長く使用したい意思是伝えてあるとの回答。地震の際の耐震についても説明を受けました。

12月5日に委員会を開催し、現地視察の状況も踏まえて自由討議を行い、その中で、10月12日に川内原発1、2号機について、運転の20年延長を原子力規制委員会に申請し、11月2日には原子力規制委員会が原発の運転期間を原則40年、最長60年とする現行制度を撤廃する政府方針を踏まえて、制度案を示したとの新聞報道があった。長期間運転を認め、無期限延長もあり得るのではないかとの強い意見があった。

また、新聞報道については、まだ案の段階で、正式ではない。20年の運転延長については、原子力規制委員会に申請したので、それを覆すことは市議会としてはできない。基本的には原発に代わる再生エネルギーができれば、原発を運転する必要はないと考える。しかしながら、現在、原発に代わる再生エネルギーもできておらず、原発を稼働させないと工場等への安定電力の供給は止まり、地域経済が停滞してしまう恐れがあるのではないかという意見もあった。

ほかにも様々な意見がありました。自由討議を終了。討論を行ったところ、基本的には原発には反対であるが、それに代わる新エネルギーがないという中、20年延長はやむを得ないという状態であるため反対であるとの反対討論がありました。

また、ほかの委員より、20年運転延長をすることで、市民が安心して暮らせないと思う。延長すれば、避難訓練も継続的に行わなければならないし、新型コロナウイルス感染拡大で、現在は訓練も十分に行われていない現状もある。そのような中、川内原発でもし事故が起こったときは、日置市民も被害を受けることは明らかである。20年運転延長を日置市議会として認めるのは問題があるので

は。この陳情には賛成であるとの討論もありました。

ほかに討論はなく、討論を終了。採決の結果、陳情第6号川内原発の運転期間を20年延長しないことを求める件につきましては、賛成少数で不採択すべきものと決定しました。

以上、総務企画常任委員会の報告を終わります。

**○議長（池満 渉君）**

これから本件の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（池満 渉君）**

質疑なしと認めます。

これから陳情第6号について討論を行います。発言通告がありますので、山口初美さんの賛成討論の発言を許可します。

**○16番（山口初美さん）**

私は陳情第6号川内原発の運転期間を20年延長しないことを求める件の陳情に賛成討論を行います。

やがてもう40年を迎えようとしている老朽化した川内原発1号機、2号機を、さらにあと20年も延長して動かそうと、九州電力は国の原子力規制委員会に申請しました。私たちの住む日置市は、川内原発からわずか22kmから50kmぐらいのところ、とても近いところにあります。もし川内原発で事故が起これば、被害を受けるのはきっと私たちです。この町で安心して暮らしたい、は市民の切実な願いです。

2011年3月11日、東日本大震災で福島第1原発はレベル7の大事故を起こし、膨大な量の放射性物質で大気や海洋、土壌を汚染しました。原発事故によって多くの人々がふるさとを奪われ、地域や家族はバラバラにされてしまいました。11年を経過した後も事故の後処理が進まず、ALPS処理水で再び海を汚そうとしています。

原発は環境汚染を起こす最たるものです。鹿児島県の専門委員会分科会が審査をして、データの開示をしてほしいという声が上がっているにもかかわらず、専門委員の声を無視し、九州電力は原子力規制委員会に20年運転延長の申請をしました。川内原発は長年の間、中性子線の放射を受けて、圧力容器などの脆弱化が進んでいます。

また、スリーマイル島原発事故1979年、チェルノブイリ原発事故1986年、福島第一原発事故2011年など、世界で起こった苛酷事故の教訓を踏まえない旧来の設計で川内原発はつくられています。またコロナ禍の下で、今年の避難訓練は住民不参加で行われました。苛酷事故のときに、全住民が安全に避難できる計画は不可能です。

さて、さらに今鹿児島では鹿屋へは米軍無人偵察機が配備され、奄美へはミサイル部隊が配備されています。また馬毛島には米軍の訓練基地がつけられようとしています。このままでは、この鹿児島が米軍の出撃基地となってしまうのではないのでしょうか。そうなる、決してあってはならないことですが、米国とほかの国との緊張が高まれば、鹿児島が攻撃的となるかもしれません。そんなときに真っ先に狙われるのが川内原発かもしれません。市民の中には、そんなことを本気で心配している方もおられます。1日も早く原発は止めて、廃炉にしていくのが懸命ではないのでしょうか。

そしてさらに、原発は事故を起こさなくても、原発関連労働者の被曝の問題、使用済み核燃料の処分問題があります。特に最終処分については、自然界から10万年もの間隔離しなければならないほどの、高レベル放射性廃棄物が残ります。子々孫々に無責任なことがあってよいのでしょうか。これ以上核廃棄物を排出しないためにも、一刻も早く原発の稼働を止めなければならないと思います。電

気は足りています。私はこの陳情の趣旨に賛成です。

以上、賛成討論といたします。

○議長（池満 渉君）

次に、重留健朗君の反対討論の発言を許可します。

○9番（重留健朗君）

陳情第6号川内原発の運転期間を20年延長しないことを求める件につきまして、基本的には原発に代わる再生エネルギーができれば、原発を運転する必要はないと考えます。しかしながら、現在、原発に代わる再生エネルギーもできておらず、原発を稼働させないと工場等への安定電力は止まり、地域経済が停滞する恐れがあり、再生エネルギーが不安定な現在、原発が安定電源として有効であると考えます。

したがって、延長しないことにつきましては、反対の立場といたします。

○議長（池満 渉君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから陳情第6号を採決します。

この採決は、起立採決に代わり、電子表決により行います。

本件に対する委員長報告は、不採択です。したがって、原案について採決いたします。

陳情第6号を採択とすることに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（池満 渉君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成少数です。したが

って、陳情第6号川内原発の運転期間を20年延長しないことを求める件は、不採択とすることに決定しました。

---

△日程第19 議案第87号日置市職員の給与に関する条例の一部改正について

△日程第20 議案第88号日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

○議長（池満 渉君）

日程第19、議案第87号日置市職員の給与に関する条例の一部改正について、及び日程第20、議案第88号日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

2件について、市長の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第87号は、日置市職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

人事院勧告の内容に準じ、一般職の職員の給料月額を増額し、及び勤勉手当の支給割合を引き上げるため、条例の一部を改正したので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第88号は、日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてであります。

一般職の市職員及び特別職の国家公務員の給与改定を勘案し、市長、副市長及び教育長、並びに市議会議員の期末手当の支給割合を引き上げるため、条例の一部を改正したので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によ

り提案するものであります。

以上2件、内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、御審議をよろしくお願いいたします。

#### ○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

それでは議案第87号日置市職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院勧告の内容に準じ、一般職の職員の給料月額を増額し、及び勤勉手当の支給割合を引き上げるものでございます。なお今回の人事院勧告の内容といたしまして、民間給与との比較の結果、若年層を中心に給料月額を平均で0.23%、特別給与0.1月分引き上げるものでございます。

それでは別紙を御覧ください。まず第1条による改正でございます。第26条第2項第1号は職員及び管理職員の勤勉手当の支給割合をそれぞれ100分の10、0.1月分引き上げ、同項第2号は再任用職員及び再任用管理職員の勤勉手当の支給割合をそれぞれ100分の5、0.05月引き上げるものでございます。

次に、別表第1は給料表の改正でございます。先ほど申し上げました人事院勧告の内容に準じ、若年層の給料月額を200円から4,000円引き上げるものでございます。

ページをめくっていただきまして、給料表の次に、第2条による改正でございます。第1条による改正により、引上げ分は12月期に配分され、6月期と12月期の勤勉手当の支給割合に差が出ているということで、令和5年度以降は6月期と12月期の支給割合を均等に振り分けるものでございます。

第2条中の第26条第2項第1号は、再任用職員以外の職員の勤勉手当の支給割合につきまして、一般職員の6月期と12月期の支給割合をそれぞれ100分の100に、管理職員の6月期と12月期の支給割合をそれぞ

れ100分の120にするもので、同項第2号は、再任用職員の6月期と12月期の支給割合をそれぞれ100分の47.5に、再任用管理職員の6月期と12月期の支給割合をそれぞれ100分の57.5とするものでございます。

附則の第1項は、この条例の施行日を公布の日とするもので、ただし第2条の規定は、令和5年4月1日を施行日とするものでございます。

附則第2項は、第1条の規定による改正後の給与条例の規定を、令和4年4月1日に遡及して適用するものでございます。

附則第3項は、第1条の規定による改正前の給与条例に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなすものでございます。なお、この改正による影響額は、一般会計で1,884万1,000円でございます。

次に、議案第88号日置市長等の給与に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、一般職の市職員及び特別職の国家公務員の給与改定を勘案し、市長、副市長及び教育長、並びに市議会議員の期末手当の支給割合を引き上げるため、改正を行うものでございます。

それでは別紙を御覧いただきたいと思えます。第1条は、市長、副市長及び教育長の、第3条は市議会議員の12月期の期末手当の支給割合を100分の162.5から100分の167.5へ、100分の5、0.05月分引き上げるものでございます。

また第2条及び第4条につきましては、第1条及び第3条で改正しました期末手当の支給割合を6月期と12月期に均等に振り分けるもので、6月期と12月期の支給割合をそれぞれ100分の165、年間で3.3月を

均等に1.65月とするものでございます。

附則第1項は、この条例の施行期日を公布の日とするものでございます。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和5年4月1日を施行日とするものでございます。

附則第2項は、第1条及び第3条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定を、令和4年12月1日に遡及して適用するものでございます。

附則第3項及び第4項は、改正前の規定に基づき支払われた期末手当は、改正後の規定による期末手当の内払いとみなすものでございます。この改正による影響額は全体で48万9,000円でございます。

以上2件ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長（池満 渉君）

これから2件について一括して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第87号及び議案第88号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第87号及び議案第88号の2件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第87号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから議案第87号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定す

ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第87号日置市職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

これから議案第88号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから議案第88号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第88号日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

△日程第21 議案第89号令和4年度日置市一般会計補正予算（第11号）

△日程第22 議案第90号令和4年度日置市水道事業会計補正予算（第5号）

△日程第23 議案第91号令和4年度日置市下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（池満 渉君）

日程第21、議案第89号令和4年度日置市一般会計補正予算（第11号）から日程第23、議案第91号令和4年度日置市下水道事業会計補正予算（第3号）までの3件を一括議題とします。



3件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

#### ○市長（永山由高君）

議案第89号は、令和4年度日置市一般会計補正予算（第11号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,900万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ299億1,692万9,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、人事院勧告の内容に準じ、職員の給料月額を増額し、勤勉手当の支給割合を引き上げたことに伴う予算措置と、一般職の市職員及び特別職の国家公務員の給与改定を勘案し、市長、副市長、教育長並びに市議会議員の期末手当の支給割合を引き上げたこと等に伴う予算措置のほか、国の第2次補正予算に伴う出産・子育て応援交付金の増額について、所要の予算を編成いたしました。

まず、歳入では、県支出金で、出産・子育て応援事業費県補助金の増により3,306万円を増額計上いたしました。繰入金で、歳入歳出予算の調整に伴う財政調整基金繰入金の増により、2,594万2,000円を増額計上いたしました。

次に、歳出では、給料、勤勉手当など1,933万円を増額計上いたしました。衛生費で、出産・子育て応援事業費について3,967万2,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第90号は、日置市水道事業会計補正予算（第5号）についてであります。

収益的収入及び支出については、収入は既定の予算のとおりとし、総額を9億6,762万7,000円に、支出は総額に57万2,000円を追加し、総額を9億5,901万6,000円とするものです。資本的収入及び支出については、収入は既定の予算のとおりとし、総額

を4億3,347万2,000円に、支出は総額に24万6,000円を追加し、総額を9億8,224万8,000円とするものです。

支出では、人事院勧告の内容に準じ、職員の給料月額を増額し、勤勉手当の支給割合を引き上げたことに伴う予算措置で、給料、勤勉手当などの増額をそれぞれ計上いたしました。

次に、議案第91号は、日置市下水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

収益的収入及び支出については、収入は既定の予算のとおりとし、総額を7億8,235万9,000円に、支出は総額に20万1,000円を追加し、総額を5億3,160万5,000円とするものです。資本的収入及び支出については、収入は既定の予算のとおりとし、総額を1億3,019万1,000円に、支出は総額に15万7,000円を追加し、総額を3億2,546万7,000円とするものです。

支出では、人事院勧告の内容に準じ、職員の給料月額を増額し、勤勉手当の支給割合を引き上げたことに伴う予算措置で、給料、勤勉手当などの増額をそれぞれ計上いたしました。

以上3件、ご審議をよろしくお願いいたします。

#### ○議長（池満 渉君）

これから3件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

#### ○14番（黒田澄子さん）

今朝ほど、全員協議会の中でこの事業についての説明を受けたわけなんですけれども、実際ご自分が対象になるのかならないのか気になる市民も多くいらっしゃるのではないかとこの視点で、事業について5点にわたって質問をさせていただきたいと思います。まず、この事業の詳細を市民にも分かるようにという視点でお尋ねをいたします。

1点目に、今年の4月に遡って、この事業

が給付されるということでもいいことだなと思います。4月以降の出産の方は、母子手帳交付はそれ以前に行われているわけですが、この4月以降の出産の方は出産応援ギフト、子育て応援ギフトのどれが対象になるのか、お尋ねをします。

2点目に、今回、本市は現金給付のございますが、国は、資料にもございました様々なクーポンなど、しっかり子どもや妊婦、また産婦及び子育ての応援の根拠で、今回こういう交付金をしっかり確実にその人のところに届くようにという、そういう視点を持った交付金であるようです。

私も先日の一般質問で、この点については様々な提案をさせていただきましたが、本市はとにかくバタバタと始まるものですから、現金給付はもう致し方ないという部分ではありますけれども、今回、国は恒久的な交付金として考えていきたいというふうに考え方を示しています。今後において、本市はこの現金給付以外の計画を検討していくという考えがあるのか、お尋ねをします。

3点目に、伴走型支援において、今回は出産後まで3回の面談が支援の中に盛り込まれています。今朝ほどの全協の中では、ゼロ歳から2歳児まで様々な状況があるだろうから、しっかりと支援をしていくということだったんですが、出産後3回目の面談になる、それが終わった後の2歳児まで育てておられるご家庭における支援というのは、実際どのような形で行われていくのか。

行政のほうで3回の面談で少し気になる妊婦さん、産婦さんがいらっしゃると駆けつけていかれるのだと思うのですが、その後には発生するいろんな問題もあるのかなと思うと、名前が伴走型支援でございまして、そういった方々の声はどのような形で拾われて、また支援ができていくのかなという点のお尋ねをします。

それと4点目に、本市は早い時期から市独自のギフトとしてマタニティボックスをプレゼントしておられます。これは、この支援とは、この事業とは別で、今後もされていくおつもりなのか、ここに混ざっていくものなのか、その点のお尋ねをいたします。

5点目に、今回財源として6分の1は市の負担となっています。実施においては、自治体のほうが手を挙げて行っていくものとなっています。今回本市は手を挙げて実施する判断をされたわけですが、今後、国の事業が続いていく限り、市もこれは実施していきたいというお考えの構想があるのか、5点についてお尋ねをします。

#### ○健康保険課長（宮前美紀さん）

それでは5点ご質問がありましたので、1点ずつお答えしていきたいと思います。

まず制度の内容についてなのですが、伴走型支援のほうと経済的支援という、この2本立てになっておりますけれども、一番関心があるところが給付の、経済的支援のほうになるかと思っておりますけれども、この経済的な支援のほうにつきましては、通常の給付の流れについて御説明しますと、妊娠届出時に面談をして5万円給付、出産後面談をして5万円給付、合わせて10万円というふうな、お1人当たり受け取る形になります。

ただしこの事業につきましては、令和4年度第2次補正予算が12月に国において採決をされておりますので、今年度4月に訴求して、対象者に給付をすることが示されております。よって、今年度については、既に出産をされた方も、4月1日以降に出産をされた方も対象となりますが、具体的には基準日時点、事業開始日となりますけれども、議決された本日ということを想定した場合に、本日時点で既に出産をした方、既に妊娠届出をした方についても対象となります。

既に出産された方については、妊娠期の給

付と合わせて10万円給付することになっております。また、既に妊娠届出を今現時点でされている方については、5万円の給付となります。またその方については、今後出産をしたときにまた5万円給付という形になります。また、本日以降、仮にした場合は、妊娠届出を今後された方については、通常の給付の流れというふうな形になっていきます。

2点目のことにつきまして、クーポンのことも国でも言われているところでもありますけれども、先ほど議員のほうもおっしゃられましたように、この事業が4月に遡及して実施するというので、現段階においては迅速に対応する必要のある対象者がいること、市単独ではサービスが限局されやすいなど課題も多いため、現金給付を予定しております。

今後につきましては、妊産婦の意向等も含めながら、今後も十分検討のほうをしていきたいというふうには思っておりますので、また国のほうにおいては広域的な取組についても推奨をされております。また、近隣の自治体や県の状況等も含めまして、今後検討をしていきたいというふうに思っております。

3点目につきまして、3回面談を実施することになっております。3回目については、こんにちは赤ちゃんという生後4か月までに訪問をするまでの間にしなさいということでありますけれども、それ以降のフォロー体制につきましては、それから乳幼児検診のほうで随時6から8か月検診とか、1歳半検診とか、ずっと節目節目で検診を行っております。

そういった検診や、あと併せて育児相談等も定期的に設けてもおりますし、また支援が必要な方につきましては、地区担当保健師、助産師のほうがそのご家庭を定期的に随時訪問をしていくようになっておりますので、そういった形で伴走して支援がしていけるようにしていきたいというふうに思っております。

あとマタニティボックスの件についてなん

ですけれども、マタニティボックスについても、今後も、これは事業目的が若干異なる性質のものでありますので、地元の企業のほうとも連携しながら、この子供さんが生まれたところを市全体でお祝いをするという趣旨になりますので、こちらについては、可能な限り継続をしていければというふうに現時点では考えております。

あと最後になりますけれども、財源についてなんですけれども、6分の1が自主財源というか、交付税措置をされる予定となっておりますけれども、この財源が続く限りは継続して実施をしていきたいというふうに考えております。

以上になります。

#### ○14番（黒田澄子さん）

低予算のすごくいい事業が本市でもできて、マタニティボックスはまたほかのものとして、今後そのまま続いていくということで、非常に子育て支援にプラスになる事業だと認識をしました。

基準日について、もしかすると、今日本会議で可決をすると今日になるかもしれないという話だったんですけど、今日出産をされた方は、すいませんね、4月からいついつまでというこの期間になると、今日出産をされた方は10万円がいただける人に入っていかのか、昨日までの出産の人は、例えば今日が基準日になった場合、昨日までの人が、まあ言うところ母子手帳の交付時には面談もしていない、8か月健診でも面談もしていない、この事業にはのっついていないけれども、4月に遡及されて10万円いただく方たちの中に入る人は基準日の日まででんでしょうか、それとも基準日の前日までの人が遡及に当たるのか、その点だけ最後お尋ねをします。

#### ○健康保険課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

今細かい内容につきましては、今から検討

するところにしておりますけれども、できるだけ対象の方が漏れない形で検討していきたいと思っております。

以上になります。

**○議長（池満 渉君）**

ほかに質疑はありませんか。

**○7番（是枝みゆきさん）**

引き続きまして、伴走型支援につきまして質問させていただきたいと思えます。

今回伴走型支援制度がいよいよスタートするということで、妊婦それから産婦の様々な相談に乗る機会が改めてこうして確立というか、増えたことに設けられたことを大変喜びたいと思っております。まず最初の質問ですが、伴走型相談支援の職員報酬について伺いたいと思えます。

2枚目の資料になりますが、事業企画専門職それから妊娠フォロー専門職という専門職のお名前が出ておりますが、この専門職というのはどのような免許を持たれた、どのような専門職なのかが1番目ですね。

それから2番目に、報酬の②、③に職務時間のちょっと差が出てきておりますが、この専門職の方々それぞれのどのような仕事内容になるのか伺います。

3番目に先般の私の一般質問に対しまして、なかなか助産師の確保が難しいと、ですが市長の答弁からもできるだけ確保に努めるという答弁をいただいておりますが、今回新しい助産師の確保があったのかを伺います。

**○健康保険課長（宮前美紀さん）**

お答えいたします。

この報酬につきましては、2つの業務内容を想定しております。この事業企画専門職、妊婦フォロー専門職、いずれについても助産師を想定しております。まず事業企画専門職の職務内容としては、妊産婦に実施するアンケート等の内容の検討や妊娠期から出産までの支援内容についての検討、他関係機関との

連携など企画調整に関する業務を想定しております。

また妊婦フォローの専門職の業務内容につきましては、伴走型支援のほうの実際に現場に行って、妊産婦さんに訪問して相談支援をする内容を想定しておりますので、そのような違いになってきます。

あと2つ目のご質問だったんですけれども、助産師の確保につきましては、現時点で新規に登録予定の助産師もお一人把握をしておりますので、現在、五、六名の登録の会計年度の助産師さんがいらっしゃるんですけれども、また新たにお一人ということ把握を現時点でしております。

以上です。

**○7番（是枝みゆきさん）**

また新たな助産師さんの確保もあられたというところで、できるだけ多くの方々に厚い支援をしていただきたいと思いますと考えてところでございます。

もう一つアンケートについて質問させていただきます。

アンケート内容についてその対象者ですね、11節の役務費のところになります。アンケート内容について、対象者と内容はどのようなものかお伺いいたします。

**○健康保険課長（宮前美紀さん）**

アンケート内容につきましては、アンケートを実施する対象者の想定としまして、妊娠初期の方、妊娠8か月の妊婦、産後間もない産婦さんに対してアンケートを実施する予定となっております。

そのアンケートの内容としましては、出産や子育てに対する不安やサポート体制、現在の困りごとなどについて、いくつか項目のほうがあるんですけれども、そういった内容のものになります。

以上になります。

**○7番（是枝みゆきさん）**

今妊婦さんを中心にアンケートをなさるところで、この今回の伴走型支援というところで、相談に乗られるいわゆる伴走者の方々からの視点とか、出される課題も大切であると考えますが、伴走者、助産師さん等になれるのかなと思いますが、のアンケートは取られないのか、意見とか課題等の集約とか吸い上げはどのように行われるのか、国のほうからこのような方々へのアンケートというのが示されているのか、あるいは、なければ市としてはどのように考えていらっしゃるのかをお伺いいたします。

**○健康保険課長（宮前美紀さん）**

お答えいたします。

伴走型支援に携わる方々に対しての意見集約の場とか、そういったアンケートの実施等については、国のほうからそういった対象の方々には資格を持った方々がこの支援者になっていただいたり、あと国でほかの事業になるんですけども、研修を受けられた方という方が対象になりますので、改めてこの方々の意見集約の場を設けなさいということで、国のほうではお示しをされていないところなんですけど、現時点においても、市のほうでは、実際、新生児訪問とかいろいろ乳幼児訪問等をしていただいた後に、担当した助産師さんのほうから担当保健師の方に報告を受けまして、支援の方針の検討や必要と思われるサービスの聞き取りなどを行っております。また、毎年助産師の連絡会というのを実施しております、その中で携わる内容の中で、こういったサービスがあったらいいよねとか、そういうふうな検討をする場というのを設けておりますので、そういった場を活用し今後も継続してまいりたいというふうに思っております。

以上になります。

**○議長（池満 渉君）**

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（池満 渉君）**

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第89号から議案第91号までの3件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（池満 渉君）**

異議なしと認めます。

したがって、議案第89号から議案第91号までの3件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第89号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（池満 渉君）**

討論なしと認めます。

これから議案第89号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（池満 渉君）**

異議なしと認めます。

したがって議案第89号令和4年度日置市一般会計補正予算（第11号）は、原案のとおり可決されました。

これから議案第90号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（池満 渉君）**

討論なしと認めます。

これから議案第90号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（池満 渉君）**

異議なしと認めます。

したがって、議案第90号令和4年度日置

市水道事業会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

これから議案第91号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから議案第91号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第91号令和4年度日置市下水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。次の会議を2時10分とします。

午後1時57分休憩

午後2時10分開議

○議長（池満 渉君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第24 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（池満 渉君）

日程第24、閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。

総務企画常任委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続審査にしたいとの申出がありました。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、委員長

からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

△日程第25 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（池満 渉君）

日程第25、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査にしたいとの申出がありました。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△日程第26 所管事務調査結果報告について

○議長（池満 渉君）

日程第26、所管事務調査結果報告についてを議題とします。

文教厚生常任委員長及び産業建設常任委員長から、議長へ所管事務調査結果報告がありました。配付しました報告書は、市長へ送付いたします。

△日程第27 議員派遣の件について

○議長（池満 渉君）

日程第27、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付しましたとおり、会議規則第167条の規定により、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しましたとおり、議員を派遣することに決定しました。

---

△閉 会

○議長（池満 渉君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

定例市議会の閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

さて、令和4年第4回定例会は、11月22日の招集から本日の最終本会議までの29日間にわたり、指定管理者の指定、日置市職員の定年等に関する条例等の一部改正、日置市国民健康保険税条例の一部改正、公の施設の使用料等の額の改定のための関係条例の整備に関する条例の制定、日置市手数料徴収条例の一部改正、令和4年度一般会計補正予算、特別会計補正予算など、各種重要案件につきまして大変熱心なご審議を賜り、原案どおり可決頂きましたことに対しまして、心から厚くお礼申し上げます。なお、審議におきまして、議員各位からご指摘のありました点につきましては、真摯に受け止め、円滑な市政の運営に努めますとともに、予算の執行につきましても慎重を期してまいります。

最後になりますが、議員各位におかれましては、これから寒さの一段と厳しい季節を迎えますので、ご自愛の上ご活躍頂きますようご祈念申し上げまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（池満 渉君）

これで、令和4年第4回日置市議会定例会を閉会します。皆さん、ご苦労さまでした。

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

日置市議会議長 池満 渉

日置市議会議員 下御領 昭博

日置市議会議員 山口 初美